

平成30年第1回定例会

# 長野原町議会会議録

平成30年 3月6日 開会

平成30年 3月20日 閉会

長野原町議会

## 平成30年3月第1回長野原町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○請願・陳情の付託	12
○町長施政方針演説	12
○同意第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○同意第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第 4号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第 5号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第 6号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第 7号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第 8号の上程、説明、質疑、討論、採決	46

○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第 1 7 号～議案第 3 9 号の一括上程、説明	6 4
○散会について	7 2
○散会の宣告	7 2

## 第 2 号 (3月14日)

○議事日程	7 5
○本日の会議に付した事件	7 6
○出席議員	7 6
○欠席議員	7 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 6
○職務のため出席した者の職氏名	7 7
○議長挨拶	7 8
○開議の宣告	7 8
○議事日程の報告	7 8
○議案第 1 7 号の説明、質疑、討論、採決	7 8
○議案第 1 8 号～議案第 2 6 号の説明、質疑、討論、採決	1 0 4
○議案第 2 7 号～議案第 3 9 号の説明	1 1 9
○会議時間の延長	1 4 3
○延会について	1 4 5
○延会の宣告	1 4 5

## 第 3 号 (3月20日)

○議事日程	1 4 7
○本日の会議に付した事件	1 4 7
○出席議員	1 4 8
○欠席議員	1 4 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 8
○議長挨拶	1 4 9
○町長挨拶	1 4 9
○開議の宣告	1 5 0
○議事日程の報告、日程の追加	1 5 0
○答弁保留の答弁	1 5 1
○諸報告	1 5 2
○議案第 2 7 号～議案第 3 9 号の説明、質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 2
○発委第 1 号の上程、説明、採決	2 1 3
○委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について	2 1 5
○一般質問	2 1 5
篠原 茂 君	2 1 5
黒岩 巧 君	2 2 1
大羽賀 進 君	2 2 9
浅井 進 君	2 3 4
牧山 明 君	2 3 7
○閉会の宣告	2 4 2
○署名議員	2 4 3

長野原町告示第11号

平成30年3月第1回長野原町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月23日

長野原町長 萩原睦男

- 1 招集期日 平成30年3月6日
- 2 招集場所 長野原町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	篠原	茂君	2番	富澤	重男君
3番	入澤	信夫君	4番	浅井	進君
5番	入澤	勝彦君	6番	黒岩	巧君
7番	浅沼	克行君	8番	牧山	明君
9番	大羽賀	進君	10番	豊田	銀五郎君

不応招議員（なし）

第 1 回 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

## 平成30年3月第1回長野原町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成30年3月6日(火曜日)午前11時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 請願・陳情の付託
- 第 5 町長施政方針演説
- 第 6 同意第 1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意について
- 第 7 同意第 2号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議案第 1号 普通財産の譲渡について
- 第 9 議案第 2号 財産の取得について(役場新庁舎及び住民総合センター用地)
- 第10 議案第 3号 長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定について
- 第11 議案第 4号 東吾妻町町道路線の認定の承諾について
- 第12 議案第 5号 長野原町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定について
- 第13 議案第 6号 長野原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第14 議案第 7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第 8号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第 9号 長野原町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第10号 長野原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第11号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第12号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第13号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第14号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定について



- 第22 議案第15号 長野原町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第16号 工事委託契約の変更について（町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事）
- 第24 議案第17号 平成29年度長野原町一般会計補正予算（第8号）について
- 第25 議案第18号 平成29年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第26 議案第19号 平成29年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第4号）について
- 第27 議案第20号 平成29年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第28 議案第21号 平成29年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第29 議案第22号 平成29年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第23号 平成29年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第31 議案第24号 平成29年度長野原町生活再建支援事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第32 議案第25号 平成29年度長野原町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第33 議案第26号 平成29年度長野原町浅間園事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第34 議案第27号 平成30年度長野原町一般会計予算について
- 第35 議案第28号 平成30年度長野原町国民健康保険特別会計予算について
- 第36 議案第29号 平成30年度長野原町へき地診療特別会計予算について
- 第37 議案第30号 平成30年度長野原町簡易水道事業特別会計予算について
- 第38 議案第31号 平成30年度長野原町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第39 議案第32号 平成30年度長野原町公共下水道事業特別会計予算について
- 第40 議案第33号 平成30年度長野原町介護保険特別会計予算について
- 第41 議案第34号 平成30年度長野原町生活再建支援事業特別会計予算について
- 第42 議案第35号 平成30年度長野原町後期高齢者医療特別会計予算について

- 第43 議案第36号 平成30年度長野原町浄化槽整備事業特別会計予算について  
第44 議案第37号 平成30年度長野原町浅間園事業特別会計予算について  
第45 議案第38号 平成30年度長野原町浅間上水道事業会計予算について  
第46 議案第39号 平成30年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計予算について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（10名）

1番	篠原茂君	2番	富澤重男君
3番	入澤信夫君	4番	浅井進君
5番	入澤勝彦君	6番	黒岩巧君
7番	浅沼克行君	8番	牧山明君
9番	大羽賀進君	10番	豊田銀五郎君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	市村隆宏君
総務課長	唐沢健志君	町民生活課長	野口純一君
税務課長	湯本満君	出納室長	松本こづ江君
建設課長	唐澤正人君	ダム対策課長	篠原博信君
上下水道課長	都丸斉君	教育課長	矢野今朝治君
産業課長	野口芳夫君	企画政策課長	中村剛君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 土屋靖彦 書記 平林佑樹

開会 午前 11 時 30 分

◎開会の宣告

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成30年3月第1回長野原町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（浅沼克行君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（浅沼克行君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（浅沼克行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において3番、入澤信夫君、4番、浅井進君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（浅沼克行君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期は、去る2月23日開催の議会運営委員会における協議の結果、2日目

を14日、3日目を20日に予定したところでございます。

会期は、本日から20日までの15日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思ひます。

---

### ◎諸報告

○議長（浅沼克行君） 日程第3、諸報告は議会運営委員会、総務文教常任委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、大羽賀進君。

〔議会運営委員長 大羽賀 進君 登壇〕

○議会運営委員長（大羽賀 進君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議したので報告をいたします。

#### 記

1. 委員会開催日時 平成30年2月23日（金）午前10時より
2. 出席者 ごらんをいただきたいと思ひます。
3. 協議事項

（1）全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日3月6日（火）本会議前）

（2）3月議会定例会の日程について

3月6日（火）～20日（火）までの15日間とした。

{初日6日（火）・2日目14日（水）・最終20日（火）}

（3）会期及び議事日程について

会期日程表及び議事日程のとおり了承した。

（4）提出案件について

提案のとおり了承した。

(5) 議会ハッ場ダム対策会議について

次第書のとおり了承した。(開催日3月14日(水)本会議前)

(6) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(7) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

(8) その他

1) 当面の行事予定等

予定表のとおり了承した。

2) 平成30年5月第2回議会臨時会の開催について

・議会運営委員会 平成30年4月26日(木)午前10時開催予定とした。

・5月臨時会 平成30年5月6日(水)開会予定とした。

3) 管内幼保等各小学校卒業・入学式出席者について

別紙のとおり決定した。

4) その他

議会最終日(20日)、議員、特別職課長等懇親会を行うこととした。

4. 閉 会 (午前11時30分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(浅沼克行君) ただいまの議運の委員長報告終わっただけですけども、5月臨時議会のところを、これ5月9日とあります。5月6日と読んだので、9日でお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長(浅沼克行君) 以上で、議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○議長(浅沼克行君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浅沼克行君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結いたします。

次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、入澤勝彦君。

〔総務文教常任委員長 入澤勝彦君 登壇〕

○総務文教常任委員長（入澤勝彦君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、教育委員会委員や町当局合同による管内教育施設等の調査（地方自治法第109条第2項）の規定による所管事務調査を実施したので、次のとおり報告をいたします。

1. 調査実施日 平成30年2月6日（火）午前8時55分
2. 調査実施箇所 中央幼稚園、中央小学校、第一小学校、東中学校、保育所
3. 出席者 ごらんいただきたいと思います。
4. 調査概要

各小中学校長及び中央幼稚園長、保育所長より平成29年度の教育目標、方針や経営方針、本年度の努力点等について説明を受けるとともに、現況や課題、要望について報告を受けるなど認識を深めた。また、授業見学や修繕要望箇所の確認など、現場施設についても実施した。

今回、事務調査を実施した各小中学校等の生徒、児童数及び課題、要望等の概要は次のとおりである。

以下2ページの（1）から10ページまで調査を実施した順序にて、各学校等の概要や要望等を掲載しております。この場では各学校等で上げられた要望事項について朗読にて報告いたしますので、その概要等は後ほどごらんいただきたいと思います。

初めに、3ページをごらんください。

ここに、中央小学校の要望事項となっております。

（1）西階段手すり増設

西階段に片側に手すりが設置されておるが、弱視児童への配慮やバリアフリーの観点から、手すり増設工事の要望があった。こちらについては設置を検討することとしました。

（2）3階教室のエアコンの設置

夏季において室温が35度以上になるケースがあることから、3階教室4部屋にエアコン設置の要望があった。これについては、必要種別や台数など確認した上で検討することといたしました。

続きまして、5ページをごらんください。

中央幼稚園の要望事項であります。

(1) トイレの改修

便器の不足や老朽化破損などにより、和式から洋式への変更及び全面的な改修の要望があった。これについては改修を検討することとしました。

(2) 園庭

東側なんですけれども、このアスファルト工事。水はけが悪く、ぬかるみや凍結などが目立つ状況である。また中央こども園開園に伴い、未就園児クラスの出入り口や避難通路などとなるためアスファルト工事の要望があった。こちらはアスファルト工事以外の代替対応を検討することとしました。

(3) エアコンの設置

近年は夏季の気温が高いため、エアコンのない保育室2部屋へ設置要望があった。こちらについてはこの夏の状況を見て検討することといたしました。

続きましては、7ページの東中学校についてですが、ごらんのとおり要望事項は特にありませんでした。

続いて、9ページをごらんください。

第一小学校の要望事項であります。

(1) ディスプレー一体型電子黒板、大型テレビモニターの導入

英語教育等において授業改善、学力向上を目的に、ディスプレイ一体型の電子黒板や大型テレビモニターの導入の要望があった。こちらは導入可否を含めて検討することといたしました。

(2) 学級園の整備（校門付近）

板枠の腐食が進んでいるため、安全性確保を目的に改修するとともに利便性向上を図る目的で、学級園における形の変更など整備要望があった。これについては、型枠撤去などの方法を検討することとしました。

(3) 花壇内側の雨よけブロックの修繕

これ玄関付近なんですけれども、ブロックが破損しているため修繕要望があった。こちらについて修繕方法を検討することといたしました。

続きまして、10ページの保育所については、ごらんのとおり特に要望事項はありませんでした。

各学校からの要望事項は以上となっております。

最後に、11ページをごらんいただきたいと思います。

#### 5. 共通事項・総括

今回の事務調査では、各小中学校長、中央幼稚園長、保育所長より教育目標や経営方針等の説明、要望や現状の課題についての報告を受け、東中学校、中央小学校、第一小学校、中央幼稚園、保育所の授業見学や現場視察を実施した。今回事務調査を行った各学校等とともに教育目標や経営方針等に基づき特色ある教育、経営がなされており、関係教職員の大変な努力が見られた。また、近年増加傾向にある特別支援を必要とする生徒、児童への対応や、取り組みについては各学校等ともにきめ細やかな配慮や工夫がなされていると見受けられた。

今回の事務調査を通し、今後も教育行政、現場に対して継続的な支援をしていく必要があることの認識を深め、参加者との共有を図ることができた。また、来年度より中央幼稚園と保育所が統合し、新たに中央こども園が開園となるが、これにより、本町のさらなる教育の充実や教育振興へつながることを期待するところであります。

#### 6. 閉 会（午後3時40分）

なお、本所管事務調査の様子を撮影した写真を別紙に添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（浅沼克行君） 総務文教常任委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終結いたします。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査員より報告書の提出がありましたのでごらんいただければと思います。

最後に、議会活動報告、行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思っております。



---

◎請願・陳情の付託

○議長（浅沼克行君） 日程第4、請願・陳情の付託についてであります。

陳情の付託は、2月28日までに受理された3件であります。配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

---

◎町長施政方針演説

○議長（浅沼克行君） 日程第5、議案上程に先立ち、町長の新年度施政方針演説をお願いいたします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議長の指名をいただきましたので、3月定例会に当たり、施政方針の一端を述べさせていただきます。

町民の皆様からの信任を得て町政のかじ取りを任されてから、4年の月日が経過しようとしております。町民の皆様からは、心温まるご支援と多大なご協力をいただき、「明るく活力のある町づくり」のために全身全霊を注ぎ、取り組んでまいりました。「閉塞感を払拭する」、これが私の第一声でした。私は、この4年間で町の心が未来に向けて歩み始めたことを実感しております。しかし、人口減少とそれに伴う地域経済の縮小という大きな問題が目の前に立ちはだかる中、地域社会の維持、活性化に向けた施策を深化、展開させ、さらに開かれた町を目指さなければなりません。そのために最も必要なことは、全ての世代の住民、全ての地区の住民、町民全ての力と勇気です。オール長野原を形にすることが、私に課せられた使命と考え、もっと前へ長野原町を前進させていく所存でございます。

平成30年度の一般会計予算総額は、過去最高となる約139億という6,000人規模の自治体としては想像を超える大きな予算編成となりました。平成30年度は、子育て経済的支援、高齢者生きがい支援、障害の有無や年齢差によらない元気な町づくり、八ッ場ダムとともに生きる持続可能な町の構築、オール長野原連携による町づくりを重点テーマとして、私の町政に

対する所信を述べさせていただきます。

子供は町の宝であり、高齢者は町の誇りです。長野原町で生活をする全ての子供たちが、健やかにはつらつと成長していくために、学校と行政、家庭や地域が一体となって未来を担う子供たちを育てていかなければなりません。

去年は、応桑こども園を開園させ、応桑・北軽井沢地区の子育て世代の悲願でもありました保育所機能を持たせることを実現いたしました。それと同時に、こども館の整備もスピード感を持って進めさせていただいたため、放課後、子供たちの居場所と時間の確保に大きな改善が見られました。

平成30年度は、中央こども園を開園させるほか、子供たちが明るく、そして楽しく学べる学校の環境を整えていくとともに、温かい教育体制を構築できるように学校と行政がしっかりと連携を図り、支援体制を充実してまいります。また、それと同時に給食費を無償化するなど、より子育てしやすい環境をつくるために、母親の目線、父親の立場に立った経済的支援のスキームをつくり、適切な応援を今後拡充していきたいと考えております。

超高齢社会の到来を目前に控え、長野原町においても高齢者の方々が住みなれた地域で自分らしく生き生きと過ごせるように、行政と医療や介護、そして地域が一体となって高齢者の生活を支えていかなければなりません。特に、医療機関との連携は必要不可欠であります。公立病院である西吾妻福祉病院やへき地診療所を初め、各医療及び介護施設との連携の強化を図ってまいります。それとともに重要なことは、高齢者の方々がいつまでも明るく、笑顔で過ごせるために、居場所や生きがいがづくりが喫緊の課題であると捉えております。

川原畑地区のグラウンドゴルフ場は、平成30年度から運用が開始されます。横壁地区の屋内運動施設に関しても、建築工事がスタートいたします。既存施設も含め、運用方法やシステムを構築することが非常に重要であり、高齢者のみならず万人が楽しく利用できる場所となるように整備してまいります。生きがいがづくりの根幹を担う老人クラブ連合会をさらに盛り上げる組織にするために、支援体制も充実してまいります。また、シルバー人材センターの現状を見直し、高齢者が活躍できる場所をふやしていきたいと考えております。とにかく、子供たちや高齢者を地域で支えることのできる地域コミュニティの再生は、居場所づくりや生きがい支援が最も重要なファクターであると考えております。

人口減少社会にどう向き合っていくべきか、これは地方の自治体全てにおいての悩みであることは間違いありません。人口減少をいかに克服すべきかを考えることは必要なことではありますが、人口がある一定まで減少してもいかに元気で生きていけるかを考えることも非常

に重要なこととございます。そのためには、障害者やその保護者の立場に立った町づくり、高齢者や幼い子供たちの立場に立った町づくりが必要です。在宅福祉事業を強化し、地域包括ケアシステムを構築していくことは、今長野原町に課せられた最大の課題の一つであります。このシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくものですが、地域間や民間との連携に加え、近隣町村との連携も大きなポイントになってくると考えます。平成30年度は、特に医療介護施設と連携協力してシステムの礎をつくってまいります。

防災に関して、去年は町民の防災意識を高めることを目的に、長野原町では初めての試みで防災フェスタを開催いたしました。30年度も町民の意識を向上させるための施策を展開していきたいと考えております。

交通弱者対策として昨年スタートした外出支援バスに関しましても、福祉バスとあわせて住民の皆さんのニーズに合ったバス事業に進化させていきたいと思っております。また、幅広い高齢者や障害者が利用できるように温泉入浴事業も拡充する予定であります。

近年、児童等の発達障害が顕在化する中、早い段階での対応が重要だということに着目し、長野原町では事業を民間に委託し、児童発達支援事業所を開所することにいたしました。これは吾妻郡でも初めての施策であり、将来は長野原町民だけにとどまらず、近隣町村にも利用者を広げていきたいと考えております。

これら福祉事業を考えると、外すことができない重要な組織があります。それは社会福祉協議会です。私は、これから元気な長野原町をつくっていくためには、社会福祉協議会の改革が必要不可欠であると考えております。平成30年度は、社会福祉協議会がもっと町民の皆さんと寄り添い、ともに歩いていける組織に変えていくための第一歩の年にしてまいります。そして、長野原町は「生きる力を育む町」をスローガンに、全町民で歩いていくことを宣言いたします。

60有余年八ッ場ダム問題として常に問題視されてきたこの事業も、残すところ2年となりました。私は「やんば」を「問題ではなくブランドへ」、「問題からブランドへ」というスローガンを掲げ、声を上げてまいりました。各地区の皆さんも、このときを正念場と捉え、一生懸命頑張ってくださいっております。若手を中心としたチームやんばという組織まで生まれました。明るい未来のやんば地域をつくるためには、今が一番重要な時期です。

長野原地区では、JR長野原草津口駅と一本松地区をつなぐ自由通路や、琴橋のかけかえ工事、そして公園などが整備されます。林地区には町道等のインフラ整備のほか、埋蔵文化

財保存センターや農林産物集出荷加工所の建築が始まります。川原畑地区においては、グラウンドゴルフ場が完成し、その後スポーツ公園の工事を予定しております。川原湯地区には、温泉幹線街路の工事が急ピッチで進む中、川原湯温泉駅に隣接するアウトドアレジャーを中心とした地域振興施設を進めてまいります。そして横壁地区においては、屋内運動施設を初め、観光施設を計画しておるところでございます。また、ダム事業ではありませんが、生活再建事業の一環として、長栄橋のかけかえ工事を進めてまいる所存でございます。

この2年間で、八ッ場ダム周辺が大きく生まれ変わります。しかし、それと同時に、維持管理の問題を並行して考えていかなければなりません。残り2年の間に、国土交通省、群馬県、そして長野原町の3者で維持管理の担当をしっかりと明確化し、町民の皆様にお示しできるようにいたします。また、この60有余年かけてつくり上げてきた長野原町の宝を、長年にわたって維持し、守っていくことは我々の使命であります。この八ッ場ダムと長野原町が将来持続可能な発展をしていくために、維持管理を含め、町全体の地域振興を担う組織を2年後のダム完成を目途に構築していくことをお約束いたします。

重点テーマとしてここに挙げたものは、全てが連携、協力なくしてなし遂げられるものではありません。そのほかにも、町の基幹産業である農業をもっと強くしていくためにも、有害鳥獣による被害対策や農地等の多面的機能保全の事業など、さらに拡充を図ってまいります。これに関しても地域の皆さんのマンパワーや連携が必要です。今、全国にも注目を集めている酪農ヘルパーに地域おこし協力隊を投入することには、JAや地元農家の協力が必要です。

浅間山北麓ジオパークも、嬭恋と連携してさらに盛り上げていく所存でございます。また、包括協定を結んでいる跡見学園女子大学との協働事業も、長野原町の宝である長野原高校が行っているコミュニティーハイスクールのことも、全てにおいて大きなポイントになるのが連携でございます。平成30年、長野原町役場職員の目標も連携という2文字を上げ、意識を統一したところでございます。

平成30年には、役場新庁舎及び住民総合センターが完成いたします。交流スペースを設けたエントランスホールを初め、280席を有する交流ホール、心地よい空間が広がる図書資料室が、まさに多くの連携と協力を得てお披露目できる予定です。新たな町のシンボルとなることは間違いありませんが、町の交流の拠点、さらには吾妻郡の拠点になることを私は信じております。

オール長野原を形に、長野原町民全てが連携の心を持ち、ともに歩いていくことを願うば

かりでございます。私も皆さんの期待に応えるべく、粉骨砕身の思いで全力を尽くす覚悟でございますので、町民の皆様のさらなるご協力並びに連携の力を賜りますよう、伏してお願い申し上げます、平成30年度に向けての施政方針とさせていただきます。

○議長（浅沼克行君） 町長、ありがとうございました。

ここで暫時休憩します。

午後1時より再開いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第6、同意第1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

本件については、当事者であります市村隆宏君が議場におられますので、本件の審議が終了するまで暫時退場をお願いいたします。

〔教育長 市村隆宏君 退場〕

○議長（浅沼克行君） それでは、初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 長野原町教育委員会教育長の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町教育委員会教育長の市村隆宏氏が3月31日をもって任期満了となります。市村氏は、昭和31年2月17日生まれの62歳で、平成27年4月1日に就任されて以来、1期3年にわたり教育委員会教育長としてご活躍いただいております。

今回の任期満了に伴い、これまでの実績を踏まえ、引き続き教育委員会教育長に任命いた

したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、長野原町教育委員会教育長の任命同意についてをお諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。同意第1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意については、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、篠原茂君、2番、冨澤重男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅沼克行君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と記入し、反対の方は「反対」と記入願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1番、篠原茂君、2番、富澤重男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（浅沼克行君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛 成 9票

反 対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開き、市村隆宏君の入場を許します。

[議場開鎖]

[教育長 市村隆宏君 入場]

○議長（浅沼克行君） 市村君に申し上げます。

ただいま議題となりました同意第1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり同意することとなりました。

ここで、再任となりました市村隆宏君にご挨拶をお願いいたします。

[教育長 市村隆宏君 登壇]

○教育長（市村隆宏君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので一言挨拶をさせていただきます。

ただいま、町長の任命に対する同意をいただきまして、身の引き締まる思いであります。

この3年間はあっという間に過ぎて、何をやっていたかわからないほどの速さで過ぎてしまいました。ことしは、先ほど町長の町政の報告にもありましたけれども、応桑こども園を開園して、なおかつ応桑、北軽のこども館、これもことしスタートさせました。ただ、1年

たってみて、こども館につきましては、今利用者への全員にアンケートをとっております。それがまとめ次第、来年度に向けてのこども館の運営をまた今後考えていきたいなど。それから、来年度に向けましては中央こども園が開園いたしますが、それらのことにつきましても、ただいま鋭意工事を進めていて、園舎のほうはでき上がっておりますが、外構を今工事を始めるところであります。そんな形で、これから子ども・子育て、できるだけもう数の少ない子供たち、町の宝である子供たちをよりよく育てるために、町としてできることをこれからも考えていきたいなというふうに思っております。なお、高齢社会に向けて、高齢者はもちろん、町民を含めた生涯学習という観点からも町民の健康、それから文化、スポーツ等についても力を入れていければなというふうに思います。

これから私が考えていくことをいろいろと皆さんの協力を得ながら、1人ではとてもできることではありますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが挨拶にかえさせていただきます。これからもよろしくをお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） ありがとうございます。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） それでは日程に戻ります。

日程第7、同意第2号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 同意第2号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

萩原和子さんは、平成27年7月1日から、1期3年にわたり人権擁護委員としてご活躍いただいておりますが、平成30年6月30日をもちまして任期満了となります。

現在就任中の萩原さんは、地域住民のよき相談役として人格、識見も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任であり、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。ご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。



○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、お諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。同意第2号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、篠原茂君、2番、富澤重男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅沼克行君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と記入し、反対の方は「反対」と記入願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1 番、篠原茂君、2 番、富澤重男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（浅沼克行君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛 成 9 票

反 対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

### ◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第 8、議案第 1 号 普通財産の譲渡についてを議題とします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第 1 号 普通財産の譲渡について、提案理由のご説明を申し上げます。

国土交通省が施工する代替地造成工事区域内にあります法定外公共物等の敷地は、平成18年11月24日付で国土交通省と締結した覚書に基づき、国土交通省がつくる区画内道路の敷地と交換することになっております。

今回、国からの申請による用途廃止が完了し、町所有の普通財産となりましたので、その

敷地を国土交通省へ譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第1号 普通財産の譲渡につきましてご説明いたします。

今回は、1件2筆でございます。

1枚返していただきまして、資料1をごらんください。

平成30年2月6日付で、八ッ場ダム工事事務所長より譲渡依頼がございました。

土地の所在と面積でございますが、長野原町大字川原畑字鈴669番49外1筆の公衆用道路、合わせて29.97平方メートルでございます。

資料2の位置図をごらんください。

場所は、図面中央の国道145号八ッ場バイパス川原畑立体交差東側の赤で着色された部分で、現在国土交通省が整備工事を実施しているグラウンドゴルフ場の予定地でございます。

なお、資料3は、国土交通省との覚書の写しでございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号 普通財産の譲渡については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第9、議案第2号 財産の取得について（役場新庁舎及び住民総合センター用地）を議題とします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 財産の取得について（役場新庁舎及び住民総合センター用地）提案理由のご説明を申し上げます。

役場新庁舎及び住民総合センターについては、年内の完成を目指し、鋭意工事を進めているところでございます。このたび、当該施設用地として取得するための手続が整いましたので、国土交通省から用地を取得し、事業完成に向けて進捗を図っていきたいと考えております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第2号 財産の取得について（役場新庁舎及び住民総合センター用地）ご説明いたします。

今回は取得につきましては、町長説明のとおり役場新庁舎及び住民総合センター用地として、国土交通省が代替地造成をした土地を取得するものでございます。取得する土地の詳細及び費用の案分方法につきましては、2月議会全員協議会でダム対策課長が報告したとおりでございます。

土地の所在は大字長野原字久々戸1340の11外4筆の雑種地及び宅地、数量は合計で1万5,904.4平方メートルでございます。取得金額は4億8,482万114円で、相手方は契約担当官関東地方整備局長泊宏でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

土地の所在図でございます。

図面中央の1340番地11は黄色で着色された庁舎、住総周辺の駐車場用地4,004.31平方メートルと、緑色のブロック積み等のり面用地2,475.17平方メートルで、双方を合計した1万309.66平方メートルが取得面積となりますが、のり面用地は無償のため取得金額には反映されてございません。図面左上黄色の1340番地13は駐車場用地で1,187.63平方メートル、ピンク色の1340番地11は役場新庁舎及び住民総合センター用地で4,004.31平方メートル、本体裏側ピンク色の1340番地9は庁舎附属等用地で266.8平方メートル、本体右側ピンク色の1340番地10は熱源機械室等用地で136平方メートルでございます。なお、灰色で塗られた県道の進入路から下水処理場へ通じる道路までの用地1340番地12は、町道敷地として国から無償譲渡される予定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

参考までにお聞きしたいんですが、地目が宅地と雑種地ということになっていますが、それぞれの分譲単価はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） ただいまの牧山議員からのご質問でございます。

雑種地単価につきましては、1平方メートル当たり3万4,100円でございます。宅地単価につきましては、1平方メートル当たり4万200円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 8番、いいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号 財産の取得について（役場新庁舎及び住民総合センター用地）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第10、議案第3号 長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、1番、篠原茂君が除斥の対象となります。したがって、本件の審議が終了するまでの間、暫時退場をお願いいたします。

〔1番 篠原 茂君 退場〕

○議長（浅沼克行君） それでは、初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

道の駅八ッ場ふるさと館につきまして、長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき候補者を選定いたしました。団体名は、株式会社八ッ場ふるさと館代表取締役篠原茂。指定の期間につきましては平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

つきましては、地方地自法第244条の2第6項及び長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 議案第3号の長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定につきましては、先ほど町長より説明があったとおりでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

現在は、道の駅の管理運営を目的として、平成24年5月28日に会社を設立いたしました株式会社八ッ場ふるさと館が、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで指定管理者となつ

ております。このたび、指定の期間が終了を迎えるに当たり、同社に対しまして、長野原町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者の候補者として指定申請書の提出を依頼いたしました。1月11日付で指定申請書の提出を受け、同条例第4条の規定に基づき各基準に照らして総合的に審査した結果、指定管理者の候補者として適当と判断し、引き続き株式会社八ッ場ふるさと館での指定に至っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

参考までにお聞きしますが、指定管理の条件について簡単に。それから、何か変更があるのかについてもお願ひします。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 簡単に申し上げますと、まず事業計画書を出していただいております。その中に野菜の直売所とコンビニエンスの経営、食堂の経営等具体的な計画を出させていただいて、今回申請に至っております。内容等の変更につきましては前回と同様でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

そうすると、指定管理料も年300万でしたっけ、それで変更はないということですか。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 管理料につきましては、利益出ているわけですがけれども、毎年その30%という形で納めていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 2番です。

今、八ッ場ふるさと館の指定管理者の期限の更新ということなんですが、ほかにこの条例に基づいて指定管理を行っている事業所、数等々ありましたら教えていただけますでしょうか。

か。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） ただいまちょっと手元に資料等がございません。ちょっとまとめて追って報告させていただくことでよろしいですか。

○議長（浅沼克行君） 2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） それに関連しまして、新しく事業所が各地区にこれから2年間かけてでき上がってくるという中で、指定管理制度をもって町が管理委託するというような予定のものがありましたら、また教えていただければということです。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 富澤議員のご質問でございます。

これから、今横壁地区、川原湯地区の振興施設、あるいは集出荷加工施設ですか、そういったものもできてまいります。それを指定管理とするかどうかというのは、また事業の形態、それとそれを担うべき会社等の状況、そういったものも勘案しながら決めなければいけないと思っています。今までの例でいいますと、道の駅のように収益的な施設については指定管理が妥当かなというふうに考えておりますが、収益よりも地域の産業の振興とかそういったものを担うものについては委託管理といいますか、通常の。そういったものもあり得るのかなというふうに考えております。まだ、今後その内容をまだ検討中でございますので、そういう検討が進む中でまた指定管理にするか否かということを検討し、また議会にも報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） いいですか、2番。

ほかには。

9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） ちょっとお伺いしたいんですけども、この八ッ場ふるさと館が利用されている業者さんがたくさんおられるんですけども、何とも使い勝手の悪いところだという評判がかなり聞いております。やっぱりそこで農産物を卸しておられる方も、もっと販売するスペースがこの設計じゃ間違っているんじゃないかとかいろいろ聞いていますけれども、この指定管理で今まで引き続きやってもらうことになると思うんですけども、もしそういった要望が町でもそれをリフォームなり何か使い勝手のいいような方向に改造してもらえるんですか。その辺のところをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。



○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 大羽賀議員のご質問でございます。

当初、あの施設をつくる時に直売が中心だというようなお考えの中で、林地区の9人の方々が検討してきたわけでございます。そういう中で、コンビニエンスストアも必要だろうというような考えだとかいろんな考え入ってまいりまして、現在の直売のスペースが比較的小さくなってきたというふうに承知しております。

大羽賀議員のおっしゃるとおり、今の道の駅を運営するハッ場ふるさと館のほうからも売り場面積をなるべく確保したいと、特に直売については非常に収益も上げているので、屋根のかかったような施設をもう少し広げられないかというようなご要望もでございます。その辺は建築基準とかそういったものも勘案しながら、現在はやはりテントを張って、夏場の野菜等の非常に多く出る季節にはワゴン販売をしているわけですが、多少限界もあるというふうに聞いております。今のところ始めて5年ですが、毎年度収益を上げていただきまして、町に対しても先ほど説明のあったように30%のお金を納めていただいているわけでございますので、そういうお金の状況を見ながら、また敷地も限りがございますので、そういう中で広げられるかどうかというのを確認してまいりたいと思います。

また、これ国土交通省から用地を買ったときに、その用地について先ほどの庁舎の中の説明の中にもありましたとおり、宅地の部分と荒造成の部分というのが値段が違います。当初つくった建物のいわゆる屋根のひさしの下というのを宅地で買ってあります。それ以上にもし建物が出るとなると、本来ならばその金額は違うもので買わなくちゃいけなかったということになって、その縛りが10年間ございます。その10年間、そういったものも考えながら、ただ、今後非常に需要が高まっている道の駅、野菜等も非常に売れているというふうに聞いていますので、そういったことも勘案しながら、将来的に広げられるかどうかということをしかり検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） 9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） あと5年ぐらい動かせないということなんですか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 正式な言い方をすると、もし建物がふえれば、その分の差額を国交省にお支払いをしなければならないというのが大原則になると思います。あと2年たちますと国交省はいませんが、実際に縛りが10年というのがしかり契約書に書いてあります。そういう書いたものを破るということはいけませんので、それに向けて今から検討を始めて、広げることができればしかり広げていく、また、これから5年

間の経営の状況も見てまいらなければならないと思っています。直売のほうがどんどん好調になるようであれば、やっぱり一日も早くそういった措置をとらなければならないというふうにも考えますけれども、今言ったような縛りもやはり町ですので守らなければならないというふうには考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） よろしくお願ひいたします。

結構直売所でいろんな野菜を売って、非常にお年寄りの方々が、家庭菜園の方々が非常にいい小遣い稼ぎをしているなというふうに見えますので、年間多分70万人以上あそこは来ているんだという話を聞きました。そのうちレジに通るのが30万人とか40万人ぐらい。それでもかなり利益はあるところだなと思っていますので、今後とも町の発展にもつながるので、店の拡張とかいろいろ今後そういう問題が出てくると思いますが、その節にはよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） また議会の皆さんと相談しながら、町で初めてできた振興施設でございますし、また非常に人気のある道の駅でございますので、より発展していくように努力したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 10番です。

今、林の住民である篠原さんが社長の会社に指定管理ということでほったんですけれども、なぜかと言うと、横壁でも今食堂、体育館、またそのほかもあるかもしれませんが、そういう中で、前にこれは検討する中で指定管理について、うちの今の会議の中で若い人から質問が出ました。指定管理して5年たったらまた指定してもらえるのかといったときに、いろいろダム課長さんがいろいろ考えたんで、よく聞いていなかったかどうかわかりませんが、指定されるかされないかわからないというような話を聞いたんです。だけれども、常識から考えたり、普通でいけば林地区の生活再建がもとでやったわけだから、問題がなければ普通であれば継続していくということだと思ふんです。ということは、例えば若い人がやったときに5年たったら指定されるかされないかわからないというんじや、やっぱり仕事は立ち上げられないんです。そういうこともありますんで、いろいろ契約条項があ

るわけですから、その条項に違反することがあればまずいわけですよ。あるいは何か事情があればまずいわけですけども、基本的には継続されることのほうが多いということ、やる人たちに理解してもらおうような対応をお願いしたいと思うんですけども、その点、副町長、よろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 今、豊田議員さんのほうからご質問がございました。

先ほど産業課長も申し上げたとおり、条件といいますか経営計画等をしっかり出していたでいて、そういうものを審査させていただいて、その上で議会のほうに提出するというような、こういった手順を踏まなくちゃなりませんので、もちろん意図的にその方々を排除するとかそういうことはございませんが、やはりしっかりした経営計画を立てていただくということは大事なことであり、また町の財産をお預けするわけですから、そういった条件というのは必要になるかなと思っております。

ただ、今回の指定管理につきましては、全てが生活再建に基づくというような点もございます。そういったことも加味しながら当然生活再建が途中で終わってしまうということはあってはならないというふうにも考えますし、しかしながらしっかりした経営計画も立てていただきたいと、やっぱりそういうものでないと町民の皆様にもやっぱり理解をしていただくようになりますので、そういうことも考えながら当然地元の生活再建としての位置づけを考えていくということで、必ず、じゃ、これ5年、10年、20年という、そういうことは町だけで決められるものではございません。ご存じのとおり、今議会に上程しているようにしっかりした審査を行って議会に提出し、皆さんにご議決をお願いするわけでございます。当然経営についても1回お預けしたからもう我々はほっぽっておくということではなくて、経営状態とか経営のやり方とか、ご相談があれば町のほうで支援をし、また対策事務所もダム完成後も10年残るということになりましたので、そういったところと共同で、そういった計画、経営の支援というものを行っていきたいというふうにも考えますので、よろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 言いにくいんですけども、今の話を聞くと、私が先ほど申し上げたのは全ての条件です。常識で判断して、そういう条件を満たしということは経営ももちろん入っているわけです。そういう中で問題がなければ指定されると、普通であれば。これ初めてのことでですから今後の慣例にもなります。ただ、今副町長の話を聞くと、横壁の振興施設が経営が大丈夫なのかというふうにもとれるんです。だからそういう言い方は私は納

得いかないんですけれども、どうですか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） そのようにとれたとしたら大変申しわけなく、陳謝いたしますが、横壁だけでなくこれから川原湯地区も、はい。そういうところでももちろん皆さん一生懸命経営努力をされるんで、当然町としても、また県の対策事務所としてもそういうお手伝いをしながら、しっかりした経営の計画は立てられるようにお手伝いをしていくというところでございます。よろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） そういうことで、現段階で例えばスタートする場合は、内容がしっかりしていなければ、第一下流から金が出ないと思うんです。だからそれは当たり前のことで、ですから、しっかりすれば続いていける可能性が高いんだというふうに思わなければ不安になっちゃいます。そういうことで、副町長の考えも同じだと思うんですけれども、これが初めての、何ていいますか、指定管理の更新ですよね。それで、これから指定管理受ける場合でもやっぱりそういうことは心配になるわけですので、しっかり真面目に利益を上げていけば、問題なければ続けられるんだという思いで、この指定管理の仕事をやろうとする人が安心して対応できるようにご配慮をお願いいたします。よろしくお願いします。返事は結構です。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号 長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

1番、篠原茂君の除斥を解除し、入場を許します。

〔1番 篠原 茂君 入場〕

○議長（浅沼克行君） 篠原議員に申し上げます。

ただいま議題となりました議案第3号 長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定については、可決されましたことを報告いたします。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第11、議案第4号 東吾妻町町道路線の認定の承諾についてを議題といたします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 東吾妻町町道路線の認定の承諾について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の承諾につきましては、吾妻渓谷内の渓谷パーキングから廃道ゲート付近までの旧国道145号を、東吾妻町が県から移管を受けたことに伴い、東吾妻町の行政区域を越えて東吾妻町の町道路線として認定するために必要とするものでございます。

つきましては、道路法第8条第3項の規定に基づき、東吾妻町町道の路線を別紙のとおり承諾いたしたく、同法第8条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号 東吾妻町町道路線の認定の承諾については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第12、議案第5号 長野原町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定についてを議題といたします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 長野原町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき町内における空き家対策を推進するため、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） それでは、長野原町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例についてご説明いたします。

本条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町における空き家等の適正管理と有効活用を目的に制定するものでございます。

資料の次のページをごらんください。

第1条には、趣旨として生活環境及び景観の保全、安全で安心な町民生活の確保、魅力ある町づくりの推進を目的とすることを明示しております。

第2条には、本条例で使用する用語の定義を明記し、第3条では特定空き家等に関して生じた紛争は基本的に当事者間で解決を図るということで、民事不介入を原則とすることを明示しております。

第4条から次のページの第6条につきましては、空き家等の適正管理や有効活用について、

所有者等、地域住民、町行政それぞれの責務が明示されております。

第7条には、今後策定する予定の空き家等対策計画について定めております。

第8条は、次のページにかけて、空き家等に対する立ち入り調査の方法等について定めております。

第9条は、特定空き家等の認定について。第10条から2ページ後ろの第16条までは、特定空き家等に対する行政の対応の方法について定めております。

第17条及び第18条は、各種情報の収集とデータベース化等の管理について定められており、最後のページに移りまして、第19条及び第20条は空き家等の適正管理や跡地利用の促進のための情報提供や支援などについて定めております。

第21条では、空き家等対策のための税制上の措置を。22条では空き家等対策のための警察等関係機関との連携について定め、第23条では長野原町空き家等対策協議会の設置について定めております。

条例の説明は以上でございます。

このような条例を制定し、施行規則とあわせて運用し、長野原町における空き家等の適正管理や有効活用を推進するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

全員協議会の資料とあわせて見る中で、特定空き家というのはどういうものなのかということと、それに該当するものが長野原町にどのくらいあるか、それから、行政代執行、強制執行をした場合の経費とかはどこが持つのかという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 牧山議員の質問にお答えいたします。

まず、特定空き家とはどういうものかということなんですけれども、特定空き家というものは、適正に管理が行われていなくても崩壊の危険性があるとか、あるいは衛生上非常に問題がある、あと、あるいは何か悪い人たちのたまり場みたいになって治安上よくない等といった形で、適正な管理とその後の活用が見込まれない空き家のことを一般的に特定空き家と分類しております。

長野原町の空き家調査の状況ですけれども、先ほど全員協議会のときにも説明させていただきました平成27年度の空き家調査の結果につきまして、大字長野原の須川橋よりか下流側、

要は、いわゆる八ッ場ダムの実業地域になるんですけれども、そこ北軽の大きな別荘地を除いた全地域を対象として空き家調査を行ったところなんです。全部で空き家として出てきたのが554棟ございました。そのうち、特定空き家と思われるもの、これまでは基本的に特定空き家の条件というのを定めておりませんので、こちらで見てこれは特定空き家だろうと思われるものにつきましては全部で35棟ございました。

今のところ、長野原町において特定空き家が問題になるという事例はないんですけれども、もし仮に今後そういった問題が出てきたときには、まずは所有者を確認して所有者に対策をお願いします。要は指導、助言という形なんですけれども、その後勧告、命令等続きまして、それでもされない場合につきましては行政代執行、強制執行という形になります。強制執行の費用につきましては、基本的には所有者に請求をするんですけれども、所有者が支払えない場合につきましては、これはいろいろ状況にもよるかと思っておりますけれども、国や県等の援助も受けられるというふう聞いております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 8番、いいですか。

ほかには。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第5号 長野原町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第13、議案第6号 長野原町指定居宅介護支援等の事業の人員及



び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 長野原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の人員及び運営に関する基準を指定権者が都道府県から市区町村へ移管されたため、市町村の条例で定めることとなり、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第6号 長野原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてご説明申し上げます。

今回の条例制定は、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。イメージとしましては、全員協議会で報告させていただいたとおりでございますが、今回の条例制定では、県から示された条例をそのまま長野原町に置きかえたものでございます。特に条文の内容説明は省略させていただきますけれども、最後のほうで詳細等について説明させていただく予定でございます。

まずは、かいつまんでではありますが項目の説明をさせていただきます。

1ページの第1条では趣旨説明を、それから第4条では基本方針で、飛びますけれども、3ページ下の第10条では受給資格等の確認、そして第11条で要介護認定の申請にかかわる援助、4ページになりますけれども、4ページ下の第16条では指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針として、第1号から8ページの30号までございまして、8ページの中段でございまして、第18条では利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付方法を、第19条では利用者に関する市町村への通知を、第21条で運営規定、そして9ページの第22条では勤務体制の確保等、10ページになります、第29条で苦情処理について、それから下段の第30条で事故発生時の対応、11ページになります、32条では記録の整備等それぞれ定めるものでございます。

附則に關しましては11ページの下になりますけれども、施行期日は平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は平成30年10月1日から施行する。2番目としまして、経過措置ですけれども、平成33年3月31日までの間は第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができるものとするでございませう。

内容をまず要約して説明させていただきますと、まず初めに、介護保険の根幹となるものが居宅介護支援で、ケアマネジャーによるケアマネジメントでございませう。この居宅介護支援については、平成26年の改正法で、平成30年度より指定権限を都道府県から市町村に移すことが決まっております。また、居宅介護支援では、自宅での介護を必要としている人のもとにケアマネジャー、いわゆる介護支援専門員が訪れ、ご本人の心身の状況やご本人、ご家族の意向を情報収集した上でケアプランを作成し、さまざまなサービス事業者との連携、調整を図ります。

自宅でも自立支援に必要なサービスを受けながら、介護を進めるために欠かせないものが居宅介護支援でございませう。現在、この居宅介護支援事業者の指定は事業者からの申請に基づいて都道府県が行っておりますが、今回の介護保険の制度改正では県から町に移譲されることになったわけでございます。ケアマネジメントは介護保険利用者と地域をつなぐ重要な役割を果たしており、ケアマネジャーの育成は質の高い介護サービスを提供するために欠かせないものでございませう。そのため、保険者である市町村みずからがケアマネジャーの育成や指導、支援にもっとかかわれるようにする仕組みが考えられたわけでございます。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） ただいまの説明がありました中で、訂正箇所があります。

8ページの、初めの第18条が17条ということになります。17条に変更をお願いいたします。説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

非常に条例の量も多いんでちょっとわからないところが多いんですけども、全員協議会での配付資料を見ると、現行と平成30年4月以降ということで図式化されています。この中で今まで勧告、命令、あるいは指定の取り消しとか効力停止というのは県中核都市がやっていたことなんですけど、その権限が市町村に移管される。自治体によって取り組みによってその裁量が発揮されればよくもなるし、悪くもなるというような感じがします。長野原町の場合はそのどちらになるのかということが一番の問題でして、今までとは違って当然勧告、命

令、指定の取り消し、効力停止ということには役場の職員が当たることになろうかと思えます。そうすると、相当職員のレベルを高めなければ対応ができないというふうに思うんですが、その辺のどうするかという方針について町長にお聞きしたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の質問にお答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、町役場の質の向上というのは本当に求められることだと思います。そればかりではなく、地域包括ケアシステムを構築等々もかなり強くなかかわってくるところでございますので、私としては職員の指導、徹底をしていくということをここで申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 今までであったら、例えば何か問題が起きたときには県にお願いすれば済んでいたことなんですが、今度はそれを町村がやらなきゃならないという、ありがたいんだかありがたいんだかの権限移譲なんです。それに伴う財政措置と、少なくとも職員の人にはなれ合いとかみたいなことは絶対に許されなくなったということを自覚してもらって、本来あるべき運営の方向に指導、監督も含めてやっていかなくちゃならないところになろうかと思えます。相当やっぱり頑張ってもらって、よりよい介護保険の制度に、居宅介護支援事業所が運営できるようにしていただきたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 牧山議員ご指摘のとおりでございます。役場職員のいろいろ研修といいますか認識と、実は担当職員もこれにつきましては、もうこれからは自分で相当な知識を持って臨んでいかなければいけないと自覚しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 2番です。

用語の条項のちょっと意味を教えていただければと思うんですけども、表紙めくりの1ページ下のほうの第5条の2項、「前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその単数を増すごとに1とする。」ということなんですけれども、この35名過ぎてくると1人ずつふえると、置かなくちゃならないという意味合いなんですか。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） ただいま富澤議員の質問なんですけれども、ちょっとその「利用者の数が35又はその単数を増すごとに1とする。」というところでございますけれども、ちょっとこの部分につきましては、私ちょっとまだ承知していないというか、大変申しわけないんですけれども、調べさせていただいて後で報告させていただくんでよろしいでしょうか。

○2番（富澤重男君） はい。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第6号 長野原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第14、議案第7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、1番、篠原茂君が除斥の対象となります。したがって、本件の審議が終了するまでの間、暫時ご退場をお願いいたします。

[1番 篠原 茂君 退場]

○議長（浅沼克行君） それでは、初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、指定管理者を選定する際の公正性の確保等の観点から、兼業の禁止を明文化する必要が生じたため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおりでございます。

2枚目裏面、2ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第2条に、兼業禁止として「議会の議員、町長、副町長及び教育長が代表者となっている団体は、指定管理者となることができない。」ことを追加するものでございます。また、3条以降は第2条の追加に伴い条ずれが生じたことによる修正でございます。

それでは、申しわけございませんが1ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

一部改正条例をごらんいただきたいと思っております。

附則でございますが、1項では平成30年4月1日から施行とするとしておりまして、2項の経過措置では、第2条の兼業禁止規定に該当する団体が30年4月1日以前に指定を受けている場合、当面第2条の規定は適用しないが、その特別職の残りの任期までとしてございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 兼業の禁止というのは当然いろいろ言われることなんですけれども、これを読む限り、先ほど指定管理をした八ッ場ふるさと館の場合もこれに該当するんじゃないかなというふうに思うんですが、その対策はどういうふうに考えてやるのか。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 先ほどにつきましては、本日八ッ場ふるさと館につきましては皆さんにご議決いただいた日が指定日ということになると思っております。指定期日とはまた別物で

ございます、この指定日につきましては。ですから、今回指定日が決まりましたら、この方につきましては、この兼業の禁止がございますけれども、経過措置が該当するというので、その人が代表者の場合は、その職の任期までということにまで経過措置が適用するというようなことになってございますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） そうすると、要は議員の任期はあと1年ですから、それが過ぎた場合、再び、じゃ、どちらかをやめなきゃならないということになるんでしょうか。1年しかないと思うんですけども。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） こちらの経過措置につきましては、現在の議員さんの任期でいきますとあと1年ということですので、1年後にはどちらかをやめていただくというような形になります。

○8番（牧山 明君） わかりました。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） この条例は納得する部分もあるんですけども、じゃ、何でその前の段階でこういう条例をしっかりとつくれなかったのか。今になってこれをつくる何か意図はあるんですか。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 申しわけございませんでした。

こちらの条例を制定したのが平成16年ということでございます。そのころにはまだこういう事例が生じることが想定できなかったものですから、このような今回の改正ということに至ったということでございます。よろしくお願ひします。

なお、群馬県内の市町村の中でもこの条例を制定しているところは6市町村。それとこれに見合うような要綱または指針を設けているのが4市、それと群馬県がマニュアル等で整備をしているような状態でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 2番です。

関連しまして質問なんですけれども、こちらのほういろいろな公職している代表者という

ことのようなんですが、通常の中小企業なんかの場合、代表取締役というものを法務局に届けるわけですが、届けていない平取締役、こちらの場合は役員であっても代表権を有しないということでオーケーなんですか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 正しく答えられているかどうかちょっと自信ないんですけども、この指定管理者とするこの議案を上げるときに、会社の名前だけじゃなくてその代表者が何たるかを出さなきゃいけないので、法務局上例えば代表取締役になっていなくて平取であってもこの指定管理者として指定されるところに名前が挙がっている方が、例えば議員であったり私のような副町長の立場であれば、それは兼業の禁止に、この条例に抵触すると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） そうすると、通常取締役があっても役員として名前が載っている以上は代表者扱いと、こういうことになるわけですか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 例えば9人ぐらい取締役がいる、今の道の駅はそうなんですけれども、9人取締役がいて全員が平の取締役だったとした場合、じゃ、その中の誰もなれないかという、ただその人がここに指定管理を受ける人として、例えばふるさと館の何のたれべえと出た場合にはその人を代表者として考えますので、当然これは、この方が議員や副町長や町長やっておられればだめなわけであって、じゃ、ほかの人が、誰もがなれないかといったらそういうわけじゃないんですけれども、今言ったように決めておかないと誰がなくてもこの指定管理者の相手方の名前として出れば、その方は代表とみなされるというふうに考えると思っているんですが。ですからなった時点で代表者とみなすんで、ふだんから代表者だというふうには考えないとしても、はい。

○議長（浅沼克行君） 2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） くどいようで申しわけないんですけれども、代表者として指定管理者の申請書に名前がAさんならAって書かれます。以下普通の取締役がぞろぞろというふうに何人かいたとします。その方に、そこに名前が書いてあったとしても、代表者として指定管理の届け出をされなければオーケーと、こういう解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） そのとおりだと思います、はい。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） ざっくばらんに申し上げますが、これは指定管理者になったときに、普通の場合は、指定管理の代表者の場合は、議員というのは兼職に、そういうのが普通、今までは私はそういう解釈したんです。ところが、今回のふるさと館については、県に相談したら問題ないということで、こういう篠原茂さんが社長になって指定管理を受けたというふうに、町会議員に出るときに、そういうことを県に相談したら県は違法じゃないと。どういうふうに解釈するのかなと思いましたが、そういうふうに聞いているんです。これ大事なことで、やっぱり今副町長が、こんなこと言っちゃ申しわけないんですけども、私が年とったということで好きなこと言わせてもらえれば、だめですと、そうですというおっしゃったけれども、本当に常識で考えたときに、10人の取締役の中に町会議員になる人がなるということがまずければ別の人を選べばいいわけだから。だから取締役までまずいというのは、私は今まで私の頭の中ではそういうふうには法律解釈していない。あるいは、これは議会で決めればいいことだから、だからこれは町の条例ですから。ただ一般社会ではそういうのは多いんです。だから、それと同時に町会議員に出るときに県に相談したら問題ないと言われたことをやるということが、やっぱり何ていいますか、人道上の問題でどうなのかなということも私は考える必要があるんじゃないかなと思います。

ざっくばらんに申し上げれば、私は県が問題ないと言われたことに実は疑問を持っていました。県には聞いていませんけれども、疑問を持っていました。そういうことで、県に問題ないということで町会議員に出たので、そしたら町も条例がなければ問題ないと、そこでやるわけで、やるのは私は何とも言えないけれども、やる場合でもなかなか皆さんよく考えていただければわかりますけれども、特に東部地区はダムで人がいなくなったんで、人がいないんです。平取締役までだめだということになると、やっぱり町会議員に出る人もなかなか今でもいないわけですから、そういうことも考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。

だから私は、これはそういうこともしっかり配慮して、後に問題が残らないようしっかりした考え方のもとに決めないとまずいと思うんです。だから平取締役までと言われましたけれども、私はそこまでだったら、これは将来に特に東部地区は人がいませんから、そういうことを考えると弊害もありますので、できればその辺も十分皆さん配慮をしていただきたいと思いますと同時に、本当の法律がどうなっているかということ、あるいは人権問題、



憲法です。そういうこともしっかり把握した中で、よそに例があるようなことはいいけれども、私は平取締役までというのは多分町村ではないんじゃないかなと思うんです。副町長、その点いかがでしょうか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 先ほどの富澤議員から質問されたのは、平の取締役は大丈夫だと、議員さんと兼職していただいても大丈夫ですと。代表者にならない限りはこの条例には抵触しないというふうに考えておりますし、また、法律がどうなのかとおっしゃったように、地方自治法の中での兼業禁止というのに直ちに抵触するわけではないというふうに市町村課も言っているんですが、ただし、公平、公正の観点からいくと望ましくないということなんで、改善するよというふうなお話があったのは事実でございます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 皆さんの判断に任せます。

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

1番、篠原茂君の除斥を解除し、入場を許します。

〔1番 篠原 茂君 入場〕

○議長（浅沼克行君） 篠原議員に申し上げます。

ただいま議題となりました議案第7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續

等に関する条例の一部を改正する条例制定については、可決されましたことを報告いたします。

それでは、これで休憩といたします。

2時40分まで。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。

開会の前に、先ほど、2番の富澤議員からの質問がありました。その質問について、産業課長からの答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 先ほど富澤議員からご質問がございました道の駅以外の指定管理の件でございます。

3件ございます。

1つが27年10月に事業所化になりました「やまどり」を社会福祉法人西吾妻福祉会と指定管理を締結してございます。すみません。ただいまのは、西吾妻福祉会との指定管理でございます。

それと、今は社会福祉協議会と保健センターが入っております長野原町地域間交流上下流連携施設老人福祉センターの管理委託に関する協定を社会福祉法人長野原町社会福祉協議会との締結、それが2件目です。

3件目が、長野原町資源リサイクルセンターにしまして、管理運営に関する指定管理を長野原町資源リサイクルセンター利用組合と締結をしてございます。

以上、3件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 続いて、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 先ほどの富澤議員のご質問でございますけれども、長野原町の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の中で、第5条のところで「指定居宅介護支援事業所は」というところで始まるんですけども、いわゆる「介護支援専門員ケアマネジャーは常勤であるものを置かなければならない」とありまして、2

番目としまして「前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人とする」ということで、35人まではケアマネジャー1人、35人を超えて70人までは2人、70人をまた1人でも超えますと3人という、そういった条項でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 2番、いいですか。

○2番（富澤重男君） はい。

---

### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第15、議案第8号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第8号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、鹿島軽井沢リゾート株式会社に貸し付けている鼻曲町有地について、土地賃貸借契約に基づく前納金の返還残額が、平成29年度の積み立てをもってその額に達したため、終期を短縮するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第8号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおりでございます。

2枚目裏面、2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第3条の積み立てでございますが、平成29年度の積み立てをもって前納金の残り4回分の返済額3億2,000万円を基金残高が上回ったため、「平成32年度まで」を「平成29年度ま

で」に改正するものでございます。

1 ページに戻り附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしてございます。  
よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 改正というか、これは当然のことだと思いますけれども、やっぱり会社として、町として、あるいは社長として、役員、会社側のね、向こうの役員、あるいはそこへ携わる人、そういう人の考え方として、ただ単にしゃくし定規につながっている会社なんか、やっぱり意思の疎通があるおつき合いをしないとまずいんじゃないかと思うんですよ。そうしないと、長続きはしないんじゃないかなと。現況において、そういうことに配慮したおつき合いをする必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 豊田議員のおっしゃるとおり、しゃくし定規でおつき合いするのは、うまくいかないというふうに思います。今月にも執行役員の方が当町に来ていただくこともありますし、私が町長になって初めて鹿島の本社に行きましたが、もうなって1カ月か2カ月ぐらいにすぐに執行役員に会ってきました。やはり会うからいいんだということではないんですけれども、そういったことは非常に人間として必要なことだと思いますので、今の段階では、鹿島さんにあちらの鼻曲のほうをお任せするのが私は一番だと思っておりますので、これからもいい関係を構築できるように、先ほど社長というお話をいたしましたけれども、私は長野原町のほうの代表でございますので、そういうつもりでおつき合いをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） ウイン・ウインの関係でおつき合いができますよう、ご配慮お願いいたします。結構です。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第8号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第16、議案第9号 長野原町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第9号 長野原町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等により国民健康保険施行令の一部が改正され、平成30年4月1日より施行されるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第9号 長野原町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長より申し上げたとおりでございますが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、文言の整理が必要となりましたので、今回の条例の一部改正でございます。

まず、新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。資料2枚目の新旧対照表

をごらんいただきたいと思います。

左側が現行で右側が改正後でございますが、左の目次中「第1章 この町が行う国民健康保険（第1条）」を、右の目次中の「第1章 この町が行う国民健康保険の事務」という言葉が入りまして、（第1条）に改めるということでございます。

それから、左の「第1章 この町が行う国民健康保険」を、右の「第1章 この町が行う国民健康保険の事務」に改めるものでございます。

さらに、左の第1条の上の見出しでございますけれども、「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加えまして、「法令に定」は漢字なんですけれども、これを「法令に定め」、振り仮名が振られまして、改めるものでございます。

それから、左の第2条、上の見出しの中で、「委員定数」を「設置及び委員の定数」に改めまして、同条中「長野原町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改めまして、同条を同条第2項とし、上に戻りますが、同条に第1項として国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）で、「第11条第2項の規定に基づき、長野原町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く」に改めるということでございます。

最後のページになりますけれども、左の第5条中第4号ですが、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を、右のように「法」に改めるものでございます。

附則につきましては、新旧対照表の前のページに戻っていただきまして、下段で施行期日は平成30年4月1日からとするものでございます。

以上ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第9号 長野原町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第17、議案第10号 長野原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第10号 長野原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例の適用が引き続き従前の住所地の広域連合の被保険者となるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第10号 長野原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長より申し上げたとおりでございます。

内容を要約しますと、病院等入院、入所、または入居中の被保険者の住所地特例をいっているものでございます。新旧対照表によりご説明させていただきますので、資料2枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左側が現行で右側が改正後でございますが、まず第3条第2項中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加えます。

それから、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1

号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改めまして、同条の次に（5）の「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により長野原町の住所を有するものとされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者」を加えるものでございます。

また、附則第2条は削りまして、附則につきましては、新旧対照表の前のページに戻っていただき、中段ですが、施行期日は平成30年4月1日からでございます。

それから、1つ訂正をお願いしたいのですが、新旧対照表で現行と右側に改正後とあるのですが、（案）としてしまいましたので、（案）を削除していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） いつも実務上はそんなに問題ないんだから、少しぐらいのことはというようなことで聞いたんですが、これは議員として、この議事を聞く以上は内容がわからないというのではまずいので、実務上の改正の目的はどうなんでしょうか。どういうところが変わるのでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） いろんな条項等が出てくるんですけども、要するに病院等に入院または入所、または入居中ということで、被保険者の住所地特例ということをおっしゃいます。前に後期高齢者の保険もそうなんですけれども、よその施設といいますか、広域連合の場合でしたら群馬県外になりますけれども、県外にいろんなそういういい施設があるといいますか、そういうところを例えば利用するとしますと、いろんな他県からみんなそこに集中しまして、その広域連合の保険制度がパンクしてしまうというようなところから、それぞれそれは旧住所地の特例ということで、旧住所地の保険者として利用してくださいという、そういった内容でございます。

○議長（浅沼克行君） 10番、いいですか。

○10番（豊田銀五郎君） はい。

○議長（浅沼克行君） ほかに。



[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第10号 長野原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第18、議案第11号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第11号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例の適用が引き続き従前の住所地の広域連合の被保険者となるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第11号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長より申し上げたとおりでございます

いわゆる先ほどと同じなんですけれども、同じ住所地特例ということを行っているわけ  
でございます。

ここで新旧対照表で説明させていただきますが、訂正をお願いしたいと思います。左に現  
行、右に改正後（案）とあるんですけれども、（案）を削除していただければと思います。  
申しわけございません。

それでは、その新旧対照表でご説明させていただきますが、左側が現行で、右側は改正後  
でございますが、第3条第1項中「法律第55条」の次に「若しくは第55条の2」を加えると  
いうことでございます。

そして、附則につきましては、新旧対照表の前のページに戻っていただきまして、施行期  
日は平成30年4月1日からでございます。

また、経過措置として、2の改正後の第3条第1項の規定により支給対象者となった者に  
対する福祉医療費の支給については、この条例の施行の日以後に医療を受けた者について適  
用し、同日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例によ  
るとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第11号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条  
例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第19、議案第12号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第12号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、わがまち特例の追加による改正でございます。

改正点は、農地法による遊休農地対策としての課税の軽減措置及び中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例による軽減措置についての2点でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、議案第12号 長野原町税条例の一部の改正についてご説明させていただきます。

先ほど町長よりご説明ありましたとおり、今回の改正は、固定資産税課税の特例制定について、いわゆるわがまち特例ともいわれるものの追加の改正でございます。

改正内容につきましては、長野原町税条例附則第10条の2第16項の次に第17項及び第18項を追加し、以降の項を繰り下げるものでございます。

施行期日については、平成30年4月1日とさせていただきます。

第17項の法附則第15条第42項については、遊休農地について利用状況調査により、農地中間管理機構に10年以上、また15年未満の期間貸し付けた場合、最初の3年間、固定資産税が2分の1となるものでございます。

次に、第18項について、法附則第15条第43項ですが、こちらについては、中小企業等経営強化法によるもので、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画の認定を国から受けた事業所が対象で、対象設備の固定資産税が3年間2分の1となるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第12号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第20、議案第13号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第13号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、国民健康保険制度が群馬県主体となるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、議案第13号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明させていただきます。

ただいま町長よりご説明ありましたとおりでございます。

平成30年4月1日より、国民健康保険について都道府県が財政運営の主体となることから、国民健康保険税条例の改正が必要となりました。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、4枚目の1ページをごらんください。左が現行、右が改正後となります。

第2条第1項につきまして、改正後のとおり、全部改正をいたします。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とするとして、1号から3号を追加するものでございます。

1ページ、1号につきましては、基礎課税額、医療分について説明してあります。

めくっていただいて2ページ、2号につきましては、後期高齢者支援等課税額について説明してあります。

3号につきましては、介護納付金課税額について規定しております。

いずれも県の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用に充てる部分について制定しております。

続いて、2項から4項までについては、1項の改正による1号等の文言の追加と削除となります。

次に、3ページの第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割については、先ほども全員協議会の中でご説明いたしましたとおり、税率を現行6%を6.01%に、第4条については、資産割額はなくなりますので、削除となります。

4ページ、第5条につきましては、保険均等割について、現行は2万2,000円なんですけれども、改正後2万5,000円に、第6条、世帯割平等割については、現行2万5,000円を1万8,000円に改めます。

次に、後期高齢者支援金等課税額について、第6条の所得割については、現行1.4%を2.31%に、続いて、第7条資産割については、削除となります。

5ページになります。

第7条の2、被保険者均等割額について、現行7,000円を1万円に、第7条の3、世帯割平等割額については、現行8,000円を7,000円に改めます。

次に、介護納付金課税について、第8条の所得割額は、現行1.6%を1.92%に、第9条資産割は削除となります。

続いて、第9条の2、被保険者の均等割額については、現行9,000円を1万1,000円に、第9条の3、世帯別平等割額については、現行1万円を5,000円とするものでございます。

次に、6ページをごらんください。

第25条の2、旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免について、法の改正に伴い期間について「2年を経過するまで」を「当分の間」に改正するものでございます。

戻っていただいて、改正文の3ページをごらんください。

附則になりますが、施行期日につきましては、この条例は平成30年4月1日から施行ということで、2項としまして適用区分、この条例による改正後の長野原町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 午前中でしたか、協議会で表というか図式で説明があったこと、並びに先ほどの健康保険の事務という文言の訂正、そして先ほどの説明という中で、県が主体となってやっていくということなんですが、午前中配付されました表の中に、群馬県が集めるべき金額というのですか、1億5,500万でしたかね。町が集まる金額は1億5,300万ですか。ということで、その差額、過年度の未収分も充てて県に納付するという言い方が正しいんでしょうか、そんな図式だったと思うんですけども、毎年20%以内ぐらいの未収が発生している中で、県に納めるべきお金が足りないというようなときには、未収を理由に延ばせるんでしょうか。あるいはどういう図式になっているんですか。過年度のものごとれる見込みで予算計上するというようなことが書いてありました。新しくことし納付すべき金額が未収になる可能性もあります。可能性の話ですけども。といった場合に、町が肩がわりして県に納付するののかというようなことをちょっと知りたいなと思ひまして。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 富澤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど過年度分と言いましたけれども、過年度分については、今回のこの法改正の中には含まれませんので、現年、だから30年度の分に限ってからになりますね、要は徴収する額というのは。その中でもし不足分が発生した場合については、町からの繰入金で賄っていくような形をとります。それで足りない分について、職員も努力しながら、その足りない分を足

らなくなならないようにしようと努力するんですけども、それでも足りない分は、どうしても町からの繰り入れによって賄っていく。今後はこの繰り入れもなくなりますので、その繰り入れをなくしていくためには、税率を上げたり、均等割、平等割を上げたりしていかなくてはならなくなるとは思っております。

以上ですけども、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 2番、いいですか。

○2番（富澤重男君） はい。

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第13号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第21、議案第14号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第14号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、中小企業者の既往債務の返済負担が重くなっている現状を考慮し、引

き続き資金繰りを支援するため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 議案第14号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

改正理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

新旧対照表によりご説明いたしますので、2枚目裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第5条第2号の融資条件の資金使途につきまして、群馬県同様、設備資金について「（土地を除く。）」を加え、内容の明確化をするものでございます。

附則第3項の借りかえ制度につきましては、こちらも群馬県同様、平成30年度も継続実施するもので、平成30年3月31日を平成31年3月31日に改めるものでございます。

附則につきましては、表面に戻っていただきたいと思えます。

本改正条例は、平成30年4月1日からの施行でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第14号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第22、議案第15号 長野原町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第15号 長野原町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料等に変更が生じたため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 議案第15号 長野原町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど町長よりご説明がありましたとおり、道路法施行令の一部改正の政令が施行されたことに伴うものでございます。

改正政令におきまして、道路占用料につきまして、平成27年度に行われた固定資産税の評価額の評価がえ等を踏まえた道路占用料の額等の改正でございます。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。

7ページをごらんください。

別表の第2条、第4条関係でございます。こちら、申しわけありません。9ページをごらんください。

9ページの道路法32条第1項第1号に掲げる工作物から12ページの中段の道路法施行令の第7条第13項に掲げる施設までの現行の占用料金等となっております。こちらが12ページ中段から15ページにわたり改正後の占用料金となっております。

この中で、前後して申しわけないんですけども、12ページの下段、共架電線その他上空に関する線類、また、地下に設ける電線その他の線類、こちらのほうは改正はございません。

また、申しわけございません、15ページをごらんになっていただきたいと思います。

こちらの上段で、道路法の施行令第7条第8号に掲げる施設、地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるものということで、こちらにつきましては、道路占用許可の対象とされている食事施設等の地下に設ける区分を新たに追加しているものでございます。

ページが前後して申しわけありません。8ページをごらんください。

こちらは備考の6において、占用面積等の端数処理方法の改正で、現行では道路占用料の額の計算方法において、占用物件の占用面積や長さにおいて1平方メートル、また、1メートル未満の端数を切り上げているところを、改正後では、より精密に占用料の額を算出するため、0.01平方メートル、または0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算する内容になってございます。

前後して申しわけありません。6ページをごらんください。

附則といたしまして、平成30年4月1日より施行するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第15号 長野原町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第23、議案第16号 工事委託契約の変更について（町道長野原線（仮称）鳴木橋上部工工事）を議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第16号 町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事に係る工事委託契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事は、東日本旅客鉄道株式会社に委託し、工事を進めております。

事業費が確定したことから、2,848万7,420円減額し、1億8,555万580円に変更契約を締結するものでございます。

契約の目的は、町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事、契約の相手方は東日本旅客鉄道株式会社執行役員高崎支社長、百瀬孝でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 事業を確定しての精算ということだそうですが、3,000万ぐらい大きな開きが出ているんですが、これのどこに当初の契約との差が出たのか、その辺のところの説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 牧山議員のご質問にお答えさせていただきます。

契約との差につきましては、まず電力工事なんですけれども、当初、橋の下にき電線といまして電力を供給する線を設置する予定であったんですけれども、こちらのほうが現地では不要になったということで、こちらのほうで約426万円ほど減額となっております。

また、橋梁の各工種は細かいんですけれども、橋の仮設、工期のほうで約20日ほど短縮されております。また各工種ですね、橋をかけたり、また附属物を設置したりという部分でも1週間ほどの短縮が見込まれています。こちらのほうで約2,422万円ほど減額となっております。

合わせまして2,848万7,420円の減額となりました。

以上です。

○議長（浅沼克行君） ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第16号 工事委託契約の変更について（町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事）については、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、篠原茂君、2番、冨澤重男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅沼克行君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と記入し、反対の方は「反対」と記入願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

1番から順次、投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1番、篠原茂君、2番、富澤重男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（浅沼克行君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛 成 9票

反 対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第16号 工事委託契約の変更について（町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事）は、原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（浅沼克行君） ここで暫時休憩いたします。

3時40分より再開いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時40分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。

---

◎議案第17号～議案第39号の一括上程、説明

○議長（浅沼克行君） 日程第24、議案第17号から日程第46、議案第39号までを一括議題といたします。

議案第17号から議案第26号までは、平成29年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算であります。また、議案第27号から議案第39号までは、平成30年度各会計の当初予算であります。

本日のところは一括上程し、議案の提案説明にとどめ、議案の調査に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは初めに、平成29年度各会計補正予算について提案説明をしていただき、引き続いて平成30年度各会計当初予算における提案説明をお願いいたします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第17号 平成29年度長野原町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12億552万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億2,291万8,000円とするものでございます。

補正の内容ですが、歳出につきましては、議会費で208万3,000円の減額、総務費で1億4,667万5,000円の減額、民生費で1,236万2,000円の減額、衛生費で4,206万7,000円の減額、農林水産業費で2億4,453万4,000円の減額、商工費で1億7,739万7,000円の減額、土木費で1億9,638万7,000円の減額、消防費で763万円の減額、教育費で3億7,549万9,000円の減額でございます。

これに対する歳入ですが、使用料及び手数料で144万円の減額、国庫支出金で1億5,859万5,000円の減額、県支出金で7億4,010万6,000円の減額、財産収入で620万1,000円の追加、寄附金で56万円の追加、繰入金で3億7,316万9,000円の追加、繰越金で7,835万2,000円の追加、諸収入で6億6,086万6,000円の減額、町債で1億280万円の減額でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第18号 平成29年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,520万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,953万2,000円とするものでございます。

内容としましては、歳出で諸支出金の追加、歳入で国庫支出金の追加でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第19号 平成29年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,880万4,000円とするものでございます。

内容としましては、歳出で一般管理費及び医療費の追加、歳入で診療収入の追加でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第20号 平成29年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,043万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,178万円とするものでございます。

内容としましては、施設管理費の追加及び建設改良費等の減額に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第21号 平成29年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,433万8,000円とするものでございます。

内容としましては、施設管理費の減額に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第22号 平成29年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ689万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,772万8,000円とするものでございます。

内容としましては、委託料及び工事請負費等の減額に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第23号 平成29年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,530万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,378万8,000円とするものでございます。

内容としましては、歳出で保険給付費等の追加、歳入で前年度繰越金等の追加でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第24号 平成29年度長野原町生活再建支援事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,607万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ392万9,000円とするものでございます。

内容としましては、歳出で生活再建支援助成金の減額、歳入で基金繰入金及び繰越金の減額でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第25号 平成29年度長野原町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ509万6,000円とするものでございます。

内容としましては、施設管理費等の減額に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第26号 平成29年度長野原町浅間園事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。



今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ560万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,584万円とするものでございます。

内容としましては、歳出で人件費及び光熱水費等の減額、歳入で入園料及び売店収益の減額でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第27号 平成30年度長野原町一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度の一般会計予算は、まちづくりの最上位計画であります第5次総合計画と、地方創生を実現するための地方版総合戦略に基づき、厳しい財源を有効活用し、必要な事業の継続及び拡充や、新たな事業を取り入れ編成したところでございます。

予算総額は、138億9,939万5,000円とさせていただきます。前年度当初予算対比157.1%、50億4,998万5,000円の増額予算であります。

ダム関連事業を除いた一般会計予算は47億7,586万5,000円で、前年度当初予算と比較しますと、5億4,410万9,000円の増額予算となっております。

歳入の主要な財源といたしまして、町税では9億8,897万8,000円、地方交付税では13億3,000万円、国・県支出金では48億9,116万5,000円、繰入金では11億3,452万8,000円、諸収入では43億7,760万2,000円、町債では6億7,144万1,000円でございます。

次に、主な歳出ですが、総務費では39億1,339万2,000円、民生費では6億5,435万円、衛生費では6億6,753万4,000円、農林水産業費では12億4,596万3,000円、商工費では28億7,373万1,000円、土木費では19億7,049万6,000円、教育費では19億3,778万1,000円でございます。

予算の執行に当たっては、行財政改革を推進し、引き続き経常経費の削減に努めてまいりたいと思います。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第28号 平成30年度長野原町国民健康保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の国民健康保険の加入世帯は、1月末現在で1,028世帯、また被保険者数は1,740人となっています。町全体に対する比率は、世帯数で41%、被保険者数では30%となっております。

す。

国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い等の構造的な課題を抱えているといわれています。

年々医療費が増大する中で、国民健康保険を持続可能な制度として安定的に運営していくために、平成30年度より国が財政支援の拡充を実施するとともに、県と市町村が共同で国民健康保険を運営していくこととなりました。また同時に、今後とも特定健診の推進や各種保健事業を通し、健康な町づくりを図っていく必要があります。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,611万2,000円で、前年度に対し1億2,423万1,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第29号 平成30年度長野原町へき地診療所特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町へき地診療所は地域医療を守る上で大変貴重な役割を担っており、引き続き地域住民の生命と健康を守るため充実していく必要があります。

29年度の利用実績ですが、1月末現在5,611名で、1カ月当たり561名となっております。新年度も引き続き住民に愛される診療所を目指し、努力してまいります。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,360万4,000円で、前年度に対し13万7,000円の減額となっております。

詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第30号 平成30年度長野原町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億2,922万6,000円であります。

主な内容としまして、歳入は、水道料、国庫補助金、一般会計繰入金等でございます。歳出は、職員人件費、施設維持管理費、東部簡易水道事業の設計委託料及び工事請負費等でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第31号 平成30年度長野原町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由のご

説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,530万5,000円であります。

主な内容としまして、歳入は、使用料及び一般会計繰入金等でございます。歳出は、職員人件費及び施設維持管理費等でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第32号 平成30年度長野原町公共下水道事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億691万4,000円あります。

主な内容としまして、歳入は、使用料、県補助金及び一般会計繰入金等でございます。歳出は、職員人件費、施設維持管理費、設計委託料及び工事請負費等でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第33号 平成30年度長野原町介護保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の65歳以上の被保険者数は、1月末現在で2,004人であり、そのうち、介護や支援を必要とする要介護等認定者数は376人と、ますます介護保険の役割は重要になってきております。

新年度も引き続き介護保険事業の充実と、安定的な運営を維持推進するため努力してまいります。

平成30年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,073万9,000円で、前年度に対し、6,676万円の増額となっております。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第34号 平成30年度長野原町生活再建支援事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000万円といたしました。

歳入につきましては、基金繰入金と繰越金でございます。歳出につきましては、生活再建支援事業助成金を計上しております。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう

お願い申し上げます。

議案第35号 平成30年度長野原町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、国の医療制度改革により平成20年4月よりスタートし、10年が経過いたしました。制度運営は各都道府県に設置された広域連合が行い、市町村は保険料の徴収事務及び各種申請の窓口業務等を行っています。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,621万2,000円で、前年度に対し、228万1,000円の増額となっております。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第36号 平成30年度長野原町浄化槽整備事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ598万3,000円であります。

主な内容としまして、歳入は、使用料及び一般会計繰入金等でございます。歳出は、施設の維持管理費等でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第37号 平成30年度長野原町浅間園事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,023万4,000円であります。

主な内容としまして、歳入は、入園料、売店収入及び一般会計からの繰入金でございます。歳出は、人件費や消耗品、施設管理に係る経費でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第38号 平成30年度長野原町浅間上水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、水道事業収益として4,761万2,000円でございます。支出ですが、水道事業費用として4,761万2,000円でございます。

主な内容としましては、修繕費、動力費、水質検査委託料、薬品代、職員の人件費及び原価償却費等でございます。

次に、資本的支出ですが、老朽管布設替工事等で3,710万円でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第39号 平成30年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、水道事業収益として8,007万3,000円でございます。支出ですが、水道事業費用として8,007万3,000円でございます。

主な内容としましては、修繕費、動力費、水質検査委託料、薬品代、職員の人件費、原価償却費及び支払利息等でございます。

次に、資本的収入につきましては、一般会計からの補助金等976万5,000円でございます。

資本的支出ですが、老朽管布設替工事及び企業債償還金として、4,792万2,000円でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 提案説明が終了しました。

担当課長の内容説明並びに質疑については次回とします。

---

#### ◎散会について

○議長（浅沼克行君） お諮りします。本日はこれにて散会とし、次回は14日でございます。

13日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（浅沼克行君） 以上で散会とします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 4時03分

開会 午前 11 時 30 分

◎開会の宣告

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成30年3月第1回長野原町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（浅沼克行君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（浅沼克行君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（浅沼克行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において3番、入澤信夫君、4番、浅井進君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（浅沼克行君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期は、去る2月23日開催の議会運営委員会における協議の結果、2日目

を14日、3日目を20日に予定したところでございます。

会期は、本日から20日までの15日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思ひます。

---

### ◎諸報告

○議長（浅沼克行君） 日程第3、諸報告は議会運営委員会、総務文教常任委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、大羽賀進君。

〔議会運営委員長 大羽賀 進君 登壇〕

○議会運営委員長（大羽賀 進君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議したので報告をいたします。

#### 記

1. 委員会開催日時 平成30年2月23日（金）午前10時より
2. 出席者 ごらんをいただきたいと思ひます。
3. 協議事項

- (1) 全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日3月6日（火）本会議前）

- (2) 3月議会定例会の日程について

3月6日（火）～20日（火）までの15日間とした。

{初日6日（火）・2日目14日（水）・最終20日（火）}

- (3) 会期及び議事日程について

会期日程表及び議事日程のとおり了承した。

- (4) 提出案件について

提案のとおり了承した。



(5) 議会ハッ場ダム対策会議について

次第書のとおり了承した。(開催日3月14日(水)本会議前)

(6) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(7) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

(8) その他

1) 当面の行事予定等

予定表のとおり了承した。

2) 平成30年5月第2回議会臨時会の開催について

・議会運営委員会 平成30年4月26日(木)午前10時開催予定とした。

・5月臨時会 平成30年5月6日(水)開会予定とした。

3) 管内幼保等各小学校卒業・入学式出席者について

別紙のとおり決定した。

4) その他

議会最終日(20日)、議員、特別職課長等懇親会を行うこととした。

4. 閉 会 (午前11時30分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(浅沼克行君) ただいまの議運の委員長報告終わっただけですけども、5月臨時議会のところを、これ5月9日とあります。5月6日と読んだので、9日でお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長(浅沼克行君) 以上で、議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○議長(浅沼克行君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浅沼克行君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結いたします。

次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、入澤勝彦君。

〔総務文教常任委員長 入澤勝彦君 登壇〕

○総務文教常任委員長（入澤勝彦君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、教育委員会委員や町当局合同による管内教育施設等の調査（地方自治法第109条第2項）の規定による所管事務調査を実施したので、次のとおり報告をいたします。

1. 調査実施日 平成30年2月6日（火）午前8時55分
2. 調査実施箇所 中央幼稚園、中央小学校、第一小学校、東中学校、保育所
3. 出席者 ごらんいただきたいと思います。
4. 調査概要

各小中学校長及び中央幼稚園長、保育所長より平成29年度の教育目標、方針や経営方針、本年度の努力点等について説明を受けるとともに、現況や課題、要望について報告を受けるなど認識を深めた。また、授業見学や修繕要望箇所の確認など、現場施設についても実施した。

今回、事務調査を実施した各小中学校等の生徒、児童数及び課題、要望等の概要は次のとおりである。

以下2ページの（1）から10ページまで調査を実施した順序にて、各学校等の概要や要望等を掲載しております。この場では各学校等で上げられた要望事項について朗読にて報告いたしますので、その概要等は後ほどごらんいただきたいと思います。

初めに、3ページをごらんください。

ここに、中央小学校の要望事項となっております。

（1）西階段手すり増設

西階段に片側に手すりが設置されておるが、弱視児童への配慮やバリアフリーの観点から、手すり増設工事の要望があった。こちらについては設置を検討することとしました。

（2）3階教室のエアコンの設置

夏季において室温が35度以上になるケースがあることから、3階教室4部屋にエアコン設置の要望があった。これについては、必要種別や台数など確認した上で検討することといたしました。

続きまして、5ページをごらんください。

中央幼稚園の要望事項であります。

(1) トイレの改修

便器の不足や老朽化破損などにより、和式から洋式への変更及び全面的な改修の要望があった。これについては改修を検討することとしました。

(2) 園庭

東側なんですけれども、このアスファルト工事。水はけが悪く、ぬかるみや凍結などが目立つ状況である。また中央こども園開園に伴い、未就園児クラスの出入り口や避難通路などとなるためアスファルト工事の要望があった。こちらはアスファルト工事以外の代替対応を検討することとしました。

(3) エアコンの設置

近年は夏季の気温が高いため、エアコンのない保育室2部屋へ設置要望があった。こちらについてはこの夏の状況を見て検討することといたしました。

続きましては、7ページの東中学校についてですが、ごらんのとおり要望事項は特にありませんでした。

続いて、9ページをごらんください。

第一小学校の要望事項であります。

(1) ディスプレー一体型電子黒板、大型テレビモニターの導入

英語教育等において授業改善、学力向上を目的に、ディスプレイ一体型の電子黒板や大型テレビモニターの導入の要望があった。こちらは導入可否を含めて検討することといたしました。

(2) 学級園の整備（校門付近）

板枠の腐食が進んでいるため、安全性確保を目的に改修するとともに利便性向上を図る目的で、学級園における形の変更など整備要望があった。これについては、型枠撤去などの方法を検討することとしました。

(3) 花壇内側の雨よけブロックの修繕

これ玄関付近なんですけれども、ブロックが破損しているため修繕要望があった。こちらについて修繕方法を検討することといたしました。

続きまして、10ページの保育所については、ごらんのとおり特に要望事項はありませんでした。

各学校からの要望事項は以上となっております。

最後に、11ページをごらんいただきたいと思います。

#### 5. 共通事項・総括

今回の事務調査では、各小中学校長、中央幼稚園長、保育所長より教育目標や経営方針等の説明、要望や現状の課題についての報告を受け、東中学校、中央小学校、第一小学校、中央幼稚園、保育所の授業見学や現場視察を実施した。今回事務調査を行った各学校等ともに教育目標や経営方針等に基づき特色ある教育、経営がなされており、関係教職員の大変な努力が見られた。また、近年増加傾向にある特別支援を必要とする生徒、児童への対応や、取り組みについては各学校等ともにきめ細やかな配慮や工夫がなされていると見受けられた。

今回の事務調査を通し、今後も教育行政、現場に対して継続的な支援をしていく必要があることの認識を深め、参加者との共有を図ることができた。また、来年度より中央幼稚園と保育所が統合し、新たに中央こども園が開園となるが、これにより、本町のさらなる教育の充実や教育振興へつながることを期待するところであります。

#### 6. 閉 会（午後3時40分）

なお、本所管事務調査の様子を撮影した写真を別紙に添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（浅沼克行君） 総務文教常任委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終結いたします。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査員より報告書の提出がありましたのでごらんいただければと思います。

最後に、議会活動報告、行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思います。

---

◎請願・陳情の付託

○議長（浅沼克行君） 日程第4、請願・陳情の付託についてであります。

陳情の付託は、2月28日までに受理された3件であります。配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

---

◎町長施政方針演説

○議長（浅沼克行君） 日程第5、議案上程に先立ち、町長の新年度施政方針演説をお願いいたします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議長の指名をいただきましたので、3月定例会に当たり、施政方針の一端を述べさせていただきます。

町民の皆様からの信任を得て町政のかじ取りを任されてから、4年の月日が経過しようとしております。町民の皆様からは、心温まるご支援と多大なご協力をいただき、「明るく活力のある町づくり」のために全身全霊を注ぎ、取り組んでまいりました。「閉塞感を払拭する」、これが私の第一声でした。私は、この4年間で町の心が未来に向けて歩み始めたことを実感しております。しかし、人口減少とそれに伴う地域経済の縮小という大きな問題が目の前に立ちはだかる中、地域社会の維持、活性化に向けた施策を深化、展開させ、さらに開かれた町を目指さなければなりません。そのために最も必要なことは、全ての世代の住民、全ての地区の住民、町民全ての力と勇気です。オール長野原を形にすることが、私に課せられた使命と考え、もっと前へ長野原町を前進させていく所存でございます。

平成30年度の一般会計予算総額は、過去最高となる約139億という6,000人規模の自治体としては想像を超える大きな予算編成となりました。平成30年度は、子育て経済的支援、高齢者生きがい支援、障害の有無や年齢差によらない元気な町づくり、八ッ場ダムとともに生きる持続可能な町の構築、オール長野原連携による町づくりを重点テーマとして、私の町政に

対する所信を述べさせていただきます。

子供は町の宝であり、高齢者は町の誇りです。長野原町で生活をする全ての子供たちが、健やかにはつらつと成長していくために、学校と行政、家庭や地域が一体となって未来を担う子供たちを育てていかなければなりません。

去年は、応桑こども園を開園させ、応桑・北軽井沢地区の子育て世代の悲願でもありました保育所機能を持たせることを実現いたしました。それと同時に、こども館の整備もスピード感を持って進めさせていただいたため、放課後、子供たちの居場所と時間の確保に大きな改善が見られました。

平成30年度は、中央こども園を開園させるほか、子供たちが明るく、そして楽しく学べる学校の環境を整えていくとともに、温かい教育体制を構築できるように学校と行政がしっかりと連携を図り、支援体制を充実してまいります。また、それと同時に給食費を無償化するなど、より子育てしやすい環境をつくるために、母親の目線、父親の立場に立った経済的支援のスキームをつくり、適切な応援を今後拡充していきたいと考えております。

超高齢社会の到来を目前に控え、長野原町においても高齢者の方々が住みなれた地域で自分らしく生き生きと過ごせるように、行政と医療や介護、そして地域が一体となって高齢者の生活を支えていかなければなりません。特に、医療機関との連携は必要不可欠であります。公立病院である西吾妻福祉病院やへき地診療所を初め、各医療及び介護施設との連携の強化を図ってまいります。それとともに重要なことは、高齢者の方々がいつまでも明るく、笑顔で過ごせるために、居場所や生きがいがづくりが喫緊の課題であると捉えております。

川原畑地区のグラウンドゴルフ場は、平成30年度から運用が開始されます。横壁地区の屋内運動施設に関しても、建築工事がスタートいたします。既存施設も含め、運用方法やシステムを構築することが非常に重要であり、高齢者のみならず万人が楽しく利用できる場所となるように整備してまいります。生きがいがづくりの根幹を担う老人クラブ連合会をさらに盛り上げる組織にするために、支援体制も充実してまいります。また、シルバー人材センターの現状を見直し、高齢者が活躍できる場所をふやしていきたいと考えております。とにかく、子供たちや高齢者を地域で支えることのできる地域コミュニティの再生は、居場所づくりや生きがい支援が最も重要なファクターであると考えております。

人口減少社会にどう向き合っていくべきか、これは地方の自治体全てにおいての悩みであることは間違いありません。人口減少をいかに克服すべきかを考えることは必要なことではありますが、人口がある一定まで減少してもいかに元気で生きていけるかを考えることも非常

に重要なこととございます。そのためには、障害者やその保護者の立場に立った町づくり、高齢者や幼い子供たちの立場に立った町づくりが必要です。在宅福祉事業を強化し、地域包括ケアシステムを構築していくことは、今長野原町に課せられた最大の課題の一つであります。このシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくものですが、地域間や民間との連携に加え、近隣町村との連携も大きなポイントになってくると考えます。平成30年度は、特に医療介護施設と連携協力してシステムの礎をつくってまいります。

防災に関して、去年は町民の防災意識を高めることを目的に、長野原町では初めての試みで防災フェスタを開催いたしました。30年度も町民の意識を向上させるための施策を展開していきたいと考えております。

交通弱者対策として昨年スタートした外出支援バスに関しましても、福祉バスとあわせて住民の皆さんのニーズに合ったバス事業に進化させていきたいと思っております。また、幅広い高齢者や障害者が利用できるように温泉入浴事業も拡充する予定であります。

近年、児童等の発達障害が顕在化する中、早い段階での対応が重要だということに着目し、長野原町では事業を民間に委託し、児童発達支援事業所を開所することにいたしました。これは吾妻郡でも初めての施策であり、将来は長野原町民だけにとどまらず、近隣町村にも利用者を広げていきたいと考えております。

これら福祉事業を考えると、外すことができない重要な組織があります。それは社会福祉協議会です。私は、これから元気な長野原町をつくるためには、社会福祉協議会の改革が必要不可欠であると考えております。平成30年度は、社会福祉協議会がもっと町民の皆さんと寄り添い、ともに歩いていける組織に変えていくための第一歩の年にしてまいります。そして、長野原町は「生きる力を育む町」をスローガンに、全町民で歩いていくことを宣言いたします。

60有余年八ッ場ダム問題として常に問題視されてきたこの事業も、残すところ2年となりました。私は「やんば」を「問題ではなくブランドへ」、「問題からブランドへ」というスローガンを掲げ、声を上げてまいりました。各地区の皆さんも、このときを正念場と捉え、一生懸命頑張ってくださいっております。若手を中心としたチームやんばという組織まで生まれました。明るい未来のやんば地域をつくるためには、今が一番重要な時期です。

長野原地区では、JR長野原草津口駅と一本松地区をつなぐ自由通路や、琴橋のかけかえ工事、そして公園などが整備されます。林地区には町道等のインフラ整備のほか、埋蔵文化

財保存センターや農林産物集出荷加工所の建築が始まります。川原畑地区においては、グラウンドゴルフ場が完成し、その後スポーツ公園の工事を予定しております。川原湯地区には、温泉幹線街路の工事が急ピッチで進む中、川原湯温泉駅に隣接するアウトドアレジャーを中心とした地域振興施設を進めてまいります。そして横壁地区においては、屋内運動施設を初め、観光施設を計画しておるところでございます。また、ダム事業ではありませんが、生活再建事業の一環として、長栄橋のかけかえ工事を進めてまいり所存でございます。

この2年間で、八ッ場ダム周辺が大きく生まれ変わります。しかし、それと同時に、維持管理の問題を並行して考えていかなければなりません。残り2年の間に、国土交通省、群馬県、そして長野原町の3者で維持管理の担当をしっかりと明確化し、町民の皆様にお示しできるようにいたします。また、この60有余年かけてつくり上げてきた長野原町の宝を、長年にわたって維持し、守っていくことは我々の使命であります。この八ッ場ダムと長野原町が将来持続可能な発展をしていくために、維持管理を含め、町全体の地域振興を担う組織を2年後のダム完成を目途に構築していくことをお約束いたします。

重点テーマとしてここに挙げたものは、全てが連携、協力なくしてなし遂げられるものではありません。そのほかにも、町の基幹産業である農業をもっと強くしていくためにも、有害鳥獣による被害対策や農地等の多面的機能保全の事業など、さらに拡充を図ってまいります。これに関しても地域の皆さんのマンパワーや連携が必要です。今、全国にも注目を集めている酪農ヘルパーに地域おこし協力隊を投入することには、JAや地元農家の協力が必要です。

浅間山北麓ジオパークも、嬭恋と連携してさらに盛り上げていく所存でございます。また、包括協定を結んでいる跡見学園女子大学との協働事業も、長野原町の宝である長野原高校が行っているコミュニティーハイスクールのことも、全てにおいて大きなポイントになるのが連携でございます。平成30年、長野原町役場職員の目標も連携という2文字を上げ、意識を統一したところでございます。

平成30年には、役場新庁舎及び住民総合センターが完成いたします。交流スペースを設けたエントランスホールを初め、280席を有する交流ホール、心地よい空間が広がる図書資料室が、まさに多くの連携と協力を得てお披露目できる予定です。新たな町のシンボルとなることは間違いありませんが、町の交流の拠点、さらには吾妻郡の拠点になることを私は信じております。

オール長野原を形に、長野原町民全てが連携の心を持ち、ともに歩いていくことを願うば



かりでございます。私も皆さんの期待に応えるべく、粉骨砕身の思いで全力を尽くす覚悟でございますので、町民の皆様のさらなるご協力並びに連携の力を賜りますよう、伏してお願い申し上げます、平成30年度に向けての施政方針とさせていただきます。

○議長（浅沼克行君） 町長、ありがとうございました。

ここで暫時休憩します。

午後1時より再開いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第6、同意第1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

本件については、当事者であります市村隆宏君が議場におられますので、本件の審議が終了するまで暫時退場をお願いいたします。

〔教育長 市村隆宏君 退場〕

○議長（浅沼克行君） それでは、初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 長野原町教育委員会教育長の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町教育委員会教育長の市村隆宏氏が3月31日をもって任期満了となります。市村氏は、■■■■年■月■日生まれの■歳で、平成27年4月1日に就任されて以来、1期3年にわたり教育委員会教育長としてご活躍いただいております。

今回の任期満了に伴い、これまでの実績を踏まえ、引き続き教育委員会教育長に任命いた

したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、長野原町教育委員会教育長の任命同意についてをお諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。同意第1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意については、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、篠原茂君、2番、冨澤重男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅沼克行君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と記入し、反対の方は「反対」と記入願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1番、篠原茂君、2番、富澤重男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（浅沼克行君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛 成 9票

反 対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開き、市村隆宏君の入場を許します。

〔議場開鎖〕

〔教育長 市村隆宏君 入場〕

○議長（浅沼克行君） 市村君に申し上げます。

ただいま議題となりました同意第1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり同意することとなりました。

ここで、再任となりました市村隆宏君にご挨拶をお願いいたします。

〔教育長 市村隆宏君 登壇〕

○教育長（市村隆宏君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので一言挨拶をさせていただきます。

ただいま、町長の任命に対する同意をいただきまして、身の引き締まる思いであります。

この3年間はあっという間に過ぎて、何をやっていたかわからないほどの速さで過ぎてしまいました。ことしは、先ほど町長の町政の報告にもありましたけれども、応桑こども園を開園して、なおかつ応桑、北軽のこども館、これもことしスタートさせました。ただ、1年

たってみて、こども館につきましては、今利用者への全員にアンケートをとっております。それがまとめ次第、来年度に向けてのこども館の運営をまた今後考えていきたいなど。それから、来年度に向けましては中央こども園が開園いたしますが、それらのことにつきましても、ただいま鋭意工事を進めていて、園舎のほうはでき上がっておりますが、外構を今工事を始めるところであります。そんな形で、これから子ども・子育て、できるだけもう数の少ない子供たち、町の宝である子供たちをよりよく育てるために、町としてできることをこれからも考えていきたいなというふうに思っております。なお、高齢社会に向けて、高齢者はもちろん、町民を含めた生涯学習という観点からも町民の健康、それから文化、スポーツ等についても力を入れていければなというふうに思います。

これから私が考えていくことをいろいろと皆さんの協力を得ながら、1人ではとてもできることではありますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが挨拶にかえさせていただきます。これからもよろしくをお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） ありがとうございます。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） それでは日程に戻ります。

日程第7、同意第2号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 同意第2号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

萩原■■■さんは、平成27年7月1日から、1期3年にわたり人権擁護委員としてご活躍いただいておりますが、平成30年6月30日をもちまして任期満了となります。

現在就任中の萩原さんは、地域住民のよき相談役として人格、識見も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任であり、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。ご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、お諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。同意第2号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、篠原茂君、2番、富澤重男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅沼克行君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と記入し、反対の方は「反対」と記入願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1 番、篠原茂君、2 番、富澤重男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（浅沼克行君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛 成 9 票

反 対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

### ◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第 8、議案第 1 号 普通財産の譲渡についてを議題とします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第 1 号 普通財産の譲渡について、提案理由のご説明を申し上げます。

国土交通省が施工する代替地造成工事区域内にあります法定外公共物等の敷地は、平成18年11月24日付で国土交通省と締結した覚書に基づき、国土交通省がつくる区画内道路の敷地と交換することになっております。

今回、国からの申請による用途廃止が完了し、町所有の普通財産となりましたので、その

敷地を国土交通省へ譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第1号 普通財産の譲渡につきましてご説明いたします。

今回は、1件2筆でございます。

1枚返していただきまして、資料1をごらんください。

平成30年2月6日付で、八ッ場ダム工事事務所長より譲渡依頼がございました。

土地の所在と面積でございますが、長野原町大字川原畑字鈴669番49外1筆の公衆用道路、合わせて29.97平方メートルでございます。

資料2の位置図をごらんください。

場所は、図面中央の国道145号八ッ場バイパス川原畑立体交差東側の赤で着色された部分で、現在国土交通省が整備工事を実施しているグラウンドゴルフ場の予定地でございます。

なお、資料3は、国土交通省との覚書の写しでございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号 普通財産の譲渡については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第9、議案第2号 財産の取得について（役場新庁舎及び住民総合センター用地）を議題とします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 財産の取得について（役場新庁舎及び住民総合センター用地）提案理由のご説明を申し上げます。

役場新庁舎及び住民総合センターについては、年内の完成を目指し、鋭意工事を進めているところでございます。このたび、当該施設用地として取得するための手続が整いましたので、国土交通省から用地を取得し、事業完成に向けて進捗を図っていきたいと考えております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第2号 財産の取得について（役場新庁舎及び住民総合センター用地）ご説明いたします。

今回は取得につきましては、町長説明のとおり役場新庁舎及び住民総合センター用地として、国土交通省が代替地造成をした土地を取得するものでございます。取得する土地の詳細及び費用の案分方法につきましては、2月議会全員協議会でダム対策課長が報告したとおりでございます。

土地の所在は大字長野原字久々戸1340の11外4筆の雑種地及び宅地、数量は合計で1万5,904.4平方メートルでございます。取得金額は4億8,482万114円で、相手方は契約担当官関東地方整備局長泊宏でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

土地の所在図でございます。



図面中央の1340番地11は黄色で着色された庁舎、住総周辺の駐車場用地4,004.31平方メートルと、緑色のブロック積み等のり面用地2,475.17平方メートルで、双方を合計した1万309.66平方メートルが取得面積となりますが、のり面用地は無償のため取得金額には反映されてございません。図面左上黄色の1340番地13は駐車場用地で1,187.63平方メートル、ピンク色の1340番地11は役場新庁舎及び住民総合センター用地で4,004.31平方メートル、本体裏側ピンク色の1340番地9は庁舎附属等用地で266.8平方メートル、本体右側ピンク色の1340番地10は熱源機械室等用地で136平方メートルでございます。なお、灰色で塗られた県道の進入路から下水処理場へ通じる道路までの用地1340番地12は、町道敷地として国から無償譲渡される予定でございます。よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

参考までにお聞きしたいんですが、地目が宅地と雑種地ということになっていますが、それぞれの分譲単価はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） ただいまの牧山議員からのご質問でございます。

雑種地単価につきましては、1平方メートル当たり3万4,100円でございます。宅地単価につきましては、1平方メートル当たり4万200円でございます。よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 8番、いいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号 財産の取得について（役場新庁舎及び住民総合センター用地）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第10、議案第3号 長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、1番、篠原茂君が除斥の対象となります。したがって、本件の審議が終了するまでの間、暫時退場をお願いいたします。

〔1番 篠原 茂君 退場〕

○議長（浅沼克行君） それでは、初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

道の駅八ッ場ふるさと館につきまして、長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき候補者を選定いたしました。団体名は、株式会社八ッ場ふるさと館代表取締役篠原茂。指定の期間につきましては平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

つきましては、地方地自法第244条の2第6項及び長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決をを求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 議案第3号の長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定につきましては、先ほど町長より説明があったとおりでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

現在は、道の駅の管理運営を目的として、平成24年5月28日に会社を設立いたしました株式会社八ッ場ふるさと館が、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで指定管理者となっ

ております。このたび、指定の期間が終了を迎えるに当たり、同社に対しまして、長野原町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者の候補者として指定申請書の提出を依頼いたしました。1月11日付で指定申請書の提出を受け、同条例第4条の規定に基づき各基準に照らして総合的に審査した結果、指定管理者の候補者として適当と判断し、引き続き株式会社八ッ場ふるさと館での指定に至っております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

参考までにお聞きしますが、指定管理の条件について簡単に。それから、何か変更があるのかについてもお願いします。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 簡単に申し上げますと、まず事業計画書を出していただいております。その中に野菜の直売所とコンビニエンスの経営、食堂の経営等具体的な計画を出させていただいて、今回申請に至っております。内容等の変更につきましては前回と同様でございます。よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

そうすると、指定管理料も年300万でしたっけ、それで変更はないということですか。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 管理料につきましては、利益出ているわけですがけれども、毎年その30%という形で納めていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 2番です。

今、八ッ場ふるさと館の指定管理者の期限の更新ということなんですが、ほかにこの条例に基づいて指定管理を行っている事業所、数等々ありましたら教えていただけますでしょうか。

か。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） ただいまちょっと手元に資料等がございません。ちょっとまとめて追って報告させていただくことでよろしいですか。

○議長（浅沼克行君） 2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） それに関連しまして、新しく事業所が各地区にこれから2年間かけてでき上がってくるという中で、指定管理制度をもって町が管理委託するというような予定のものがありましたら、また教えていただければということです。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 富澤議員のご質問でございます。

これから、今横壁地区、川原湯地区の振興施設、あるいは集出荷加工施設ですか、そういったものもできてまいります。それを指定管理とするかどうかというのは、また事業の形態、それとそれを担うべき会社等の状況、そういったものも勘案しながら決めなければいけないと思っています。今までの例でいいますと、道の駅のように収益的な施設については指定管理が妥当かなというふうに考えておりますが、収益よりも地域の産業の振興とかそういったものを担うものについては委託管理といいますか、通常の。そういったものもあり得るのかなというふうに考えております。まだ、今後その内容をまだ検討中でございますので、そういう検討が進む中でまた指定管理にするか否かということを検討し、また議会にも報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） いいですか、2番。

ほかには。

9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） ちょっとお伺いしたいんですけども、この八ッ場ふるさと館が利用されている業者さんがたくさんおられるんですけども、何とも使い勝手の悪いところだという評判がかなり聞いております。やっぱりそこで農産物を卸しておられる方も、もっと販売するスペースがこの設計じゃ間違っているんじゃないかとかいろいろ聞いていますけれども、この指定管理で今まで引き続きやってもらうことになると思うんですけども、もしそういった要望が町でもそれをリフォームなり何か使い勝手のいいような方向に改造してもらえるんですか。その辺のところをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 大羽賀議員のご質問でございます。

当初、あの施設をつくる時に直売が中心だというようなお考えの中で、林地区の9人の方々が検討してきたわけでございます。そういう中で、コンビニエンスストアも必要だろうというような考えだとかいろんな考え入ってまいりまして、現在の直売のスペースが比較的小さくなってきたというふうに承知しております。

大羽賀議員のおっしゃるとおり、今の道の駅を運営するハッ場ふるさと館のほうからも売り場面積をなるべく確保したいと、特に直売については非常に収益も上げているので、屋根のかかったような施設をもう少し広げられないかというようなご要望もでございます。その辺は建築基準とかそういったものも勘案しながら、現在はやはりテントを張って、夏場の野菜等の非常に多く出る季節にはワゴン販売をしているわけですが、多少限界もあるというふうに聞いております。今のところ始めて5年ですが、毎年度収益を上げていただきまして、町に対しても先ほど説明のあったように30%のお金を納めていただいているわけでございますので、そういうお金の状況を見ながら、また敷地も限りがございますので、そういう中で広げられるかどうかというのを確認してまいりたいと思います。

また、これ国土交通省から用地を買ったときに、その用地について先ほどの庁舎の中の説明の中にもありましたとおり、宅地の部分と荒造成の部分というのが値段が違います。当初つくった建物のいわゆる屋根のひさしの下というのを宅地で買ってあります。それ以上にもし建物が出るとなると、本来ならばその金額は違うもので買わなくちゃいけなかったということになって、その縛りが10年間ございます。その10年間、そういったものも考えながら、ただ、今後非常に需要が高まっている道の駅、野菜等も非常に売れているというふうに聞いていますので、そういったことも勘案しながら、将来的に広げられるかどうかということをしかり検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） 9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） あと5年ぐらい動かせないということなんですか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 正式な言い方をすると、もし建物がふえれば、その分の差額を国交省にお支払いをしなければならないというのが大原則になると思います。あと2年たちますと国交省はいませんが、実際に縛りが10年というのがしかり契約書に書いてあります。そういう書いたものを破るということにはできないと思いますので、それに向けて今から検討を始めて、広げることができればしかり広げていく、また、これから5年

間の経営の状況も見てまいらなければならないと思っています。直売のほうがどんどん好調になるようであれば、やっぱり一日も早くそういった措置をとらなければならないというふうにも考えますけれども、今言ったような縛りもやはり町ですので守らなければならないというふうには考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） よろしくお願ひいたします。

結構直売所でいろんな野菜を売って、非常にお年寄りの方々が、家庭菜園の方々が非常にいい小遣い稼ぎをしているなというふうに見えますので、年間多分70万人以上あそこは来ているんだという話を聞きました。そのうちレジに通るのが30万人とか40万人ぐらい。それでもかなり利益はあるところだなと思っていますので、今後とも町の発展にもつながるので、店の拡張とかいろいろ今後そういう問題が出てくると思いますが、その節にはよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） また議会の皆さんと相談しながら、町で初めてできた振興施設でございますし、また非常に人気のある道の駅でございますので、より発展していくように努力したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 10番です。

今、林の住民である篠原さんが社長の会社に指定管理ということでほっとしたんですけれども、なぜかと言うと、横壁でも今食堂、体育館、またそのほかもあるかもしれませんが、そういう中で、前にこれは検討する中で指定管理について、うちの今の会議の中で若い人から質問が出ました。指定管理して5年たったらまた指定してもらえるのかといったときに、いろいろダム課長さんがいろいろ考えたんで、よく聞いていなかったかどうかわかりませんが、指定されるかされないかわからないというような話を聞いたんです。だけれども、常識から考えたり、普通でいけば林地区の生活再建がもとでやったわけだから、問題がなければ普通であれば継続していくということだと思ふんです。ということは、例えば若い人がやったときに5年たったら指定されるかされないかわからないというんじや、やっぱり仕事は立ち上げられないんです。そういうこともありますんで、いろいろ契約条項があ

るわけですから、その条項に違反することがあればまずいわけですよ。あるいは何か事情があればまずいわけですが、基本的には継続されることのほうが多いということ、やる人たちに理解してもらうような対応をお願いしたいと思うんですけども、その点、副町長、よろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 今、豊田議員さんのほうからご質問がございました。

先ほど産業課長も申し上げたとおり、条件といいますか経営計画等をしっかり出していたでいて、そういうものを審査させていただいて、その上で議会のほうに提出するというような、こういった手順を踏まなくちゃなりませんので、もちろん意図的にその方々を排除するとかそういうことはございませんが、やはりしっかりした経営計画を立てていただくということは大事なことであり、また町の財産をお預けするわけですから、そういった条件というのは必要になるかなと思っております。

ただ、今回の指定管理につきましては、全てが生活再建に基づくというような点もございます。そういったことも加味しながら当然生活再建が途中で終わってしまうということはあってはならないというふうにも考えますし、しかしながらしっかりした経営計画も立てていただきたいと、やっぱりそういうものでないと町民の皆様にもやっぱり理解をしていただくようになりますので、そういうことも考えながら当然地元の生活再建としての位置づけを考えていくということで、必ず、じゃ、これ5年、10年、20年という、そういうことは町だけで決められるものではございません。ご存じのとおり、今議会に上程しているようにしっかりした審査を行って議会に提出し、皆さんにご議決をお願いするわけでございます。当然経営についても1回お預けしたからもう我々はほっぽっておくということではなくて、経営状態とか経営のやり方とか、ご相談があれば町のほうで支援をし、また対策事務所もダム完成後も10年残るということになりましたので、そういったところと共同で、そういった計画、経営の支援というものを行っていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 言いにくいんですけども、今の話を聞くと、私が先ほど申し上げたのは全ての条件です。常識で判断して、そういう条件を満たしということは経営ももちろん入っているわけです。そういう中で問題がなければ指定されると、普通であれば。これ初めてのことでですから今後の慣例にもなります。ただ、今副町長の話を聞くと、横壁の振興施設が経営が大丈夫なのかというふうにもとれるんです。だからそういう言い方は私は納

得いかないんですけれども、どうですか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） そのようにとれたとしたら大変申しわけなく、陳謝いたしますが、横壁だけでなくこれから川原湯地区も、はい。そういうところでももちろん皆さん一生懸命経営努力をされるんで、当然町としても、また県の対策事務所としてもそういうお手伝いをしながら、しっかりした経営の計画は立てられるようにお手伝いをしていくというところでございます。よろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） そういうことで、現段階で例えばスタートする場合は、内容がしっかりしていなければ、第一下流から金が出ないと思うんです。だからそれは当たり前のことで、ですから、しっかりすれば続いていける可能性が高いんだというふうに思わなければ不安になっちゃいます。そういうことで、副町長の考えも同じだと思うんですけれども、これが初めての、何ていいますか、指定管理の更新ですよね。それで、これから指定管理受ける場合でもやっぱりそういうことは心配になるわけですので、しっかり真面目に利益を上げていけば、問題なければ続けられるんだという思いで、この指定管理の仕事をやろうとする人が安心して対応できるようにご配慮をお願いいたします。よろしくお願いします。返事は結構です。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号 長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

1番、篠原茂君の除斥を解除し、入場を許します。



〔1番 篠原 茂君 入場〕

○議長（浅沼克行君） 篠原議員に申し上げます。

ただいま議題となりました議案第3号 長野原町八ッ場ふるさと館の指定管理者の指定については、可決されましたことを報告いたします。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第11、議案第4号 東吾妻町町道路線の認定の承諾についてを議題といたします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 東吾妻町町道路線の認定の承諾について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の承諾につきましては、吾妻渓谷内の渓谷パーキングから廃道ゲート付近までの旧国道145号を、東吾妻町が県から移管を受けたことに伴い、東吾妻町の行政区域を越えて東吾妻町の町道路線として認定するために必要とするものでございます。

つきましては、道路法第8条第3項の規定に基づき、東吾妻町町道の路線を別紙のとおり承諾いたしたく、同法第8条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号 東吾妻町町道路線の認定の承諾については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第12、議案第5号 長野原町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定についてを議題といたします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 長野原町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき町内における空き家対策を推進するため、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） それでは、長野原町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例についてご説明いたします。

本条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町における空き家等の適正管理と有効活用を目的に制定するものでございます。

資料の次のページをごらんください。

第1条には、趣旨として生活環境及び景観の保全、安全で安心な町民生活の確保、魅力ある町づくりの推進を目的とすることを明示しております。

第2条には、本条例で使用する用語の定義を明記し、第3条では特定空き家等に関して生じた紛争は基本的に当事者間で解決を図るということで、民事不介入を原則とすることを明示しております。

第4条から次のページの第6条につきましては、空き家等の適正管理や有効活用について、

所有者等、地域住民、町行政それぞれの責務が明示されております。

第7条には、今後策定する予定の空き家等対策計画について定めております。

第8条は、次のページにかけて、空き家等に対する立ち入り調査の方法等について定めております。

第9条は、特定空き家等の認定について。第10条から2ページ後ろの第16条までは、特定空き家等に対する行政の対応の方法について定めております。

第17条及び第18条は、各種情報の収集とデータベース化等の管理について定められており、最後のページに移りまして、第19条及び第20条は空き家等の適正管理や跡地利用の促進のための情報提供や支援などについて定めております。

第21条では、空き家等対策のための税制上の措置を。22条では空き家等対策のための警察等関係機関との連携について定め、第23条では長野原町空き家等対策協議会の設置について定めております。

条例の説明は以上でございます。

このような条例を制定し、施行規則とあわせて運用し、長野原町における空き家等の適正管理や有効活用を推進するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

全員協議会の資料とあわせて見る中で、特定空き家というのはどういうものなのかということと、それに該当するものが長野原町にどのくらいあるか、それから、行政代執行、強制執行をした場合の経費とかはどこが持つのかという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 牧山議員の質問にお答えいたします。

まず、特定空き家とはどういうものかということなんですけれども、特定空き家というものは、適正に管理が行われていなくても崩壊の危険性があるとか、あるいは衛生上非常に問題がある、あと、あるいは何か悪い人たちのたまり場みたいになって治安上よくない等といった形で、適正な管理とその後の活用が見込まれない空き家のことを一般的に特定空き家と分類しております。

長野原町の空き家調査の状況ですけれども、先ほど全員協議会のときにも説明させていただきました平成27年度の空き家調査の結果につきまして、大字長野原の須川橋よりか下流側、

要は、いわゆる八ッ場ダムの実業地域になるんですけれども、そこ北軽の大きな別荘地を除いた全地域を対象として空き家調査を行ったところなんです。全部で空き家として出てきたのが554棟ございました。そのうち、特定空き家と思われるもの、これまでは基本的に特定空き家の条件というのを定めておりませんので、こちらで見てこれは特定空き家だろうと思われるものにつきましては全部で35棟ございました。

今のところ、長野原町において特定空き家が問題になるという事例はないんですけれども、もし仮に今後そういった問題が出てきたときには、まずは所有者を確認して所有者に対策をお願いする。要は指導、助言という形なんですけれども、その後勧告、命令等続きまして、それでもされない場合につきましては行政代執行、強制執行という形になります。強制執行の費用につきましては、基本的には所有者に請求をするんですけれども、所有者が支払えない場合につきましては、これはいろいろ状況にもよるかと思っておりますけれども、国や県等の援助も受けられるというふう聞いております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 8番、いいですか。

ほかには。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第5号 長野原町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第13、議案第6号 長野原町指定居宅介護支援等の事業の人員及

び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

初めに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 長野原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の人員及び運営に関する基準を指定権者が都道府県から市区町村へ移管されたため、市町村の条例で定めることとなり、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第6号 長野原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてご説明申し上げます。

今回の条例制定は、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。イメージとしましては、全員協議会で報告させていただいたとおりでございますが、今回の条例制定では、県から示された条例をそのまま長野原町に置きかえたものでございます。特に条文の内容説明は省略させていただきますけれども、最後のほうで詳細等について説明させていただく予定でございます。

まずは、かいつまんでではありますが項目の説明をさせていただきます。

1ページの第1条では趣旨説明を、それから第4条では基本方針で、飛びますけれども、3ページ下の第10条では受給資格等の確認、そして第11条で要介護認定の申請にかかわる援助、4ページになりますけれども、4ページ下の第16条では指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針として、第1号から8ページの30号までございまして、8ページの中段でございまして、第18条では利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付方法を、第19条では利用者に関する市町村への通知を、第21条で運営規定、そして9ページの第22条では勤務体制の確保等、10ページになります、第29条で苦情処理について、それから下段の第30条で事故発生時の対応、11ページになります、32条では記録の整備等それぞれ定めるものでございます。

附則に關しましては11ページの下になりますけれども、施行期日は平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は平成30年10月1日から施行する。2番目としまして、経過措置ですけれども、平成33年3月31日までの間は第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができるものとするでございませう。

内容をまず要約して説明させていただきますと、まず初めに、介護保険の根幹となるものが居宅介護支援で、ケアマネジャーによるケアマネジメントでございませう。この居宅介護支援については、平成26年の改正法で、平成30年度より指定権限を都道府県から市町村に移すことが決まっております。また、居宅介護支援では、自宅での介護を必要としている人のもとにケアマネジャー、いわゆる介護支援専門員が訪れ、ご本人の心身の状況やご本人、ご家族の意向を情報収集した上でケアプランを作成し、さまざまなサービス事業者との連携、調整を図ります。

自宅でも自立支援に必要なサービスを受けながら、介護を進めるために欠かせないものが居宅介護支援でございませう。現在、この居宅介護支援事業者の指定は事業者からの申請に基づいて都道府県が行っておりますが、今回の介護保険の制度改正では県から町に移譲されることになったわけでございます。ケアマネジメントは介護保険利用者と地域をつなぐ重要な役割を果たしており、ケアマネジャーの育成は質の高い介護サービスを提供するために欠かせないものでございませう。そのため、保険者である市町村みずからがケアマネジャーの育成や指導、支援にもっとかかわれるようにする仕組みが考えられたわけでございます。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） ただいまの説明がありました中で、訂正箇所があります。

8ページの、初めの第18条が17条ということになります。17条に変更をお願いいたします。説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

非常に条例の量も多いんでちょっとわからないところが多いんですけども、全員協議会での配付資料を見ると、現行と平成30年4月以降ということで図式化されています。この中で今まで勧告、命令、あるいは指定の取り消しとか効力停止というのは県中核都市がやっていたことなんですけど、その権限が市町村に移管される。自治体によって取り組みによってその裁量が発揮されればよくもなるし、悪くもなるというような感じがします。長野原町の場合はそのどちらになるのかということが一番の問題でして、今までとは違って当然勧告、命

令、指定の取り消し、効力停止ということには役場の職員が当たることになろうかと思えます。そうすると、相当職員のレベルを高めなければ対応ができないというふうに思うんですが、その辺のどうするかという方針について町長にお聞きしたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の質問にお答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、町役場の質の向上というのは本当に求められることだと思います。そればかりではなく、地域包括ケアシステムを構築等々もかなり強くなかかわってくるところでございますので、私としては職員の指導、徹底をしていくということをここで申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 今までであったら、例えば何か問題が起きたときには県にお願いすれば済んでいたことなんですが、今度はそれを町村がやらなきゃならないという、ありがたいんだかありがたいんだかの権限移譲なんです。それに伴う財政措置と、少なくとも職員の人にはなれ合いとかみたいなことは絶対に許されなくなったということを自覚してもらって、本来あるべき運営の方向に指導、監督も含めてやっていかなくちゃならないところになろうかと思えます。相当やっぱり頑張ってもらって、よりよい介護保険の制度に、居宅介護支援事業所が運営できるようにしていただきたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 牧山議員ご指摘のとおりでございます。役場職員のいろいろ研修といいますか認識と、実は担当職員もこれにつきましては、もうこれからは自分で相当な知識を持って臨んでいかなければいけないと自覚しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） ほかには。

2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 2番です。

用語の条項のちょっと意味を教えてくださいと思うんですけども、表紙めくりの1ページ下のほうの第5条の2項、「前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその単数を増すごとに1とする。」ということなんですけれども、この35名過ぎてくると1人ずつふえると、置かなくちゃならないという意味合いなんですか。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） ただいま富澤議員の質問なんですけれども、ちょっとその「利用者の数が35又はその単数を増すごとに1とする。」というところでございますけれども、ちょっとこの部分につきましては、私ちょっとまだ承知していないというか、大変申しわけないんですけれども、調べさせていただいて後で報告させていただくんでよろしいでしょうか。

○2番（富澤重男君） はい。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第6号 長野原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第14、議案第7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、1番、篠原茂君が除斥の対象となります。したがって、本件の審議が終了するまでの間、暫時ご退場をお願いいたします。

[1番 篠原 茂君 退場]

○議長（浅沼克行君） それでは、初めに提案理由の説明を求めます。

町長。



〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、指定管理者を選定する際の公正性の確保等の観点から、兼業の禁止を明文化する必要が生じたため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおりでございます。

2枚目裏面、2ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第2条に、兼業禁止として「議会の議員、町長、副町長及び教育長が代表者となっている団体は、指定管理者となることができない。」ことを追加するものでございます。また、3条以降は第2条の追加に伴い条ずれが生じたことによる修正でございます。

それでは、申しわけございませんが1ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

一部改正条例をごらんいただきたいと思っております。

附則でございますが、1項では平成30年4月1日から施行とするとしておりまして、2項の経過措置では、第2条の兼業禁止規定に該当する団体が30年4月1日以前に指定を受けている場合、当面第2条の規定は適用しないが、その特別職の残りの任期までとしてございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 兼業の禁止というのは当然いろいろ言われることなんですけれども、これを読む限り、先ほど指定管理をした八ッ場ふるさと館の場合もこれに該当するんじゃないかなというふうに思うんですが、その対策はどういうふうに考えてやるのか。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 先ほどにつきましては、本日八ッ場ふるさと館につきましては皆さんにご議決いただいた日が指定日ということになると思っております。指定期日とはまた別物で

ございます、この指定日につきましては。ですから、今回指定日が決まりましたら、この方につきましては、この兼業の禁止がございますけれども、経過措置が該当するというので、その人が代表者の場合は、その職の任期までということにまで経過措置が適用するというようなことになってございますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） そうすると、要は議員の任期はあと1年ですから、それが過ぎた場合、再び、じゃ、どちらかをやめなきゃならないということになるんでしょうか。1年しかないと思うんですけども。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） こちらの経過措置につきましては、現在の議員さんの任期でいきますとあと1年ということですので、1年後にはどちらかをやめていただくというような形になります。

○8番（牧山 明君） わかりました。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） この条例は納得する部分もあるんですけども、じゃ、何でその前の段階でこういう条例をしっかりとつくれなかったのか。今になってこれをつくる何か意図はあるんですか。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 申しわけございませんでした。

こちらの条例を制定したのが平成16年ということでございます。そのころにはまだこういう事例が生じることが想定できなかったものですから、このような今回の改正ということに至ったということでございます。よろしく申し上げます。

なお、群馬県内の市町村の中でもこの条例を制定しているところは6市町村。それとこれに見合うような要綱または指針を設けているのが4市、それと群馬県がマニュアル等で整備をしているような状態でございます。よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 2番です。

関連しまして質問なんですけれども、こちらのほういろいろな公職している代表者という

ことのようなんですが、通常の中小企業なんかの場合、代表取締役というものを法務局に届けるわけですけれども、届けていない平取締役、こちらの場合は役員であっても代表権を有しないということでオーケーなんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 正しく答えられているかどうかちょっと自信ないんですけども、この指定管理者とするこの議案を上げるときに、会社の名前だけじゃなくてその代表者が何たるかを出さなきゃいけないので、法務局上例えば代表取締役になっていなくて平取であってもこの指定管理者として指定されるところに名前が挙がっている方が、例えば議員であったり私のような副町長の立場であれば、それは兼業の禁止に、この条例に抵触すると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） そうすると、通常取締役があっても役員として名前が載っている以上は代表者扱いと、こういうことになるわけですか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 例えば9人ぐらい取締役がいる、今の道の駅はそうですけども、9人取締役がいて全員が平の取締役だったとした場合、じゃ、その中の誰もなれないかという、ただその人がここに指定管理を受ける人として、例えばふるさと館の何のたれべえと出た場合にはその人を代表者として考えますので、当然これは、この方が議員や副町長や町長やっておられればだめなわけであって、じゃ、ほかの人が、誰もがなれないかといったらそういうわけじゃないんですけども、今言ったように決めておかないと誰がなくてもこの指定管理者の相手方の名前として出れば、その方は代表とみなされるというふうに考えると思っているんですが。ですからなった時点で代表者とみなすんで、ふだんから代表者だというふうには考えないとしても、はい。

○議長（浅沼克行君） 2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） くどいように申しわけないんですけども、代表者として指定管理者の申請書に名前がAさんならAって書かれます。以下普通の取締役がぞろぞろというふうに何人かいたとします。その方に、そこに名前が書いてあったとしても、代表者として指定管理の届け出をされなければオーケーと、こういう解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） そのとおりだと思います、はい。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） ざっくばらんに申し上げますが、これは指定管理者になったときに、普通の場合は、指定管理の代表者の場合は、議員というのは兼職に、そういうのが普通、今までは私はそういう解釈したんです。ところが、今回のふるさと館については、県に相談したら問題ないということで、こういう篠原茂さんが社長になって指定管理を受けたというふうに、町会議員に出るときに、そういうことを県に相談したら県は違法じゃないと。どういうふうに解釈するのかなと思いましたが、そういうふうに聞いているんです。これ大事なことで、やっぱり今副町長が、こんなこと言っちゃ申しわけないんですけども、私が年とったということで好きなこと言わせてもらえれば、だめですと、そうですというおっしゃったけれども、本当に常識で考えたときに、10人の取締役の中に町会議員になる人がなるということがまずければ別の人を選べばいいわけだから。だから取締役までまずいというのは、私は今まで私の頭の中ではそういうふうには法律解釈していない。あるいは、これは議会で決めればいいことだから、だからこれは町の条例ですから。ただ一般社会ではそういうのは多いんです。だから、それと同時に町会議員に出るときに県に相談したら問題ないと言われたことをやるということが、やっぱり何ていいますか、人道上の問題でどうなのかなということも私は考える必要があるんじゃないかなと思います。

ざっくばらんに申し上げれば、私は県が問題ないと言われたことに実は疑問を持っていました。県には聞いていませんけれども、疑問を持っていました。そういうことで、県に問題ないということで町会議員に出たので、そしたら町も条例がなければ問題ないと、そこでやるわけで、やるのは私は何とも言えないけれども、やる場合でもなかなか皆さんよく考えていただければわかりますけれども、特に東部地区はダムで人がいなくなったんで、人がいないんです。平取締役までだめだということになると、やっぱり町会議員に出る人もなかなか今でもいないわけですから、そういうことも考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。

だから私は、これはそういうこともしっかり配慮して、後に問題が残らないようしっかりした考え方のもとに決めないとまずいと思うんです。だから平取締役までと言われましたけれども、私はそこまでだったら、これは将来に特に東部地区は人がいませんから、そういうことを考えると弊害もありますので、できればその辺も十分皆さん配慮をしていただきたいと思いますと同時に、本当の法律がどうなっているかということ、あるいは人権問題、

憲法です。そういうこともしっかり把握した中で、よそに例があるようなことはいいけれども、私は平取締役までというのは多分町村ではないんじゃないかなと思うんです。副町長、その点いかがでしょうか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 先ほどの富澤議員から質問されたのは、平の取締役は大丈夫だと、議員さんと兼職していただいても大丈夫ですと。代表者にならない限りはこの条例には抵触しないというふうに考えておりますし、また、法律がどうなのかとおっしゃったように、地方自治法の中での兼業禁止というのに直ちに抵触するわけではないというふうに市町村課も言っているんですが、ただし、公平、公正の観点からいくと望ましくないということなんで、改善するよというふうなお話があったのは事実でございます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 皆さんの判断に任せます。

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

1番、篠原茂君の除斥を解除し、入場を許します。

〔1番 篠原 茂君 入場〕

○議長（浅沼克行君） 篠原議員に申し上げます。

ただいま議題となりました議案第7号 長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手続

等に関する条例の一部を改正する条例制定については、可決されましたことを報告いたします。

それでは、これで休憩といたします。

2時40分まで。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。

開会の前に、先ほど、2番の富澤議員からの質問がありました。その質問について、産業課長からの答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 先ほど富澤議員からご質問がございました道の駅以外の指定管理の件でございます。

3件ございます。

1つが27年10月に事業所化になりました「やまどり」を社会福祉法人西吾妻福祉会と指定管理を締結してございます。すみません。ただいまのは、西吾妻福祉会との指定管理でございます。

それと、今は社会福祉協議会と保健センターが入っております長野原町地域間交流上下流連携施設老人福祉センターの管理委託に関する協定を社会福祉法人長野原町社会福祉協議会との締結、それが2件目です。

3件目が、長野原町資源リサイクルセンターにしまして、管理運営に関する指定管理を長野原町資源リサイクルセンター利用組合と締結をしてございます。

以上、3件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 続いて、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 先ほどの富澤議員のご質問でございますけれども、長野原町の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の中で、第5条のところで「指定居宅介護支援事業所は」というところで始まるんですけども、いわゆる「介護支援専門員ケアマネジャーは常勤であるものを置かなければならない」とありまして、2

番目としまして「前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人とする」ということで、35人まではケアマネジャー1人、35人を超えて70人までは2人、70人をまた1人でも超えますと3人という、そういった条項でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 2番、いいですか。

○2番（富澤重男君） はい。

---

### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第15、議案第8号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第8号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、鹿島軽井沢リゾート株式会社に貸し付けている鼻曲町有地について、土地賃貸借契約に基づく前納金の返還残額が、平成29年度の積み立てをもってその額に達したため、終期を短縮するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第8号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおりでございます。

2枚目裏面、2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条の積み立てでございますが、平成29年度の積み立てをもって前納金の残り4回分の返済額3億2,000万円を基金残高が上回ったため、「平成32年度まで」を「平成29年度まで」

に改正するものでございます。

1 ページに戻り附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしてございます。  
よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 改正というか、これは当然のことと思いますけれども、やっぱり会社として、町として、あるいは社長として、役員、会社側のね、向こうの役員、あるいはそこへ携わる人、そういう人の考え方として、ただ単にしゃくし定規につながっている会社なんか、やっぱり意思の疎通があるおつき合いをしないとまずいんじゃないかと思うんですよ。そうしないと、長続きはしないんじゃないかなと。現況において、そういうことに配慮したおつき合いをする必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 豊田議員のおっしゃるとおり、しゃくし定規でおつき合いするのは、うまくいかないというふうに思います。今月にも執行役員の方が当町に来ていただくこともありますし、私が町長になって初めて鹿島の本社に行きましたが、もうなって1カ月か2カ月ぐらいにすぐに執行役員に会ってきました。やはり会うからいいんだということではないんですけれども、そういったことは非常に人間として必要なことだと思いますので、今の段階では、鹿島さんにあちらの鼻曲のほうをお任せするのが私は一番だと思っておりますので、これからもいい関係を構築できるように、先ほど社長というお話をいたしましたけれども、私は長野原町のほうの代表でございますので、そういうつもりでおつき合いをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） ウイン・ウインの関係でおつき合いができますよう、ご配慮お願いいたします。結構です。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第8号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第16、議案第9号 長野原町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第9号 長野原町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等により国民健康保険施行令の一部が改正され、平成30年4月1日より施行されるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第9号 長野原町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長より申し上げたとおりでございますが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、文言の整理が必要となりましたので、今回の条例の一部改正でございます。

まず、新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。資料2枚目の新旧対照表

をごらんいただきたいと思います。

左側が現行で右側が改正後でございますが、左の目次中「第1章 この町が行う国民健康保険（第1条）」を、右の目次中の「第1章 この町が行う国民健康保険の事務」という言葉が入りまして、（第1条）に改めるということでございます。

それから、左の「第1章 この町が行う国民健康保険」を、右の「第1章 この町が行う国民健康保険の事務」に改めるものでございます。

さらに、左の第1条の上の見出しでございますけれども、「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加えまして、「法令に定」は漢字なんですけれども、これを「法令に定め」、振り仮名が振られまして、改めるものでございます。

それから、左の第2条、上の見出しの中で、「委員定数」を「設置及び委員の定数」に改めまして、同条中「長野原町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改めまして、同条を同条第2項とし、上に戻りますが、同条に第1項として国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）で、「第11条第2項の規定に基づき、長野原町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く」に改めるということでございます。

最後のページになりますけれども、左の第5条中第4号ですが、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を、右のように「法」に改めるものでございます。

附則につきましては、新旧対照表の前のページに戻っていただきまして、下段で施行期日は平成30年4月1日からとするものでございます。

以上ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第9号 長野原町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第17、議案第10号 長野原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第10号 長野原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例の適用が引き続き従前の住所地の広域連合の被保険者となるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第10号 長野原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長より申し上げたとおりでございます。

内容を要約しますと、病院等入院、入所、または入居中の被保険者の住所地特例をいっているものでございます。新旧対照表によりご説明させていただきますので、資料2枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左側が現行で右側が改正後でございますが、まず第3条第2項中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加えます。

それから、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」

の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改めまして、同条の次に（5）の「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により長野原町の住所を有するものとされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」を加えるものでございます。

また、附則第2条は削りまして、附則につきましては、新旧対照表の前のページに戻っていただき、中段ですが、施行期日は平成30年4月1日からでございます。

それから、1つ訂正をお願いしたいのですが、新旧対照表で現行と右側に改正後とあるのですが、（案）としてしまいましたので、（案）を削除していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） いつも実務上はそんなに問題ないんだから、少しぐらいのことはというようなことで聞いたんですが、これは議員として、この議事を聞く以上は内容がわからないというのではまずいので、実務上の改正の目的はどうなんでしょうか。どういうところが変わるのでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） いろんな条項等が出てくるんですけども、要するに病院等に入院または入所、または入居中ということで、被保険者の住所地特例ということをおっしゃいます。前に後期高齢者の保険もそうなんですけれども、よその施設といいますか、広域連合の場合でしたら群馬県外になりますけれども、県外にいろんなそういういい施設があるといいますか、そういうところを例えば利用するとしますと、いろんな他県からみんなそこに集中しまして、その広域連合の保険制度がパンクしてしまうというようなところから、それぞれそれは旧住所地の特例ということで、旧住所地の保険者として利用してくださいという、そういった内容でございます。

○議長（浅沼克行君） 10番、いいですか。

○10番（豊田銀五郎君） はい。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第10号 長野原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第18、議案第11号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第11号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例の適用が引き続き従前の住所地の広域連合の被保険者となるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第11号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長より申し上げたとおりでございます

いわゆる先ほどと同じなんですけれども、同じ住所地特例ということを行っているわけ  
でございます。

ここで新旧対照表で説明させていただきますが、訂正をお願いしたいと思います。左に現  
行、右に改正後（案）とあるんですけれども、（案）を削除していただければと思います。  
申しわけございません。

それでは、その新旧対照表でご説明させていただきますが、左側が現行で、右側は改正後  
でございますが、第3条第1項中「法律第55条」の次に「若しくは第55条の2」を加えると  
いうことでございます。

そして、附則につきましては、新旧対照表の前のページに戻っていただきまして、施行期  
日は平成30年4月1日からでございます。

また、経過措置として、2の改正後の第3条第1項の規定により支給対象者となった者に  
対する福祉医療費の支給については、この条例の施行の日以後に医療を受けた者について適  
用し、同日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例によ  
るとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第11号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条  
例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第19、議案第12号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第12号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、わがまち特例の追加による改正でございます。

改正点は、農地法による遊休農地対策としての課税の軽減措置及び中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例による軽減措置についての2点でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、議案第12号 長野原町税条例の一部の改正についてご説明させていただきます。

先ほど町長よりご説明ありましたとおり、今回の改正は、固定資産税課税の特例制定について、いわゆるわがまち特例ともいわれるものの追加の改正でございます。

改正内容につきましては、長野原町税条例附則第10条の2第16項の次に第17項及び第18項を追加し、以降の項を繰り下げるものでございます。

施行期日については、平成30年4月1日とさせていただきます。

第17項の法附則第15条第42項については、遊休農地について利用状況調査により、農地中間管理機構に10年以上、また15年未満の期間貸し付けた場合、最初の3年間、固定資産税が2分の1となるものでございます。

次に、第18項について、法附則第15条第43項ですが、こちらについては、中小企業等経営強化法によるもので、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画の認定を国から受けた事業所が対象で、対象設備の固定資産税が3年間2分の1となるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第12号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第20、議案第13号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第13号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、国民健康保険制度が群馬県主体となるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、議案第13号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明させていただきます。

ただいま町長よりご説明ありましたとおりでございます。



平成30年4月1日より、国民健康保険について都道府県が財政運営の主体となることから、国民健康保険税条例の改正が必要となりました。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、4枚目の1ページをごらんください。左が現行、右が改正後となります。

第2条第1項につきまして、改正後のとおり、全部改正をいたします。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とするとして、1号から3号を追加するものでございます。

1ページ、1号につきましては、基礎課税額、医療分について説明してあります。

めくっていただいて2ページ、2号につきましては、後期高齢者支援等課税額について説明してあります。

3号につきましては、介護納付金課税額について規定しております。

いずれも県の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用に充てる部分について制定しております。

続いて、2項から4項までについては、1項の改正による1号等の文言の追加と削除となります。

次に、3ページの第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割については、先ほども全員協議会の中でご説明いたしましたとおり、税率を現行6%を6.01%に、第4条については、資産割額はなくなりますので、削除となります。

4ページ、第5条につきましては、保険均等割について、現行は2万2,000円なんですけれども、改正後2万5,000円に、第6条、世帯割平等割については、現行2万5,000円を1万8,000円に改めます。

次に、後期高齢者支援金等課税額について、第6条の所得割については、現行1.4%を2.31%に、続いて、第7条資産割については、削除となります。

5ページになります。

第7条の2、被保険者均等割額について、現行7,000円を1万円に、第7条の3、世帯割平等割額については、現行8,000円を7,000円に改めます。

次に、介護納付金課税について、第8条の所得割額は、現行1.6%を1.92%に、第9条資産割は削除となります。

続いて、第9条の2、被保険者の均等割額については、現行9,000円を1万1,000円に、第

9条の3、世帯別平等割額については、現行1万円を5,000円とするものでございます。

次に、6ページをごらんください。

第25条の2、旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免について、法の改正に伴い期間について「2年を経過するまで」を「当分の間」に改正するものでございます。

戻っていただいて、改正文の3ページをごらんください。

附則になりますが、施行期日につきましては、この条例は平成30年4月1日から施行ということで、2項としまして適用区分、この条例による改正後の長野原町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 午前中でしたか、協議会で表というか図式で説明があったこと、並びに先ほどの健康保険の事務という文言の訂正、そして先ほどの説明という中で、県が主体となってやっていくということなんですが、午前中配付されました表の中に、群馬県が集めるべき金額というのですか、1億5,500万でしたかね。町が集まる金額は1億5,300万ですか。ということで、その差額、過年度の未収分も充てて県に納付するという言い方が正しいんでしょうか、そんな図式だったと思うんですけども、毎年20%以内ぐらいの未収が発生している中で、県に納めるべきお金が足りないというようなときには、未収を理由に延ばせるんでしょうか。あるいはどういう図式になっているんですか。過年度のものごとれる見込みで予算計上するというようなことが書いてありました。新しくことし納付すべき金額が未収になる可能性もあります。可能性の話ですけれども。といった場合に、町が肩がわりして県に納付するのかなというようなことをちょっと知りたいなと思ひまして。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 富澤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど過年度分と言いましたけれども、過年度分については、今回のこの法改正の中には含まれませんので、現年、だから30年度の分に限ってからになりますね、要は徴収する額というのは。その中でもし不足分が発生した場合については、町からの繰入金で賄っていくような形をとります。それで足りない分について、職員も努力しながら、その足りない分を足らなくならないようにしようと努力するんですけども、それでも足りない分は、どうして

も町からの繰り入れによって賄っていく。今後はこの繰り入れもなくなりますので、その繰り入れをなくしていくためには、税率を上げたり、均等割、平等割を上げたりしていかななくてはならなくなると思っております。

以上ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 2番、いいですか。

○2番（富澤重男君） はい。

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第13号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第21、議案第14号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第14号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、中小企業者の既往債務の返済負担が重くなっている現状を考慮し、引き続き資金繰りを支援するため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 議案第14号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

改正理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

新旧対照表によりご説明いたしますので、2枚目裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第5条第2号の融資条件の資金使途につきまして、群馬県同様、設備資金について「（土地を除く。）」を加え、内容の明確化をするものでございます。

附則第3項の借りかえ制度につきましては、こちらも群馬県同様、平成30年度も継続実施するもので、平成30年3月31日を平成31年3月31日に改めるものでございます。

附則につきましては、表面に戻っていただきたいと思えます。

本改正条例は、平成30年4月1日からの施行でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第14号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第22、議案第15号 長野原町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第15号 長野原町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料等に変更が生じたため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 議案第15号 長野原町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど町長よりご説明がありましたとおり、道路法施行令の一部改正の政令が施行されたことに伴うものでございます。

改正政令におきまして、道路占用料につきまして、平成27年度に行われた固定資産税の評価額の評価がえ等を踏まえた道路占用料の額等の改正でございます。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。

7ページをごらんください。

別表の第2条、第4条関係でございます。こちら、申しわけありません。9ページをごらんください。

9ページの道路法32条第1項第1号に掲げる工作物から12ページの中段の道路法施行令の第7条第13項に掲げる施設までの現行の占用料金等となっております。こちらが12ページ中段から15ページにわたり改正後の占用料金となっております。

この中で、前後して申しわけないんですけども、12ページの下段、共架電線その他上空に関する線類、また、地下に設ける電線その他の線類、こちらのほうは改正はございません。

また、申しわけございません、15ページをごらんになっていただきたいと思います。

こちらの上段で、道路法の施行令第7条第8号に掲げる施設、地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるものということで、こちらにつきましては、道路占用許可の対象とされている食事施設等の地下に設ける区分を新たに追加しているものでございます。

ページが前後して申しわけありません。8ページをごらんください。

こちらは備考の6において、占用面積等の端数処理方法の改正で、現行では道路占用料の額の計算方法において、占用物件の占用面積や長さにおいて1平方メートル、また、1メートル未満の端数を切り上げているところを、改正後では、より精密に占用料の額を算出するため、0.01平方メートル、または0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算する内容になってございます。

前後して申しわけありません。6ページをごらんください。

附則といたしまして、平成30年4月1日より施行するものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第15号 長野原町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第23、議案第16号 工事委託契約の変更について（町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事）を議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第16号 町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事に係る工事委託契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事は、東日本旅客鉄道株式会社に委託し、工事を進めております。

事業費が確定したことから、2,848万7,420円減額し、1億8,555万580円に変更契約を締結するものでございます。

契約の目的は、町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事、契約の相手方は東日本旅客鉄道株式会社執行役員高崎支社長、百瀬孝でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 事業を確定しての精算ということだそうですが、3,000万ぐらい大きな開きが出ているんですが、これのどこに当初の契約との差が出たのか、その辺のところの説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 牧山議員のご質問にお答えさせていただきます。

契約との差につきましては、まず電力工事なんですけれども、当初、橋の下にき電線といまして電力を供給する線を設置する予定であったんですけれども、こちらのほうが現地では不要になったということで、こちらのほうで約426万円ほど減額となっております。

また、橋梁の各工種は細かいんですけれども、橋の仮設、工期のほうは約20日ほど短縮されております。また各工種ですね、橋をかけたり、また附属物を設置したりという部分でも1週間ほどの短縮が見込まれています。こちらのほうで約2,422万円ほど減額となっております。

合わせまして2,848万7,420円の減額となりました。

以上です。

○議長（浅沼克行君） ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第16号 工事委託契約の変更について（町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事）については、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、篠原茂君、2番、富澤重男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅沼克行君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と記入し、反対の方は「反対」と記入願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

1番から順次、投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕



○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1番、篠原茂君、2番、富澤重男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（浅沼克行君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛 成 9票

反 対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第16号 工事委託契約の変更について（町道長野原線（仮称）嶋木橋上部工工事）は、原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浅沼克行君） ここで暫時休憩いたします。

3時40分より再開いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時40分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。

---

◎議案第17号～議案第39号の一括上程、説明

○議長（浅沼克行君） 日程第24、議案第17号から日程第46、議案第39号までを一括議題とい

たします。

議案第17号から議案第26号までは、平成29年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算であります。また、議案第27号から議案第39号までは、平成30年度各会計の当初予算であります。

本日のところは一括上程し、議案の提案説明にとどめ、議案の調査に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは初めに、平成29年度各会計補正予算について提案説明をしていただき、引き続いて平成30年度各会計当初予算における提案説明をお願いいたします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第17号 平成29年度長野原町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12億552万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億2,291万8,000円とするものでございます。

補正の内容ですが、歳出につきましては、議会費で208万3,000円の減額、総務費で1億4,667万5,000円の減額、民生費で1,236万2,000円の減額、衛生費で4,206万7,000円の減額、農林水産業費で2億4,453万4,000円の減額、商工費で1億7,739万7,000円の減額、土木費で1億9,638万7,000円の減額、消防費で763万円の減額、教育費で3億7,549万9,000円の減額でございます。

これに対する歳入ですが、使用料及び手数料で144万円の減額、国庫支出金で1億5,859万5,000円の減額、県支出金で7億4,010万6,000円の減額、財産収入で620万1,000円の追加、寄附金で56万円の追加、繰入金で3億7,316万9,000円の追加、繰越金で7,835万2,000円の追加、諸収入で6億6,086万6,000円の減額、町債で1億280万円の減額でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第18号 平成29年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,520万2,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,953万2,000円とするものでございます。

内容としましては、歳出で諸支出金の追加、歳入で国庫支出金の追加でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第19号 平成29年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,880万4,000円とするものでございます。

内容としましては、歳出で一般管理費及び医療費の追加、歳入で診療収入の追加でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第20号 平成29年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,043万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,178万円とするものでございます。

内容としましては、施設管理費の追加及び建設改良費等の減額に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第21号 平成29年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,433万8,000円とするものでございます。

内容としましては、施設管理費の減額に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第22号 平成29年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ689万9,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,772万8,000円とするものでございます。

内容としましては、委託料及び工事請負費等の減額に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第23号 平成29年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,530万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,378万8,000円とするものでございます。

内容としましては、歳出で保険給付費等の追加、歳入で前年度繰越金等の追加でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第24号 平成29年度長野原町生活再建支援事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,607万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ392万9,000円とするものでございます。

内容としましては、歳出で生活再建支援助成金の減額、歳入で基金繰入金及び繰越金の減額でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第25号 平成29年度長野原町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ509万6,000円とするものでございます。

内容としましては、施設管理費等の減額に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第26号 平成29年度長野原町浅間園事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ560万円を減額し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,584万円とするものがございます。

内容としましては、歳出で人件費及び光熱水費等の減額、歳入で入園料及び売店収益の減額でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第27号 平成30年度長野原町一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度の一般会計予算は、まちづくりの最上位計画であります第5次総合計画と、地方創生を実現するための地方版総合戦略に基づき、厳しい財源を有効活用し、必要な事業の継続及び拡充や、新たな事業を取り入れ編成したところでございます。

予算総額は、138億9,939万5,000円とさせていただきました。前年度当初予算対比157.1%、50億4,998万5,000円の増額予算であります。

ダム関連事業を除いた一般会計予算は47億7,586万5,000円で、前年度当初予算と比較しますと、5億4,410万9,000円の増額予算となっております。

歳入の主要な財源といたしまして、町税では9億8,897万8,000円、地方交付税では13億3,000万円、国・県支出金では48億9,116万5,000円、繰入金では11億3,452万8,000円、諸収入では43億7,760万2,000円、町債では6億7,144万1,000円でございます。

次に、主な歳出ですが、総務費では39億1,339万2,000円、民生費では6億5,435万円、衛生費では6億6,753万4,000円、農林水産業費では12億4,596万3,000円、商工費では28億7,373万1,000円、土木費では19億7,049万6,000円、教育費では19億3,778万1,000円でございます。

予算の執行に当たっては、行財政改革を推進し、引き続き経常経費の削減に努めてまいりたいと思います。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第28号 平成30年度長野原町国民健康保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の国民健康保険の加入世帯は、1月末現在で1,028世帯、また被保険者数は1,740人となっています。町全体に対する比率は、世帯数で41%、被保険者数では30%となっております。

国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い等の構造的な課題を抱えているといわれています。

年々医療費が増大する中で、国民健康保険を持続可能な制度として安定的に運営していくために、平成30年度より国が財政支援の拡充を実施するとともに、県と市町村が共同で国民健康保険を運営していくこととなりました。また同時に、今後とも特定健診の推進や各種保健事業を通し、健康な町づくりを図っていく必要があります。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,611万2,000円で、前年度に対し1億2,423万1,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第29号 平成30年度長野原町へき地診療所特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町へき地診療所は地域医療を守る上で大変貴重な役割を担っており、引き続き地域住民の生命と健康を守るため充実していく必要があります。

29年度の利用実績ですが、1月末現在5,611名で、1カ月当たり561名となっております。新年度も引き続き住民に愛される診療所を目指し、努力してまいります。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,360万4,000円で、前年度に対し13万7,000円の減額となっております。

詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第30号 平成30年度長野原町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億2,922万6,000円であります。

主な内容としまして、歳入は、水道料、国庫補助金、一般会計繰入金等でございます。歳出は、職員人件費、施設維持管理費、東部簡易水道事業の設計委託料及び工事請負費等でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第31号 平成30年度長野原町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,530万5,000円であります。

主な内容としまして、歳入は、使用料及び一般会計繰入金等でございます。歳出は、職員人件費及び施設維持管理費等でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第32号 平成30年度長野原町公共下水道事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億691万4,000円であります。

主な内容としまして、歳入は、使用料、県補助金及び一般会計繰入金等でございます。歳出は、職員人件費、施設維持管理費、設計委託料及び工事請負費等でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第33号 平成30年度長野原町介護保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の65歳以上の被保険者数は、1月末現在で2,004人であり、そのうち、介護や支援を必要とする要介護等認定者数は376人と、ますます介護保険の役割は重要になってきております。

新年度も引き続き介護保険事業の充実と、安定的な運営を維持推進するため努力してまいりたいと考えております。

平成30年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,073万9,000円で、前年度に対し、6,676万円の増額となっております。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第34号 平成30年度長野原町生活再建支援事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000万円といたしました。

歳入につきましては、基金繰入金と繰越金でございます。歳出につきましては、生活再建支援事業助成金を計上しております。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第35号 平成30年度長野原町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、国の医療制度改革により平成20年4月よりスタートし、10年が経過いたしました。制度運営は各都道府県に設置された広域連合が行い、市町村は保険料の徴収事務及び各種申請の窓口業務等を行っています。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,621万2,000円で、前年度に対し、228万1,000円の増額となっております。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第36号 平成30年度長野原町浄化槽整備事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ598万3,000円であります。

主な内容としまして、歳入は、使用料及び一般会計繰入金等でございます。歳出は、施設の維持管理費等でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第37号 平成30年度長野原町浅間園事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,023万4,000円であります。

主な内容としまして、歳入は、入園料、売店収入及び一般会計からの繰入金でございます。歳出は、人件費や消耗品、施設管理に係る経費でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第38号 平成30年度長野原町浅間上水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、水道事業収益として4,761万2,000円でございます。支出ですが、水道事業費用として4,761万2,000円でございます。

主な内容としましては、修繕費、動力費、水質検査委託料、薬品代、職員の人件費及び原価償却費等でございます。

次に、資本的支出ですが、老朽管布設替工事等で3,710万円でございます。



詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第39号 平成30年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、水道事業収益として8,007万3,000円でございます。支出ですが、水道事業費用として8,007万3,000円でございます。

主な内容としましては、修繕費、動力費、水質検査委託料、薬品代、職員の人件費、原価償却費及び支払利息等でございます。

次に、資本的収入につきましては、一般会計からの補助金等976万5,000円でございます。

資本的支出ですが、老朽管布設替工事及び企業債償還金として、4,792万2,000円でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 提案説明が終了しました。

担当課長の内容説明並びに質疑については次回とします。

---

#### ◎散会について

○議長（浅沼克行君） お諮りします。本日はこれにて散会とし、次回は14日でございます。

13日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（浅沼克行君） 以上で散会とします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 4時03分

第 1 回 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 平成30年3月第1回長野原町議会定例会

### 議 事 日 程 (第2号)

平成30年3月14日(水曜日)午後1時開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 第 1 議案第17号 平成29年度長野原町一般会計補正予算(第8号)について
- 第 2 議案第18号 平成29年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第 3 議案第19号 平成29年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算(第4号)について
- 第 4 議案第20号 平成29年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第 5 議案第21号 平成29年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第 6 議案第22号 平成29年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第 7 議案第23号 平成29年度長野原町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第 8 議案第24号 平成29年度長野原町生活再建支援事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第 9 議案第25号 平成29年度長野原町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第26号 平成29年度長野原町浅間園事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第11 議案第27号 平成30年度長野原町一般会計予算について
- 第12 議案第28号 平成30年度長野原町国民健康保険特別会計予算について
- 第13 議案第29号 平成30年度長野原町へき地診療所特別会計予算について
- 第14 議案第30号 平成30年度長野原町簡易水道事業特別会計予算について
- 第15 議案第31号 平成30年度長野原町農業集落排水事業特別会計予算について

- 第16 議案第32号 平成30年度長野原町公共下水道事業特別会計予算について
- 第17 議案第33号 平成30年度長野原町介護保険特別会計予算について
- 第18 議案第34号 平成30年度長野原町生活再建支援事業特別会計予算について
- 第19 議案第35号 平成30年度長野原町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第20 議案第36号 平成30年度長野原町浄化槽整備事業特別会計予算について
- 第21 議案第37号 平成30年度長野原町浅間園事業特別会計予算について
- 第22 議案第38号 平成30年度長野原町浅間上水道事業会計予算について
- 第23 議案第39号 平成30年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計予算について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員（10名）

1番	篠原 茂 君	2番	富澤 重男 君
3番	入澤 信夫 君	4番	浅井 進 君
5番	入澤 勝彦 君	6番	黒岩 巧 君
7番	浅沼 克行 君	8番	牧山 明 君
9番	大羽賀 進 君	10番	豊田 銀五郎 君

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	萩原 睦男 君	副町長	市村 敏 君
ダム担当副町長	佐藤 修二郎 君	教育長	市村 隆宏 君
総務課長	唐沢 健志 君	町民生活課長	野口 純一 君
税務課長	湯本 満 君	出納室長	松本 こづ江 君
建設課長	唐澤 正人 君	ダム対策課長	篠原 博信 君
上下水道課長	都丸 斉 君	教育課長	矢野 今朝治 君
産業課長	野口 芳夫 君	企画政策課長	中村 剛 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 土屋靖彦 書記 平林佑樹

開議 午後 1時00分

◎議長挨拶

○議長（浅沼克行君） それでは本会議を始めます。

定例会2日目となりました。ご多忙のところご出席を賜り、大変ご苦労さまでございます。

本日は、初日に提案されました平成29年度の一般及び各特別会計、補正予算の内容説明や審議等を中心にお世話になるわけでございます。また、平成30年度各会計予算の内容説明まで行うことができればと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速本会議を始めたいと思います。

---

◎開議の宣告

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（浅沼克行君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第1、議案第17号 平成29年度長野原町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案は初日に上程し、提案説明まで終了しています。

これより、順次担当課長の内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第17号 平成29年度長野原町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ12億552万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ88億2,291万8,000円とするものでございます。

1枚返していただきまして、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正予算の歳入でございますが、13款使用料及び手数料では、1項使用料、2項手数料、合わせまして144万円の減額。

14款国庫支出金では、1項国庫負担金から3項委託金まで、合わせまして1億5,859万5,000円の減額。

15款県支出金では、1項県負担金から3項委託金まで、合わせまして7億4,010万6,000円の減額。

16款財産収入では、1項財産運用収入、2項財産売払収入、合わせまして620万1,000円の追加。

17款1項寄附金では、56万円の追加。

18款繰入金では、1項基金繰入金で3億7,316万9,000円の追加。

19款1項繰越金では、7,835万2,000円の追加。

20款諸収入では、4項受託事業収入、5項雑入、合わせまして6億6,086万6,000円の減額。

21款1項町債では、1億280万円の減額。

2ページに移りまして、合計で12億552万5,000円の減額でございます。

次に、3ページの歳出でございます。

1款1項議会費では、208万3,000円の減額。

2款総務費では、1項総務管理費から6項監査委員費まで、合わせまして1億4,667万5,000円の減額。

3款民生費では、1項社会福祉費、2項児童福祉費、合わせまして1,236万2,000円の減額。

4款衛生費では、1項保健衛生費で4,206万7,000円の減額。

6款農林水産業費では、1項農業費、2項林業費、合わせまして2億4,453万4,000円の減額。

7款1項商工費では、1億7,739万7,000円の減額。

8款土木費では、1項土木管理費から5項都市計画費まで、合わせまして1億9,638万



7,000円の減額。

9款1項消防費では、763万円の減額。

10款教育費では、4ページに移りまして、1項教育総務費から6項保健体育費まで、合わせまして3億7,549万9,000円の減額。

12款1項公債費では、89万1,000円の減額。

合計で12億552万5,000円の減額でございます。

次に、5ページでございます。

第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費では、浅間ジオパーク関連事業、水源地域活性化支援事業、地域振興施設整備事業、調査費助成整備事業で4,969万7,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費では、地区公園整備事業で1,300万円。

6款農林水産業費、1項農業費では、団体営土地改良事業、団体営かんがい排水事業で4,599万7,000円、2項林業費では、林道川原畑線開設事業で2,400万円。

7款1項商工費では、観光事業、金花山温泉公園整備事業、上湯原森林公園整備事業、丸岩森林公園整備事業、王城山自然探勝路整備事業で1億8,864万3,000円。

6ページに移りまして、8款土木費、2項道路橋梁費では、町道林長野原線ほか5路線に係るダム関連補助事業、道路維持事業、橋梁維持事業で5億2,326万8,000円。

10款教育費、2項小学校費では、中央小学校体育館天井改修工事で4,054万円、4項幼稚園費では、中央幼稚園改修事業で1,613万4,000円、5項社会教育費では、伝統文化・芸能保存継承支援に係る水源地域活性化支援事業で3,282万円、6項保健体育費では、総合運動場等管理事業、川原畑スポーツ公園整備事業で7,661万1,000円でございます。

次に、事故繰越費でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費では、川原湯温泉幹線街路整備事業に係るダム関連補助事業で1億374万5,000円でございます。

7ページに移りまして、第3表地方債補正でございますが、役場新庁舎住民総合センター整備事業の平成29年度事業費が確定したことによる限度額の変更でございます。

次に、10ページのほうをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書、2歳入でございます。

13款使用料及び手数料では、1項使用料、1目総務使用料で、JR長野原草津口駅前駐車場使用料、北軽井沢ミュージックホール使用料5万3,000円の減額、3目土木使用料で、町

営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料、公共物使用料186万3,000円の減額、4目教育使用料で、公民館使用料、町民広場使用料等、中央小屋内プール使用料3万8,000円の追加でございます。

2項手数料、1目総務手数料で、川原湯簡易郵便局事業手数料40万7,000円の追加、4目土木手数料で、地籍調査成果交付手数料3万1,000円の追加でございます。

14款国庫支出金では、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で、11ページにかけ、児童手当国庫負担金、障害児入所給付費等負担金、低所得者保険料軽減国庫負担金265万5,000円の減額。

2目衛生費国庫負担金で、未熟児養育医療費給付金国庫負担金140万円の減額でございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金で、臨時福祉給付金60万円の減額、3目土木費国庫補助金で、道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金1億4,895万2,000円の減額でございます。

12ページに移りまして、3項委託金、1目総務費委託金で、自衛官募集事務委託金、生活再建対策調査等委託金498万8,000円の減額でございます。

15款県支出金では、1項県負担金、2目民生費県負担金で、児童手当県負担金、障害児入所給付費等負担金、低所得者保険料軽減県負担金で64万9,000円の減額。

3目衛生費県負担金で、未熟児養育医療費給付金県負担金、骨髄移植ドナー県補助金77万円の減額。

4目土木費県負担金で、国土調査事業費県負担金488万8,000円の減額でございます。

13ページ、2項県補助金、1目総務費県補助金で、基金事業による住民総合センター整備ほか5事業、千客万来支援事業補助金、交通指導員活動促進費補助金7億3,099万8,000円の減額。

2目民生費県補助金で、難聴児補聴器購入支援事業補助金2万5,000円の減額。

4目農林水産業費県補助金で、農業委員会交付金、農業経営総合対策事業費補助金ほか3事業、松くい虫駆除補助金ほか3事業、環境保全型農業直接支払交付金274万2,000円の減額。

5目教育費県補助金で、放課後子ども教室推進事業補助金3万5,000円の減額でございます。

14ページに移りまして、3項委託金、1目総務費委託金で、国土利用計画法事務委託金1,000円の追加。

16款財産収入では、1項財産運用収入、1目財産貸付収入で、土地貸付料ほか1件367万8,000円の追加。

2目利子及び配当金で、財政調整基金利子ほか2件6万1,000円の追加。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入で、土地売払収入246万2,000円の追加でございます。

15ページ、17款1項寄附金では、1目一般寄附金で56万円の追加。

18款繰入金では、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で3億8,239万8,000円の追加。

4目地域福祉基金繰入金で20万円の減額。

7目八ッ場ダム周辺地域整備事業基金繰入金で、762万9,000円の減額。

8目ふるさと応援基金繰入金で140万円の減額。

19款1項1目繰越金では、前年度繰越金7,835万2,000円の追加でございます。

16ページに移りまして、20款諸収入では、4項1目受託事業収入で、地域活動支援センター運営費等町村分担金18万円の減額。

5項雑入、5目水源地域整備事業費負担金で、17ページにわたりまして、道路整備事業ほか16件の水特事業負担金、合わせまして13億8,899万円の減額。

6目雑入で、主に県道改良に伴うケーブル移設補償及びダム事業に伴う行政需要費用費補償、合わせまして7億2,830万4,000円の追加でございます。

21款1項町債では、3目一般事業債3億2,000万円の減額。

18ページに移りまして、5目公共施設等適正管理推進事業債で、市町村役場機能緊急保全事業債2億1,720万円の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（土屋靖彦君） それでは、歳出に入らせていただきます。

19ページ、3歳出です。

1款1項1目議会費では、208万3,000円の減額をお願いするものでございます。

資料右側の説明欄をごらんいただきたいと思います。

議会運営管理事業では、1節報酬で議員報酬を85万2,000円の減額です。これは、今年度は昨年5月の臨時会におきまして議会構成の変更が行われましたが、当初予算では正副議長、各常任委員長等の報酬をそれぞれ1カ月分余計に見込んでいたものであり、各種役職の確定による予算の残額を減額補正したものでございます。

次に、9節普通旅費では、2万3,000円の減額をお願いするものでございますが、これは年度内の職員の県外出張等の予定のないことから減額をするものでございます。

次に、11節印刷製本費では6万3,000円の減額をお願いするものですが、これは本年度予定されました議会だよりの発行は全て完了済みであり、残額を減額するものでございます。

次に、各委員会活動事業では、13節事務委託料で114万5,000円の減額をお願いするものですが、これは昨年10月上旬に実施しました行政視察に要する委託料を250万円を専決処分でお認めいただいたところですが、事業確定による予算残額の減額でございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、11万1,000円の減額でございまして、本年度は町政功労該当者がなく、記念品等不要になったため、8節報償金の減額でございます。

5目財産管理費では、149万5,000円の減額でございます。

13節事務委託料では、入札差金が生じたことによる減額、施設維持管理委託料では、事業費に残余が生じたことによる減額。

20ページに移りまして、14節土地建物賃借料につきましても残余による減額でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 企画政策課関連予算の補正予算についてご説明いたします。

このたびの補正予算は、6目企画費から186万6,000円を減額し、9,195万5,000円とするものでございます。

ページ右側の説明欄により説明させていただきます。

地域振興費につきましては、トータルで9万円の減額です。

12節役務費では、通信運搬費を9万6,000円減額いたします。これは、浅間園のWi-Fi導入に伴い、当初は専用回線を引く予定でしたが、既存の回線がパンクするようなこともなかったため、新規に回線を導入せず不要となったものでございます。

広告料につきましては、上毛新聞の紙面で展開されているぐんま愛に長野原町のページを掲載するための費用で、予算残高での不足分の追加を計上しております。

手数料につきましては、東京電力への接続検討の費用として21万6,000円の追加を計上するものでございます。

13節委託料では、イベントの会場設営委託料を50万円減額させていただくもので、これは各イベントの際に業者にイベント設営を委託する必要がなかったため不要となったものでございます。

14節諸借上料も各イベントでの物品の借り上げる必要がなかったため不要となったものでございます。

続きまして、浅間ジオパーク関連予算事業につきましては、トータルで177万6,000円の減額でございます。3節、4節、7節の全てが浅間山ジオパーク推進協議会事務局に派遣する臨時職員にかかわる人件費でしたが、臨時職員ではなく地域おこし協力隊員として採用し、派遣したため不要となりましたので減額させていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 7目交通安全対策費及び9目自衛官募集費では、ともに補助額の確定に伴う財源変更でございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 続きまして、10目ダム対策費でございますが、2億6,424万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、右側、説明の欄をごらんいただきたいと思います。

八ッ場ダム生活再建・地域振興対策事業では764万円の減額をするもので、3節職員手当等では、特殊勤務手当については減額、時間外勤務手当については地元会議等の出席に伴い不足する時間外手当40万円の追加でございます。

7節臨時職員賃金、8節報償費、9節普通旅費、特別旅費については事業費の確定による減額でございます。

11節消耗品、食糧費、修繕料につきましては、これも事業の確定による減額でございます。

12節通信運搬費については、電話使用料について不足を生じますので、30万円の追加でございます。

14節機械等賃借料、自動車借上料、有料道路通行料については、事業確定による減額でございます。

15節工事請負費については、温泉源の保護対策について事業費確定による減額でございます。

16節原材料費、18節機械器具費でございますが、これにつきましても事業確定による減額でございます。

19節補助金でございますが、地区連合対策委員会補助金で、会議実績等により会場使用等の支払いになりますが、事業の確定により500万円の減額でございます。

続きまして、水源地域活性化支援事業でございますが、1億1,616万8,000円を減額するものでございます。

13節事業委託料では、水源地域活性化支援事業のダム湖面観光支援計画、観光等情報施設整備、やんば1万本桜造園計画の事業費確定により1億1,569万6,000円の減額でございます。内容なんですけれども、ダム湖面観光支援計画では、当初ダム湖の利活用に必要な基盤整備の詳細設計を見込んでいましたが、拠点としている川原湯地区、横壁地区の地域振興施設の進捗に合わせ、基盤整備等の詳細設計を行うこととし、今年度は水陸両用車の導入計画、湖面利用検討のみ実施させていただきました。

また、この活性化支援事業の中の一つの観光等情報施設整備を行ってございます。観光情報の発信に必要な施設整備の詳細設計を見込んでいましたが、案内看板の設計については看板の種類、設置場所の検討は終了したんですけれども、W i - F i につきましては設置場所、維持管理費のみの検討となってしまいました。また、看板の設置工事についても当初60基ほど見込んでいたんですけれども、今年度中には大型看板2カ所のみとなってしまいました。また、やんば1万本桜の造園計画も見込んでいたんですけれども、植樹場所が今回特に造園計画を必要としない場所となりましたので減額でございます。

15節工事請負費では、水源地域活性化支援のやんば1万本桜植樹計画の事業費確定により47万2,000円の減額でございます。今年度は、道の駅東側駐車場の湖面側を植樹予定で工事のほうは発注済みでございます。

続きまして、地域振興施設整備事業でございますが、1億1,404万9,000円を減額するものです。

13節事業委託料ですが、川原湯地区地域振興施設の基本設計、それと地質調査、横壁振興施設の基本設計業務の事業費確定により2,994万9,000円の減額でございます。

17節土地購入費でございますが、川原湯地区地域振興施設の土地購入費を見込んでおりましたが、建物計画の配置等が決まらなかったことにより8,410万円を減額するものでございます。

続きまして、調査費助成事業ですが、今年度横壁地区地域振興施設整備に係ります屋内運

動場の実施設計、それと釣り堀の測量設計、また飲食部門の基本設計、ダム湖面観光の水陸両用バスの基本構想、基本設計、ダム湖周遊基本構想の事業費の確定により2,555万4,000円を減額するものでございます。

1枚めくっていただきまして、ダムサイト公園整備事業でございますが、83万7,000円を減額するもので、13節事業委託料でございますが、ダムサイト公園基本構想検討に係る事業費確定に伴い83万7,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 11目財政調整基金費では、水特事業に事故繰越等が生じたため積立金3,272万6,000円の減額、13目多目的基金費では、川原湯簡易郵便局の黒字分の積立金97万円の追加、15目庁舎等公共施設整備備品等取得基金費では、主に行政需要費用補償の一部を施設整備に充てるため、2億2,261万5,000円の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 続きまして、17目八ッ場ダム周辺整備事業施設管理基金費でございますが、4億461万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

説明の欄をごらんいただきまして、25節積立金では、今年度の水特事業基金事業費の需用費の確定により、事業費の5%である事務経費を基金に積み立てるもので、水特事業費分で7,776万1,000円の減額、基金事業費分として1,762万1,000円の減額、また、公共事業の施工に伴い、公共補償ということで行政需要経費7億2,260万円のうち5億円を追加補正し、基金に積み立てるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 18目北軽ミュージックホール管理費では、70万4,000円の減額でございますが、23ページにかけ、11節消耗品費から16節原材料費まで残余が生じたことによる減額。

19目諸費では、147万9,000円の減額でございますが、人口変動等による13節事務委託料の減額及び利用数がほぼ確定したことに伴い諸委託料の減額でございます。

20目情報化対策費では、973万5,000円の減額でございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。総合型GIS構築事業では、年度途中の更新等により3月分不要となったた

め、13節電算委託料23万円の減額。

庁内ネットワーク整備事業につきましても、年度途中の自治体情報セキュリティークラウド導入により、12節通信運搬費14万円の減額。

高速通信格差対策事業では、ダム代替地への通信基盤移設費が確定したため、13節事業委託料136万5,000円の減額。

県道改良に伴う移設補償費が確定したため諸委託料500万円の減額、また上記事業費の確定により16節原材料費300万円の減額でございます。

22目川原湯簡易郵便局管理費では、56万3,000円の減額ございまして、事業費の確定による減額でございます。

24ページに移りまして、23目役場新庁舎整備費では4億4,833万2,000円の減額ございまして、工事請負費の減額に伴う13節事業委託料の減額、また、本年度の建築工事出来高の確定や入札差金が生じたことにより、15節工事請負費の減額でございます。

24目集会所整備費では、900万円の減額ございまして、川原湯地区上湯原集会所の事業未実施の決定を受け、13節事業委託料の減額。また、長野原地区集会所用地取得費の確定に伴い、17節土地購入費の減額でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 2款3項1目戸籍住民基本台帳費では、289万5,000円の減額でございます。内訳ですが、13節の委託料で電算委託料の子育てワンストップサービス導入委託では、当初TKCという会社のシステムを使用する予定で予算計上させていただいたところですが、群馬県のシステムを使うこととなりまして100万5,000円の減額補正を、またマイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム改修委託については、国からの補助が増額になったことから、同じく189万円の減額補正をさせていただくものです。

戸籍住民基本台帳費については以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 4項選挙費では、1目選挙管理委員会費、3目衆議院議員選挙費とも事業費の確定による各節の減額でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（土屋靖彦君） 25ページ下の段になりますけれども、2款6項1目監査委員



費ですが、1万4,000円の減額補正をお願いするものですが、監査活動事業で9節費用弁償、普通旅費、19節研修負担金ともそれぞれ年度末精算によります減額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 26ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、218万4,000円の減額でございます。内訳ですが、19節負担金補助及び交付金で、腎臓機能障害者通院交通費補助金が支給実績により不足が生じることから、追加補正をさせていただくものでございます。

次に、福祉バス運行事業及び外出支援バス運行事業では、ともに実績推計により減額させていただくもので、特に外出支援バス運行事業に係る委託料では、140万円と大きな減額になっておりますが、予算を計上するに当たりまして、福祉バスの委託料を参考としており、また、実際の運行開始が8月からであったため減額が大きくなっております。臨時福祉給付金事業では、実績値により60万円の減額となっております。

2目老人福祉費では、290万円の減額でございます。内訳ですが、8節報償金の金婚祝いの記念品代を実績により10万円の減額、27ページの28節の繰出金では、介護保険特別会計への繰出金の210万円を追加補正でございます。

次の、老人保護措置費負担金事業では、扶助委託料では老人保護措置費として490万円の減額でございます。

次に、3目障害者福祉費では18万円の減額でございます。これは、地域生活支援事業の13節事業委託料で、児童発達支援研修会開催委託料18万円の減額ですが、この研修会を開催するに当たりまして、主催者であります公益財団法人地域社会振興財団からかかった費用について全額負担していただきまして、町の直接的な支出がなくなったため減額補正をお願いするものでございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、3目児童措置費では、20節の382万5,000円の減額でございます。

児童福祉事業については以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 次に、教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 同じく3目児童措置費でございますが、保育振興事業では327万3,000円の減額をお願いするものでございます。保育所職員の給料等と臨時職員の賃金でございます。説明欄をごらんください。2節一般職給、3節職員手当等、4節一般職共済費

は、職員1名の病気休暇による減額をお願いするものでございます。なお、扶養手当につきましては、育児休業から復帰した職員1名の扶養手当の2万3,000円の追加をお願いするものでございます。

7節賃金では、臨時職員は当初予定した人数を確保できませんでしたので、1名分200万円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 28ページをごらんになっていただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では53万5,000円の減額でございます。内訳ですが、保健衛生総務費一般では、大きなもので7節臨時職員賃金135万円の減額と19節の西吾妻福祉病院組合旧六合村分負担金26万9,000円の減額、及び地区公園整備事業では15節工事請負費300万円の追加と、用地買収費200万円の減額でございます。

次に、2目予防費では615万円の減額です。内訳ですが、各種予防事業の11節需用費の消耗品費は45万円の減額で、主にワクチン代の減額でございます。13節委託料では200万円の減額で、予防接種及び結核検診委託料の減額でございます。19節負担金補助及び交付金では予防接種補助金370万円の減額でございます。

3目環境衛生費では、環境衛生事業の13節諸委託料で、廃家電、タイヤ等処理料で27万円の減額及び生ごみ処理槽設置補助金で15万円、太陽光発電システム設置費補助金で30万円の減額でございます。

次に、4目母子保健費では388万1,000円の減額でございます。内訳ですが、母子保健対策事業の13節委託料では、妊婦健診委託料100万円の減額を、20節扶助費では、未熟児養育医療給付費300万円の減額でございます。23節償還金及び割引料では、平成28年度未熟児養育医療償還金の確定によりまして11万9,000円の追加でございます。

5目保健対策事業費では14万円の減額でございます。内容ですが、保健対策事業の19節補助金で、骨髄移植ドナー補助金14万円の減額でございます。

6目健康増進事業では120万円の減額でございます。内訳ですが、13節委託料で、検診委託料の減額でございます。

9目簡易水道費では、2,785万4,000円の減額で、簡易水道特別会計繰出金でございます。

10目の浄化槽整備費では、浄化槽整備特別会計繰出金で158万7,000円の減額でございます。以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、補助金確定による財源内訳の変更でございます。

2目農業総務費では補正額はございません。右端の説明欄で説明させていただきます。

12節通信運搬費の残余额1万5,000円を11節消耗品費へ振り替える補正でございます。

3目農業振興費では3,621万3,000円の減額でございます。内訳ですが、農長振興対策指導推進事業では、19節補助金で30ページの農業用廃資材等適正処理推進協議会負担金、総合農政推進資金利子補給金、農地集積・集約対策事業費補助金で、実績額確定に伴う補正でございます。

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費補助金では、申請の取り下げによりまして減額をお願いするものでございます。

水特事業であります林地区の農業経営近代化施設整備事業では、各節とも事業費確定に伴う残余の減額を、農産物集出荷施設整備事業及び特用林産物栽培施設等整備事業では2事業を合併し、一体的な農林産物集出荷加工施設整備事業で、基本設計まで進捗しておりますが、詳細設計委託分につきまして減額をさせていただいております。

直接支払推進事業では、補助金の額の確定により、31ページの6次産業化推進事業では不用額をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、4目畜産振興費では補正額はございません。11節の食糧費及び修繕費、12節通信運搬費を減額し、11節需用費の消耗品費へ振り替えるものでございます。

5目農地費では、5,535万2,000円の減額でございます。多目的機能支払交付金事業では、9節旅費の不用額を、環境保全型農業直接支払交付金事業では、支給実績による残余の減額でございます。

水特事業の団体営かんがい排水事業では、事業が進捗した結果不用額が生じたことにより減額を、小規模土地改良事業では事業費の確定による残余の減額を、32ページにかけての用水路改修事業では、災害等の発生がなく、15節大津、応桑両水利組合の用水路維持補修工事請負費及び原材料費を減額するものでございます。

32ページの6目農業集落排水事業費では、28節繰出金で、農業集落排水事業特別会計繰出金490万円を減額するものでございます。

2項林業費、1目林業総務費では87万9,000円の減額でございます。

林業総務一般では、9節普通旅費の残余を、有害鳥獣対策事業では12節役務費で鳥獣被害

対策実施隊員のハンター保険料の残余を、森林病虫害等防除事業では、被害実績がないことに伴い、森林整備担い手対策事業、次の特用林産物生産活力アップ事業では、ともに補助金の額の確定によりそれぞれ残余を減額するものでございます。

33ページの2目林業改良事業費では、1億4,719万円の減額でございます。県単林道改良事業では、林道熊ノ内線熊ノ内橋補修工事の額確定に伴い減額するものでございます。

林道貝瀬線及び林道川原畑線開設事業では、13節開設事業委託料で、事業確定により減額をするものでございます。

7款1項商工費、3目観光費では、1億7,739万7,000円の減額でございます。右側の説明欄でご説明させていただきます。観光事業では、各種工事において入札差金が生じたため減額を、ダム関連事業の金花山温泉公園整備事業、34ページの上湯原森林公園整備事業の2事業につきましては、13節事業委託料で、事業が進捗した結果不用額が生じたことによりそれぞれ減額をするものでございます。

丸岩森林公園整備事業では、事業が進捗した結果、遊歩道工事の発注が可能となったため追加をするものでございます。

王城山自然探勝路整備事業では、13節事業委託料で、事業が進捗した結果不用額が生じたことにより減額を、17節公有財産購入費では、関連するほかの事業が進捗をせず、当初予定していた用地を購入することができなくなったことにより減額をするものでございます。

地域振興施設整備事業では、ライトアップ、イルミネーション関係委託料及び工事請負費で関係機関との各種調整に不測の日数を要し、事業、工事に着手できなかったため減額をするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 35ページの8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、20万2,000円の減額をお願いするものでございます。内訳でございますが、説明欄、土地開発事業で11節燃料費を5,000円の追加、土木総務一般で13節委託料、19節負担金補助及び交付金の負担金につきまして、年度末精算に伴う減額でございます。

2目国土調査費で172万9,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄の、国土調査事業で3節臨時職員通勤手当、4節臨時職員社会保険料等、7節賃金の臨時職員賃金では、実施委員立ち会い日数の実績による減額及び年度末精算に伴う減額でございます。

13節委託料の諸委託料では、貝瀬地区の地籍測量委託、地籍図根多角点復元委託につつま

しては、事業確定に伴う減額で、19節負担金では年度末精算に伴う減額でございます。

36ページをごらんください。

2項道路橋梁費、2目道路維持費では498万9,000円の追加をお願いするものでございます。道路維持事業で、7節臨時職員賃金で測量等事務賃金につきまして年度末の精算に伴い100万円の減額、13節委託料の施設維持管理委託料、4節使用料及び賃借料の機械使用料で1月、2月の降雪、また3月の降雪時の除雪対応及び道路の路面補修経費等を見込みまして、委託料を150万円、機械等賃借料で600万円の追加をお願いするものでございます。

16節原材料費につきましては年度末に伴う減額、18節備品購入費では事業確定に伴う減額、公課費の自動車重量税では6,000円の追加でございます。

3目道路新設改良費では1億7,196万1,000円の減額をお願いするものでございます。ダム関連補助事業で、8節報償費の報償金、12節役務費の通信運搬費では年度末精算に伴う減額でございます。

8節報償費ですが、平成28年9月議会で訴えの提起につきましてご議決をいただき、弁護士に依頼し訴訟を進めておりますが、昨年10月30日に判決が下され、国内の方につきましては控訴期間が終了となりましたが、海外の方への判決文書の送達に不測の日数を要したことから、4月以降の判決確定となる見込みであるため、今年度の予算額を全て減額させていただき、平成30年度当初に計上させていただきたいと思っております。

13節委託料の事業委託料では1億6,186万9,000円の減額でございます。今年度の事業確定により、町道林長野原線では1億2,636万円の減額、町道川原湯温泉幹線街路では2,137万3,000円の減額、町道長野原線では事業の進捗を図るため1,567万7,000円の追加、町道川原湯温泉幹線街路（駅前広場）では3,300万円の減額、町道林長野原線（駅前広場）で204万4,000円の追加、町道長野原向原線では94万4,000円を減額、町道林長野原線で1,000万円の減額、町道川原湯温泉幹線街路（駅前広場（湖畔桜沢））で1,208万7,000円の追加でございます。

37ページをごらんください。

14節の使用料及び賃借料の土地建物等賃借料で、事業確定に伴う減額、17節の公有財産購入費の土地購入費で、町道川原湯温泉幹線街路、町道林線、町道林長野原線（駅前広場）では、事業確定により減額でございます。町道長野原線では一部変更に伴い8万6,000円の追加でございます。

22節補償補填及び賠償金の補償金では、町道川原湯温泉幹線街路、町道林線、町道長野原

線、町道長野原向原線では事業確定により減額でございます。町道林線では一部変更に伴い補償費の追加、38ページをごらんください。町道長野原線（単独）と町道林長野原線（駅前広場）では、事業施行の影響により物件の補償の追加が生じたので追加でございます。

4目橋梁維持費では2,007万3,000円の減額をお願いするものでございます。橋梁維持事業で、13節委託料の事務委託料では、事業確定に伴い、橋梁点検及び設計業務で75万9,000円の減額、工事請負費の新井橋橋梁補修工事で1,922万円の減額、19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、年度末に伴う減額でございます。

続きまして、3項住宅費、1目住宅管理費で3万円の追加をお願いするものでございます。住宅管理事業の11節需用費修繕料で、入居者退去時の修繕費及び共用施設修繕費として30万円の追加、9節旅費、15節工事請負費の維持補修工事請負費、19節負担金補助及び交付金の負担金では、年度末精算及び事業費確定に伴う減額でございます。

39ページの5項都市計画費、1目都市計画調査費で99万2,000円の減額をお願いするものでございます。都市計画事業で1節報酬の非常勤職員報酬、19節負担金補助及び交付金の各種研修会負担金につきましては、年度末精算に伴う減額でございます。また、13節の事務委託料と19節の負担金、群馬県都市計画基礎調査実施負担金につきましては、事業確定による減額でございます。

2目公共下水道費で644万9,000円を減額するものでございます。こちらは公共下水道事業で、28節公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、事業確定により減額でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 9款1項消防費、3目非常備消防費では165万3,000円の減額でございます。消防団員実数が定数を下回ったため、1節非常勤職員報酬の減額、退団者記念品に残金が生じたため8節報償金の減額、また消防団の出動実績により9節費用弁償等の減額でございます。

4目消防施設費では、135万4,000円の減額でございます。40ページにかけまして、大津分団消防ポンプ車購入に伴い入札差金等が生じたことによる減額でございます。

5目防災費では、288万4,000円の減額でございます。防災フェスタ実施に伴い残余が生じたことによる各節の減額や、自主避難計画作成を受け入れする地区が決定に至らず、13節事業委託料100万円の減額、また、融雪型火山泥流に伴う避難経路が現在未確定なことから、避難場所誘導標識の設置に至らず、15節工事請負費70万円の減額でございます。

6目行政無線維持管理費では、173万9,000円の減額でございます、デジタル型無線機購入に伴い入札差金が生じたことによる、18節機械器具費の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 41ページをごらんください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、428万9,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄をごらんください。事務局総務一般、こちらの3節職員手当等では、正規職員1名が病気休暇のため不用額が生じたので、管理職手当、期末手当、勤勉手当をそれぞれ減額。臨時職員2名分につきましては、事業費確定によりまして通勤手当100万円、7節賃金250万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金では、東中学校のスキーで2名、西中学校のスケートで2名が全国大会に出場しましたことにより、選手派遣費補助金が不足となりますので、20万円の追加をお願いするものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では44万3,000円の追加をお願いするものでございます。幼稚園管理事業の人件費でございますが、1月から正規職員1名を応桑こども園に配置しました結果、2節給料、3節職員手当等、4節共済費が不足となりますので、それぞれ追加をお願いするものでございます。中央幼稚園改修事業（認定こども園）では、事業費の確定によりまして、11節需用費と18節備品購入費とで組み替えをお願いするものでございます。

42ページをごらんください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費では、特定財源の変更がございまして、まず県補助金の放課後子ども教室推進事業補助金は事業費確定によりまして3万5,000円を減額、雑入で計上しておりました教育委員会関係冊子等売上金は実績から3万5,000円の減額をお願いするものでございます。

2目公民館費では、99万円の減額をお願いするものでございます。12節手数料と13節委託料のうち、文化講演会委託料は事業費確定により不用額の減額を、公民館図書室蔵書データ化作業委託料は入札により差額が生じたので、減額をそれぞれお願いするものでございます。

3目文化財保護費では5,640万円の減額をお願いするものでございます。説明欄をごらんください。ハッ場ダムにおける文化財調査事業では、水没地の石仏等の整理、成果の印刷製本が、代替地への石造物等の移転に時間がかかり、年度内完成が困難となりましたので、

110万2,000円の減額をお願いするものでございます。

水没地域活性化支援事業伝統文化・芸能保存継承支援では、11節消耗品費、12節通信運搬費、13節事業委託料のうち、記録映像制作1,658万5,000円分につきまして減額となりますが、こちらは事業費確定によりまして減額をお願いするものでございます。なお、同じく13節の水没文化財等継承支援事業委託では、水没文化財保存センター建設の設計費に不足が生じたので、101万9,000円の追加をお願いするものでございます。

42ページから44ページにかけまして、町道林線、町道長野原線、町道長野原向原線、町道林長野原線の4路線のダム関連道路事業と、町営横壁土地改良事業、長野原町園芸施設整備事業、林中原地区の町営住宅建設時の埋蔵文化財調査事業につきましては、それぞれ事業費の確定により減額をお願いするものでございます。

4目青少年育成費では、シーサイドスクール事業の事業費確定によりまして、旅費、食糧費、自動車借上料と合わせまして、78万1,000円の減額をお願いするものでございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費では、特定財源に変更がございまして、財源の組み替えをお願いするものでございます。中央小学校のプールの使用料は、当初予定しました使用者数に達しませんでしたので、3万5,000円の減額をお願いするものでございます。

2目郡民体育祭費では、事業費の確定により17万2,000円の減額をお願いするものでございます。

3目給食センター費では、11節需用費のうち食糧費30万円の追加をお願いするものでございます。平成29年10月ごろから野菜の価格が高騰しておりまして、食材費に不足が生じたので、30万円の追加をお願いするものでございます。

5目町民広場管理費では、事業費の確定によりまして、清掃、草刈り、芝生管理、蜂の巣駆除等の合計で31万円の減額をお願いするものでございます。

6目スポーツ公園整備事業費では、事業費確定によりまして、3億1,330万円の減額をお願いするものでございます。13節事業委託料では、ダムサイト公園とグラウンドゴルフ場の詳細設計等1億6,230万円の減額をお願いするものでございます。17節土地購入費川原畑地区のスポーツ公園用地取得費は、今年度中に事業の進捗がございませんでしたので、全額1億5,100万円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 最後に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 12款1項公債費では、1目元金で、利率見直しにより、23節償還



金64万9,000円の追加、また2目利子では、利率見直し等により、23節利子及び割引料154万円の減額でございます。

次に、46ページの給与費明細書でございます。

特別職につきましては、主に消防団員の実数減により、最下段、比較のその他の特別職で60人、合計で223万3,000円の減額でございます。

47ページに移りまして、一般職の総括では、職員の休職等により、合計で141万5,000円の減額でございます。

なお、48ページは給料及び職員手当の明細、49ページ、50ページは給料及び職員手当の状況でございます。また、51ページに地方債の現在高及び見込みに関する調書を添付してございますのでご確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） それでは、内容説明が終了したので質疑を行います。

なお、質疑が多数ある場合については、一度に3カ所までとしますので、議員各位のご協力をお願いします。

6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） 1点お伺いします。

10ページの歳入、土木使用料の住宅使用料なんですけれども、265万6,000円という減額になっているんですが、これは町営住宅空き部屋のせいなのか、それとも未納があるのか、1つ例を上げますと、横壁団地が8世帯あるうち今年度がずっと、僕仕事の関係でちょっとあそこへ行くものですから確認すると、3世帯しか入っていないで5世帯がずっとあきっ放しという状況もあるんですが、その辺で空き部屋のせいなのか未納があるのか、その辺をお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 黒岩議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの住宅使用料の減額につきましては、議員のおっしゃるとおり、まず横壁団地の空き室、あとは年度途中の入居者退去に伴いまして10戸についてちょっと空き部屋ができてしまったということで、トータルで265万6,000円の減額でございます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

横壁団地なんかを見ていると、ちょっとやっぱり人が少ないせいもあるかもしれないんで

すが、周りが草がちょっとぼうぼうになっているとか駐車場が落ち葉だらけになっているとかというんで、例えば入居したい人が見に行ったときに入りたいて思える状況ではないような感じがするんです。なので、ぜひちょっときれいに整備して、人が入るような施策をお願いできればと思います。

それと、これ基本的には空き部屋ということで未納ということはないという理解でよろしいでございますか。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） こちらにつきましては、平成30年度の当初予算に環境整備ということで周辺の環境整備を、ちょっとうちのほうで計画していますのでよろしく願いいたします。

〔「未納、未納はないでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（唐澤正人君） 住宅の未納につきましては、今また年度末でありますので、滞納整理のほう行っておる状況でございます。

○議長（浅沼克行君） ほかには。8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 8番。

3点お聞きします。

1点目は、22ページの総務費の中で歳出ですけれども、大方が減額補正となっている中で、大きな額の増額補正がされているのが16目と17目でして、22ページ、これは行政需要経費、今年度分が確定して入ったことからくるものかと推測をするわけなんです、今年度分の行政需要経費が幾らで、水特分幾らで、基金分が幾らになるかというのが1点。

それから、24ページの役場新庁舎整備費の中で、今年度分の事業が確定したことにより4億4,632万9,000円の減額で、この中に入札差金も入っているという説明だったので、それが幾らぐらいの事業に対してどのぐらいの差金が出たのかというのが2点目です。

それから、もう一点、29ページ、これは参考までにお聞きしたいんですが、骨髄移植の県補助という項目があつて減額が14万ということになっているんですが、一般的に骨髄移植1件どのぐらい経費がかかって、経費負担はどのようになっているのかを教えてくださいと思います。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、初めに23目の役場新庁舎整備費、24ページでございます。こちらの新庁舎の工事請負費でございますが、入札差金という話でございますが、たし

か6月の契約議決の際にお話ししたと思いますが、入札差金につきましては金額が大きいんですが、1,000万円程度しかなかったと思います。たしか99.5%ぐらいで落札したということで説明したと思われます。資料はありませんが、はっきりしたことは言いません。この差額の4億4,600万という金額でございます。こちらにつきましては、当初19億が契約金額ぐらいたったと思いますが、その半分程度が29年度、30年度にその半分を施行したいということで、予算上は計上したわけなんですけど、29年度、事業確定し、入札を行い、その後現在まで出来高を図ったところおよそ全事業の3割程度の事業が確定したということでございますので、その3割程度分を計算しますと、金額につきましては、5億3,900万円程度が事業確定したと。今年度はその支払いを行うということで、残りの金額につきましては来年度事業ということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 牧山議員の1点目の質問だったと思うんですけども、15目の庁舎等公共施設整備備品等取得基金、それと17目の八ッ場ダム周辺整備事業施設管理基金費で補正額が多いということなんですけれども、これにつきましては、17ページにあります6目雑入の一番下にあります、公共事業の施行に伴う公共補償ということで7億2,260万円国のほうから補償をいただいております。それを15目につきましては、2億2,260万円、17目につきましては、5億ということで計上のほうさせていただいております。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 骨髄移植の関係の減額でございますけれども、ドナー補助金ということで骨髄などを提供するためには7日間程度の通院や入院が必要となるということから、ドナー休暇制度等が整備されていないような勤労者、育児、介護をしている人は休暇を取得して経済的な負担があるわけなんですけれども、そういった現状から町では昨年度新たに要綱を整備しまして、骨髄または末梢血管細胞を提供する人の負担軽減を図るということで、骨髄などの移植を推進するために1日当たり2万円、最長で7日分の14万円を助成限度額として予算計上しておったところなんですけれども、もちろん幸いにしてといいますか、今のところ1件もございませんで、一応まだ年度末でございますので、1人分を減額させていただいて、1人分の14万円を残させていただいたということでございます。また、助成金につきましては、もし発生しますと県のほうから2分の1助成される制度でございます。

ちなみになんですけれども、現在のところ群馬県では助成制度を設けているというのは平

成29年4月1日現在なんですけれども、18市町村で実施しているということでございます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） その骨髄移植なんですけど、移植をされる側と移植の骨髄を提供する側とあるんですけども、今の説明は骨髄を提供する側の経費かというふうに感じました。骨髄移植をされる側の経費もきょうでなくていいですけども、調べて後で教えていただきたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） そうしましたら、後日になりますけれども、調べましてご報告させていただきたいと思います。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 10番。

主に16ページですか、水源地域整備事業費負担金を含めてダム関連で、減額されているのが水特事業・基金事業でかなりの額になりますが、減額されるとその予算はどうなるのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。全般に渡って、基本的にどんなあれか。

○議長（浅沼克行君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） ページで言いますと16ページの5項の雑入の5目水源地域整備事業費負担金でございます。これは基金でなくて水特事業だけなんですけれども、相当な減額が出ているけれどもこれはどうなるのかということですが、これは予算を要求して事業が終わって精算されたものもありますし、事業が思いどおりに進められなかったと、例えば用地が買えないというようなものもございます。例えば用地が買えないなんていうものはこれは1回減額しますけれども、また翌年度予算の中に載せてまいります。事業が確定したのについてはこれはもう終了でございますので、この減額はそっくり下流からはいただかないという形になります。基金も同じような理屈になってございますので、今年度執行ができなかったものについては来年度新たに予算を盛り直す、もう執行が終わってしまって余ったものについてはこれはもう下流に請求しないで終わりですということでございます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） ここでは細かいことはあれですけれども、大分水特事業、基金事業の減額がこの中に相当あります。そういうものがやっぱり下流との話し合いの中で減額になると、それが消えてしまうと、178億円か、そういう中で、例えば横壁の体育館でこういうことしてまいりたいという話が出たときに、よくわからないからそれでオーケーしたら、翌日行ったらきのうオーケーしたんだからだめですよ、わずかなことでも一つの例でそういうことがありました。ということは、一日後にということは、既に協議がしてあって、それを了解したんだからだめだと。ということは、協議する前から融通性がきいたということだと思ってしまうけれども、そういうふうにならずかなことでも何か下流と県との話し合いの中身が何かしゃくし定規で、ちょっと親切味を欠いているような面もありますので、これ解釈もいろいろあると思いますので、簡単にいかないと思いますので、後でダム特等でよく内容を知らせていただいて今後の対応をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 細かい説明、午前中に行われましたダム対策会議の中でも一つ一つの事業、細かく説明してもらいたいということで、これは後日改めて日程を決めて説明してまいりたいというふうに思っております。

ただ、一つだけご理解いただきたいんですが、水特法にしても基金事業にしても、お金ありきではなくて事業ありきでございますので、例えば10億の事業を3億円で済ませたから7億余ったので、これを何かに使う、あるいはもらうとかということとはできないということも皆さんもご承知の上のことだと思います。なるべく予算を無駄にしないで使って、しっかり町の生活再建に結びつけるというのは我々の役目ですので、いたずらに小さくすればいいというものではないんですけれども、まずお金ありきではないということをご承知いただければありがたいと思います。

また、ダム特等お聞きいただければ、いつでもその中で細かく現在の進捗状況等についてはご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 考え方についてもよく内容を聞かせていただいて対応お願いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 先ほどの質問の中で、行政需要経費は水特の5%と基金の5%でした

つけ、基金はないんですけど、水特の5%だけですか、その内訳を聞いたんですけども、それについて。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 行政需要経費につきましては、22ページの17目八ッ場ダム周辺整備事業管理基金費という中で、水特の5%の事務経費と言われている部分につきましては、説明の欄にあります水源地域対策特別措置法第12条による事務費負担金、これが水特の事業費に対する5%のものでございます。また、その下にあります水源地域整備事業費、事務経費交付金というのが基金事業の5%の経費でございます。公共事業の施行に伴う公共補償、これにつきましては行需と言われているものでありまして、今回は平成20年度から27年度ですか、町がこのダム事業によりまして経費が増大したというところの部分、国のほうで計算をしてもらいまして、その8年間ですか、の部分を7億2,260万円ということにいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） そういうことだと、通常の年だとこの歳入の17ページですか、雑入の中の7億幾らかというのは2億円ぐらいというふうになるということでしょうか。

○議長（浅沼克行君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 17ページ見ていただきますと、この公共事業の施行に伴う公共補償と、先ほど言いました基金、水特事業の5%というのは全く性格が違いまして、公共事業の補償というのは、これ国が八ッ場ダムをつくることで、例えば水特事業を進める、あるいはダム課を置かなければならない、そういった経費に充てるものでございます。もう一つの5%というのは、下流都県の1都5県からお金をもらうもので、これは事業をやった水特事業と基金事業の事業費の5%の事務経費として渡すというもので、出どころも違いますし性格も全く違うので、この7億2,600万円というのは、これはまた今27年度まで精算していますので、それ以降についてはもう一度精算があるというふうに考えておりますが、これ全く基金、水特の経費とは別なものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 初歩的な質問で申しわけないんですけども、その水特基金の5%というのは、歳入のどこにあらわれてくるのかをちょっと教えてください。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 水特の5%の部分が、16ページから続いています20款諸収入、5項雑入、5目の水源地域整備事業費負担金がありまして、そこずっといきまして、17ページにいきまして一番下です。水源地域対策特別措置法第12条による事務費負担金ということで、ここにちょっとすみません、当初幾らか上がっていたんですけども、今回7,700万ほど減額をした額を下流のほうから5%の事務経費でいただく予定でございます。

基金の部分が、前のほうに戻りまして13ページです。2項県補助金、1目総務費県補助金、2節水源地域整備事業費交付金の中の説明の欄を見ていただきますと一番下です。水源地域整備事業費事務費交付金ということで1,881万5,000円になるんですけども、この部分が基金事業に対する5%の額が表示が出る部分でございます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） ちょっとお伺いいたします。

13ページの農業費補助金の鳥獣害防止総合対策交付金の168万円の減額の説明と、26ページの福祉バス運行事業の委託料20万円の減額と、外出支援バス運行事業140万円の減額、これは利用者が少なくて減額になったのか、この説明と、28ページの西吾妻福祉病院組合旧六合村分負担金の26万9,000円の減額です。これ1,500万は六合村分として長野原町払ったと思うんですけども、このわずかな額ですけども、ちょっとこの辺のところお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） ただいまの大羽賀議員の質問ですけども、26ページの福祉バス運行事業と外出支援バス運行事業の減額についてでございますけれども、当初福祉バスにつきましては、もう運行状況、安定しているところでございます、第2、第4の週にそれぞれ4コースに分かれて運行しているところでございます。ただ、これも実績に基づきまして、ちょっと多く見ていたというところもあるんですけども、今回年度末になりますので20万円の減額をさせていただくところでございます。

外出支援バス事業につきましては、やはり当初福祉バスの運行事業に倣いまして予算をとらせていただいたという経緯がございます。そういった中で、実際運行が始まったのが昨年

8月からございまして、福祉バスとはまた逆の隔週、第1、第3の週なんですけれども、その週で同じような状況で4コースに分かれて運行しているところがございます。そういったところから外出支援バスにつきましては、周知徹底というのいろいろしているんですけども、今回も3月の広報ではまた新年度に向けて広報を出させていただいたところがございます。そういった中で、外出支援につきましては大きな140万という減額なんですけれども、これもまた今後においては周知徹底と、あと利用者、利用される方の利便性等いろいろこれからも考えましてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、病院組合の28ページの保健衛生費、衛生総務費の19節の負担金の中の西吾妻福祉病院組合旧六合村分負担金についてですけれども、これにつきましては、当初この予算計上するに当たりまして、六合村分ということで1,789万円の86分の50という数字を掛けまして算出しているんですけども、当初金額が1,040万2,000円で見えておりました。今回年度末に当たりまして、実際のところ1,742万9,000円に対する86分の50ということで、1,013万3,000円の請求を中之条町からいただいたところがございます。この内容につきましては、西吾妻福祉病院基本構想というのがございまして、そこで負担率の調整に関する覚書というのがございまして、六合温泉医療センターの特殊事情を有する旧六合村ですけれども、負担率については長野原と六合の間で負担率調整を図る覚書がなされたというところからもとに、今回の減額が発生したところがございます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 大羽賀議員の質問でございます。

ちょっと手元に確認資料ございません。ちょっと確認をさせていただいての回答でよろしいですか。

○9番（大羽賀 進君） はい。

○産業課長（野口芳夫君） 申しわけございません。

○9番（大羽賀 進君） 結構ですから。

○議長（浅沼克行君） いいですか。じゃ、後日。後でね、はい、じゃ、お願いします。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第17号 平成29年度長野原一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第18号～議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第2、議案第18号から日程第10、議案第26号までを一括議題とします。

議案第18号から議案第26号までは平成29年度各特別会計の補正予算です。

本案は初日に上程し、提案説明まで終了しています。

これより、担当課長の内容説明を求めます。

まず初めに、議案第18号及び議案第19号について、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第18号 平成29年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,520万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,953万2,000円とするものでございます。

まず、歳入ですが、4ページをごらんください。

4ページの2款1項1目療養給付費等負担金では、1,357万7,000円の追加でございます。

次に、3款1項1目の療養給付費交付金では、162万5,000円の追加で、療養給付費等交付金過年度分の精算分でございます。

続いて、歳出でございます。

10款諸支出金、1項3目償還金で1,520万2,000円の追加で、償還事業の国庫支出金超過交付返納金でございます。

国民健康保険については以上でございます。

次に、議案第19号 平成29年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,880万4,000円とするものでございます。

まず、歳入ですが、3ページをごらんください。

1款診療収入、1項外来収入、1目国保診療収入で250万円の追加を、2目社保診療収入で180万円の追加を、4目その他診療収入では72万円の追加でございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では2万円の追加でございます。内訳ですけれども、12節役務費で、通信運搬費に不足が生じることから追加をさせていただきたいと思っております。

次に、2款1項1目医業費ですが、500万円の追加でございます。これは11節需用費で、医薬品の追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、議案第20号から議案第22号について、上下水道課長。

○上下水道課長（都丸 齊君） それでは、議案第20号 平成29年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,043万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,178万円とするものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款1項1目国庫負担金では、1節国庫負担金に1,257万9,000円の減額をお願いするものでございます。今年度の上水道工事の事業費確定によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金に2,785万4,000円の減額をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目簡易水道総務費では573万2,000円の減額をお願いするものでございます。内容でございます。2節給料では339万円の減額、3節職員手当等では113万2,000円の減額、4節共済費では96万8,000円の減額でございます。通年臨時職員が退職したことによります

減額でございます。12節役務費では、36万円の追加をお願いするものでございます。通信運搬費の追加でございます。19節負担金補助及び交付金では、60万2,000円の減額でございます。退職手当組合負担金の減額でございます。

2項2目簡易水道管理費では、11節需用費に330万円の追加をお願いするものでございます。大津、洞口地区の観奈橋水道管添架工事でございますが、修繕料が発生いたしました。また、大津、長井水源地ののり面崩落補修工事等の追加でございます。

2項1目簡易水道建設改良費では、3,800万1,000円の減額をお願いするものでございます。内容でございます。13節委託料では、1,601万3,000円の減額でございます。関連する道路計画の影響により減額でございます。15節工事請負費では、2,198万8,000円の減額でございます。こちらにつきましても関連する道路計画の影響により減額でございます。

5ページ以降は給与費明細でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第21号でございます。平成29年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましても説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,433万8,000円とするものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目農林水産業費分担金では、1節集落排水事業分担金に10万円の追加でございます。

2款1項1目農林水産業費使用料では、1節集落排水使用料に130万円の減額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金に490万円の減額をお願いするものでございます。

6款1項1目繰越金では、1節繰越金に前年度繰越金394万円の追加をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目農業集落排水事業費では、11節需用費に残余の予算が生じておりますことから、14万6,000円の減額をお願いするものでございます。

2目農業集落排水処理施設管理費では、201万4,000円の減額をお願いするものでございま

す。内容でございますが、9節旅費では残余の予算が生じておりますことから3万6,000円の減額でございます。13節委託料では、入札差金が生じておりますことから150万円の減額でございます。14節使用料及び賃借料では、残余の予算が生じておりますことから、27万9,000円の減額でございます。16節原材料費におきましても、残余の予算が生じておりますことから、29万9,000円の減額でございます。25節積立金では、歳入の受益者分担金の10万円を追加いたしましたことから、同額を積み立てるものでございます。

続きまして、議案第22号 平成29年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ689万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,772万8,000円とするものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

繰越明許費のお願いでございます。

1款土木費、1項公共下水道事業費の公共下水道事業でございますが、管渠築造工事におきまして年度内終了が困難であると思われまますことから、1,500万円の繰越明許をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目土木費分担金では、1節公共下水道事業分担金に45万円の減額をお願いするものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金に644万9,000円の減額をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目公共下水道事業費では、156万5,000円の減額をお願いするものでございます。内容でございます。9節旅費では3万6,000円の減額、11節需用費では102万8,000円の減額でございます。ともに残余の予算が生じておりますことから減額でございます。13節委託料では県委託の管路工事を進捗させるため800万円の追加のお願いでございます。14節使用料及び賃借料では残余の予算が生じておりますことから5万1,000円の減額でございます。15節工事請負費では、事業費確定により800万円の減額でございます。25節積立金では分担金収入の減額に伴い、45万円の減額でございます。

2目公共下水道施設管理費では、533万4,000円の減額でございます。11節需用費では127万8,000円の減額、13節委託料では63万円の減額、14節使用料及び賃借料では33万円の減額、15節工事請負費では214万円の減額、16節原材料費では49万9,000円の減額、27節公課費では45万7,000円の減額でございます。ともに残余の予算が生じておりますことから減額になる予定でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、議案第23号について、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第23号 平成29年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,530万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,378万8,000円とするものでございます。まず、歳入ですが、5ページをごらんください。

5ページの1款1項1目第1号被保険者保険料では、41万円の減額でございます。内訳は、1節現年度分特別徴収保険料で第1号被保険者保険料特別徴収分117万4,000円の減額を、2節では現年度分普通徴収保険料では第1号被保険者保険料普通徴収分43万7,000円の追加を、3節滞納繰越分保険料で滞納繰越分普通徴収保険料32万7,000円の追加でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、現年度分の752万2,000円の追加でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金で148万円の追加を、2目地域支援事業交付金、介護予防事業で76万5,000円の減額を、3目地域支援事業交付金、日常生活支援事業以外の地域支援事業で51万1,000円の減額を、6ページの4目その他補助金で、その他補助金として27万円の追加でございます。

次に、4款1項支払基金交付金では、1目介護給付費交付金の現年度分で1,120万2,000円の減額でございます。

2目地域支援事業交付金、介護予防事業では、現年度分153万2,000円の減額でございます。

次に、5款県支出金では、1項県負担金、1目介護給付費負担金で補正額259万9,000円の追加で、内訳としまして、現年度分192万3,000円、過年度分で67万6,000円の追加でございます。7ページをごらんになっていただきますと、3項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防事業で38万3,000円の減額を、2目地域支援事業では4,000円の追加でございます。

7款繰入金ですが、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で227万1,000円の追加を、

2目地域支援事業繰入金、介護予防事業で38万3,000円の減額を、3目地域支援事業繰入金、支援事業では5,000円の追加を、4目低所得者保険料軽減繰入金では12万8,000円の減額を、5目その他一般会計繰入金では33万5,000円の追加でございます。

次に、2項基金繰入金ですが、1目介護給付費準備基金繰入金224万4,000円の減額でございます。

次に、8款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金で1,837万7,000円の追加でございます。

次の、9款1項1目第1号被保険者延滞金で1,000円の追加でございます。

続きまして、10ページ、歳出でございます。

歳出の補正につきまして、そのほとんどが年度末に当たり、今後の支出見込みを見込んで、不足するものは追加し、不用額は減額するものでございます。

また、介護保険の歳入は、歳出に伴い算出されますので、歳出の補正に合わせて歳入も補正されるといった関係での補正でございます。

10ページ、1款総務費、1項1目一般管理費ですが、58万3,000円の追加でございます。内訳ですが、一般管理費の12節通信運搬費で15万円の追加を、13節委託料では介護保険システム委託料として54万円の追加を、18節備品購入費では10万7,000円の減額でございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費ですが、これは介護認定で要介護1から要介護5と認定された方が利用するサービスに係る費用が計上されておりました。今年度の実績見込みに応じて今回補正させていただくものです。その金額ですが、1目居宅介護サービス給付費、3目地域密着型介護サービス給付費、5目施設介護サービス給付費、7目福祉用具購入費、8目住宅改修費、9目居宅介護サービス計画給付費について補正をお願いするもので、合計で2,268万4,000円の追加でございます。

次の、2項介護予防サービス等諸費には、介護認定で要支援1と要支援2に判定された方が利用したサービスに係る経費がそれぞれ計上されております。要支援の人のサービスを介護予防サービスと呼んでおります。1目居宅介護予防サービス給付費、3目地域密着型介護予防サービス給付費、5目福祉用具購入費、6目住宅改修費、7目計画給付費について補正をお願いするもので、合計で584万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次の、12ページ、3項その他諸費、1目審査支払手数料ですが、4万6,000円の追加でございます。

次の、4項高額介護サービス等費ですが、1目高額介護サービス費では117万9,000円の追加、2目の高額介護予防サービス費は財源変更でございます。

次の、5項の高額医療合算介護サービス等費ですが、1目高額医療合算介護サービス費及び2目高額医療合算介護予防サービス費では財源変更でございます。

次の、6項特定入所者介護サービス等費では、1目特定入所者介護サービス費では10万9,000円の追加を、3目特定入所者介護予防サービス費は財源変更でございます。これらも、いずれも今年度の支給実績に応じて補正するものでございます。

次に、4款地域支援事業、1項1目介護予防事業費・生活支援サービス事業費で94万9,000円の減額を、2目介護予防ケアマネジメント事業費では220万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次の、2項一般介護予防事業ですが、1目一般介護予防費は財源変更でございます。

14ページの、3項包括的支援事業・任意事業の1目包括的支援事業では財源変更を、次の2目任意事業では39万8,000円の減額で、報償金、印刷製本費、手数料、事業委託料のその他事業と家族介護支援事業の減額でございます。

次に、4項その他諸費の1目審査支払手数料では、9万7,000円の追加でございます。これらも全て今年度の実績に応じて補正させていただくものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、議案第24号について、ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 議案第24号 平成29年度長野原町生活再建支援事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,607万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392万9,000円とするものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の1款繰入金、1項基金繰入金、1目八ッ場ダム生活基盤安定基金繰入金ですが、事業の確定に伴い、9,999万9,000円の減額をするものでございます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、前年度繰越金1,607万2,000円を減額するものでございます。

歳出でございますが、1款総務費、1項生活再建支援事業費、1目生活再建支援事業費の19節負担金補助及び交付金で、説明の欄をごらんいただきまして、生活再建支援助成金について、事業費の確定により1億1,607万1,000円を減額するものでございます。

今年度の助成金の支払いについてなんですけれども、年度当初12件見込んでいたんですけれども、結果的に1件の支払いのみとなっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、議案第25号について、上下水道課長。

○上下水道課長（都丸 斉君） それでは、議案第25号 平成29年度長野原町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を509万6,000円とするものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目分担金では、1節浄化槽事業分担金に4万9,000円の減額でございます。

2款1項1目使用料では、1節浄化槽事業使用料に20万円の減額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金に158万7,000円の減額でございます。

6款1項1目繰越金では、1節前年度繰越金に69万9,000円の追加をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目浄化槽事業費では34万9,000円の減額でございます。内容でございます。11節需用費では30万円の減額、25節積立金では4万9,000円の減額でございます。ともに残余の予算が生じておりますことによるものでございます。

2目浄化槽施設管理費では、78万8,000円の減額でございます。内容でございます。11節需用費では28万8,000円の減額、13節委託料では50万円の減額でございます。これにつきましても、ともに残余の予算が生じておりますことから減額するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） それでは、最後に議案第26号について、企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） それでは、浅間園事業特別会計の補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ560万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,584万円とするものでございます。

議案書の3ページをごらんください。

歳入につきまして、第1款営業収入では、第1項第1目入館料で410万円の減額、2項1



目利用料で3万7,000円の減額、3項1目売店収益で61万7,000円の減額をお願いするものでございます。

第3款諸収入では、1項1目雑入を5万4,000円追加するもので、これはN T Tドコモ基地局やキャンプ場の電気料金がふえたための増額でございます。

第4款繰越金では、1項1目繰越金から90万円の減額をお願いいたします。

続いて、歳出ですが、4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費から560万円を減額するものでございます。詳細につきましては、説明欄をごらんください。第1節報酬につきましては、浅間園運営審議会委員報酬につきまして、委員会1回分の出席報酬を減額するものでございます。第4節臨時職員社会保険料、第7節臨時職員賃金は、臨時職員の雇用期間を全員4月から11月としたために不要となった人件費で、合計で228万円の減額でございます。11節では、食糧費で2万円、光熱水費で140万円、修繕費で60万円をそれぞれ減額するものでございます。

12節では、広告料で2万円を、諸保険料で1万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

13節では、電算委託料で5万3,000円の減額で、これは給与管理システムの契約を解除したため不要となったものでございます。諸委託料につきましては、建物の環境管理検査の内容を見直したため発生した差金で、20万円の減額でございます。

14節では、諸借上料から2万4,000円の減額で、ダスキンの費用について営業実態に合わせて見直しを行ったための減額でございます。

18節では、備品購入費で30万円の減額です。これは、入札差金になります。

19節では、負担金より5万円を減額するものです。

27節では、公課費より60万円を減額するもので、これは当初消費税を納めるために予算化しておりましたが、営業実態により納付不要となったため減額するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後3時10分より再開いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。

先ほどの会議の中で大羽賀議員のほうから質問がありました件について、産業課長が答弁いたしますのでよろしくお願いします。

○産業課長（野口芳夫君） ご回答、遅くなって申しわけございません。

歳入の関係で、鳥獣被害防止総合対策交付金168万円の減額の件でございますが、今まで鳥獣対策協議会へ交付しているわけですが、今までは一般会計を経由させていただいていたものを、直接補助金をそちらの協議会に歳入を組んだということで、全額の補正減をさせていただいたところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） それでは、先ほど議案第18号から第26号までの内容説明を終了いたしました。

それでは、議案第18号から議案26号までの各特別会計補正予算について、一括質疑を行います。こちらにつきましても、質疑が多数ある場合には質疑は一度に3カ所までとしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 議案第24号 生活再建支援事業特別会計補正予算について、この減額の内容ですけれども、ここで時間的な問題とかいろいろありますから後で結構ですので、ダム課へ勉強に行きますので、よく教えていただきたいと思いますがよろしくお願いします。返事は結構です。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

○10番（豊田銀五郎君） はい、勉強に行かせていただきますので。

○議長（浅沼克行君） わかりました。

ほかには。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 3つお聞きします。

まず、議案第19号 長野原町へき地診療所特別会計予算の中で、今までへき地診療所の補正等を見ていたときに、多くの場合が経費が足らなくなって増額補正をするというのが多か

ったんですが、今回はどうもそうではなくて、診療収入がふえることからの補正というふう  
に考えられるんですが、金子先生の努力によるところが大きいかなということを感じました。  
それで、土曜日の診療を始めたことがどのくらい利用と影響があるかということについてお  
聞きしたいと思います。

それから、議案第23号の介護保険の介護サービス等諸費という、ページでいうと10ページ、  
11ページになるんですが、要介護1から5の居宅介護サービス給付費とか、その下の地域密  
着型でもいいんですけども大体増額になっているのに比べて、介護予防サービス等諸費、  
要支援1、2の人に対する予算が減額となっています。たしか法改正というか制度が変わっ  
て、要支援1、2については町がやるというふうになっていたかと思うんですが、これを減  
額になった理由、要支援についてはサービスが十分行き届いているのか、あるいは利用する  
人がまだよくわかっていなくて予算が余るのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、議案第26号で、歳出のところですが、1ページで見てもらってもいいんですけれ  
ども、人件費等が減額になる、その理由が4月から11月までとしてやった結果ということに  
なっています。浅間園には、たしか地域おこし協力隊の方が6名ぐらいですか、いるわけで、  
その人の人件費分とか、それから12月から3月までどういう仕事をやっているかというところ  
について説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 牧山議員の3点目の質問にお答えさせていただきます。

臨時職員の4月から11月にしたという経緯なんですけれども、以前、企画政策課が担当す  
る前は12月から3月にも臨時職員の人が出て、交代で出勤していただいております。です  
ので、臨時職員の予算につきましては1年分を盛っていたんですけれども、企画政策課の担  
当になってから、先ほど牧山議員もおっしゃったとおり、地域おこし協力隊を導入して  
まして、臨時職員につきましては4月から11月末で一応雇用期間を切れるというふうにし  
ましたので、その12月から3月分の臨時職員の賃金はここで減額補正をさせていただいたとい  
うことでございます。

では地域おこし協力隊なんですけれども、現在、浅間園には地域おこし協力隊が3名いま  
す。その地域おこし協力隊の人件費につきましては、町中の地域おこし協力隊の賃金全部を  
企画政策課で持っておりますので、そちらから支払っております。現在、園長1人と地域お  
こし協力隊3名の4人体制で12月から3月までをローテーションで仕事を回しておるわけな  
んですけれども、現在につきましては、施設の整備とか施設管理は当然なんですけれども、

ことしの冬につきましては、例えば、新しいトレッキングコースの園地計画の変更の事務とか、あと新しいトレッキングコースをあけるためのパンフレットづくりの原案の作成とか、そういったような事務作業が主になっております。それを4人で行っております。また、今年度につきましては、冬の間も多少、やっぱりお客さんに来ていただきたいということで、第2と第4の日曜日につきましてはスノーシューツアーをことしは試験的に行ってございまして、ちょっと雪が少なくてなかなかできなかったんですけども、お客さんには来ていただいている状況をつくっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） ただいま、牧山議員のへき地診療所の特別会計補正予算の関係で、今回、診療収入を充ててということでご質問がございました。

確かに、へき地診療所の利用をされる方というのは右肩上がりでごうふえていっているわけでございます。土曜診療におきましても、これは28年の4月から行っているわけですけども、平均しますと、月平均土曜診療で20名ぐらいの方が利用されているということで、土曜診療につきましても数字がこう上がってきているような状況でございます。そういった中で、診療収入を通常ですと繰越金等を充てて補正を組むのが普通かとは思われるんですけども、一応、先生の努力というのももちろんございまして、診療収入がふえているんだよということで、その辺のところも見てもらいたいというようなところも、若干意味するところかと思えます。

それと、介護保険のほうなんですけれども、介護予防サービス要支援1、2の補正が減額補正ということなんですけれども、ちょっとこれにつきまして、担当のほうとよく内容を精査しまして報告させていただきたいと思えます。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうでしょうか。

6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） 1点だけお伺いします。

議案第26号の浅間園事業特別会計なんですけれども、3ページの1款営業収入、1目の入館料で410万円の減額補正になっているんですが、予算立てをしたとき、当初は何人ぐらいを見込んでいて、実際には何人入館されたのか伺います。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 黒岩議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の予算どりのときの人数なんですけれども、個人で2万5,000人、団体で1万人、あと入園料だけの人も、すみません、違います、申しわけございません。そうです、2万5,000人と1万人で見えております。

実績なんですけれども、個人が1万8,308人、達成率として73.23%となっております。また、団体が5,325人で53.25%で、収入のほうの料金につきましては、予算ベースで1,245万5,000円が828万2,000円で66.5%となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

新年度の予算に関しては、どの程度の人数を見込んでいるのでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 新年度につきましても同じ人数で一応目標として進めております。

ちなみになんですけれども、前年、平成28年度から比べますとそれぞれ入館料につきましては107%、163.85%となっております、今のところ少しずつ伸ばしてきていることには、成功しております。

以上です。

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） ほかに。

10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 企画政策課長にお伺いしたいんですが、地域おこし協力隊について、よく内容がわからないんですが、勉強して大いに興味がありますので、できたらどこへ行けば会えるのか、会ってどんなことをしているのか聞いて、私を含めて町民の仕事にも生かせればなどは思っているんですが、浅間園なら浅間園、そこへ行っているいろいろ勉強することは可能なんですか。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 豊田議員のご質問にお答えいたします。

現在、長野原町の地域おこし協力隊は、今のところ全部で8名着任しております。内訳は、浅間園に3名、あと北軽井沢の地区として、今の駅舎に事務所がありましてそこに1名、それとジオパーク事務局に1名、教育委員会に1名います。それぞれのところに行って、会ってお話を聞いていただいても結構ですし、また、あと3月27日に長野原町全体の地域おこし協力隊で活動報告会というのが夕方6時から山村開発センターで行いますので、そちらに出席していただきますとそれぞれの活動状況と、あるいは終わってから個人的にお話を伺うこともできると思いますので、ぜひご来場いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

[発言する者あり]

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうでしょうか。いいですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより、議案第18号から議案第26号までの9件を一括採決します。

お諮りします。議案第18号 平成29年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第19号 平成29年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第20号 平成29年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第21号 平成29年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第22号 平成29年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第23号 平成29年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第24号 平成29年度長野原町生活再建支援事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第25号 平成29年度長野原町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第26号 平成29年度長野原町浅間園事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号～議案第39号の説明

○議長（浅沼克行君） 日程第11、議案第27号から日程第23、議案第39号までの平成30年度各会計予算を一括議題といたします。

本案は初日に上程しており、提案説明まで終了しています。本日は、担当課長からの内容説明を求め、時間の都合上、できる限り説明をしていただき、議案調査に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、初めに議案第27号 平成30年度長野原町一般会計予算について、順次、担当課長の内容説明を求めます。

まず、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第27号 平成30年度一般会計予算につきまして説明させていただきます。

本年度の一般会計の歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ138億9,939万5,000円と定めるものでございます。

第4条になりますが、一時借入金の最高額につきましては、7億円とさせていただきます。

1枚返していただき、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表の歳入歳出予算ですが、まず歳入でございます。

1款町税では、1項町民税から6項入湯税まで合わせまして9億8,897万8,000円でございます。

2款地方譲与税では、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税、合わせまして5,100万円でございます。

3款1項利子割交付金では120万円。

4款1項配当割交付金では120万円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金では30万円。



6 款 1 項地方消費税交付金では9,000万円。

7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金では3,500万円。

8 款 1 項自動車取得税交付金では700万円。

9 款 1 項地方特例交付金では120万円。

10 款 1 項地方交付税では13億3,000万円でございます。

2 ページに移りまして、11 款 1 項交通安全対策特別交付金では120万円。

12 款分担金及び負担金では、1 項分担金、2 項負担金、合わせまして239万7,000円。

13 款使用料及び手数料では、1 項使用料、2 項手数料、合わせまして1億958万7,000円。

14 款国庫支出金では、1 項国庫負担金から3 項委託金まで合わせまして8億1,726万8,000円。

15 款県支出金では、1 項県負担金から3 項委託金まで合わせまして40億7,389万7,000円。

16 款財産収入では、1 項財産運用収入、2 項財産売払収入、合わせまして5,559万5,000円。

17 款 1 項寄附金では1億2,000円。

18 款繰入金では、1 項基金繰入金、2 項特別会計繰入金、合わせまして11億3,452万8,000円。

19 款 1 項繰越金では5,000万円。

3 ページに移りまして、20 款諸収入では、1 項延滞金、加算金及び過料から5 項雑入まで合わせまして43億7,760万2,000円。

21 款 1 項町債では6億7,144万1,000円。

歳入合計で138億9,939万5,000円でございます。

次に、4 ページに移りまして、歳出でございます。

1 款 1 項議会費では5,728万円。

2 款総務費では、1 項総務管理費から6 項監査委員費まで合わせまして39億1,339万2,000円。

3 款民生費では、1 項社会福祉費から4 項災害救助費まで合わせまして6億5,435万円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費では6億6,753万4,000円。

5 款労働費、1 項労働諸費では8万4,000円。

6 款農林水産業費では、1 項農業費、2 項林業費、合わせまして12億4,596万3,000円。

7 款 1 項商工費では28億7,373万1,000円。

8 款土木費では、1 項土木管理費から5 ページの5 項都市計画費まで合わせまして19億

7,049万6,000円でございます。

9款1項消防費では1億9,388万9,000円。

10款教育費では、1項教育総務費から6項保健体育費まで合わせまして19億3,778万1,000円。

11款災害復旧費では、1項農林水産施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、合わせまして1万8,000円。

12款1項公債費では3億8,337万4,000円。

13款諸支出金では、1項普通財産取得費、2項土地開発基金費、合わせまして3,000円。

14款1項予備費では150万円。

歳出合計で138億9,939万5,000円でございます。

次に、6ページに移り、第2表、債務負担行為でございますが、地域振興施設整備事業では、31年度までの2カ年で限度額が23億円、町道林長野原線、ダム関連補助事業では2カ年で2億円、町道遠西荻の平線橋梁新設改良事業では2カ年で3,920万円、水没文化財等保存継承支援水源地域活性化支援事業では2カ年で13億円でございます。

次の第3表、地方債でございますが、災害復旧事業では限度額が1,000円、臨時財政対策債では1億6,000万円、役場新庁舎・住民総合センター整備事業では5億280万円、緊急防災・減災事業では864万円、合計で6億7,144万1,000円でございます。

7ページの歳入歳出構成表、また、8ページ、9ページの事項別明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、歳入、1ページをごらんください。

町税についてご説明させていただきます。

まず、1款町税、1項町民税、1目個人の町民税の現年でございますけれども、こちらにつきましては、本年度の合計は2億6,131万7,000円で、こちらは滞繰と現年分を合計しております。まず、現年分については2億5,731万7,000円の計上でございます、こちらは昨年度比487万2,000円の増額となっております。続きまして、滞繰分につきましては昨年同額で400万の計上でございます。

次に、2目の法人税ですけれども、本年度は7,619万4,000円の計上でございます、昨年の比較で564万2,000円となっております。現年分につきましては7,604万4,000円の計上とな

っております。滞繰分につきましては、昨年同様15万円となっております。合計で、町税につきましては3億3,751万1,000円の計上となっております。比較につきましては1,051万4,000円の増額となります。

続きまして、2項固定資産税につきましては、1目の固定資産税、本年度につきましては5億4,869万8,000円、前年度5億3,963万1,000円となり、906万7,000円の増額となります。まず、1節現年分につきましては5億3,869万8,000円。こちらは906万7,000円の増額となっております。滞繰分につきましては、昨年より200万円増額させていただきまして1,000万となっております。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、本年度1,363万1,000円、前年度1,373万5,000円となっております10万4,000円の減額となります。

本年度合計が5億6,232万9,000円、前年度比896万3,000円の増額となります。

3項の軽自動車税でございますけれども、本年度2,401万3,000円の計上でございます。前年度2,302万円となっております、99万3,000円の増額となります。こちらにつきましては、現年度が2,381万3,000円、滞納繰越金につきましては20万円と前年度と同額となっております。

めくっていただいて、2ページをごらんください。

4項たばこ税でございますが、町たばこ税、本年度5,503万1,000円の計上となっております。前年度比222万9,000円の増額となります。

続いて、5項特別土地保有税、こちらにつきましては前年度2,000円となっておりますけれども、本年度はゼロとさせていただいております。

続きまして、6項入湯税でございますけれども、1目入湯税、本年度が1,009万4,000円となっております。前年度比105万9,000円の増額となります。

以上で、税のほうは終了となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 若干、スピード感を持っていきたいと思っております。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税では1,600万円。

3ページに移りまして、2項1目自動車重量譲与税では3,500万円。

3款1項1目利子割交付金では120万円。

4款1項1目配当割交付金では120万円でございます。

4ページに移りまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金では30万円。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金では9,000万円。

7 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金では3,500万円。

8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金では700万円でございます。

5 ページ、9 款 1 項 1 目地方特例交付金では120万円。

10 款 1 項 1 目地方交付税では13億3,000万円。

11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金では120万円でございます。

6 ページに移りまして、12 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林水産業費分担金では存目。2 項負担金、1 目民生費負担金では204万円9,000円で主に老人保護措置費負担金。2 目衛生費負担金では、34万5,000円で養育医療給付費負担金。3 目農林水産業費負担金、4 目土木費負担金につきましては存目でございます。

7 ページ、13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務費使用料では、3,515万円です。主に光ファイバ網使用料。2 目農林使用料では480万円でクラインガルテン使用料。3 目土木使用料では、5,203万8,000円で町営住宅使用料など各使用料。4 目教育使用料では958万2,000円で8 ページにかけまして幼稚園保育料などがございます。

2 項手数料、1 目総務手数料では、775万5,000円で戸籍等手数料など。2 目衛生手数料では22万6,000円で狂犬病予防手数料等。3 目農林水産手数料は存目。9 ページ、4 目土木手数料は3万5,000円で地籍調査成果交付手数料でございます。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金では、1 億1,504万3,000円で児童手当国庫負担金など各負担金。2 目衛生費国庫負担金では、192万7,000円で未熟児養育医療費給付金国庫負担金。

10 ページに移りまして、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金では、260万円で地方創生推進交付金。2 目民生費国庫補助金では、191万1,000円で障害者自立支援費補助金等。3 目農林水産業費国庫補助金では、10万円で美しい森林づくり基盤整備交付金。4 目土木費国庫補助金では、6 億5,430万円で主にダム関連の道路橋梁費補助金。5 目教育費国庫補助金では、193万円で主に緊急遺跡発掘調査補助金。6 目災害復旧費国庫補助金は存目でございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金では3,775万4,000円で、11 ページにかけ生活再建対策調査及び相談業務委託金等。2 目民生費委託金では、170万1,000円で国民年金事務費交付金でございます。

15 款県支出金、1 項県負担金、1 目総務費負担金では、146万4,000円で生活再建緊急支援

負担金。2目民生費県負担金では、7,471万9,000円で児童手当県負担金など各負担金。3目衛生費県負担金では103万3,000円で、12ページにかけ未熟児養育医療費給付金県負担金等。4目土木費県負担金では、1,302万円で国土調査事業費県負担金でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金では38億9,858万4,000円ございまして、主にダム関連の基金事業等で約28億円の増額でございます。2目民生費県補助金では2,425万4,000円で、13ページにかけ主に福祉医療費補助金。3目衛生費県補助金では、5万円で市町村健康増進事業補助金。4目農林水産業費県補助金では、3,955万3,000円で農業及び林業関係の各補助金。5目教育費県補助金では396万5,000円で、14ページにかけ県史跡勘場木石器時代住居跡保存事業等でございます。

3項委託金、1目総務費委託金では、1,702万3,000円で主に個人県民税徴収事務取扱委託金。2目民生費委託金では3,000円。3目農林水産業費委託金では4万1,000円。4目土木費委託金では2万8,000円。5目教育費委託金では、16万円で人権教育研究指定校事業委託金でございます。

15ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入では4,114万9,000円で、主に鼻曲町有地の貸付料。2目利子及び配当金では、1,444万3,000円で、財政調整基金等の利子でございます。2項財産売払収入では、1目不動産売払収入、2目物品売払収入とも存目でございます。

16ページに移りまして、17款1項寄附金では、1目一般寄附金、2目指定寄附金ともに存目。3目ふるさと応援寄附金では、寄附目標として1億円に設定してございます。

18款繰入金、1項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金から7目八ッ場ダム周辺整備事業基金繰入金まで17ページにありますとおり、合計11億3,452万7,000円で、地域福祉基金繰入金及び教育施設等整備基金繰入金は廃目でございます。

申しわけございません、2項1目特別会計繰入金は存目でございます。

19款1項1目繰越金では、前年同額の5,000万円の計上でございます。

18ページに移りまして、20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金では、町税等滞納延滞金150万円を、2目加算金、3目過料は存目でございます。

2項1目町預金利子、3項1目貸付金元利収入につきましては、存目でございます。

4項1目受託事業収入では、1,204万8,000円で障害福祉サービス事業所指定管理料町村分負担金などを19ページにかけ計上してございます。

5項雑入、1目滞納処分費、2目弁償金は存目。3目給食費納付金は3,309万1,000円、4

目介護予防事業収入は281万3,000円でございます。5目水源地域整備事業負担金では43億407万6,000円でございます。20ページ、21ページにかけましてダム関連の水特事業に係る負担金で、約15億8,400万円の増額でございます。21ページ、6目雑入では2,406万8,000円の計上で、主に宝くじ交付金や、22ページの町営住宅共益費、水泳教室受講料等でございます。

23ページ、21款1項町債で、1目災害復旧事業費は存目、2目臨時財政対策債は前年同額の1億6,000万円、3目公共施設等適正管理推進事業債は、市町村役場機能緊急保全事業債で5億280万円。4目緊急防災・減災事業債は、Jアラートの新型受信機導入に伴い、864万円の計上。一般事業債は廃目でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（土屋靖彦君） それでは、歳出に入らせていただきます。

歳出の1ページから2ページの中ほどまでが議会費となります。

1款1項1目議会費で、本年度予算額は総額で5,728万円の計上でございます。前年度対比で98.8%、68万8,000円の減額となります。減額となった主な要因でございますが、平成29年度の予算は議会構成の変更に伴う議員報酬の増加を見込んでいた予算編成でしたが、新年度予算につきましては、通常の議員報酬を見込んでいる予算編成としたことが主な要因となります。

それでは、予算書右側の説明欄の事業ごとに説明をさせていただきます。

初めに、議会運営・管理事業でございますが、合計で5,677万2,000円でございます。ここでは議員10名分の報酬、議員共済費と職員2名分の人件費、議会だより・会議録調製委託料、各種負担金等、議会の運営に係る経費などが計上されています。

次に、2ページの中ほどの各委員会活動事業でございますが、合計で40万3,000円でございます。議員全員による1泊2日の行政視察研修及び管内所管事務調査等に要する経費などを計上してございます。

最後に、ダム対策活動事業ですが、ダム対策における研修等に要する経費として、本年度も10万5,000円を計上させていただきました。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では1億8,059万

8,000円でございます。特別職3名、総務課及び出納室職員9名、臨時職員5名の人件費、庁舎の消耗品費、光熱水費関係、庁用車リース料、電算使用料などの関係経費を3ページから5ページにかけ計上してございます。

続きまして、2目広報費では308万8,000円でございます、町の広報、くらしのカレンダー一等の作成及び印刷費でございます。3目財政管理費では3万円の計上でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、出納室長。

○出納室長（松本こづ江君） 4目会計管理費241万7,000円、一般会計事務処理事業でございます。前年度予算に対して45万5,000円の増額となりました。過日の2月臨時議会でも増額補正させていただきました通信運搬費の増額分でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 5目財産管理費では9,800万2,000円でございます。6ページにかけまして、庁舎等町有施設に係る火災保険料、土地賃貸借料、保守委託料などの維持管理に係る経費でございます。また23節償還金では、鹿島軽井沢リゾートへの前納金償還で8,000万円を計上してございます。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 企画費でございます。

総額1億1,344万3,000円となり、前年比3,349万1,000円の増となっております。増額の主な要因は、酪農ヘルパーの地域おこし協力隊員の増員に伴う関係費用でございます。

それでは、企画一般管理でございますけれども、合計で4,887万9,000円の計上でございます。2節一般職給料から4節一般職共済費につきましては、職員の人件費にかかわる予算でございます。11節需用費の消耗品費につきましては、事務用品代、燃料費は庁用車の燃料費として計上しております。19節負担金補助及び交付金につきましては、職員の退職手当組合負担金として278万5,000円を計上しております。

次のページに進みまして、負担金につきましては、各種外郭団体への負担金、補助金につきましては北軽わくわくフェスタ等に関する補助金として60万円を計上しております。28節繰出金では、浅間園事業特別会計への繰出金として1,700万円を計上しております。

続きまして、地域おこし協力隊事業では4,179万5,000円を計上いたしました。4節臨時職

員社会保険料等と7節臨時職員賃金は、地域おこし協力隊11名分を計上しております。9節旅費は、隊員が参加する研修会等の旅費でございます。11節消耗品費は事務用品等、修繕費は隊員が使用する住居や自動車の修繕料でございます。12節役務費では、通信運搬費では隊員に支払う通信費等の補助、隊員が使用している自動車の任意保険料等でございます。14節使用料及び賃借料では、自動車借上料は隊員に貸与している自動車のリース料11台分、それと諸借上料では隊員の住居の家賃でございます。18節備品購入費は、隊員の増員にかかわる住居用家電製品等の購入費用でございます。19節負担金は、隊員が参加する各種研修会等の参加負担金でございます。

続きまして、地域振興事業では1,259万8,000円を計上いたしました。第8節報償費では、各種講座・講演会等の講師謝金でございます。9節旅費では、各種講座等の講師にかかわる費用に15万円、職員の出張等に係る旅費として10万円を計上しております。11節は、需用費では事務用品その他、食糧費としては婚活イベント等を含む各種イベントの食糧費、印刷費につきましては名刺の台紙や各種パンフレットの印刷費用、修繕費につきましては浅間園に導入したWi-Fiのスポット保守料として13万円を計上しております。次のページに進みまして、12節役務費では、通信運搬費として切手代等に6万円、広告料として各種情報誌等への広告を掲載するための費用として10万円を計上しております。13節委託料では、事務委託料で情報発信事務委託料として広報ながのはらの「ジオなまち ながのはら」制作委託料と、浅間園ホームページの多言語化にかかわる費用として181万円を計上しております。事業委託料では、各種イベントの会場設営委託料として各種講演会やフォーラムなどを実施する際の委託費用として30万円、保守契約料は浅間園Wi-Fiの年間保守料として32万4,000円を計上しております。地域振興委託として地方創生推進交付金事業による長野原町観光戦略策定業務の費用として520万円を計上しております。19節負担金補助及び交付金では、負担金としてモンベルフレンドエリアの会費やJAF観光会員の年会費、跡見学園女子大学との連携事業の負担金として117万4,000円を計上し、補助金につきましては、各地域のイベント等に使用できる町づくり活性化補助金として130万円、それと空き家バンク等の関係の助成金として90万円を計上しております。

続いて、政策調査事業では96万円を計上しております。第7節臨時職員賃金は、各種調査等に臨時的に雇い上げる職員の賃金として5万円を計上、第8節報償費は、講演会、勉強会等の講師謝金として10万円を計上しております。9節旅費は、費用弁償として戦略策定検証委員会等の委員さんの旅費として5万円と普通の出張旅費として27万5,000円を計上してお



ります。11節需用費は、消耗品費等で5万円でございます。12節役務費は、手数料で各種申請手数料として5万円を計上し、13節委託料は、事務委託料で調査研究委託料として20万円を計上、14節使用料及び賃借料は、諸借上料で駐車場等の利用料として5万円、19節の負担金補助及び交付金では、負担金として荒川区幸せリーグ等の負担金及び各種研修会等参加負担金として13万5,000円を計上しております。

9ページへ進みまして、ジオパーク事業につきましては、859万1,000円を計上いたしました。4節臨時職員社会保険料、7節臨時職員賃金につきましては、4月より着任するジオパーク専門員の雇用にかかわる費用でございます。第8節報償費では、ジオ講座やジオツアーに係る講師等の謝金として15万円を、第9節旅費は、全国大会、関東大会を初め、各種研修会に参加するための旅費として78万円を計上しております。11節需用費では、事務用品等消耗品として18万2,000円、庁用車の燃料代として6万8,000円、各種イベントの食糧費として5万円を計上しております。12節役務費では、通信運搬費は郵送の切手代等で4万1,000円。13節委託料では、事業委託料として浅間園ガイドサービス委託料として60万円を計上しております。14節使用料及び賃借料では、諸借上料でジオイベントの際の物品借上料として8万円を計上。19節負担金補助及び交付金では、負担金として浅間山ジオパーク推進協議会への負担金が200万円と全国大会等参加費用負担金として12万円を計上しております。補助金では、浅間山ジオパーク研究会への補助金として10万円、環境保全活動補助金として30万円を計上しております。

最後に、町制施行130周年記念事業につきましては、62万円を計上しております。第8節報償費では、記念事業、アイデアの発案者等への記念品代等として30万円を、11節需用費は事務用品費、12節役務費は通信運搬費でございます。13節委託料では、事業委託料で記念事業委託料として20万円を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 最下段をごらんください。

7目交通安全対策費では351万9,000円ございまして、10ページにかけまして交通安全協会への負担金及び交通指導員への報酬等でございます。

8目公平委員会費では、2万8,000円ございまして委員報酬を、9目自衛官募集費では、12万5,000円ございまして自衛官募集事務経費でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 10目のダム対策費でございますが、合計で3億1,712万7,000円の予算でございます。前年に比較しまして1億2,198万4,000円の減額でございます。予算の内容につきましては、説明の欄をごらんいただき、主な支出についてご説明いたします。

まず、八ッ場ダム生活再建・地域振興対策事業でございますが、7,282万7,000円の予算計上でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費等につきましては、職員5名分の人件費等でございます。7節賃金は、臨時職員1名並びに現地雇い上げ賃金等でございます。8節報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費につきましては、主に経常的な経費を計上しているところでございます。13節委託料では、林・横壁地区の温泉施設の施設点検業務委託費用。続いて、12ページの工事請負費につきましては、源泉温泉施設の補修工事を計上させていただき、16節原材料費では、源泉施設の維持管理及び整備工事に伴う原材料費を見込んでございます。19節の負担金補助及び交付金ですが、職員の退職手当組合負担金、各種講習会負担金、補助金ということで地区ダム対策委員会及び連合対策委員会の会議に対する助成金ということで、1,500万円を予定してございます。27節自動車重量税につきましては、庁用車2台分の重量税でございます。

次に、水源地域活性化支援事業でございますが、2億3,350万円の予算計上でございます。13節事業委託料では、水源地域活性化支援事業のうちのダム湖面観光支援として、県への委託となりますが、湖面利用の基盤整備の詳細設計、格納庫、艇庫などの工事費の計上、ダム湖周遊バス、レンタサイクルの社会実験費用で9,990万円の計上でございます。15節工事請負費では、水源地域活性化支援事業のやんば1万本桜プロジェクトの植樹工事、水陸両用バス観光船の製作で1億2,960万円を計上させていただいております。17節の土地購入費では、基盤整備実施に伴い、必要となる用地の購入費を見込んでございます。

次に、ダムサイト公園整備事業でございますが、1,080万円の予算計上でございます。13節事業委託料では、川原畑地区で予定してございますダムサイト公園整備の詳細設計費用で1,080万円でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 13ページでございます。

11目財政調整基金費では5億6,201万6,000円でございますが、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、ダム関連事業の立てかえ分と有価証券等の利息分でございます。増

額要因は、水特事業繰り越し分の立てかえが増加したためでございます。

12目減債基金費では470万円でございます、地方債の償還及びその信用維持のために設けられている基金でございます。

13目多目的基金費では960万2,000円でございます、一般行政に必要な施設整備、農業観光施設事業等に必要な資金に充てるための基金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 続きまして、14目八ッ場ダム周辺整備事業基金費でございます。25節積立金、利子積立金としまして7万円を計上いたしました。

続きまして、15目八ッ場ダム周辺整備事業施設管理基金費でございます。25節積立金では、利子積立金と水特事業及び基金事業費の事務経費5%の経費で4億4,830万9,000円を計上してございます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 続きまして、16目北軽ミュージックホール管理費では201万3,000円でございます、施設の管理運営に係る必要経費を計上してございます。

17目諸費では2,977万3,000円でございます。1節では非常勤職員報酬として区長及び行政連絡員等の報酬を、8節では顧問弁護士等の謝礼を、14ページに移りまして、13節では区の事務委託料及び自動車運転業務委託料を、14節ではタクシー等の借上料を、19節では各種協会への負担金及び生活維持路線バス運行費補助金等でございます。

18目情報化対策費では9,920万5,000円でございます。統合型GIS構築事業では、13節保守委託料で57万9,000円。LGWAN整備事業では、13節でマイナンバー制度導入によるセキュリティ強化や災害対策による移行事業委託を、14節では移行に伴う機器リース料が新たに追加となり371万1,000円。

庁内ネットワーク整備事業では、13節でウイルス対策ソフト、運用管理システムの更新及びシステム等保守委託料、18節では職員向け25台のノートパソコンを郡内で共同調達し、901万8,000円の計上でございます。

高速通信格差対策事業では、13節でダム水没予定地に設置された光ケーブルを代替地へ移設するための地域情報通信基盤移設事業、また、光ケーブル保守委託料や既存の光ケーブル移設費を16ページにかけ計上し、14節では施設の用地占用や電柱共架等の使用料等を、16節

では有償工事に係る材料費を計上してございます。

吾妻郡電算共同化事業では、基幹系及び情報系の電算委託料2,846万3,000円の計上でございます。

19目ふるさと応援基金費では1億378万7,000円でございます。寄附額の目標を1億円に設定し、13節では寄附金の還元率を40%から50%とし、返礼品についても、人気ある商品券や返礼品を採用するとともに、PR方法としてウェブ広告を導入する予定でございます。

20目川原湯簡易郵便局管理費では384万7,000円ございまして、臨時職員2名分の雇用及び経常的必要経費でございます。

17ページ、21目役場新庁舎整備費では18億23万5,000円ございまして、13節では事業委託料として工事監理委託料を、また諸委託料としてネットワーク移設や文書管理、引っ越し作業等の委託料を計上し、15節では新庁舎・住民総合センター及び外構等の工事を、18節で備品購入費を計上してございます。

集会所整備費、庁舎等公共施設整備・備品等取得基金費、基本財産運用基金費は廃目でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、18ページをごらんください。

2項徴税费、1目税務総務費でございますが、6,399万4,000円ございまして、前年に対し31万6,000円の増額でございます。2節から4節まで職員8名分の人件費でございます。9節は旅費、11節は需用費、19節につきましては負担金補助及び交付金で588万2,000円のうち、退職手当負担金が563万2,000円でございます。その他、吾妻地区税務協議会関係負担金から地方税電子化協議会会費までの各種会費でございます。23節につきましては、償還金及び割引料は過誤納金還付金及び加算金で500万でございます。

19ページ上段をごらんください。

19ページ、続いて2目賦課徴収費でございますけれども、総額で2,235万8,000円ございまして、232万1,000円の減額でございます。平成28年10月にシステム会社が変わり、納付と印刷等が減額になったことや、納付書の発送数が把握できたこと、またシステムの構築に係る費用が削減できたことによるものでございます。続いて、9節旅費につきましては15万円、11節需用費160万7,000円ございまして、事務用品と消耗品81万5,000円、燃料費8万9,000円、印刷製本費が64万9,000円でございます。12節役務費につきましては634万3,000円でご

ざいまして、各種納付書や督促状、催告の郵送料でございます。13節委託料につきましては1,223万9,000円でございますが、土地標準地鑑定委託料35万7,000円、固定資産税課税客体調査業務委託費で884万6,000円、今回新たに登記管理システム導入の業務委託料につきまして122万1,000円等でございます。続いて、14節使用料及び賃借料につきましては201万9,000円、機械の賃借料等に198万4,000円、電算システム申告サービス等固定資産情報管理システム等の使用料でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 続きまして、20ページをごらんください。

3項1目戸籍住民基本台帳費では3,176万2,000円の計上でございます。前年度に比べ314万7,000円の減額でございます。こちらは職員3人分の人件費と住民基本台帳、戸籍関係の電算委託料、システム使用料及び番号制度システムの利用負担金等が主なものでございます。

昨年と比べて新たな支出としましては、13節の電算委託料中、21ページの上でございます証明写真機委託料の26万円でございます。これは、現在吾妻郡内において写真店がなくなっているという現状もありまして、新庁舎の建設にあわせてパスポートやマイナンバー用写真、または各種証明写真等の撮れる写真機設備の設置委託をするもので、委託料については1カ月当たり6万4,800円で新庁舎完成後の平成30年12月から翌3月までの4カ月間を計上させていただきます。

21ページの郵便局委託事業は、平成27年7月より応桑郵便局にて住民票の謄本・抄本及び印鑑証明の交付ができるようになりましたが、その経費として24万2,000円を計上いたしました。参考までに、ことし2月末までの申請件数ですが、住民票の謄本が76件、住民票の抄本が254件、印鑑証明が360件、以上合計しまして690件で、月平均にしますと約35件の申請及び交付がございます。

2目、人口動態調査費ですが、事務費等1万4,000円でございます。

次の3目旅券交付事務は、43万3,000円でございます。内訳ですが、これはパスポートの発給事務に関する経費の4万円と新たに機械器具費39万3,000円の購入費でございます。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、最下段でございます。

9項選挙費、1目選挙管理委員会費では33万1,000円でございます、22ページにかけまして主に委員報酬を、2目選挙啓発費では7万2,000円でございます、選挙ポスター選定の記念品代を、3目町長選挙費では658万6,000円でございます、選挙従事者への手当て及び関係諸経費を計上してございます。

23ページに移りまして、5項統計調査費、1目統計調査総務費では445万6,000円でございます、職員1名分の人件費を、2目統計調査費では94万4,000円でございます、統計調査員確保対策事業では、主に統計調査協力員報酬として50人分の報酬を、統計調査事業では工業統計及び住宅土地統計に係る調査員報酬及び消耗品費の計上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（土屋靖彦君） それでは、23ページの下段から24ページにかけてでございます。

監査活動費でございます。2款6項1目の監査委員費です。ここでは監査活動事業といたしまして、50万8,000円の計上をさせていただきました。主な内容につきましては、監査委員2名分の報酬並びに各会計の例月出納検査、定期監査、決算監査及び監査委員の研修等に要する経費などを計上しています。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） では、24ページの中段からですが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ですが、9,464万5,000円で、前年対比1,653万2,000円の減額でございます。主なものですが、職員5人分の人件費と、25ページの19節では補助金で、社会福祉協議会補助金の2,277万6,000円と、民生委員協議会補助金の35万円などがございます。

次の福祉医療給付事業では、合計で4,296万2,000円を計上し、引き続き中学生までの医療費は入院、通院とも無料ということで行ってまいります。

次の腎臓機能障害者交通費補助事業で40万1,000円。

26ページの福祉バスの運行事業は、実績に基づきまして181万7,000円を、次の外出支援バス運行事業につきましても、実績より推計し121万7,000円を計上させていただきました。

また、平成26年度より実施されておりました臨時福祉給付金事業につきましては、過年度分国庫返還金1,000円の存目計上でございます。

次に、2目老人福祉費では1億5,538万2,000円で、前年比937万円の増額でございます。

この目では高齢者福祉にかかわる各種事業が計上されております。

主なものですが、老人福祉事業では、8節報償金の24万5,000円、これは老人ゲートボールの参加賞と金婚式記念品でございます。大きな支出としましては、19節の負担金では、からまつ荘公債費負担金170万5,000円や28節の介護保険特別会計への繰出金が8,376万4,000円計上されております。

27ページの高齢者・障害者温泉入浴事業につきましては、180万8,000円を計上しております。これは、今まで川原湯温泉の王湯の利用に限り、無料の温泉利用券の配布をもって町内の65歳以上の高齢者並びに心身障害者の福祉の向上に期することを目的に実施されておりますが、新年度から新たな仕組みとしてスタートさせるものでございます。

次の在宅福祉事業では、13節委託料に、在宅介護支援センター運営事業委託料、ホームヘルパー派遣事業委託料、生きがいデイサービス事業委託料、配食サービス事業委託料、シルバー人材センター委託料、紙おむつ支給事業委託料などが社会福祉協議会やからまつ荘へ委託されております。また、ひとり暮らしの高齢者対策として、緊急通報装置に関する経費158万7,000円もここに計上させていただいております。19節の老人クラブ助成補助金につきましては、会員1人当たり、昨年度から補助金を200円増額して600円とし、昨年同様に68万円を計上させていただきました。

次の老人保護措置費負担金事業では、28ページにかけて13節の扶助委託料として、養護老人ホームへの入所者の経費である老人保護措置費、合計で1,556万8,000円と、19節では吾妻養護老人ホームの負担金681万8,000円を計上いたしました。

次の包括支援センター運営事業では、介護予防における事務経費や介護予防支援委託料等の合計で309万7,000円でございます。

次に、28ページ下の3目障害者福祉費では1億5,710万7,000円で、前年に対し5,881万7,000円の減額でございます。主な内容ですが、障害者総合支援法事業で16万円、身体障害者福祉事業では191万5,000円で、昨年と比べ、第5期障害福祉計画策定業務委託料分が減額となっております。19節の負担金の主なものですが、特定疾患患者見舞金として90万円、身体障害者更生会への補助金として30万円などがございます。

29ページの知的障害者総合福祉推進事業については、昨年と同額でございます。

次の障害者自立支援給付事業ですが、13節の障害福祉サービス事業所指定管理料の1,986万5,000円は、やまどりへの指定管理料でございます。30ページの20節の障害者福祉扶助費ですが、これは障害者総合支援法に基づき障害者が利用したサービスへの給付でございます。

て、大きなもので障害者自立支援給付介護給付・訓練等給付費の1億1,415万1,000円でございます。これは、国が2分の1、県と町が4分の1負担することになっております。

次に、地域生活支援事業では、31ページにかけて障害者に対する各種支援の委託料及び補助金等の合計で1,150万4,000円でございます。

次の児童発達支援施設管理事業でございますが、新規事業としまして120万3,000円を計上させていただきました。これは現在の保育所を4月以降、町民生活課に移管していただき、実際の事業開始までにかかる光熱水費、その他諸経費を計上させていただいております。

4目の後期高齢者医療事業では9,478万8,000円でございます。これは75歳以上の方の医療給付費への負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金で、全体で前年度より497万8,000円の増額となっております。

次に、5目国民健康保険費では5,688万1,000円でございます。これは国民健康保険特別会計への繰出金で、平成30年度から国民健康保険制度改正に伴いまして、前年度より2,699万4,000円の減額となっております。

次に、32ページの2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では23万2,000円で、昨年と同額で児童手当等業務に係る事務経費でございます。

2目母子福祉費ですが、21万6,000円でございます。これは母子・父子家庭への入学記念品、小・中学校の入学等や、町の母子会への補助金等でございます。

3目児童措置費ですが、児童福祉事業として、児童手当にかかわる経費等が計上されております。20節児童福祉扶助費には、少子化対策として出産奨励手当金、3人目から15万円ということで10人分の150万円と、児童手当6,526万5,000円を計上いたしました。

児童措置費の町民生活課分は以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 次に、教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 続きまして、同じく32ページから、下段から34ページにかけてまして、こども館関係の予算についてご説明申し上げます。

説明欄をごらんください。

中央こども館運営事業では、臨時職員3名分の人件費と施設維持管理費で543万8,000円を、応桑こども館運営事業では、臨時職員4名分の人件費と施設維持管理費で702万6,000円を、北軽井沢こども館運営事業では、職員4名分の人件費と施設維持管理費で629万2,000円でございます。こども館全体では1,875万6,000円を計上いたしました。

よろしくお願ひ申し上げます。



○議長（浅沼克行君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 34ページ中段の3項国民年金費、1目年金総務費として910万8,000円でございます。前年度に対し7万1,000円の増額となっております。職員1名の人件費と年金関係事務経費が計上されております。

35ページ、4項1目災害救助費ですが、災害見舞金として10万円計上しております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では3億5,879万円で、前年対比4,460万9,000円の減額でございます。この目には、2節、3節、4節及び19節に職員5人分の人件費が、それと、36ページの19節負担金では、旧六合村分負担金として985万5,000円、北軽簡易水道特別会計補助金として1,154万4,000円、吾妻広域圏関係の負担金として、救急医療費負担金95万8,000円、火葬場費負担金502万8,000円、中之条病院健全化負担金516万6,000円、西吾妻福祉病院組合負担金2億5,285万6,000円等が計上されております。これらについては、いずれもほぼ例年どおりの金額でございます。

また、地区公園整備事業として、15節工事請負費でダム関連水特法事業の地区公園整備事業に係る経費として2,000万円を計上しております。

次に、2目予防費では1,878万5,000円で、前年対比281万6,000円の減額でございます。主なものでございますが、13節委託料に予防接種委託料で1,509万6,000円、これは昨年度、中学生までのインフルエンザ予防接種については、町内の医療機関で接種した場合のみ窓口での費用負担をなくしました。ほかには高齢者インフルエンザ予防接種や子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌等の予防接種委託料でございます。その他、狂犬病予防等委託料が計上されております。また19節ですが、予防接種補助金として60万円でございますが、中学生までのインフルエンザ予防接種で、町外で接種した場合は償還払いとなりますが、引き続き全額を助成する予定でございます。また、犬及び猫の避妊手術に対する補助金50万円もこちらに計上されております。

次に、3目環境衛生費1億4,924万9,000円で、前年対比143万1,000円の増額でございます。この目には、8節報償費に有価物集団回収奨励金として15万円、これは学校が行う古紙、古新聞等の廃品回収に対する奨励金でございます。13節委託料に不法投棄監視指導事業305万7,000円、ウィズ関連の最終処分場ダイオキシン水質検査料で71万3,000円を、19節負担金補助及び交付金には、生ごみ処理槽設置補助金20台分の10万円と、電動式の生ごみ処理槽設置補助金5台分の10万円の合計で20万円と、太陽光発電システム設置費補助金として10件分の60万円、西吾妻環境衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合への負担金等が計上されております。

次に、38ページ、4目母子保健費では1,053万7,000円で、前年対比17万3,000円の増額でございます。この目には乳幼児健診や両親学級に係る経費が計上されております。13節委託料では、乳幼児健診委託料の46万7,000円と、妊婦健診関連の経費345万6,000円が計上されており、本町では昨年同様、妊婦健診に係る費用に対して助成を行っていく予定でございます。また19節ですが、妊婦健診補助金で50万1,000円と、平成25年度から始まった事業でございますが、特定不妊治療補助金50万円が計上されております。20節扶助費ですが、未熟児養育医療給付費として420万円でございます。こちらも25年度より県から町村へ事務移管された事業で、国や県より負担金が出るようになっております。

次に、5目保健対策事業費で43万円でございます。ここには食生活改善推進協議会に係る経費と骨髄移植ドナー補助金があり、ドナー補助金では、骨髄などの提供のためには7日間程度の通院や入院が必要となりますが、ドナー休暇制度が整備されていない勤労者、育児・介護をしている人は、休暇を取得することが経済的な負担となっております。そういった現状から、町では平成29年度に新たに要綱を整備しまして、骨髄等提供する人の負担軽減を図り、骨髄などの移植を推進するため、1日当たり2万円、最長で7日間分の14万円を助成限度額として助成するもので、1人分の14万円が計上されております。また、助成金については、県から2分の1補助されるわけでございます。

次に、6目健康増進事業費では1,088万7,000円、前年比で21万8,000円の減額で、こちらにはがん検診関連の経費が計上されております。

次に、7目後期高齢者健診費で149万4,000円でございます。これは75歳以上の後期高齢者の健診に係る費用でございまして、その財源は広域連合より入ってくるようになっております。

次に、8目診療所費は1,800万円で、前年同額でございます。これはへき地診療所特別会計への繰出金でございます。

次に、9目簡易水道費で9,607万2,000円でございます。これは簡易水道特別会計への繰出金でございます。

最後に、10目浄化槽整備費で329万円でございます。これは浄化槽整備特別会計への繰出金でございます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 5款労働費、1項1目労働諸費では、19節負担金補助及び交付金

で、吾妻職業安定協会負担金及び西吾妻地区高等職業訓練校運営費補助金で合計8万4,000円でございます。

40ページから41ページにかけての6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では1,845万1,000円でございます。

主な事業で説明させていただきます。

農業委員会活動事業では、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬と職員1名分の人件費及び農業委員会活動等の経費でございます。

次の農業者年金業務受託事業でございますが、臨時職員1名分の人件費を含んでございます。

41ページの2目農業総務費では、2,731万9,000円で、職員4名分の人件費及び事務執行による経常的経費でございます。

41ページ下段から45ページ上段にかけましての3目農業振興費では3億2,809万9,000円でございます。前年比2億865万3,000円の増額要因は、主に林地区の農産物集出荷施設整備事業によるものでございます。

主な事業で説明させていただきます。

42ページ下段からの農地振興対策指導推進事業ですが、19節負担金補助及び交付金の補助金で、43ページの野生動物被害対策事業費補助金として電気牧柵購入費補助金200万円、環境保全型農業資材普及対策事業費補助金として生分解マルチへの移行の促進を強化・推進するため、通常マルチとの差額の補助金として400万円。中間管理機構を活用する農地集積・集約対策事業費補助金として105万円等でございます。

横壁地区の農業経営近代化施設事業では、13節調査設計委託料及び15節工事請負費並びに18節農業機械器具等備品購入費で合計2,320万円でございます。

43ページ下段から44ページにかけましての農産物集出荷施設整備事業は、農林産物集出荷加工施設として施設整備を計画しており、調査設計委託料、工事請負費及び土地購入費で合計で2億9,190万円でございます。

44ページ中段からの6次産業化推進事業では、引き続き異業種間交流などのワークショップやセミナーなどを開催するとともに、跡見学園との連携やアンテナショップによる農産物のブランド化を図りながら、6次産業のネットワーク拡大と参入の推進を図るための経費を計上してございます。

45ページの4目畜産振興費では632万4,000円でございます。郡・県・関東共進会経費のほ

か、19節負担金補助及び交付金では、各種団体や関係事業への負担金や、下から2行目でございますが、優良後継牛確保対策事業費補助金として400頭分200万円、酪農ヘルパー利用組合補助金として171万6,000円等でございます。

5目農地費では、47ページにかけて7億413万7,000円でございます。前年比4億6,774万3,000円の増額要因は、主に横壁地区土地改良事業及び団体営かんがい排水事業によるものでございます。

主な事業でございますが、農地対策事業では、45ページの14節で重機等使用料、16節で碎石等の原材料費並びに46ページ上段で大津・応桑両水利組合への運営費補助金等でございます。

多面的機能支払交付金事業では、町内6地区での広域協定により、農地や水路等の維持管理や長寿命化を図るための費用として1,916万5,000円でございます。

なお、費用のうち75%が県補助金が充てられます。

環境保全型農業直接支払交付金事業では、環境保全型農業に取り組む農業者への支援を行う事業で、国・県より4分の3補助がございます。

47ページにかけての横壁地区団体営土地改良事業では、主に職員1名分の人件費のほか測量試験費、換地委託費、工事請負費等で3億4,447万1,000円でございます。

47ページの林・横壁地区団体営かんがい排水事業につきましては、林地区の事業委託料で3億1,000万円でございます。

小規模土地改良事業では、大津水利組合の勘場木二軒屋間水路改修工事にかかわる経費で、2,700万円でございます。

6目農業集落排水事業では、農業集落排水事業特別会計繰出金として5,520万2,000円で、前年比728万8,000円の増額でございます。

48ページ、2項林業費、1目林業総務費では、50ページにかけて3,102万円でございます。前年比1,027万3,000円の主な増額要因は、林業総務一般の林業整備調査業務委託料及び有害鳥獣対策事業の駆除捕獲補助金の増額等でございます。

主な事業でございますが、林業総務一般では各種林業関係団体負担金、補助金及び林業整備調査業務委託料等でございます。

49ページの有害鳥獣対策事業では、1節の鳥獣被害対策実施隊報酬、12節ハンター保険料、19節有害鳥獣駆除捕獲補助金等で、関係機関との連携を図り、防除対策及び駆除対策を推進し、被害防止に努めていきたいと思っております。

森林整備担い手対策事業では、担い手5名分の保険料補助金を、治山事業では県単独治山事業負担金で、北軽井沢大屋原地区景観工事の予定をしております。

50ページのぐんま緑の県民基金事業では、町内の林業環境の保全のため、林業・竹林整備及び管理等の経費でございます。

51ページにかけての2目林道改良事業費では6,115万9,000円でございます。前年比1億8,816万2,000円の減額要因は、主に林道川原畑線及び貝瀬線開設事業委託料によるものでございます。

林道川原畑線開設事業では、舗装整備560メートル、緑化整備160メートルの工事を群馬県に業務委託し、実施を予定しております。

51ページ、3目林道維持費では1,416万2,000円でございます。林道の通行上の安全の確保のための維持・補修にかかる経費で、13節委託料では、林道沿いのコサ切りや側溝の土砂上げ等の林道維持管理作業委託料700万円、14節使用料及び賃借料で除雪や路面整形のための重機使用料等でございます。

4目町有林整備事業では、9万円で町有林の維持管理に伴う事業でございます。

7款1項商工費、1目商工総務費では、52ページにかけて2,055万1,000円で、前年比104万5,000円の増額で、職員3名分の人件費と庁用車の維持管理費でございます。

52ページ、2目商工振興費では、53ページにかけて1,261万5,000円でございます。主な事業の商工振興事業では、19節負担金補助及び交付金で、商工会運営費等補助金や小口資金保証料補助金、商工業経営振興資金利子補給金、また起業支援事業補助金などがございます。

53ページから58ページにかけての3目観光費では28億4,056万5,000円でございます。前年比23億5,832万3,000円の主な増額要因は、王城山自然探勝路整備事業や地域振興施設整備事業などのダム関連事業によるものでございます。国際交流・地域間交流事業では、千葉県いすみ市との交流事業の経費及び北軽井沢ふれあい広場借地料でございます。

観光事業の主な内容でございますが、8節報償費で各種イベント商品代など、11節需用費では観光宣伝用記念品等消耗品や総合パンフレット等印刷製本費など、12節役務費では観光宣伝広告料や各種手数料でございます。

13節委託料では、事務委託料として観光客入り込み調査などの業務委託料を、54ページの事業委託料として町内観光施設の観光整備委託料を、施設維持管理委託としては各公衆トイレ清掃管理等委託や道の駅電気保安管理など、諸委託料では炎のまつり花火打ち上げ委託や原水商品化委託など、55ページの15節工事請負費では各観光施設維持補修工事を、19節負担

金補助及び交付金では、56ページ下段まで各種団体負担金や各観光協会の運営及びイベント補助金を計上してございます。

次の6事業につきましては、ダム関連事業でございます。

57ページの金花山温泉公園整備事業では、13設委託料で川原湯地区のダムサイト公園、地区公園、源泉公園等の設計及び工事委託料を、上湯原森林公園整備事業はおにぎり山や大沢沿いの遊歩道及び町道川原湯横壁線遊歩道整備の設計業務及び施設整備工事委託料を、横壁地区の丸岩森林公園整備事業では町道川原湯横壁線及び地区内遊歩道整備工事委託料を、林地区の王城山自然探勝路整備事業は高原道路及び勝沼水辺並びに駐車場等の整備を予定しており、設計業務並びに施設整備工事委託料及び駐車場用地の購入費をそれぞれ計上してございます。

地域振興施設整備事業では、川原湯地区及び横壁地区にて整備を予定しており、58ページにかけまして設計業務及び施設整備工事委託並びに用地購入費合わせて19億8,030万円計上してございます。

58ページの水源地域活性化支援事業は、ハッ場地域の観光力や魅力を上げるため、Wi-Fi整備、案内看板整備並びにライトアップ整備等の設計及び工事委託料として1億2,670万円の計上でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） それでは、58ページ、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では5,587万6,000円の計上でございます。前年度と比較し436万6,000円の増額でございます。主な増額の要因でございますが、建物耐震改修事業の委託料と補助金でございます。

説明欄の土地開発事業で、土地開発審議会委員、非常勤職員報酬、消耗品費、燃料費、通信運搬費の計上でございます。

59ページに移りまして、土木総務一般では、2節一般職員給から4節共済費の一般共済費、19節の退職手当組合負担金では、職員7名の人件費でございます。11節の需用費の消耗品と光熱水費、13節施設維持管理委託料では、堂光原公衆用トイレの維持管理費用でございます。また、事務委託料の耐震改修促進計画の改正業務で277万6,000円の計上でございます。19節の負担金補助及び交付金の負担金について、退職手当組合・各種団体及び同盟会の負担金のほか、補助金として、60ページのほうに移りまして住宅改修等助成金15件分、木造住宅耐震診断・改修補助金で2件分の計上でございます。

2目国土調査費で2,401万円の計上で、前年度と比較し169万5,000円の減額でございます。主な減額の要因でございますが、13節諸委託料、地籍調査委託料でございます。平成30年度は長野原字火打花地区で0.46平方キロメートルの調査を計画しております。

1節の報酬の非常勤職員報酬、3節の職員手当等の臨時職員通勤手当、4節共済費の臨時職員社会保険料、7節の賃金の臨時職員賃金では、国土調査実施員のほか臨時職員1名分の人件費を、11節需用費の消耗品で事務消耗品及び境界杭等費用で94万1,000円を、61ページに移りまして、13節委託料の主な経費として、諸委託料の地籍調査委託料で1,463万4,000円、14節機械等賃借料では土地情報総合システムのリース料でございます。19節負担金補助及び交付金では国土調査推進協議会負担金の計上となっております。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費の道路橋梁一般では、11節の需用費、消耗品、19節の負担金補助及び交付金の負担金で存目2,000円の計上でございます。

2目道路維持費では1億1,243万円の計上で、前年度と比較し2,125万5,000円の増額で、主な要因でございますが、町道維持補修工事請負費の増額でございます。

道路維持事業で4節共済費の雇用労災保険料と7節賃金の臨時職員賃金では、除雪機械運転等臨時職員の経費でございます。62ページに移りまして、11節の需用費の主な経費として、修繕料では除雪車及び庁用車の車検整備費用でございます。12節の主な経費といたしまして、自動車保険料では除雪車及び庁用車の自動車の保険料でございます。13節の委託料の主な経費として、事務委託料では町道維持工事に伴う測量設計用地等業務委託と道路維持管理検討業務委託料、施設維持等の管理委託料では町道除雪及び凍結防止散布作業委託料でございます。14節使用料及び賃借料の主な経費として、機械等賃借料で除雪車機械借上料でございます。15節工事請負費で、交通安全施設設置及び各地区からの陳情による路面補修等維持補修工事で5,200万円の計上でございます。16節原材料費の主な経費については、各地区への材料支給の敷砂利と生コンクリートの経費でございます。63ページに移りまして、18節の備品購入費では小型除雪機3台分の購入費の計上でございます。

町道・林道パトロール事業では181万2,000円の計上で、主な経費といたしまして、7節で臨時職員2名分の賃金でございます。

3目道路新設改良費では14億4,887万2,000円の計上で、前年度に比べ3億6,674万5,000円の増額で、主な増額の要因でございますが、ダム関連補助事業、13節の事務委託料の増額でございます。

8節報償費の報償金では町道川原湯温泉幹線街路用地取得を目的する共有物分割訴訟に伴

う弁護士成功報酬でございます。13節委託料の事務委託料のご説明ですが、町道林長野原線では楡木沢橋、室沢橋の上部工及び道路改良工事で8億4,000万円でございます。町道林長野原線（駅前広場）では自由通路の整備で1億2,000万円、町道長野原線（単独）では尾坂めがね橋間の道路等の整備で1億3,000万円、町道川原湯温泉幹線街路（駅前広場湖畔桜沢沿い）の公園整備で1億2,500万円の計上でございます。15節工事請負費では、町道林線改良工事で7,100万円の計上でございます。

64ページに移りまして、4目橋梁維持費では4,322万6,000円の計上で、昨年度に比べ2,000万円の減額でございます。主な減額の要因ですが、橋梁の維持補修工事でございます。

橋梁維持事業では、13節の委託料の事務委託料では橋梁点検業務委託と橋梁の補修設計業務委託の計上でございます。15節工事請負費の維持補修工事請負費では、町道8-4号線新井橋の橋梁の補修工事の計上でございます。

65ページに移りまして、5目道路橋梁新設改良費では8,040万4,000円の計上で、8,039万9,000円の増額で、主な増額の要因といたしましては事務委託料でございます。

橋梁新設改良事業の13節事務委託料で、町道遠西荻の平線長栄橋架けかえ工事によるものでございます。

3項住宅費、1目住宅管理費で1,928万8,000円の計上で、昨年度に比べ10万7,000円の増額でございます。主な増額の要因でございますが、施設維持管理委託料でございます。

住宅管理事業で11節需用費の主な経費として、光熱水費と住宅敷地内の共用部分の電気料でございます。また、入居者の退去等による修繕費の計上でございます。13節委託料で施設維持管理委託料の主な経費といたしまして、エレベーターメンテナンス業務委託料のほか、施設維持管理委託料を計上させていただいております。

---

### ◎会議時間の延長

- 議長（浅沼克行君） 課長、ちょっといいですか。
- 建設課長（唐澤正人君） はい。
- 議長（浅沼克行君） ここでお諮りします。説明の途中ですが、時間内での説明が困難だと思われま。



本日の会議の時間延長をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

会議の時間延長をすることに決しました。

---

○議長（浅沼克行君） それでは、建設課長、説明を続けてください。

○建設課長（唐澤正人君） そうすれば、66ページのほうに移りまして、14節使用料及び賃借料の主な経費といたしまして、土地建物等の賃借料で町営住宅の土地、敷地料の計上でございます。15節工事請負費では、町営住宅の環境整備の工事請負費の計上でございます。

2目住宅建設費で500万1,000円の計上で、公営住宅整備事業で事務委託料では林地区に建設を計画しております設計業務委託料の計上でございます。

4項河川費、1目河川改修費では、15節工事請負費と17節公有財産購入費では、存目2,000円の計上でございます。

67ページに移りまして、5項都市計画費、1目都市計画調査費で27万4,000円の計上で、昨年度に比べ432万円の減額でございます。主な減額の要因でございますが、都市計画基礎調査実施負担金でございます。

都市計画事業で、1節非常勤職員報酬で都市計画審議会等非常勤職員報酬で、19節負担金補助及び交付金で都市計画負担金、各種研修会の負担金の計上でございます。

2目公共下水道費で1億8,111万1,000円の計上で、昨年度に比べ1億4,438万3,000円の増額でございます。こちらにつきましては、公共下水道事業で28節公共下水道事業特別会計繰出金を計上させていただいております。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 続きまして、9款1項消防費、1目常備消防費では1億1,996万6,000円でございます。吾妻広域圏への消防費負担金を、2目非常備消防総務費では927万5,000円でございます。68ページにかけまして職員1名分の人件費でございます。

3目非常備消防費では2,517万円でございます。本部及び8分団の報酬、旅費、消防車の車検整備費、団員の制服代、研修視察費等でございます。11節では隔年で行われる吾妻郡

ポンプ操法大会の消耗品費等を、18節では山林火災用の背負い消火器10台の購入費及び各分団にLED投光器の購入を、19節では69ページにかけまして、主に消防団運営費補助金や退職報償組合負担金等でございます。

4目消防施設費では1,990万円でございます。13節では水特事業による長野原地区消防詰所の設計業務を、15節では水特事業による消火栓5基及び防火水槽2基の設置工事を、また19節では、各地区からの陳情による消防施設補助金を計上してございます。

5目防災費では518万9,000円でございます。30年度は防災講演会を開催するための費用として8節報償金、9節費用弁償を計上してございます。また、防災備蓄品購入のため、11節に約200万円を、地域自主避難計画作成のため、13節に100万円を計上してございます。

70ページに移りまして、6目行政無線維持管理費では1,438万9,000円でございます。防災無線関係の維持管理費、点検保守委託料、戸別受信機30台の購入費用でございます。11節では長野原地区屋外子局の柱が大分老朽化しておりその修繕費を、13節では平成34年11月をもってアナログ電波が廃止されることから、31、32年度のデジタル防災行政無線導入を目指し、設計委託料597万3,000円を計上するものでございます。

よろしく願いいたします。

---

### ◎延会について

○議長（浅沼克行君） 内容説明の途中ですが、議事日程や時間の都合等によりまして本日ここまでといたします。

お諮りします。本日はこれにて延会とし、次回は20日でございます。15日から19日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（浅沼克行君） 以上で延会とします。

ご協力ありがとうございました。

延会 午後 5時05分

第 1 回 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

## 平成30年3月第1回長野原町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成30年3月20日(火曜日)午前10時開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 第 1 諸報告
- 第 2 議案第27号 平成30年度長野原町一般会計予算について
- 第 3 議案第28号 平成30年度長野原町国民健康保険特別会計予算について
- 第 4 議案第29号 平成30年度長野原町へき地診療所特別会計予算について
- 第 5 議案第30号 平成30年度長野原町簡易水道事業特別会計予算について
- 第 6 議案第31号 平成30年度長野原町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 7 議案第32号 平成30年度長野原町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議案第33号 平成30年度長野原町介護保険特別会計予算について
- 第 9 議案第34号 平成30年度長野原町生活再建支援事業特別会計予算について
- 第10 議案第35号 平成30年度長野原町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第11 議案第36号 平成30年度長野原町浄化槽整備事業特別会計予算について
- 第12 議案第37号 平成30年度長野原町浅間園事業特別会計予算について
- 第13 議案第38号 平成30年度長野原町浅間上水道事業会計予算について
- 第14 議案第39号 平成30年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計予算について
- 第15 議案第40号 財産の取得について(湖畔桜沢沿い緑地公園用地)
- 追加第16 発委第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改めることを求める意見書の提出  
について
- 第17 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 第18 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	篠原茂君	2番	富澤重男君
3番	入澤信夫君	4番	浅井進君
5番	入澤勝彦君	6番	黒岩巧君
7番	浅沼克行君	8番	牧山明君
9番	大羽賀進君	10番	豊田銀五郎君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	市村隆宏君
総務課長	唐沢健志君	町民生活課長	野口純一君
税務課長	湯本満君	出納室長	松本こづ江君
建設課長	唐澤正人君	ダム対策課長	篠原博信君
上下水道課長	都丸斉君	教育課長	矢野今朝治君
産業課長	野口芳夫君	企画政策課長	中村剛君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	土屋靖彦	書記	平林佑樹
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎議長挨拶

○議長（浅沼克行君） 皆さん、おはようございます。

3月定例会最終日となりました。ご多忙のところご出席を賜り大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託陳情の委員会報告や平成30年度各会計予算の審議等をお願いするわけでございます。本日で全ての日程が終了できますようご協力をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（浅沼克行君） それでは、まず町長の挨拶をお願いします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

3月議会定例会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本当に時間のたつのが早いもので、この15日の議会もきょうが最終日でございますし、ことし2018年も、もう4分の1を経過しようとしているところでございます。本当に目まぐるしく流れる時間の中で、私自身もみずからを奮い立たせて日々生きているような状況でございます。

町民の多くの皆さんの中からは、私に対してまだ1期目だからしょうがないとか、そういう言葉をいただいているのも事実でございますけれども、私自身の中にはまだ1期目だからという感覚は全くありません。既にもうエンジン全開で走ってきたつもりでございます。

先日、職員に、私が町長になってから新しい施策や事業、何をやったのかちょっと書き出してくれということをお願いしたところ、約95の事業が列挙されました。余り大きな打ち上げ花火のようなものが少ないために目立ってはいないんですけれども、1期目からその95という事業を推し進めてきたということは、そんなにはないのではないかというふうに一定の

自己評価をしておるところでございます。

ただ、それに甘んじることなく、これからも長野原町を前に進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひとも皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げたいと思います。

ことしの目標として、私自身の個人の目標として、もっと前へという言葉掲げさせていただきましたので、その目標とともに全力を尽くしたいというふうに思っております。

また、きょうは議会の中で、5人の議員の皆さんから一般質問をお受けする予定でございます。どうぞ後ほどご指導賜りますことを重ねてお願いを申し上げます。冒頭の挨拶にかえさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） ありがとうございます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告、日程の追加

○議長（浅沼克行君） 本日の議事日程は配付のとおりとなっておりますが、ただいま総務文教常任委員長より発委第1号が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、順序変更した上で、追加日程第16、発委第1号として議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

追加の議事日程については、配付のとおりとなっておりますので、よろしくお願いたします。



---

◎答弁保留の答弁

○議長（浅沼克行君） 続いて、日程に入る前に、前会議にて議題としました議案第23号 平成29年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する牧山議員からの質疑について、担当課長より説明がありますので、お願いいたします。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 先週、議会定例会2日目で、牧山議員より質問のございました議案第23号 平成29年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、その中の11ページの中で、介護予防サービス等諸費の1目居宅介護予防サービス給付費と3目の地域密着型介護予防サービス給付費で、いずれも要支援1、2の方が利用するサービスでございますけれども、マイナスの補正の額が大きい理由といたしまして、お手元に両面刷りで資料配付していただいたとおりでございます。

中身としますと、これに書いてあるとおりなんですけれども、訪問型サービスと通所型サービスについては、給付の支払いが以下のパターンにより2カ所から支出されているというところがまず入っていきまして、1番としますと、訪問看護か福祉用具のどちらか、または両方利用された場合には介護予防給付から支出されます。2番目としまして、訪問型サービスか通所型サービスのどちらか、または両方のみの場合には、介護予防生活支援サービス事業というところから支出されます。そして3番目としまして、①と②両方利用された場合には、介護予防給付費から支出されるということで、そういった理由からでございますが、上記理由のため、正確な給付費の見込みを立てにくく、どちらに偏っても支払いに支障が出ないように多目に予算計上しておりました。

今回、3月補正で大幅な減額となったわけでございます。これは毎回同様な補正をさせていただいているところでございます。したがって、今回の減額補正につきましては、決してサービスが低下したわけではないということをご理解いただければと思います。

裏面に、その現行と見直し後というような、新しい地域支援事業の全体像というのがございます。こういった中で、介護予防給付要支援1、2の方の予防給付をするわけなんですけれども、先ほど申し上げたような理由で、今回大幅な減額があったということをご理解いただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長からの説明が終了しました。

8番、牧山議員、ご了承よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） それでは、日程に戻ります。

---

### ◎諸報告

○議長（浅沼克行君） 日程第1、諸報告については、初日に付託した陳情3件等における委員会報告であります。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、入澤勝彦君。

〔総務文教常任委員長 入澤勝彦君 登壇〕

○総務文教常任委員長（入澤勝彦君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託された陳情等について審査した結果を報告いたします。

#### 記

1. 委員会開催日時 平成30年3月6日（火）午後4時10分

長野原町役場小会議室

2. 出席者 ごらんいただきたいと思います。

3. 審査事項 付託陳情等3件、その他であります。

4. 審査結果

（1）受理番号1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情

全日本年金者組合群馬県本部執行委員長 田村照代ほか1名

採択とし意見書の提出を行うこととした。

（2）受理番号2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低

保障年金制度創設を政府に求める陳情

全日本年金者組合群馬県本部執行委員長 田村照代ほか1名

趣旨採択とした。

（3）受理番号3号 街路灯器具取り換えについての陳情

応桑区長 浅井昭一

30%補助の採択とした。

(4) その他

1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について  
議長へ申し出ることとした。

2) その他

特になし

5. 閉 会 (午後4時21分)

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長(浅沼克行君) 総務文教常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浅沼克行君) 質疑を終結します。

付託陳情3件、採択2件、趣旨採択1件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浅沼克行君) 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり決しました。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、豊田銀五郎君。

[産業建設常任委員長 豊田銀五郎君 登壇]

○産業建設常任委員長(豊田銀五郎君) 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の報告をいたします。

本委員会は各事項について審査したので報告します。

記

1. 委員会開催日時 平成30年3月6日(火)午後4時10分

長野原町役場 大会議室

2. 出席者 ごらんいただきたいと思います。

3. 審査事項 付託陳情等なし、その他であります。

4. 審査結果

(1) その他

1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について  
議長へ申し出ることとした。

2) その他  
特になし

5. 閉 会 (午後4時13分)

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長(浅沼克行君) 産業建設常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浅沼克行君) 質疑を終結します。

付託陳情なし、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浅沼克行君) 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり決しました。

以上で日程第1、諸報告を終結いたします。

---

#### ◎議案第27号～議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長(浅沼克行君) 日程第2、議案第27号から日程第14、議案第39号までを一括議題とします。

本案は、初日に上程しておりますが、各担当課長の内容説明が一部未了となっておりますので、引き続き内容説明を求め審議に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浅沼克行君) 異議なしと認め、さよう決しました。

前会議では、議案第27号 平成30年度長野原町一般会計予算の歳出、70ページ、9款消防費、1項消防費まで説明が終了しています。引き続き10款教育費、1項教育総務費より順次各担当課長より内容説明を求めます。

それではまず、教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 10款教育費についてご説明申し上げます。

70ページ下段をごらんください。

1項教育総務費、1目教育委員会費では、予算額117万1,000円で、主に教育委員4名の報酬と旅費等でございます。隔年実施の県外視察研修がございませんので、9節旅費5万5,000円の減額でございます。

次に、71ページでございますが、2目事務局費でございます。予算額2億1,050万2,000円で、対前年2,124万4,000円の増額でございます。

説明欄をごらんください。

事務局総務一般では2億781万2,000円で、対前年2,110万円の増額でございます。

増額の主な理由としまして、1節報酬ではALT（外国語指導助手）1名分の報酬が6万円の増、臨時職員関係で7節の賃金では合計で52名分、前年と比べますと20名の増加でございます。金額では4節共済費、7節賃金を合わせまして9,222万9,000円で、前年比2,072万4,000円の増額でございます。中央幼稚園が認定こども園となりましたので、平成29年度まで保育所の予算で計上しておりました人件費を移行させたものでございます。

また、72ページでございますが、13節の委託料では子ども子育て支援事業計画の見直しを行うため、アンケート調査等を実施予定で162万円を計上いたしました。また、保育所予算で計上しておりました広域入所委託料264万円を移行いたしました。

それから、この予算では減額もございまして、2節給料から4節共済費、19節負担金補助及び交付金のうち、退職手当組合負担金では正規職員1名分、4項1目の幼稚園管理費へ移行となりましたので、合わせて395万5,000円が減額となります。

73ページ下段から74ページ上段をごらんください。

学校図書館充実事業でございますが、東中学校区と西中学校区に各1名配置しております図書整理員を来年度も引き続き配置する予定としまして、人件費といたしまして269万円、対前年で14万4,000円の増となります。2名のうち1名が社会保険加入となるため増額となりました。

次に、3目中学生海外派遣事業費では、予算額420万4,000円を計上いたしました。主にリビングストーン市への渡航旅費でございます。

続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費でございますが、町内の小学校4校分で、予算額5,720万3,000円、対前年172万1,000円の増額でございます。用務員の人件費、各小学校の施設維持管理費等の予算でございまして、増額の主な理由としまして、各学校とも灯油

代の単価増、備品購入費等でございます。

個々の事業でございますが、まず小学校管理事業人件費は、北軽井沢小学校用務員1名分の人件費でございます。中央小学校は2,282万1,000円、対前年104万7,000円の増額で、主に灯油代の増と備品購入費などがございます。第一小学校は1,007万円、対前年53万7,000円の増で、主に灯油代と備品購入費、庁用器具費でポスタープリンターの新規購入などがございます。応桑小学校は781万3,000円、対前年55万3,000円の増で、主に燃料費、灯油代の増と備品購入費、庁用器具費でポスタープリンターと給食用ワゴン購入などがございます。北軽井沢小学校では924万9,000円、対前年53万2,000円の減でございます。燃料費、灯油代については増となりますが、児童用の机、椅子の買い替えが終了いたしましたので、合計では減となっております。

続きまして、79ページからは、2目小学校振興費でございます。4校分で予算額913万円、対前年41万3,000円の増額でございます。振興費は、授業等に必要な教育活動用品費等でございます。増額の主な理由は、教科書改訂がございまして、道徳の指導書の購入が必要となるためでございます。

各学校ごとでは、まず中央小学校では274万4,000円、対前年11万5,000円の増額。第一小学校は181万9,000円、対前年13万8,000円の増額でございます。応桑小学校は227万6,000円、対前年7万3,000円の減額でございます。応桑小学校につきましては、教科書改訂による指導書の購入分は増となりますが、昨年度特別支援教室増設により備品購入費がございましたが、終了となりましたので減額となります。北軽井沢小学校は229万1,000円、対前年23万3,000円の増額でございます。教科書改訂による指導書の購入と備品購入、諸備品購入ではマーチング用の楽器、トランペット等の買い替えを行うためでございます。

次に、82ページをごらんください。

3目小学校建築費でございますが、30年度は予算計上いたしませんでした。29年度の予算を繰り越しさせていただきまして、ことしの夏休みごろに中央小学校体育館のつり天井の撤去工事を実施する予定でございます。

次に、3項中学校費、1目中学校管理費でございますが、中学校の施設維持管理費等で、2校分予算2,513万2,000円、対前年108万1,000円の増額でございます。増額の主な理由は、灯油の単価増と2校とも備品購入で大型テレビの新規購入がでございます。少人数指導に必要となりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、84ページ下段からが2目中学校振興費でございます。授業等で必要な教育活

動用品費等 2 校分で777万6,000円、対前年64万5,000円の増額でございます。主な理由として、東中学校では備品購入のうち、諸備品購入で琴 2 台の新規購入などがございます。西中学校では備品購入のうち、卓上ボール盤の買い換え、また11節消耗品にて学活副読本の新規購入を計上いたしました。

続きまして、86ページの下段でございます。

西中学校では、平成29年度から 2 カ年事業で県教育委員会から人権教育研究の指定を受けておりまして、研究授業を実施しております。30年度も前年同額の16万円を計上いたしました。この事業の財源としましては、全額県からの委託金でございます。

続きまして、87ページからは、4 項幼稚園費、30年度からこども園関係となります。

1 目幼稚園管理費では、2 つのこども園の人員費と中央こども園、応桑こども園、2 園の施設維持管理等で 1 億3,273万7,000円、対前年では4,793万7,000円の増額でございます。

説明欄をごらんください。

こども園管理事業（人員費）では、2 園の正規職員19名分で 1 億1,384万6,000円、対前年 4,075万円の増額となります。理由としますと 8 名分が保育所、先ほどご説明させていただきました事務局から移行したことなどによる増でございます。

また、各園ごとの予算では、中央こども園は952万3,000円、対前年で555万2,000円の増額、応桑こども園では936万8,000円、対前年163万5,000円の増額でございます。中央こども園は、新規開設によりまして11節需用費の中で、給食やおやつを提供するための調理用消耗品や光熱水費、食材費、賄い材料費等が増額となります。応桑こども園では平成29年度から運営しておりますが、実績を見まして給食用の食材費、賄い材料費を増額いたしました。

89ページをごらんください。

2 目幼稚園振興費でございますが、2 園分で予算額244万3,000円、対前年36万1,000円の増額となります。幼稚園教育に必要な活動用品費等でございます。

各園ごとでは、まず中央こども園では127万2,000円、対前年34万3,000円の増額。応桑こども園は117万1,000円で、対前年 1 万8,000円の増額でございます。中央こども園では保育用の消耗品、備品購入費を増額いたしまして、応桑こども園では人数の増などによる増額でございます。

続きまして、90ページをごらんください。

3 目預かり保育費でございますが、2 園分で51万1,000円、対前年 1 万8,000円の減額でございます。こちらの経費につきましては、3 歳、4 歳、5 歳の幼稚園籍の児童の午後や長期

休業期間中の預かり保育に必要な経費として、消耗品や備品購入を計上しております。中央こども園は前年同額を計上いたしまして、応桑こども園では食糧費を見直しまして減額となりました。

次に、4目幼保連携費でございますが、平成30年度からは中央こども園で幼児教育、保育を行うこととなりますので、保育所との連携は不要となりましたので、廃目とさせていただきます。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、4,756万5,000円、対前年118万9,000円の増額でございます。

説明欄をごらんください。

社会教育総務一般は、社会教育指導員、社会教育委員の報酬と社会教育係職員5名分の人件費、町文化協会、婦人会等への補助金が主な経費でございます。対前年89万円の増額でございます。主な理由としまして、人件費の増、庁用車の車検整備代等が増でございます。また、こちらの予算では、文化祭、クラシック音楽のタベ、高齢者教室の各事業につきましては、例年同様の計上をいたしました。

93ページの放課後子ども教室推進事業では、予算額80万1,000円で、対前年28万3,000円の増額でございます。主な理由としまして、事業の内容を見直しまして、教育活動サポーター、指導員と呼ばれている方々の謝金の増額とスポーツ安全保険の加入などにより増額となります。

次に、同じく93ページですが、2目公民館費でございます。予算額972万円、対前年では130万7,000円の減額でございます。主な理由としまして、公民館図書館のデータ化が終了いたしまして216万円の減、図書購入費を54万円減額でございます。

また、こちらの予算につきましては増額の要因もございまして、新庁舎の図書資料室の充実を図るため、来年1月より臨時職員2名の配置を予定しております。120万円が増額となります。また、新聞や雑誌等、新しい図書資料室に配置したいと考えておりまして、17万円の増額等がございます。

説明欄をごらんください。

公民館総務一般では、1節報酬は分館長、分館主事の報酬を、7節賃金では公民館の臨時職員1名分の1年分と2名の3カ月分の人件費を、13節委託料から19節負担金補助及び交付金では、図書管理システム保守委託料や文化講演会委託料、分館運営費の補助、分館活動活性化補助金、それぞれ例年同様に計上いたしました。



また、94ページから96ページにかけましては、公民館で行う各種の事業でございます。成人式、おもしろ科学教室、吾妻連携講座、町民スポーツ大会、公民館ミニ講座、ふるさとキッズ親子公民館講座、分館学級・講座、小学生交流キャンプ、人権教育推進事業の計9事業は例年同様の予算計上でございます。

続きまして、96ページをごらんください。

3目文化財保護費では、予算額9億127万円、対前年7億8,727万4,000円の増額でございます。全12事業でございます。

増額の主な理由としまして、まずダム関連の事業でございますが、97ページでございます水源地域活性化支援事業（水没文化財等保存継承支援）、こちらは水没文化財保存センターの建設事業で、昨年度の当初予算では計上しておりませんでしたので、5億3,670万円全額が増額でございます。

また、98ページの横壁地区土地改良事業に伴います埋蔵文化財調査は、平成29年度からの継続事業で、今年度は3.5ヘクタールを予定しておりまして、対前年2億5,300万円の増額でございます。

このほかの事業でございますが、ページ戻っていただきますが、96ページの文化財保護事業、通常では臨時職員の社会保険料の制度見直し等による増と、町無形文化財調査所見作成業務委託等は、川原湯温泉湯かけ祭りの保存に向けた資料作成等の経費でございまして、合わせますと120万円の増額でございます。また、八ッ場ダムにおける文化財調査事業112万円は、水没地域の石造物等の整理、報告書の印刷費等を計上いたしました。水源地域活性化支援事業（伝統文化・芸能保存継承支援）では1,100万円で、昨年と比べ650万円の減額でございますが、30年度も継続して記録映像制作を行います。緊急遺跡発掘調査は前年同様の計上でございます。町道林線道路改良事業に伴う埋蔵文化財調査事業では、主に整理、製本等の経費を計上いたしまして95万円の増。

98ページになりますが、町道林長野原線道路改良事業に伴う埋蔵文化財調査は例年同額を計上し、主に整理業務を行う予定でございます。民間開発に伴う調査は存目計上でございます。林中原I遺跡は、林地区の町営住宅建設時の埋蔵文化財調査の整理業務の経費、印刷製本費等でございます。新規事業でございますが、県史跡勘場木石器時代住居跡保存処理事業では、大字大津地内にあります石器時代の住居跡を保存、継承するため、県の補助金を受けまして傷んでいる箇所を補修を行う予定でございます。

続きまして、99ページ上段でございますが、狩宿茶屋本陣保存整備事業では、先日、新聞

報道もされておりますが、国の登録有形文化財とする文化庁の答申が出されましたので、30年度は保存活用計画策定に向けた委員会等の経費16万3,000円を計上いたしました。

続きまして、4目青少年育成費でございますが、予算額157万円、対前年10万9,000円の減額でございます。青少年健全育成を中心とした事業でございます。青少年育成総務一般では、町青少年健全育成会への補助金が主な経費でございます。平成29年度からシーサイドスクールを復活しており、昨年度29年度は日帰りの行程で実施をいたしました。大変好評でしたので30年度も同様に行う予定としまして、所要の経費98万5,000円を計上いたしました。また、小学生の上毛かるた大会、100ページになりますが、町かるた大会各事業につきましては、例年同様実施いたしますので、同額の必要経費を計上いたしました。

次に、100ページの中ほどにあります5目陶芸施設管理費では、前年度並みの3万6,000円を計上いたしました。陶芸施設の電気代でございます。

次に、6目山村開発センター管理費でございますが、予算額468万4,000円、対前年6万2,000円の減額でございます。経費の主な内容としましては、山村開発センターの維持管理費、光熱水費と管理人の委託料等でございます。減額の理由としましては、建物の定期点検の終了によるものでございます。

続きまして、101ページから104ページにかけてでございますが、6項保健体育費、1目保健体育総務費では予算額1,145万6,000円、対前年16万5,000円の増額でございます。こちらの経費は7つの事業で構成されておまして、町スポーツ推進委員報酬や町体育協会補助金、水泳教室の経費等がございます。また、小学生のなわとび大会、スポーツ少年団育成事業や平成27年度から実施しておりますノルディックウォーキング事業、各種スポーツ教室も前年同様に実施する予定でございます。

増額の主な理由としまして、説明欄をごらんください。

保健体育総務一般では364万5,000円、対前年14万5,000円の増額でございます。増額の主な理由は、全国スポーツ推進委員大会参加経費、孺恋高校スケートリンク借用負担金、町体育協会補助金の増額等でございます。

102ページをごらんください。

保健体育学校教育関係事業では、学校の児童・生徒と教職員の健康管理経費でございます。218万7,000円、対前年5,000円の増額でございます。増額の主な理由としまして、胃の検診料の単価改定による増額でございます。

また、103ページの中央小学校水泳教室では400万8,000円、対前年8,000円の減額ござい

ます。減額の理由としましては、昨年度消耗品のコースロープの交換を行いまして、こちらが済みましたので、そちらで減になります。ただ、30年度監視員を増強したいと考えておりまして、1名を増員する予定で増額もございます。

続きまして、104ページをごらんください。

2目郡民体育祭費でございますが、予算額521万8,000円、対前年311万2,000円の増額でございます。30年度は吾妻西部地区での開催、本町がメイン日、9月23日の陸上競技の会場となります。民謡踊りや陸上競技などの参加者が多く必要となる予定でございまして、民謡踊りの衣装、浴衣の購入や陸上競技のユニホームの購入、また選手等のバス輸送費などが増額となる予定でございます。

次に、3目給食センター費でございますが、予算額1億818万8,000円で、対前年3万4,000円の減額でございます。内訳としまして、給食センター職員の人件費、正規職員3名分、臨時職員10名分、また給食の食材費、職員の健康管理、施設の衛生管理、ボイラー等の設備保守経費、庁用車の維持管理経費等でございます。

減額の主な理由としましては、食材費が204万円の減額でございます。ただ、増額もございまして、主な増額の理由としますと、ボイラー配管工事で96万円、人件費が単価改定等によりまして80万円、調理器具の修繕で20万円の増額等がございます。

続きまして、106ページ下段からでございますが、4目総合運動場等管理費でございまして、予算額3,254万9,000円、対前年1,419万1,000円の増額でございます。内訳としましては、施設の維持管理費と管理人の委託料等でございます。

増額の主な理由としまして、15節工事請負費では、屋外に設置しておりますトイレを和式から洋式に改修するため1,944万円、同じく設計管理委託料で194万4,000円、また野球場の内野が傷んでおりますので、整備委託としまして130万円を計上いたしました。減額の理由もございまして、29年度遊具の改修等が終了しましたので600万円の減額がございます。

次に、107ページの下段から108ページにかけまして、5目町民広場管理費でございます。予算額240万6,000円、対前年6万6,000円の増額でございます。主に施設の維持管理費でございまして、増額の理由としましては、11節需用費ではAEDのパッド交換を行うこと、16節原材料費では砂場の砂の交換等がございます。

最後になりますが、6目スポーツ公園整備事業費でございます。平成28年度から実施しており3年目でございますが、予算額3億6,231万円、対前年では8,229万4,000円の減額でございます。八ッ場ダム関連の水特事業でございますが、内訳としまして13節委託料では、川

原畑地区の温井沢、八ッ場沢スポーツ公園の主にグラウンドゴルフ場整備の工事委託費 1 億 2,231万円、ダムサイト公園の設計、工事委託で6,000万円、観光用エレベーター整備で建屋と機械設備工事の国への委託で5,000万円でございます。また、17節土地購入費ではグラウンドゴルフ場の用地3,700平方メートルの購入分で 1 億3,000万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 109ページにかけての11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費7,000円及び109ページ、2目林業用施設災害復旧費5,000円につきましては、ともに災害発生時に備えての存目計上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 109ページ下段から110ページ上段にかけまして、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では、災害が発生した際に対応するための存目6,000円の計上でございます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 最後に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、12款1項公債費、1目元金では3億4,445万9,000円でございます。地方債の元金償還金に係る経費を、2目利子では3,891万円でございます。111ページにかけ、地方債償還の利子に係る経費でございます。なお、利率見直しに伴い、利子が減額となりますが、元利均等払いのため元金は増額となっております。3目公債諸費では5,000円の計上でございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費につきましては存目、2項1目土地開発基金費につきましても存目でございます。

112ページに移りまして、14款1項1目予備費では、前年同額の150万円を計上してございます。

次に、113ページ、給与費明細書でございます。まず、特別職でございますが、最下段比較のその他の特別職が追加し、報酬等増額となっておりますが、町長選に係る立会人等によるものでございます。

続きまして、114ページに移り、一般職につきましては合計で2,387万円の増額となっておりますが、給与費については、昨年12月改正した人勧及び昇給による増額、共済費につつま

しては、公立学校共済加入職員が市町村職員共済に移行したことによる増額でございます。

115ページから117ページまでは、職員の給料及び職員手当の明細等でございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

118ページに移りまして、債務負担行為で30年度以降の支出予定に関する調書でございますので、ごらんのとおり5件の債務負担行為がございます。

119ページは、地方債の平成28年度末の現在高、29年度末及び30年度末現在高の見込みに関する調書でございますので、29年度末現在高の合計42億1,235万円に30年度増減見込額の起債見込額6億7,144万1,000円を加え、元金償還見込額3億4,445万6,000円を減じた平成30年度末現在高見込額は45億3,933万5,000円の予定でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 続いて、議案第28号及び議案第29号の内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第28号 平成30年度長野原町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

本年度の30年度の予算につきましては、歳入歳出それぞれ7億7,611万2,000円とするものでございます。前年に対し1億2,423万1,000円の減額でございます。

1ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございますが、1款国民健康保険税から7款諸収入までの合計金額は、表のとおり7億7,611万2,000円でございます。

次に、歳出ですが、次のページをごらんください。

1款総務費から10款予備費までの合計金額は、同じく7億7,611万2,000円でございます。

30年度当初予算を編成するに当たりまして、幾つかのポイントを申し上げたいと思っております。

先日行われました議員懇談会においてもご説明させていただきましたが、国民健康保険の制度改正に伴いまして、平成30年度から県が市町村とともに運営することとなりました。

具体的には、群馬県が県内市町村の負担分を納付金として徴収しまして、かかった保険給付や医療費に必要な全額を国及び県負担分等と合わせて、交付金という形で市町村に交付するなど、県が国民健康保険の財政運営を担います。また、後期高齢者医療制度への支援金や介護保険制度への納付金についても、県が各制度へまとめて納付することになります。また、長野原町の国民健康保険税の賦課方式につきましても、今までの所得割、資産割、均等割、平等割を賦課する4方式から、平成30年度からは国民健康保険事業について県が主体となる

ため、資産割を除いた所得割、均等割、平等割の3方式で県内統一されます。

なお、税率等につきましても、県が示した数値で計上されております。

では、内訳でございますが、6ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では1億6,572万9,000円で、1節の医療給付費分現年課税分から6節の介護納付金分滞納繰越分までの合計でございます。前年に比べまして1,378万3,000円の減額でございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、271万1,000円で、これも1節の医療給付費分現年課税分から6節の介護納付金分滞納繰越分の合計でございます。前年に比べまして66万6,000円の減額でございます。

次に、2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金ですが、1,000円の存目計上でございます。

また、7ページ下段の表につきましては、廃目となります。

次に、8ページの3款県支出金、1項県補助金の1目保険給付費等交付金ですが、5億27万3,000円で、内訳ですが、1節の普通交付金で4億8,562万3,000円、2節の特別交付金では保険者努力支援分から特定健診等の負担金の合計で1,465万円でございます。

また、下段の財政健全化補助金及び財政調整交付金については、廃目でございます。

次の1項1目財政安定化基金交付金につきましては、存目として1,000円でございます。

8ページ下段の1目高額医療費共同事業負担金及び9ページの2目特定健康診査等負担金につきましては、廃目でございます。

次の4款財産収入、1項1目利子及び配当金につきましては、存目として1,000円でございます。

5項繰入金、1項1目一般会計繰入金5,688万1,000円で、1節の保険基盤安定繰入金から5節の財政安定支援事業繰入金までは、法律等にのっとりた繰入金で、必ず計上されるものでございます。6節のその他一般会計繰入金ですが、1,202万6,000円計上させていただきました。

次の2項基金繰入金は、前年どおり1,000円の計上でございます。

6款1項1目繰越金でございますが、5,000万円でございます。これは前年度繰越金でございます。次の療養給付費等交付金繰越金につきましては、存目でございます。

次は、11ページの7款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料でございます。1目延滞金50

万1,000円で、内訳として1節の一般被保険者延滞金として50万円、2節の退職被保険者等延滞金では1,000円でございます。2目の加算金の一般被保険者加算金及び退職被保険者等加算金につきましても、それぞれ1,000円でございます。3目過料につきましてもは1,000円で、その下の一般被保険者延滞金から退職被保険者等加算金までは廃目でございます。

次の2項預金利子と12ページの3項受託事業収入は、それぞれ1,000円でございます。

4項雑入では、1目一般被保険者第三者納付金から8目雑入までは各1,000円。また、実費徴収金については廃目でございます。

13ページの療養給付費交付金から共同事業交付金までは、それぞれ廃目となります。

続きまして、歳出でございます。

14ページをごらんいただきたいと思っております。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、449万6,000円でございます。主にレセプト点検臨時職員の人件費と消耗品費、通信運搬費、共同電算委託料等でございます。2目の連合会負担金ですが、国保連合会への負担金として45万3,000円でございます。

下段の2項1目賦課徴収費ですが、26万6,000円で、賦課徴収に係る事務経費でございます。

15ページの3項1目運営協議会費ですが、国保運営協議会の事務費等として10万8,000円でございます。

次の4項1目趣旨普及費ですが、国保パンフレットの作成等のため4万4,000円でございます。

次は、2款保険給付費でございます。保険給付費は基本的にここ数年の医療費の額をもとに推計して計上してございます。1項1目被保険者療養給付費として4億5,000万円、2目退職被保険者等療養給付費は1,000万円、3目一般被保険者療養費ですが、400万円、4目の退職被保険者等療養費は20万円、5目審査支払手数料として154万9,000円でございます。1項の全体では前年度より2,700万円の増額でございます。

次は、2項高額療養費でございます。1目一般被保険者高額療養費で7,000万円、2目退職被保険者等高額療養費150万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費10万円、4目の退職被保険者等高額介護合算療養費で10万円と、これらもここ数年の医療費の額より推計して計上いたしました。

17ページの3項移送費ですが、一般、退職それぞれ1万円を計上させていただきました。

次の4項1目出産育児一時金ですが、10人分といたしまして420万円。

18ページの5項1目葬祭費では、14人分としまして70万円を計上いたしました。

続いて、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分ですが、1目一般被保険者医療給付費分で1億3,763万4,000円、2目退職被保険者等医療給付費分として43万4,000円でございます。

次の2項後期高齢者支援金等分の1目一般被保険者後期高齢者支援金等分として4,794万7,000円、2目の退職被保険者等後期高齢者支援金等分で18万2,000円でございます。

次に、3項1目介護納付金分では2,109万円の計上でございます。

次に、4款1項共同事業拠出金ですが、1目の共同事業拠出金を存目として1,000円計上し、以下の目については廃目になります。

次に、20ページの5款財政安定化基金繰出金につきましては、存目として1,000円でございます。

6款保健事業費、1項保健事業費の1目保健衛生普及費では、昨年と同様に69万2,000円を計上し、内訳としまして8節の報償金から13節の電算委託料でございます。

次の2目疾病予防費として、人間ドック検診費補助金としてかかった費用の3分の2補助、上限2万3,000円になりますが、140人分の322万円でございます。

次に、2項特定健康診査等事業費につきましても、特定健康診査事業費として昨年同様に720万1,000円を計上させていただきました。

7款1項1目の基金積立金ですが、1,000円を計上させていただきました。

8款公債費、1項1目の元金から3目の公債諸費まで、存目として1,000円でございます。

次の2項広域化等支援基金返還金及び3項財政安定化基金償還金につきましても、存目として1,000円でございます。

次に、23ページの9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、1目の一般被保険者保険税還付金を90万円及び4目一般被保険者還付加算金を1万円計上しまして、24ページにかけ、それぞれの目につきまして存目として1,000円でございます。

24ページ中段の2項指定公費負担医療費立替金では、昨年同様に5万円を計上しております。

10款1項1目予備費につきましても、昨年同様に900万円を計上しております。

24ページ下段の後期高齢者支援金等と25ページの前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金につきましては、それぞれ廃目となります。



国民健康保険につきましては以上ですが、よろしくお願いたします。

次に、議案第29号になります。

議案第29号 平成30年度長野原町へき地診療所特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

本年度の予算につきましては、歳入歳出それぞれ8,360万4,000円とするものでございます。前年に対し13万7,000円の減額でございます。

1ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございますが、1款診療所収入から9款町債までの合計金額は8,360万4,000円でございます。

次に、歳出ですが、次のページにありますように、1款総務費から4款予備費までの合計金額は、同じく8,360万4,000円でございます。

では、内訳ですが、5ページをごらんください。

歳入でございます。

1款診療収入、1項外来収入ですが、1目が国保診療収入、2目が社会保険の診療収入で、それぞれ3,525万3,000円と844万8,000円を計上しております。また、3目は一部負担金で、これは患者さんが窓口でお支払いいただく金額で841万8,000円、4目その他診療収入で468万6,000円で、診療収入合計で5,680万5,000円と、前年度に対しまして70万3,000円の増額でございます。

2款の使用料及び手数料でございますが、1目の文書料として22万7,000円、2目は手数料で1,000円でございます。

3款の国庫支出金、6ページの4款県支出金及び5款財産収入は、各目ごとにそれぞれ存目の1,000円ずつでございます。

6款の繰入金ですが、1目の一般会計繰入金として、前年と同額の1,800万円を計上しております。

7ページの7款繰越金ですが、前年度繰越金として787万8,000円でございます。前年と比較しまして78万6,000円の減額でございます。

8款諸収入ですが、1項1目の雑入として68万5,000円で、これは乳幼児健診や幼児予防接種による収入でございます。

次に、2項町預金利子、9款1項町債はそれぞれ1,000円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費でございますが、5,028万4,000円で、前年対比205万4,000円の減額でございます。ここには医師を含む4名の職員と1名の臨時職員の人件費、その他光熱水費、各種委託料、使用料等、診療所の運営費が計上されております。減額要因につきましては、主に2節一般職給及び3節の職員手当等において、昨年度予算の計上においては、補佐級の職員分として計上しておりましたのが主な原因となっております。それ以外につきましては昨年と同様でございます。

次に、9ページ、2項研究研修費として19万3,000円でございます。これは医師の研修会参加経費、消耗品等でございます。

次に、10ページの2款1項1目医業費でございますが、これは薬品代等ございまして、3,292万5,000円と前年に対しまして188万8,000円の増額計上をさせていただきました。

次に、3款公債費は存目として、元金、利子ともに1,000円でございます。

最後に、4款予備費でございますが、前年と同額の20万円を計上させていただきました。

また、12ページ以降に給与明細書がございますので、後でごらんになっていただきたいと思います。

以上ですが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、議案第30号から議案第32号までの内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（都丸 斉君） それでは、議案第30号 長野原町簡易水道事業特別会計予算につきまして内容のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億2,922万6,000円でございます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目水道使用料では、1節水道使用料、2節加入金を合わせ4,314万4,000円でございます。水道の年間使用料及び加入金でございます。

2款1項1目国庫負担金では、1節国庫負担金に4,743万6,000円の計上でございます。東部簡易水道事業に伴う国土交通省の負担金でございます。

3款1項1目県補助金では、1節県補助金に3,690万円の計上でございます。東部簡易水道事業補助金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金に9,607万2,000円でございます。

5款1項1目繰越金では、1節繰越金に528万6,000円でございます。

6款1項1目利子及び配当金では1,000円を、7款1項1目町預金利子では1,000円を、2項1目受託工事収益では、1節受託工事収益に36万4,000円を、3項1目雑入では、1節雑入に2万2,000円をそれぞれ計上させていただいております。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目簡易水道総務費では5,616万円を計上させていただきました。

支出の主な内容としまして、2節、3節、4節、19節では職員2名分の人件費等でございます。11節需用費では消耗品費、燃料費、印刷製本費、配水池等の光熱水費、修繕料として338万5,000円でございます。12節役務費では通信運搬費等で230万9,000円を、13節委託料では検針委託料として152万円を、23節償還金利子及び割引料では償還金で2,591万9,000円を、27節公課費では消費税等で251万8,000円を計上いたしております。

2目簡易水道管理費では1,890万4,000円を計上させていただきました。主な内容でございます。11節需用費では水道管漏水等の修繕料として644万9,000円の計上でございます。12節役務費では水質検査手数料及び各種保険料として93万7,000円を、16節原材料費では修繕関係の原材料費、塩素購入費として413万8,000円を、23節償還金利子及び割引料では償還金利子で719万2,000円をそれぞれ計上させていただきました。

2項1目簡易水道建設改良費では1億5,416万1,000円を計上させていただきました。ダム関連東部簡易水道事業に要する費用でございます。

10ページをお願いいたします。

主な内容としまして、13節委託料では管路設計委託料として2,160万円を、15節工事請負費では管路工事費で1億3,146万6,000円を計上させていただきました。

2款予備費では、存目1,000円の計上でございます。

11ページ以降は、給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第31号 長野原町農業集落排水事業特別会計予算につきまして内容のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,530万5,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目農林水産業費分担金では、1節集落排水事業分担金に100万円を計上させて

いただきました。受益者分担金でございます。

2款1項1目農林水産業費使用料では、1節集落排水使用料に1,410万円の計上でございます。

3款国庫支出金では、存目の1,000円の計上でございます。

4款1項1目農林水産業費県補助金では、1節集落排水事業県補助金に1,100万円の計上でございます。

4ページをお願いいたします。

5款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金に5,520万2,000円でございます。

6款1項1目繰越金では、1節繰越金に4,000万円でございます。

7款1項1目町預金利子では、1節町預金利子に1,000円を、2項1目雑入では、1節その他雑入に1,000円の計上でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目農業集落排水事業費では44万4,000円の計上ございまして、主な内容としては、11節需用費の消耗品費、燃料費等で43万6,000円の計上でございます。

2目農業集落排水施設管理費では8,485万9,000円を計上させていただきました。主な内容でございますが、2節、3節、4節、19節では職員1名分の人件費でございます。11節需用費では処理施設消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料として2,108万円を計上いたしました。13節委託料では中継ポンプ点検清掃委託料、処理施設維持管理委託料等で3,917万5,000円を、15節工事請負費では処理施設維持補修工事費用として1,539万5,000円を、25節積立金では基金積立金で100万円を、27節公課費では消費税で61万円の計上でございます。

8ページをお願いいたします。

2款公債費、3款予備費では、存目の1,000円でございます。

9ページ以降は給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第32号 長野原町公共下水道事業特別会計予算につきまして内容のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億691万4,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目土木費分担金では、1節公共下水道事業分担金に80万円を計上させていただ

きました。

2款1項1目公共下水道使用料では、1節公共下水道使用料に3,300万円の計上でございます。

3款国庫支出金では、存目の1,000円でございます。

4款1項1目公共下水道費県補助金では、1節公共下水道事業県補助金に1億8,700万円の計上でございます。

4ページをお願いいたします。

5款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金に1億8,111万1,000円でございます。

6款1項1目繰越金では、1節繰越金に500万円でございます。

7款1項1目町預金利子、2項1目雑入は1,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目公共下水道事業費では3億7,138万1,000円を計上させていただいております。主な内容でございます。2節、3節、4節、19節では職員1名分の人件費でございます。11節需用費では消耗品費等で104万8,000円を計上いたしました。13節委託料では管渠詳細設計委託料と管路工県委託で1億2,700万円の計上でございます。15節工事請負費では管渠築造工事費2億3,300万円の計上でございます。25節積立金では公共下水道基金積立金80万円でございます。2目公共下水道施設管理費では3,553万1,000円を計上させていただきました。

支出の主な内容でございますが、11節需用費では長野原浄化センター及びマンホールポンプの消耗品費、光熱水費、修繕料で1,007万2,000円の計上でございます。13節委託料では施設維持管理委託料等で1,413万円を、15節工事請負費では管路施設等補修工事費930万円を、27節公課費では消費税等で62万7,000円の計上でございます。2款公債費では1,000円の計上でございます。

8ページをお願いいたします。

3款予備費では1,000円の計上でございます。

9ページ以降は、給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 続いて、議案第33号の内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第33号 平成30年度長野原町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

30年度の予算につきましては、歳入歳出それぞれ6億1,073万9,000円とするものでございます。前年対比で6,676万円の増額でございます。

1ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございますが、1款保険料から9款諸収入まで合計金額は6億1,073万9,000円でございます。

次に、歳出ですが、2ページをごらんください。

1款総務費から8款予備費までの合計金額は、同じく6億1,073万9,000円でございます。では、内訳ですが、6ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

歳入については、多くの項目が歳出の保険給付費の額に応じて一定の割合が国や県、また支払基金から入ってくるという決まりがあるわけでございますが、それらの計算に基づいて計上させていただいているというところでございます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料ですが、1億1,960万9,000円で、1節の現年度分特別徴収保険料から3節の滞納繰越分普通徴収保険料までの合計でございます。

次に、2款の使用料及び手数料でございますが、1項1目の介護予防事業サービスの利用料で1,000円でございます。

次に、3款の国庫支出金ですが、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は1億232万8,000円で、7ページの2項国庫補助金ですが、1目の調整交付金が2,849万3,000円、2目の地域支援事業交付金、これは介護予防日常生活支援総合事業分として644万3,000円、3目で同じく介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分としまして278万3,000円でございます。

次の4款1項支払基金交付金でございますが、1目介護給付費交付金として1億7,095万3,000円、2目の地域支援事業交付金、介護予防事業としまして773万7,000円でございます。

次に、8ページの5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費等負担金8,287万円で、2項財政安定化基金支出金として2,000円、次の3項県補助金ですが、1目地域支援事業交付金で、介護予防日常生活総合事業としまして322万2,000円、2目で同じく介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分で139万2,000円でございます。

9ページの6款財産収入、1項1目利子及び配当金に介護給付費準備基金利子として

1,000円でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金として7,123万円、2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業分として322万2,000円、3目で同じく介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分で138万9,000円、10ページになりますが、4目低所得者保険料軽減繰入金で85万5,000円、5目その他一般会計繰入金が事務費等繰入金として706万8,000円の計上でございます。

次の2項基金繰入金ですが、1目介護給付費準備基金繰入金として40万円でございます。

次に、8款繰越金でございますが、前年度繰越金として110万円計上いたしました。

次に、11ページの9款の諸収入でございますが、1項1目の第1号被保険者延滞金から3目の過料までがそれぞれ1,000円でございます。

また、2項の雑入でございますが、1目の第三者納付金から3目の雑入まで、それぞれ1,000円でございます。

続きまして、12ページになりますが、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、102万4,000円でございます。前年対比で364万2,000円の減額でございますが、主な要因としまして、前年度に実施の第7期介護保険事業計画策定業務委託分の減額でございます。その他の内訳ですが、消耗品費、通信運搬費、電算委託料や諸備品購入費等の経費が前年同様に計上されております。

2項1目賦課徴収費ですが、5万5,000円で、賦課徴収に係る事務費でございます。

3項介護認定審査会費ですが、1目認定調査等費として339万7,000円で、これは主治医の意見書作成、訪問調査委託料等でございます。

13ページの2目認定審査会委託負担金として228万1,000円でございます。

4項の趣旨普及費ですが、印刷製本費として30万円計上いたしました。

5項運営協議会費として、消耗品費として1万1,000円でございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費ですが、ここは介護認定で要介護1から要介護5と認定された方が利用するサービス給付費が計上されており、これまでの実績をもとに推計した金額で計上されております。

1目の居宅介護サービス給付費として1億6,930万9,000円、14ページの3目地域密着型介護サービス給付費として1億2,504万3,000円、これは応募にできたようなグループホーム利用に係る経費でございます。

5目施設介護サービス給付費として1億9,806万5,000円、この施設介護サービスが最も大

きいもので、からまつ荘のような特別養護老人ホーム等施設入所に係る経費でございます。

7目の居宅介護福祉用具購入費として42万7,000円、8目の居宅介護住宅改修費として144万円、9目居宅介護サービス計画給付費として2,479万9,000円でございます。いわゆるケアプラン作成に要する経費でございます。また、それぞれの特例分が2目、4目、6目、10目にありますが、いずれも1,000円でございます。

15ページの2項介護予防サービス等諸費でございますが、ここは介護認定で要支援1・2と認定された方が利用するサービス給付費で、ここに計上されております。

まず、1目の居宅介護予防サービス給付費として1,305万円、3目の地域密着型介護予防サービス給付費として212万円、5目の居宅介護予防福祉用具購入費として28万5,000円、16ページの6目の居宅介護予防住宅改修費として144万円、7目の居宅介護予防サービス計画給付費として248万4,000円でございます。また、それぞれの特例分としまして2目、4目、8目に1,000円計上されております。

16ページの3項その他諸費で、1目審査支払手数料として37万2,000円でございます。

17ページの4項高額介護サービス等費でございますが、1目の高額介護サービス費として1,005万円、2目の介護予防サービス費として5万円を計上いたしました。

5項高額医療合算介護サービス等費でございますが、1目高額医療合算介護サービス費として214万円、2目の高額医療合算介護予防サービス費として50万円計上いたしました。

18ページになりますが、6項特定入所者介護サービス等費でございます。これは低所得者の施設等入所者のため、食費や住居費の負担軽減を図るサービスに係る経費で、1目特定入所者介護サービス費として1,815万8,000円、3目の特定入所者介護予防サービス費として9万9,000円計上いたしました。また、それぞれの特例分としまして、2目、4目に1,000円計上されております。

次に、3款1項1目の財政安定化基金拠出金として1,000円でございます。

19ページの4款地域支援事業、1項1目介護予防事業生活支援サービス事業費として2,115万円でございます。2目の介護予防ケアマネジメント事業費として264万9,000円でございます。

2項1目一般介護予防事業費として148万8,000円でございます。内訳としましては、7節の臨時職員賃金から18節諸備品購入費の合計でございます。

20ページの3項包括的支援事業・任意事業では、1目包括的支援事業として655万3,000円でございます。前年対比で411万2,000円の増額となりますが、これの主なものとして、



7節の臨時職員賃金を400万円計上させていただいております。

その内容なんですけれども、新しい事業の中で生活支援体制整備事業におきまして、生活支援コーディネーターの配置が平成30年度までとなっております、生活支援コーディネーターは何かといいますと、いわゆる協議体と呼んでいるんですけれども、地域での生活を支える仕組みづくりとしまして、その中心となる業務を行う者ということで、職種に限定はないんですけれども、介護、福祉に詳しく、町内の病院や介護施設、行政、一般住民等との連絡調整を行うことのできる人材を想定しております。業務につきましては、生活支援体制整備事業に関することとしまして、町内の高齢者のニーズの吸い上げやニーズに沿った住民サービスの創出等、その他地域支援事業に関する仕事をやっていただくという予定でございます。

次に、2目の任意事業でございますが、昨年同様に40万2,000円計上させていただきました。

21ページの4項その他諸費でございますが、1目審査支払手数料として48万4,000円計上させていただきました。

次の5款1項基金積立金ですが、1目介護給付費準備基金積立金として1,000円でございます。

次に、6款1項1目財政安定化基金償還金として1,000円の計上でございます。

次の7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金に10万円、22ページの2目償還金、3目の第1号被保険者還付加算金はそれぞれ1,000円でございます。

最後に、8款予備費でございますが、前年同様100万円計上させていただきました。

以上ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、議案第34号の内容説明を求めます。

ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 議案第34号 平成30年度長野原町生活再建支援事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,000万円といたしました。

3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですが、1款繰入金、1項基金繰入金、1目八ッ場ダム生活基盤安定対策基金繰入金で2,900万円。2款1項1目繰越金で100万円を予定してございます。

歳出ですが、1款総務費、1項生活再建支援事業費、1目生活再建支援事業費、19節負担

金補助及び交付金でございますが、生活再建支援助成金3,000万円を予定してございます。

内訳につきましては、今現在、助成金の対象と考えられる12件分を計上しております。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 続いて、議案第35号の内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第35号 平成30年度長野原町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

30年度の予算につきましては、歳入歳出それぞれ8,621万2,000円とするものでございます。前年に対しまして228万1,000円の増額でございます。

1ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料から5款の繰越金までの合計金額は8,621万2,000円でございます。

次に、歳出ですが、2ページをごらんください。

1款総務費から5款予備費までの合計金額は、同じく8,621万2,000円でございます。

内訳ですが、4ページをごらんになってください。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料ですが、1目の特別徴収保険料として4,047万4,000円、2目の普通徴収保険料として2,023万7,000円。また、3目の滞納繰越分として50万円計上いたしました。いずれも75歳以上の方の保険料でございます。

次に、2款1項広域連合補助金ですが、1目で人間ドック補助金として60万円でございます。2目の広域連合補助金では、L G W A N施設経費補助金として30万円計上させていただきました。

3款の繰入金、1項一般会計繰入金ですが、1目事務費繰入金として487万9,000円、2目の保険基盤安定繰入金として1,920万9,000円を計上いたしました。

5ページの4款諸収入でございますが、1項延滞金、加算金及び過料と2項償還金還付加算金、6ページの3項町預金利子、4項受託事業収入、5項雑入といずれも各目ごとにそれぞれの1,000円の計上でございます。

最後に、7ページの5款繰越金でございますが、前年度繰越金として1,000円でございます。

次に、歳出でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますが、54万円でございます。これは消耗品や通信費等でございます。1 目の徴収費ですが、42万4,000円で徴収事務に係る経費で、12節手数料及び13節の電算委託料でございます。

次に、2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金ですが、8,435万5,000円で、前年対比184万円の増額でございます。内容は広域連合事務費等負担金や保険料等負担金でございます。

9 ページの 3 款諸支出金ですが、1 項 1 目保険料還付金で20万円。2 目還付加算金として1,000円でございます。2 項 1 目他会計繰出金として1,000円でございます。

4 款 1 項 1 目保健事業費ですが、人間ドック補助金として2万3,000円掛ける30人分としまして69万円計上いたしました。

最後に、10ページの 5 款予備費でございますが、1,000円計上させていただいております。

以上ですが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、議案第36号の内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（都丸 斉君） それでは、議案第36号 長野原町浄化槽整備事業特別会計予算につきまして内容のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ598万3,000円でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目分担金では、1 節浄化槽事業分担金に5万円の計上でございます。

2 款 1 項 1 目使用料では、1 節浄化槽事業使用料で234万円でございます。

4 款 1 項 1 目浄化槽事業費県補助金では、1 節浄化槽事業費県補助金に1,000円でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金では、1 節一般会計繰入金に329万円の計上でございます。

4 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目繰越金では、1 節前年度繰越金に30万円の計上でございます。

7 款 1 項 1 目預金利子及び2 項 1 目雑入は1,000円でございます。

5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目浄化槽事業費では39万円でございます。主な内容でございます。11節需用費では消耗品費、燃料費、修繕料で30万円でございます。12節役務費では自動車保険料で1万

5,000円でございます。19節負担金補助及び交付金では2万円。25節積立金では5万円でございます。2目浄化槽施設管理費では559万1,000円の計上でございます。主な内容でございます。11節需用費では消耗品費、修繕料等で51万8,000円でございます。12節役務費では水質検査手数料47万2,000円を、13節委託料では施設維持管理委託料460万円の計上でございます。

6ページをお願いいたします。

2款公債費、3款予備費では1,000円の計上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 続いて、議案第37号の内容説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） それでは、平成30年度の浅間園事業特別会計当初予算についてご説明させていただきます。

すみません、最初なんですけれども、議案書の第2条の（2）のところにミス印字がございました。（2）の「各項に計上した給料、」の次のところの「職員」の「員」が「印」になってしまっております。申しわけございませんが、「人員」の「員」に訂正をお願いしたいと思います。

平成30年度長野原町浅間園事業特別会計予算では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,023万4,000円とするものでございます。これにつきましては、前年比14万3,000円の増となっております。

内訳につきましては、3ページからごらんください。

歳入ですが、第1款営業収入では、第1項第1目第1節入館料で個人入館者を2万5,000人、団体入館者を1万人と見込み、また、30年度より始める鬼押し出し園・鎌原郷土資料館との共通券の販売、新トレッキングコースの入園料を見込み1,405万9,000円等を計上しております。

第2項1目、第1節利用料では遊歩道の望遠鏡やコインロッカー等の使用料、イベントの駐車場使用料等により23万2,000円を計上しております。

第3項第1目第1節売店収入では売店等の売り上げを850万1,000円を計上しております。

第2款繰入金では、1項1目第1節一般会計繰入金で一般会計からの繰入金を1,700万円計上しております。

続きまして、4ページにまいりまして、諸収入では、1項1目1節雑入で電柱の借地料や

自動販売機の設置料等で44万円、すみません、あと熱気球体験搭乗の参加費等を見込み44万円を計上しております。2目1節の預金利子では1,000円の存目でございます。

4款繰越金では、第1節繰越金で前年度繰越金1,000円の存目でございます。

続いて、歳出のほうです。

5ページをごらんください。

予算右側の説明欄に沿ってご説明いたします。

一般管理事業につきましては4,023万4,000円を計上しております。内訳といたしまして、第1節非常勤職員報酬では、館長報酬として60万円及び浅間園運営審議会委員の報酬として6万8,000円を計上しております。

第2節一般職給、第3節職員手当関係、第4節共済費、第7節臨時職員賃金につきましては、職員人件費にかかわる予算で正規職員1名と臨時職員4名分となります。なお、臨時職員の雇用期間につきましては、4月1日から11月30日としております。

第8節報償費につきましては、各種イベントの講師謝金等で11万円を計上しております。

第9節旅費につきましては、職員旅費として5万円を計上しております。

第11節需用費では、事務用品として142万4,000円、光熱水費として140万円、イベント等の食糧費として14万円、パンフレット等の印刷製本として89万1,000円、電気料及び水道料金として571万2,000円、各種施設設備、庁用車の修繕費として110万8,000円を計上しております。

12節役務費では、通信運搬費が61万円、各種広告料として30万円、火災保険料として35万円、庁用車の保険料として8万6,000円、施設賠償保険料として諸保険料に1万円を計上しております。

第13節委託料といたしましては、今年度予定していますイベントとして熱気球体験搭乗の委託費として30万円、浄化槽、エレベーター等設備の維持管理委託料として442万1,000円、諸委託料ではクリーニングや浄化槽、検便等の検査費用として168万9,000円を計上しております。

第14節使用料及び賃借料では、看板等の設置の借地料として5万円、テレビ受信料として2万2,000円、電話機、レジスター、庁用車等のリース料として263万7,000円を計上しております。

16節原材料費では、売店等のお土産や非常食の仕入れ費用として600万円を計上しております。

18節備品購入費では、パンフレットスタンド等を購入する費用として13万7,000円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金では、職員にかかわる退職手当組合負担金として47万9,000円、各種協会の会費等、あと各種研修会負担金等で20万円を計上しております。

27節公課費では、自動車重量税ではハイエースにかかわる自動車重量税として4万1,000円、諸公課費では売り上げ等にかかわる消費税が納付不要となる見込みのため、存目予算として1,000円を計上しております。

7ページ以降につきましては、給与費明細となりますので後ほどごらんください。

すみません、ここで申しわけございませんが、給与費明細の9ページなんですけれども、ウのところの階級別職員数のところ、役場全体の職員の数字が入ってしまっております。後ほどこれは差しかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 最後に、議案第38号及び議案第39号の内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（都丸 斉君） それでは、議案第38号 長野原町浅間上水道事業会計予算につきまして内容のご説明を申し上げます。

1ページの第3条の収益的収入及び支出でございます。水道事業収益は4,761万2,000円でございます。

水道事業費用につきましても4,761万2,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

第4条でございますが、資本的支出の建設改良費は3,710万円でございます。

4ページ、5ページ、6ページは、予定のキャッシュフロー計算書でございます。

7ページから14ページにつきましては、予定の貸借対照表、損益計算書、給与費明細書でございます。

15ページをお願いいたします。

事業事項別明細書でございます。

収益的収入の1款水道事業収益の1項営業収益では、4,682万8,000円でございます。内容でございます。1目給水収益では4,574万8,000円でございます。水道料金でございます。2目受託工事収益では108万円でございます。量水器代金収入でございます。2項営業外収益では、1目受取利息及び配当金から3目長期前受金戻入額を合わせ78万4,000円ございま

す。

16ページをごらんいただきたいと思います。

支出でございます。

1 款水道事業費用の 1 項営業費用は4,561万1,000円でございます。内容でございます。1 目原水及び浄水費では、賃金、修繕費、使用料及び賃借料、委託料、動力費、薬品費を合わせ2,637万6,000円でございます。2 目配水及び給水費では備消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費、委託料、食糧費を合わせ586万7,000円でございます。3 目総係費では職員人件費等ございまして471万6,000円でございます。

18ページをお願いいたします。

4 目受託工事費は20万円、5 目減価償却費は800万円、6 目資産減耗費は6 万円、7 目賞与引当金繰入金は25万2,000円、8 目貸倒引当金繰入金は14万円でございます。2 項営業外費用は、1 目雑支出と 2 目消費税を合わせ100万1,000円でございます。3 項予備費、1 目予備費は100万円でございます。

次に、資本的支出でございますが、1 項建設改良費、1 目建設改良費では、1 節工事請負費、2 節委託料、3 節備品購入費を合わせ3,710万円でございます。

続きまして、議案第39号 長野原町北軽井沢簡易水道事業会計予算につきまして内容のご説明を申し上げます。

1 ページの第3条の収益的収入及び支出でございます。水道事業収益は8,007万3,000円でございます。水道事業費用につきましても8,007万3,000円でございます。

2 ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出でございます。資本的収入は976万5,000円でございます。資本的支出は4,792万2,000円でございます。

5 ページ、6 ページ、7 ページは、予定のキャッシュフロー計算書でございます。

8 ページから15ページにつきましては、予定の貸借対照表、損益計算書、給与費明細書でございます。

16ページをお願いいたします。

事業事項別明細書でございます。

収益的収入の 1 款水道事業収益の 1 項営業収益では6,805万6,000円でございます。内容でございます。1 目給水収益では6,643万6,000円でございます。水道料金でございます。2 目受託工事収益では162万円でございます。量水器代金収入でございます。2 項営業外収益は、

1目受取利息及び配当金から5目長期前受金戻入額までを合わせ1,201万7,000円でございます。

17ページをお願いいたします。

支出でございます。

1款水道事業費用の1項営業費用は7,401万6,000円でございます。内容でございます。1目原水及び浄水費では賃金、修繕費、使用料及び賃借料、委託料、動力費、薬品費を合わせ3,383万9,000円でございます。2目配水及び給水費では備消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費、委託料、食糧費を合わせ778万4,000円でございます。3目総係費では職員人件費等でございますして875万7,000円でございます。4目受託工事費では100万円、5目減価償却費では2,170万円、6目資産減耗費は5万円、7目賞与引当金繰入金は586万円、8目貸倒引当金繰入金は30万円でございます。2項営業外費用は、1目支払利息と2目消費税を合わせ505万7,000円でございます。3項予備費、1目予備費は100万円でございます。

20ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1款資本的収入、1項補助金、1目補助金では976万4,000円でございます。2項工事負担金、1目工事負担金は1,000円でございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費では2,839万2,000円でございます。2項企業債償還金、1目企業債償還金では1,953万円でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 以上で、議案第27号から議案第39号までの平成30年度各会計予算における内容説明が終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時より会議を再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。



初めに、議案第27号 平成30年度長野原町一般会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑が多数ある場合については、一度に3カ所までとしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。

9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） それでは、7ページの企画費で臨時職員賃金の2,156万円、この人数と仕事の内容をお伺いいたします。

それから、16ページ、ふるさと応援基金費の返礼品管理電算委託料5,153万8,000円、これの内容と、19ページの総務費です、過誤納金還付金及び加算金の500万円のご説明をお伺いいたします。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 大羽賀議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

7ページの地域おこし協力隊の臨時職員賃金のことだと思いますけれども、これにつきましては合計で11名になっております。浅間園が2名、北軽井沢地区で1名、教育委員会で1名、ジオパークで1名、それと北軽の酪農ヘルパーで5名の合計11名になっております。

よろしくお伺いいたします。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 16ページのふるさと応援基金の関係でございます。

返礼品の管理電算委託料5,153万数千円という感じでございますが、今回につきましては、ふるさと応援の積み立てのほうに50%、返礼品のほうに50%行うということで、5,000万、5,000万。それプラスJTBに管理につきまして委託をさせていただきますので、その経費ということでプラスしまして5,153万8,000円という金額でございます。

よろしくお伺いいたします。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、大羽賀議員のご質問の3つ目の過誤納金還付金及び加算金についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、過誤納金還付ということで、事前に年度当初に税金を納められた方とか、一括で納められた方の税額が決まった後、余計に納めたものについての還付をしてお返しするという金額になっておりまして、今年度につきましては、5月の納付書の送付の

ときに、一括納付及び期別納付の両方の納付金を納入しましてお送りしたところ、一括納付と期別納付、両方入れてしまった場合があります。

そんな場合に、そういったこの過誤納の還付金でお返しをするという金額になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） すみません、先ほどの説明に1点誤りがございました。

人数の内訳をもう一度申し上げます。浅間園が3名、北軽井沢地区で1名、教育委員会で1名、ジオで1名、それとヘルパーで5名で11名になるかと思えます。

それで、浅間園の1名につきましては、現在、4月からの隊員の補充を今応募しているところでございます。また、ジオにつきましては、4月から1名、専門員として長野原町で雇って、地協隊として雇って行っていただくんですけども、その費用につきましては、ジオパークの事業のほうの予算のほうに盛っておりますので、こちらで盛ってあるのは11名ということになります。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） 大変ありがとうございました。

過誤納金の還付金につきまして、これは、還付については、書面か何かで還付される方にはご連絡をして還付するというような方式だと思うんですけども、その点はどうですか。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） おっしゃるとおり、ご通知申し上げまして還付するという形をとらせてもらっております。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） まことにお恥ずかしい話なんですけれども、実は私も還付金詐欺に遭うところ寸前で、町民生活課の人に助けられまして、これが非常に巧みというのか、還付金が、5年間の還付金がたまっています、町民福祉課のたしかコバヤシといいましたかね、町民福祉課のコバヤシですと言って、それで、5年間の還付金が、じゃ幾らたまっているんだと言ったら、2万円です、2万円じゃそんなもの寄附するからと言ったら、考えてみれば議員だから寄附できないなと思って、それで、町民福祉課の人が、じゃどこの銀行に振り込めばいいですかねと言うので、じゃ群馬銀行でいいよと言って、群馬銀行の職員から連絡が

来ると思いますが、話をしてくださいと、多分5分か10分後に来ますと。

それで、5、6分したら電話が来たんですよ。群馬銀行の、その人はイケダという人なんですけれども、今すぐコンビニに来てくださいと言いました。それで北軽のセーブオンに来てくださいと。私、セーブオンよりセブンイレブンのほうがいいんですけどもと言ったら、いや、セーブオンのほうがいいんですなんて言って、それで、もう本当にすごい慌てて、2万円もらったほうがいいのかと、すごい慌てて行ったんですけど、それでもどうもおかしいな、これは。詐欺かなと思って、それで町民福祉課の本田君が出まして、これは詐欺らしいよ、すぐ群馬銀行に連絡をとってもらって、そうしたらイケダという人はどうもいないそうですよと。それで、本田君が駐在所に電話をして、すぐ駐在所が来ますから、パトカーで堂々とコンビニに乗り込んできて、それじゃ犯人が逃げちゃうね。

それだけでも、そこで、そんなような、文書でお知らせするというのはいいんですけども、本当にそういうことだとパニック状態になって、これはどうも引かかるのかなという気がしました。私も本当に欲がありますから、水際で助けられました。こんなことがあったので、このことをちょっとお伺いしたわけです。大変ありがとうございました。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 大羽賀議員の実体験を交えた説明でした。大変ありがとうございました。皆さん気をつけましょう。

ほかにはどうでしょうか。

6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） まず、3点お伺いします。

最初に歳入の1ページ、町民税と固定資産税なんですが、町民税が個人、法人とも、前年度と比較すると約500万ずつぐらい、両方合わせて1,000万ほど、そして固定資産税も1,000万円近くが増収の予算が立っているわけですけども、これ増収の見込みを立てた理由、これがようやく長野原にもいい景気の波が来たのかなという方向だと大変うれしいと思うんですけども、その辺の理由をお聞かせください。

次は、歳出の9ページです。町制130周年記念事業、この事業、62万円ほど予算がついているわけですが、どのような事業をやるのか教えてください。

次が15ページです。15ページの一番上のほう、庁内ネットワーク整備事業ということで901万8,000円。これがネットワーク整備が現庁舎、今年中には新庁舎ができて引っ越しをするわけですけども、現庁舎なのか、それとも新庁舎なのか、その辺を教えてください。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 黒岩議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

まず、町民税が増額になった理由なんですけれども、こちらにつきましては、29年度の納税義務者等の調書というのがございまして、そちらの数字によって算出されました。それで、その400万前後というか、487万円の増額と個人のほうはなっております。法人につきましても、前年の決算ですね、28年度決算により算出してございまして、それによりますと、多少の額が増額になるという計算で増額になっておる次第でございます。こちら28年決算の数字の0.85で計算し、均等割につきましても、そちらで計算した数字がこちらになるという形になっております。

続いて、固定資産税の1,000万につきましては、まず家屋につきまして357万円ほど増額となります。こちらにつきましては、ダム減免だったり新築軽減がなくなった分が増額になってくるかと思われまして。それとあとは償却資産ですか、こちらが大体700万ほど増額になります。こちらにつきましては、まだダム事業が続いておりますので、そちらのほうの大型機械等の償却だったりとか、あとは太陽光発電、こちらがまだまだふえておるのかなということで、こちらにつきましても、前年度の要は基礎数値というのがありまして、そちらに税率を掛けて算出をしておりますので、こういう数字になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 黒岩議員の2点目の質問にお答えいたします。

町制施行130周年記念事業なんですけれども、この中の、今現在何を行っているかといいますと、この事業に何をしたいほうがいいですかというアンケートを、アイデアの募集を今行って、締め切ったところでございます。今、これを集計整理をして、新年度からその辺のところをまた検討していくところなんですけれども、まず、この予算の中の報償費につきましては、そこでアイデアが採用された人に何か記念品が出せないかということで、その報償費でございます。

消耗品費、通信運搬費につきましては、単純な事務費でございまして、事業委託料のほうなんですけれども、これにつきましては、今年度中から何か準備をしなければならないことが、その事業決定の中で起きた場合につきましては、これを使うというということでの予算となっておりますので、まだ具体的に何をどうするかというところは、まだ今のところ決ま

っていない状態でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、3点目のご質問につきましてでございます。

庁内ネットワーク整備事業でございますが、こちらは現庁舎か新庁舎かということでございますが、こちらにつきましては、現庁舎でも使い、新庁舎に移行してもこのシステムは使っていきたいと考えております。

なお、今回ウイルス対策ソフトウェア更新というものが入っておりますが、こちらにつきましては、保守期間5年が満了したために今回更新ということで、新たに更新をするものがございます。

なお、ネットワークの移行費につきましては、庁舎建設のほうに含まれておりますので、こちらのほうにつきましては保守関係でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

税収のほうは、残念ながら景気がよくなったということ等ではなかった、少しだけ残念でした。でも、基本的な金額があって、それに係数を掛けたり何だりということで、いずれにしても税収がふえるということはいいことだと思いますので、よろしく願いをいたします。

2点目の130周年記念事業についてですが、どのような事業が行われるのか楽しみに待っていたと思います。

それと、3点目の庁内ネットワークの関係ですが、すみません、新庁舎のほうの予算を僕がちゃんと確認してなくて申しわけないんですが、これ移行費に関してはどのくらいかかるんでしょうか。お願いします。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） こちらについては、庁内ネットワークだけではないんですが、全てのL G W A Nから何からの移行費でございます。それを合わせますと、全部で5,400万円ほどかかる予定でございます。

昨日、プロポーザルを行いまして、それで業者が決定して、富士通マーケティングというところが移行のほうを行うということでございまして、ただの移行だけではなくて、配線とかそちらのほうも全て持つということで行う予定でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

○6番（黒岩 巧君） はい。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 歳入の一番最初の1ページの2項固定資産税のところ、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金というのがあるんですが、これは多分県営の狩宿発電所の交付金だと思うんですが、これの算定基礎というのはどうなっているのか、そしてその算定基礎というのは、今後ダムが仕上がったときのダム交付金と同じようなものなのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

こちら、国有財産等所在市町村交付金というのは、実は発電所とかでなくて、土地、国有林だったり県有林だったりの土地を持っている町村に対して交付されるお金でありまして、算定基礎というのは、基本的に向こう、国とか県が算出した金額でこちらに交付されるという形になっております。

以上なんですけれども。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 今の税務課長の説明があつて、その後の後段のダムの関係する交付金と同じようなルールなのかということですが、国が計算してよこすという道理は同じなんですけれども、計算の仕方というのは全く違ひまして、ダムの建設にかつた経費のうち、幾つか除かれるんですけれども、例えば事務費とかそういったものは除かれて、用地費とか工事費とかそういったものを積み上げて、そこに、特にハツ場については0.454というのは、これは利水分です。利水分を掛ける。治水分については1円も来ませんので。利水分を掛けた数字で計算されて、これも私たちが計算するんじゃなくて、国のほうで計算して、この額になりますというような形で来ます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 牧山明君。

○8番（牧山 明君） そうすると、県営の発電所に係る交付金なり固定資産税というのはどこに入っているのかということ。

それから、歳入の23ページ、庁舎、それから住民総合センターをつくるのに町債を発行するわけですが、最初の6ページの第3表にもありますけれども、5億280万の利率、どのくらいの利率で、年限をどのくらいで借りるということになっているのか、その説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 庁舎の関係でございます。

23ページの5億280万円の関係でございますが、こちらのほうは平成30年度。29年度にも計上してございまして、合計で7億2,000万円計上してございます。

以上です。

〔「利率ですか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（唐沢健志君） 利率等はまだ、入札を行っていません。

今回、長野原町内の群銀、ぐんまみらい、それと農協、郵便局は断られましたので、その3社で入札を行います。それで利率等、あとは期間等が決定してくる予定でございますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） もう一つの質問の、狩宿にできた県営の発電所の、固定資産税に当たる分というのはどこに入っているのかということ。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 申しわけございません。

群馬県の企業局ということで、ここに入っているのが、964万2,150円というものがこの固定資産のこの交付金の中に入っております。すみません、申しわけなかったです。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 今の説明ですと、そうすると最初に聞いた国有資産等所在市町村交付金の中に入っているということですね。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 申しわけありません。そのとおりです。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 次に、歳出の19ページ、賦課徴収費の中に委託料の公売用地鑑定委託料40万というのがあるんですが、国保の広域化とかが進む中で心配されているのが、滞納整

理のために財産の差し押さえが進むということが言われています。これについて、長野原町はどのような計画で、どのくらいの取り組みをやろうと今考えているのかをちょっと説明してください。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 牧山議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、滞納整理につきましては、基本的には催告書であったりとか、あと督促状で今現在は実施しております。また、年に2回は臨戸という形で、県と協力しまして、各家庭を訪問してお願いに上がっている状況でございます。これにつきましても、今後については同じような形以上に、それ以上に臨戸を回るようにしようと考えてはおります。

ただ、なかなか職員数も少ない中で動かなくちゃならない部分がありますので、職員努力ではありますけれども、進めようとは考えておる次第でございます。

また、差し押さえにつきましても、今現在、口座とかという差し押さえをなるべくするようにしております。口座差し押さえ、財産調査を行った上で差し押さえを行ってきております。大分収納もその分上がっては、多少な金額なんですけれども、上がってきている状況で、これは引き続き続けていきたいと思っております。

また、差し押さえた物件につきましては、公売、ここにありますように、公売土地の鑑定を委託しまして、その土地が幾らになるかという試算を出して、公売を行うための金額になります。

基本的にこの公売土地鑑定委託料は、毎年40万という形でとっておるんですけれども、実際は職員がその場所に行って、大体の類似地区だったりという、その公売があったところ、売買があったところの金額を算出しまして、公売に乗せるという形をとらせてもらっているので、よっぽどわからないところについては、鑑定士さんを入れたりするためのその金額になっておまして、今後についても、吾妻郡内である合同公売とか、そういったところに土地の差し押さえされたものを公売に出すという、そういう形をとっていく予定でいます。

昨年は、28年は1件ありまして、それが売れました。ことしも1回出したんですけれども、独自での公売で1件入札あって、そちらも落札されましてお金になっているという状況で、今後もそれを続けていきたいと思っております。

以上なんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 今回の広域化で懸念されていることは、公売とかが今まで以上に進む



んでないかということが懸念されているんですが、長野原町については、従来どおりの対応でやるというふうに理解してよろしいのでしょうか。これは町長にぜひお答えを願いたいです。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 従来どおりの方法で考えております。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 歳出の43ページ、ダム関連の事業だと思いますが、農業経営近代化設備整備事業で2億9,190万というのがありますが、土地代が7,300万、工事請負費が2億円ということになっています。工事請負費の2億円は、大体どのような施設がどんな規模のものができるのか、概要の説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） それでは、牧山議員の43ページの農産物集出荷施設整備事業で、工事請負費、それと用地取得費の関係なんですけれども、工事請負費の質問の中で、施設の内容なんですけれども、今現在、加工場に参加したいということで6組の方ですか、集まっていただきまして計画のほうを進めています。内容とすれば、漬物の加工、あとアイスクリーム、パン、あと総菜等々6部屋ぐらいをつくって、今計画のほうを進めています。

1部屋が6坪程度の部屋と、あとパンにつきましてはちょっと広いスペースを用意してございます。その中で、加工場も併設しつつ、少しそれつくったものを売るスペースですね、あとはそこでまたつくったものを売って、そこで食べられるようなスペース、そのようなものも考えてございます。

今年度中に、設計のほうをまとめていきたいんですけれども、22日にまた会合がありまして、そこで基本的な方向性を決めていきたいと考えてございます。

それと、用地のほうなんですけれども、今、国のほうで代替地の造成工事を行ってございます。建物の計画が決まりますと、宅地で買う部分、そのほかの部分等決まりますので、きちんとした値段のほうが出るんですけれども、見込みということで、7,300万ほど計上をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 歳出の59ページ、13の事業委託料、耐震改修促進計画改正業務委託料277万6,000円というのがあるんですが、耐震改修については、今どういう状況にあるのか簡

単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 牧山議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの改正の業務委託につきましては、一応建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて変更があった場合、計画のほうも変更するということになっております。

ただいま町の状況とすれば、一般住宅につきましては耐震化率が出ております。ちょっとお待ちください……。

こちらのほうが、28年度までの計画で、耐震化率が58%程度でございます。今後は30年度から約37年度までの間をめどに計画のほうを定めていきたいと考えております。こちらのほうについては、税務課のデータを利用させていただいているんですけども、住宅については、別荘の部分も含まれておりますので、今後、税務課のほうに提供いただいたデータを精査して、居住の部分の耐震化率の数字を目標を立てたいと考えております。

また、計画は今後、発注次第決定していくかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 現状で一般住宅が耐震改修が必要だといったときに、町が今準備している、例えば助成関係の制度とかもしあるのであれば、ちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 助成対象なんですけれども、こちらの60ページのほうの、木造耐震診断補助制度、木造住宅の耐震改修補助制度をうちのほうでは予定させていただいております。こちらは一応2件ということで、今後募集期間を設けてこの事業のほうを進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 歳出の94ページ……。

[「議長、よろしいですか、一問一問の繰り返しですとずっと続いちゃって、ほかの人が質問できないんですが」と呼ぶ者あり]

○8番（牧山 明君） これが最後の質問です。

[発言する者あり]

○議長（浅沼克行君） 牧山君、じゃこれで、また次あったら、次のあれでお願いします。

○8番（牧山 明君） 94ページの公民館費の中で、先ほどの説明では、図書購入費がかなり減額になっているという説明がありました。今年度、新たに図書室をつくっていくわけで、本来備品とかの中にそういうものが入っているのかもしれないんですけども、実際その図書室をつくるに当たって、ここで図書購入費を減額しても問題はないのかということが心配されるんですが、その辺の予算措置はどうなっているんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） これは、住総に関係してくるので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

住民総合センターの中で図書資料室をつくるということで、初年度にそろえる備品等につきましては、工事請負費の中に含めてよろしいということで、下流からも伺っていますので、その中に含めておるのでここでは計上がないということでございます。決して買わないわけではございません。よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） その具体的な金額とかというのはわかっているんでしょうか。大体どのくらい。まだわかっていないですか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 細かいところはまだ調整していないのですけれども、1,000万を超えるかなと……〔聴取不能〕……

○議長（浅沼克行君） ほかに。

2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 幾つかあるんですけども、長引くと叱られるので2点ほどに絞らせていただきます。

まず、赤い歳入の表紙の裏になりますが、先ほど黒岩議員のほうから質問があったことと多少は重複するのかなと思いますが、ご質問させていただきます。

税務課長です、まず、町税の関係で予算の中に滞納繰越分400万です、それと下の固定資産税の関係で滞納繰越分1,000万と、それぞれ予算計上されております。こちらが滞納繰越分ということで、確定分ですから多分平成28年度末の数字から計算されたものかなと勝手に推測しております。合計の総額はそれぞれ幾らあるのか、そのうちの400万、1,000万は、先ほど0.85とかという計算式がこれに当てはまるのかどうかちょっとわかんないですけども、400万と1,000万の今期の予算計上した根拠をお願いいたします。

2点目、歳出の17ページの21目役場新庁舎整備費ということで、18億ほど計上されております。また前年度が10億ということで、都合28億というような数字は、おおよそは聞いているんですが、先般審議されました用地購入費4億8,400万ですか、これは別枠なのかこの中に含まれて補正が組まれるのか、それが1点と、また、28億なり33億だとすれば、そのうちの幾ら、今年度は国庫支出金ということで8億が計上されているんですけども、28億なり33億の中で基金事業とか、あるいは下流都県・国・県等々から助成がされるのは、総額の幾らになるのか、その2点をお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） まず、土地購入費の関係でございます。

土地購入費の4億8,400万、こちらにつきましては、この28億の中に含まれてございます。それで、2月に補正をしまして、3月で皆さんにご議決をいただいたという経緯でございます。

また、基金、この28億のうちの基金の金額でございます。こちらにつきましては、おおよそでございますが、12億5,000万円ほどが利根荒川基金で賄われるということでございますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 富澤議員のご質問にお答えいたします。

滞納繰越分につきましてはですが、予算計上は、今現在の滞納繰越額につきましてお答えします。

まず、現在というか28年決算では、1億2,512万4,250円となっております。これにつきまして、これは全体額なんですけれども、この数字が滞納額なんですけれども、これを予算計上しますと大変なことになってしまう部分がありますので、これは昨年度のその収入額、おおよその収入額で割り出しまして、この数字にさせていただいております。実際のところ、ちょっと今手元に28年度の決算がないのではっきりした数字は言えないんですけども、ただ、滞納繰越についてはその数字になっていまして、その中から毎年同じ、大体額ぐらいの予算で計上させてもらっているのが現状でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 関連しますので追加いいですか。

先ほどのご説明は、1億1,000万の400万ということで、町税の関係のご説明だけだったか

など、その下の固定資産税の関係の1,000万ですか、こちらのほうもわかれば教えていただければ。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 申しわけございません、これ、町税について幾らとかというのを、ちょっと今手元に資料を持ってきていませんので、全体額でのこれ数字であります。

〔発言する者あり〕

○税務課長（湯本 満君） そうです。なので、ご了解いただければと思います。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

3番、入澤……。

○3番（入澤信夫君） 26ページの社会福祉費、27ページと、これ福祉バスの運行には月何人ぐらい利用しているのか、また、1回何人ぐらい利用するのかちょっと教えてもらいたいのと、玉湯の利用補助金が出ているんですけども、昨年も言っていた、応桑の絹糸の湯の件はどうなっているのかちょっとお聞きしたいのと、あと紙おむつ等支給は今何人ぐらいしている人がいるのかお願いします。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 入澤議員のご質問ですけれども、まず最初に福祉バスの関係でございます。

福祉バスにつきましては、町内4コース、月2回運行しておりまして、第2、第4の週でございます。1コースについては与喜屋から萩原歯科まで、2コースでは大屋原から狩宿、福祉病院を通りまして萩原歯科まで、3コースでは浅間牧場から田通、そして萩原歯科、福祉病院まで、4コースでは川原湯、林、萩原歯科、福祉病院といった、そういったルートで回しておりまして、1コースから4コースまでの登録者数なんですけれども、104名ございます。うち、利用者につきましては、合計で12人の方が今、2月末現在ですけれども、利用されております。

65歳以上のひとり暮らし、あとは75歳以上の高齢者、障害者、そのほか町長の認めた方ということで運行しておりまして、福祉バスについては、今までどおり安定といたしますか、また3月の広報等ではまた周知をさせていただいているところでございます。

それから、もう1点が絹糸の湯の関係ですけれども、昨年、町内の温泉川原湯以外に温泉施設が利用できないかということで、絹糸の湯とか、あと地蔵川ホテルさん、それからかく

れの湯、そしてプレジデントリゾート等昨年歩きまして、絹糸さんにつきましては、今現在が、シルバーデーというのがございまして、その方、通常たしか1,000円するところを600円で減額というか、割り引いて利用しているというようなところで、今回町の、新年度になりますけれども、いろいろそういう仕組みを考えている中で、ちょっと絹糸さんの湯につきましては、冬場休業中というようなこともあります。ですから、また前向きにこれからモーションといいますか、かけていきたいと考えておるところでございます。

それから、もう1点、紙おむつの件なんですけれども、紙のおむつにつきましては、社会福祉協議会に事業委託をしております、要支援1以上または障害3級以上、療育手帳を持っている方というようなことで、給付の限度額につきましては、1カ月当たり5,000円ということをやっております。今現在、約70名の方の利用がございまして。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 3番、入澤信夫君。

○3番（入澤信夫君） バス利用の件に関しては、何人かからちょっと言われているんですけれども、余り利用がないようでしたら、例えばタクシーみたいに週に2回なり、どこどこへ行くから福祉病院まで連れて行くという日を設けてやったほうがお客さんもいいし、お金もかからないかなんていう話があるんですけれども、その辺も考えていただいて。

あと、絹糸の湯の件も何人かからやっぱり言われているんですけれども、できれば町で補助なりしていただいてやれたらというように言われているので、交渉に行くんだったら一緒に行きますので、よろしくをお願いします。

それと、紙おむつの支給人数70名とあって、1人当たり5,000円、孀恋なんかはやっていないみたいなんですけれども、必要なだけもらえる、福祉のほうは大分お金がかかるんで、足りない人も何人かいるみたいなんですけれども、余る人が結構いるんですよね。5,000円分もらっても、実際それだけ使わない人。それで、自分もちょっと携わっているんで、例えばリハビリが欲しいとか、パッドが欲しいとか、その人の需要に合わせてやっていただいて、施設でも退去した人なんか福祉事務所のほうへ連絡するんだけれども、2回、3回、退去してから来るんですよね、物が。そうするとそっくり余っちゃうんですよね。そうするとどうするんだというのと、その退去した人はもう要らないから、寄附するからという無駄なお金がかかっていると思うんですよね。

だから、その辺もケアマネなり地域包括センターの職員なりが、ある程度専門で細かく入居者等、またそれをもらっている人と相談するなり、その人の必要に応じて3,000円分だっ

てしようがないし、5,000円分くれてもしようがないし、したほうがいいのかと思うんですけれども、その辺、検討をよろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） ただいまの紙おむつの件につきまして、先ほど申し上げたとおり、事業委託ということで、社会福祉協議会でお世話になっているんですけれども、実際のところ、これからも事務連絡というのを密にしていまして、そういう過不足がないように、昨年も実は補正させていただいて、足りないというようなことで補正はさせていただいているところではございますけれども、中には必要ないという方もいらっしゃるということで、その辺は事務連絡を密にして必要に応じてやっていければと考えるところでございます。

それから、例えば限度額5,000円の中で3,000円分ぐらいしか使わないで、残り2,000円分を例えばの話、商品券とかと、そういう話になりますと、紙おむつの給付事業から外れてしまいますので、そのことはちょっと応用はできないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 3番、よろしいですか。

○3番（入澤信夫君） はい。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） 3点ほどお伺いします。

まずは、歳出の16ページです。一番上のほうなんですけれども、吾妻郡電算共同化事業、これがたしか28年度に取っかかりがあって、29年度から本格的になってきていると思うんですが、この電算を共同化することによって、経費が大分浮かすことができるんじゃないかという話でたしか始めたと思うんですが、どの程度浮いてきたのかという部分をお伺いします。

それと、43ページです。ちょっと関連があって2つなんですけれども、環境保全型農業の関係で、資材の普及対策で生分解マルチの補助が毎年400万出ていると思うんですが、これがどの程度使われているのか。農家の方だと、生分解マルチよりももっと使いやすい何か補助金はないのかという声もたまに上がったりするので、その辺がどの程度使われているのかというところと、関連しまして46ページ、環境保全型農業直接支払交付金事業120万円、これも環境保全型の農業の関係なんです、この事業がどのような事業なのかお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、初めに電算共同化の関係でございます。

こちらにつきまして、基幹系につきましては28年10月から、また情報系につきましては28年4月から新システムを導入しているところでございます。ですから、27年度との比較の金額でございます。27年度は6,046万円ほどかかっておりましたが、平成29年度になりますと、2,820万円ということで、3,220万円ほど安価になったということでございます。こちらにつきましては、今回の契約が平成34年度までこれで行われて、その後また広域のほうで引き続きこのまま行うか、再度プロポーザルをやるかというのは、広域のほうで決めていく予定でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 黒岩議員のまず1点目、環境保全型の資材普及対策事業費補助金、生分解マルチと普通マルチの差額の支給実績ということでございますが、予算の範囲内で3分の1補助をさせていただいてございます。

平成26年度予算額100万円に対しまして、100万円の歳出でございます。27、28年度予算を上乗せさせていただいて、300万の予算に対しまして、27年度が295万円、28年度が299万円、平成29年度、今年度から400万円計上させていただいてございます。実績はほぼ満額の支給になろうかと思えます。よろしく願いいたします。

それと、46ページ、環境保全型農業直接支払交付金事業の内容でございます。環境保全型農業、地球温暖化防止とか生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組まれている、県で認定されている農業団体に対する支援を行ってございます。町内では、1つの団体がこちらに当てはまります。交付額につきましては、内容につきましては、カバークロープ、緑肥とかエンバクを作付してそのまま肥料にすると、ほかの外部からの肥料を使わずに、環境保全に努める補助という形になります。この額につきましては、10アール当たり、県と町でそれぞれ2分の1で4,000円、さらに国より4,000円ということで、10アール当たり8,000円が上限額になります。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

電算共同化については、共同化の効果が大変上がって半額程度で済んでいると、非常にこれほど節約できるということはないと思うので、ぜひ今後も続けていただきたいと思えます。



また、環境保全型農業につきましても、すみません、僕の認識がちょっと甘くて、生分解マルチよりもほかのなんていう話をよく聞くものですから、思いのほか全て使われているということで、ぜひ継続をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（浅沼克行君） ほかには。

6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） 最後に、あと2点お伺いします。

1点が33ページです。児童措置費の中でこども館の運営事業というのが、中央こども館、応桑こども館、北軽こども館と3館あるわけですが、僕の認識ですと、こども館に一番子供がいっぱい利用しているのが北軽じゃないかという認識があります。その中で、職員の賃金だったりとかが3こども園で割とばらつきがあります。北軽を見ると応桑なんかよりも低いという部分があったりして、ほかの部分は、消耗品費ですとか通信運搬費なんかはほぼ同じなんですけど、この辺の人件費の違いというのはどのような形で出ているのかというところが1点です。

それと、もう1点が66ページです。住宅建設費で公営住宅整備事業ということで500万ほどが計上されておりまして、これはたしか林の新しい町営住宅の関係だと思うんですが、先日の補正予算の関係で質問させていただいた中で、現在町営住宅で空き部屋が10部屋あるという中で、これ新たなまた町営住宅をつくるということになるわけだと思うんですけども、そんなところで、入居者の予測を立てた上で、極端な言い方をしますと無駄なものはつくらなくてもいいんじゃないかという思いもするわけです。

せっかくだって、町が今、空き家対策を一生懸命やっている中で、町みずからが空き家をつくる必要はないのかなという思いもあるのですけれども、その辺、課長とともに町長のお考えを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（浅沼克行君） 教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 黒岩議員さんの1点目のご質問にお答えしたいと思います。

町内3つのこども館、29年度から運営をさせていただいております。

まず、中央こども館につきましては、臨時職員が3名おります。応桑こども館につきましては、臨時職員が4名おります。最後に北軽井沢こども館につきましても、臨時職員が4名で対応しているという状況でございます。この中央こども館、応桑こども館、北軽井沢こども館、実質的には2.5人のカウントになっております。フルタイムの方が2名、パートタイ

マーの方が1名で、4人というカウントになるのは勤めている職員の関係で、どうしても1週間勤められないという方がおりますので、週2日勤務の方もいますし、週3日勤務の方もおります。というような状況で、職員カウントは2.5人カウントというふうに捉えていただければと思います。

応桑と北軽井沢で差が出ているという状況でございますが、こども館に勤務していただく職員の方で、教諭の免許、または幼稚園教諭の免許をお持ちの方については、一般の職員よりも賃金が高くなっております。中央こども館につきましては有資格者がおりません。応桑こども館につきましては有資格者が2名、フルタイムの方でおります。北軽井沢こども館につきましては有資格者が1名という状況ですので、人件費の差がここで発生しているという状況でございます。

平成29年度、1年間運営させていただきまして、先日、保護者の方、利用者の方、アンケートをとらせていただきました。こども館が、以前ですと5時、5時半ぐらいまでしか子供を預けられなかった状況ではあったんですが、4月からは6時半まで利用もできる、また土曜日の開館もしておりますので、そういった形で保護者の方も利用しやすくなっているのではないかなということで、ご意見はいただいている状況でございます。

また、今後もいろいろと改善しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 黒岩議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、地元地区からの要望により、水特事業にて林地区に公営住宅の建設の計画をしております。現在の状況なんですけれども、地元と協議、調整を行っております。ただ、建設場所、あと建設戸数というのはまだ確定しておりません。また、今後引き続き調整のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 黒岩議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員のおっしゃるとおり、無駄なものはつukらない、これは私もそういう意見に同感でございます。ただ、これはダム你的生活再建関連事業に伴うものでございまして、ダムの事業だからやるんだということではなくて、5地区に関してはこのダム建設のために人口減少が見

られる中、それを克服していくために、5地区の中で50戸を建設するという約束のもと、今まで各地区で進められた経緯がございます。

その中で、林にとっても同じことが言えまして、これは確定的なことは言えませんが、今回、最大で5戸つくれる形にはなっているんですけども、まだ決定はしていませんが、私の中では入居は期待できるものと見ていますし、入居されないと困るという形でも思っています。もっと言えば、あきが目立つところもありますけれども、町外から移住をしてきている公営住宅もあるわけでございますので、そのあたりのところは、我々行政が発信をして宣伝をしていくべきだと、そのように考えております。

また、その5地区と、あるいは北軽井沢、応桑の空き家については、結構体質が違うものがございます、北軽井沢、応桑の空き家対策は、これはまた別のものとして、真剣に考えていかななくてはならない部分もあろうかと思えます。

今、国が推し進めようとしている民泊事業に関しても、町としても条例もしっかり、規制するところは規制して、それを使えるところはしっかりと使っていくというスタンスで、私としては考えておりますので、議員のほうからもご協力、あるいはアイデアを頂戴できれば幸いです。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

こども館に関しては、本当に子育て支援の一つだと思いますので、今までよりも保育時間も長くなって、大変、保護者の方たちも利用しやすくなっている部分があると思いますので、今後ともぜひ頑張っていただきたいと思えます。

また、住宅に関しては、やはり水特事業であるということは、これはもう言い方は悪いですが、つくらなきゃならないもの。であるならば、しっかりと入居者が入るように、ぜひ町長、トップセールスであちらこちらに宣伝をする、また長野原町の住みやすいところをアピールする、また住みやすい町にするということをして、ぜひ外部から人を呼び込む、当然、町内にいる人が移り住むだけじゃ間に合わないと思うので、ぜひとも町外の人たちを呼び込むような施策をどんどん打ち出して行って、つくった町営住宅にいつも活気が満ちあふれているような、にぎやかな住宅になることをお願いしまして、終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（浅沼克行君） 10番、豊田銀五郎君。

○10番（豊田銀五郎君） 時間ないところすみません。

19ページですか、水源地域対策特別措置法による事業の中で、1番目の8億390万円、それから次のページの4番目と9番目、時間の関係で、これについて概略で結構ですから、課長でいいかな、ダム課長、概略、内容を言える範囲で説明をお願いします。

19ページ、歳入です、ダム関連。5款ですか、8億390万円の。それと次のページの4つ目、3億1,510万円、それと9番目の4億3,415万5,000円。この3点について概略、内容説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 豊田議員の質問にお答えいたします。

まず、歳入の19ページの5目の水源地域整備事業費負担金の一番上ですね。道路整備事業の水源地域対策措置法12条による負担金8億390万円なんですけれども、これにつきましては、道路整備事業ということで、町道の林長野原線、川原湯幹線街路、町道の林線、それと川原湯温泉の駅前広場、それと長野原の駅前広場、それぞれの事業費で8億390万円という内訳になってございます。

続きまして、20ページの農林漁業経営近代化利用施設整備事業の12条の3億1,510万円でございますけれども、これが林地区で今計画しています加工所の関係です、その水特の負担金となっております。

それと、公園事業の水源地域特別措置法第12条による負担金4億3,415万5,000円でございます。これにつきましては、公園整備事業ということで、川原湯地区の金花山温泉公園、上湯原森林公園、丸岩森林公園等の事業費となっております。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） いいですか、10番。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第27号 平成30年度長野原町一般会計予算については、原案のとおり

可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号から議案第37号までの平成30年度各特別会計について質疑を行います。

なお、こちらについても質疑が多数ある場合は、一度に3カ所までとしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。

9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） 1点だけです。

農業集落排水事業特別会計予算書についてご質問をいたします。

長野原町は、この群馬県においても下水の使用量が非常に悪いという、これは昨年、新聞で読みました。この農集排も、これは強制的に入れるものではないもので、入っても入らなくてもいいよというようなことで、なかなかこれが、この事業が進んでいかないのかなというふうに思っております。

私も昨年、長年使っていた浄化槽が壊れまして、県から指摘を受けまして、浄化槽を変えるかどうにかしろなんていうあれをしていきまして、やっとそれでも農集排のほうにお世話になることになって、しかしながら、そういういろんな手続をしながら、なかなかこれ大変だなという思いが実はしまして、簡単にぱっぱとできるものじゃないなというような感じを受けまして、そんな感じで、なかなか農集排に加入する人がいないのかなというふうに思っているんですけども、今現在、どのくらいの方が農集排に加入しているのか、それがもし、率でもいいです、わかれば教えていただければ、お願いします。

○議長（浅沼克行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（都丸 齊君） 28年度の決算認定におきましてご報告させていただきました数字でございます。

まず、新田処理区の加入率でございます。64.3%、192戸でございます。大屋原処理区でございます。50.5%、51戸でございます。小菅処理区でございます。31.9%、121戸という状況でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） ありがとうございます。

この事業もなかなか大変だと思うんですけども、都丸課長ももう定年で、最近すごくうれい顔をしていて、定年とはいいのかなと。いろいろお世話になって、また次の人にかわると思うんですけども、ぜひとも、次の誰が課長さんになるかわかりませんが、この事業をぜひ進めていっていただきたいと、そう思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（都丸 齊君） 大変、お褒めの言葉をいただきまして、大変恐縮でございます。大変ありがとうございます。

議員さんおっしゃいますように、昨年、農集排に入ってくださいまして大変ありがとうございました。やはり事業費が高いということはネックでございます。議員さんおっしゃられるように、やはり自分のうちで、トイレでも改修したりしまして、あとは浄化槽が古くなったりしまして、そういう切りかえがありますと結構入っていただけるんですけども、うちを新築して、浄化槽があつて、それがなかなか稼働している段階は、どうしてもまだちょっと加入はいいんじゃないかと、そういう世帯もおります。

あとは、大屋原、北軽地区につきましては、1戸の敷地が大変大きいわけなんですよね。例えば通りに管が入ってまして、そこから宅地までの距離が長いとか、長くてやっぱり水回りというのはどうしても道路、うちの裏にありますから、延長が長くなっちゃう。そうしますと何百万という工事費になるようなことがございます。なおかつ自分のうちでまだそういう設備がしっかりしているとなると、やはりちょっと加入がためられるという、そんなような意見もお聞きしました。

いずれにしても、まだまだ低い加入率でございますので、今後加入率を上げるように努力いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） 町長にお願いをしたいんですけども、この農集排だけじゃなくて、補助金が20%だと思いましたがけれども、都丸課長、そうですね、20%。補助金をいただきまして私も工事をしたんですけども、この長野原の下水の加入率を上げるためには、この下水の事業だけでもちょっと補助金を上げてもらいたいような気がするんですけども、町長の判断で。

今は20%なんだけけれども、それを30、何の根拠もないんですけども、30%ぐらい上げて

いただければ、もうちょっと加入率がふえるのかなというふうに考えますけれども、その辺はよろしく願います。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） その割合の件に関しては、この場では検討させてくださいとしか申し上げられません。

ただ、この農集排、あるいは下水の件に関しては、将来町の確実な負担になるものであることは確かでございます。これ、加入率を上げればよくなるのかと思うと、そうでもない部分がありまして、ちょっとここでははっきり申し上げられませんけれども、真剣に議論をするところだというふうに思いますので、これからも議員の皆さんにはご指導賜りたいなというふうに思っております。

よろしく願います。

○議長（浅沼克行君） 9番、よろしいですか。

ほかには。

6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） 3点質問をさせていただきます。

まず、議案第28号の国民健康保険特別会計なんですが、歳入の6ページです。一般被保険者国民健康保険税が1,378万3,000円と減額になっているんですけども、この減額の要因は、例えば国民健康保険の加入者が減ったのかどうか、その辺をお聞きいたします。

それと、議案第31号 農業集落排水事業特別会計の中で、7ページです。最適整備構想策定業務ということで1,420万円、この最適整備構想というのはどのようなものか教えてください。

そして、もう1点が公共下水道事業特別会計です。歳出の6ページ、13節の事務委託料と15節の工事請負費、これがどこの工事なのか教えていただきたいと思います。

よろしく願います。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 黒岩議員のご質問にお答えします。

まず、国民健康保険被保険者の前年度からの比較で、1,378万3,000円減額となったということにつきましては、昨年度1,768名被保険者がありました。30年度につきましては120名ほど減員になりまして、その分が減額になっております。退職被保険者のほうにつきましても、66万6,000円ということで、30名ほど減員となりますので減額となっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（都丸 斉君） まず、1点目の質問でございます。最適整備構想策定業務でございます。

現在、農業集落排水事業は、応桑、北軽井沢地区に3つの処理施設を設けて行っているところでございます。新田処理区の供用開始は、平成12年度で18年が経過しております。また、大屋原処理区の供用開始は平成17年度で13年が経過しております。このような状況下で、処理施設と管路、またマンホールポンプも経年劣化が著しくなっております。

平成30年度より、施設の長寿命化を図るための全ての施設において、劣化の状況を調査いたします。この調査をもとに、今後の管路を含む処理施設を最適に更新するための検討業務を策定するものでございます。

次に、2点目でございます。管路の設計でございます。まず、町道5-10号線、町道嶋木線、林長野原線でございます。あとは管路の工事でございます。町道林長野原線、川原湯温泉幹線街路でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

国民健康保険については、人数が減っているということで、これはやむを得ないのかなと思います。そして、都丸課長には惜別の質問ということで、ありがとうございます。工事の場所はわかりました。

それと、最適整備構想ということで、僕もこのような仕事に携わっている関係で、どうしてもやっぱりポンプやなんか傷んだり、管路が傷んだりということがあると思いますので、ぜひしっかりと検査をして長く使えるように、いい最適化の構想ができるといいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

答弁結構です。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 議案第33号 平成30年度介護保険特別会計予算書の中の歳出の20ページです。

ここで包括的支援事業、任意事業という中で、今まで聞いたことのない言葉が説明の中で



ありました。生活支援コーディネーター、この人はどういう資格とか、どういう能力を持って、たしか説明の中では介護とかそういう需要の掘り起こしもやると、それから医療機関、それから介護、各機関も回って、あいだの調整をするというような説明を聞いた記憶があるんですが、どういう人がこれに当たるのか、説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） ただいま牧山議員の質問ですけれども、ちょっと説明不足な面もございまして、申しわけございません。

介護保険の中の歳出の20ページの中に包括的支援事業という言葉が出てきまして、その中で先ほど臨時職員を1人募集したいというようなお話をさせていただきました。これはいわゆる今いろいろ問題になっております地域包括ケアシステムの構築に向けた中で、やっぱりこの介護の位置づけというのが大変重要になってきます。やはり地域と、今までは介護施設と病院からその住民のおうちの方とそういう連携も、どっちかというとままならないような状況がありまして、退院しても、じゃ、どうしようとか、施設へすぐ入れるのかとか入れないのか、おうちに帰れるのかというようないろんな問題がある中で、その橋渡し役といえますか、生活支援コーディネーターということで、地域での生活を支える方を想定しておりまして、例えば社会福祉士ですとか、いろいろそういう資格を持った方になっていただければ理想でございます。

これも新年度、これを位置づけるに当たりまして、いろんな課題がまだあるかと思うんですけれども、そういった高齢者のニーズの吸い上げ、あとはニーズに沿った住民サービスの創出ということで、先ほどお話しさせていただいたとおりでございます。地域と各施設等、いろんな関係施設等の橋渡しの存在ということで考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） これは本当に今までにない仕事をしてくれる人だと思います。しかも、今必要とされている人だというふうに思います。

やはりきちんと資格を持って、福祉に詳しいということがまず大事です。それから、地域のことは最初は知らなくてもいいけれども、役場とかが密接にかかわってやる中で知っていただくということが大事だと思います。ぜひそういう観点で、適正な人選をお願いしたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 答弁求めますか。

○8番（牧山 明君） 町長に。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

生活支援コーディネーターの件には、つい先日、担当と話し合ったところでございまして、まさに地域を救うことができるのは、僕は人だと思っています。しかも、社会福祉士等々の資格を持っている人間があれば一番いいと思うんですけども、私の考えとしては、資格よりもやる気だというふうに思っております。

そういう観点から、この400万円を死んだ金に使うんじゃないと、一本釣りでもいいから、地域のためになる人間を見つけてくるようにという指示を出したところでございます。私もそういう思いで探していきたいと思っておりますし、議員の皆様からも、この人はという人がいればぜひともご紹介いただければいいなと思っています。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） ほかには。

6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） すみません、もう1点だけお願いします。

浅間園事業特別会計なんですけれども、5ページ、事業委託料で30万円、これは熱気球を上げる、体験搭乗するというお話だったんですけれども、雑入のほうにも熱気球ということで、雑入が上がっているんですが、有料で体験をさせるのか、またこれいつごろどんな、例えばイベントとかと絡めてやるのか、その事業の内容をお聞かせください。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 黒岩巧議員のご質問にお答えいたします。

現在予定しています熱気球につきましては、一応、期日がもう既に決まっております、6月3日の日曜日に行く予定でございます。それで、熱気球ですので、風があるとできないので、早朝から朝にかけて行く予定でございます。3時間ほどのフライトになるんですけれども、それで一応実施をする予定でございます。

料金につきましては、1人4,000円を想定しております、今までやっていたヘリコプターと同じような形で、チケットを事前に販売して、当日乗っていただくというような形で準備をしております。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） 1人4,000円。

それで、気球、前、北軽のやっぱりわくわくフェスタで気球の体験搭乗をやったことがあるんですけども、そのときは20メートル程度の、4カ所にアンカーを置いて、ただ上下、上がっておりてくる、上がっておりてくるだけだったんですけども、これ4,000円いただくということになると、多少飛んだりということも考えているんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） すみません、基本的には上がっておりだけです。

ただし、その高さにつきましては、ちょっと今、業者とも検討はしているところなんですけれども、ほかの地区で営業している金額が大体そのくらいで、時間と人数を割り返して、基本的にこの委託費で納入いただければ足が出ないという、多少もうけが出るという金額の設定になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） ちょっと感じたのは、4,000円だと高いかなという感じがしなくもないんですけども、あとは時間等にもよると思うんですが、やっぱり乗った方、4,000円取るからには、ちゃんと満足していただけるような方向を考えて実施していただきたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） ご忠告を真摯に受けとめまして、きちんと検討させていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより議案第28号から議案第37号まで10件を一括採決します。

お諮りします。議案第28号 平成30年度長野原町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第29号 平成30年度長野原町へき地診療所特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第30号 平成30年度長野原町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第31号 平成30年度長野原町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第32号 平成30年度長野原町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第33号 平成30年度長野原町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第34号 平成30年度長野原町生活再建支援事業特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第35号 平成30年度長野原町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第36号 平成30年度長野原町浄化槽整備事業特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第37号 平成30年度長野原町浅間園事業特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号及び議案第39号、平成30年度各事業会計予算について質疑を行います。

こちらについても、質疑が多数ある場合については、一度に3カ所までとしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより議案第38号及び議案第39号を一括採決します。

お諮りします。議案第38号 平成30年度長野原町浅間上水道事業会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第39号 平成30年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第15、議案第40号 財産の取得について（湖畔桜沢沿い緑地公園用地）を議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第40号 湖畔桜沢沿い緑地公園用地にかかわる財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画事業で、川原湯温泉駅の利便性向上を目的として、駅利用の観光客等の待合機能の充実を図るため、平成30年度から公園整備工事に着手することから、事業用地を取得するものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 議案第40号 財産の取得につきましてご説明させていただきます。

今回の取得につきましては、町長説明のとおり、湖畔桜沢沿い緑地公園用地として、国土

交通省より土地を取得するものでございます。取得する土地につきましては、3月議会全員協議会で報告したとおりでございます。

土地の所在につきまして、長野原町大字川原湯字金花山540番の1ほか13筆で、地目は雑種地、地積につきましては8,430.33平方メートルでございます。取得目的は、湖畔桜沢沿い緑地公園用地。取得金額につきましては、6,997万1,739円でございます。取得の相手方につきましては、分任契約担当官、関東地方整備局、八ッ場ダム工事事務所長、朝田将でございます。

次のページにつきまして説明させていただきます。

こちらのほうにつきましては、土地の実測図でございます。図面赤色で囲っております箇所が取得する用地でございます。

なお、取得する14筆の土地地番と面積につきましては、図面右側下に記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第40号 財産の取得について（湖畔桜沢沿い緑地公園用地）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発委第1号の上程、説明、採決

○議長（浅沼克行君） 追加日程第16、発委第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改めることを求める意見書の提出についてを議題とします。

初めに、提出者による提案説明を求めます。

総務文教常任委員長、入澤勝彦君。

〔総務文教常任委員長 入澤勝彦君 登壇〕

○総務文教常任委員長（入澤勝彦君） 議長の指名をいただきましたので、提案説明をさせていただきます。

公的年金は、高齢者の生活を支える基盤である。日本における年金支給制度は平成2年に年金支給が3ヶ月から隔月となり、約27年もの月日が経過しているところである。このような中、多くの国民における消費生活のサイクルは月単位であるとともに、先進国においては年金の毎月支給は常識となっている実態がある。

また、平成28年度政令都市国保・年金主管部課長会議において厚生労働省へ「国民年金に関する要望書」を提出しており「年金受給者となってからも現役時代の生活習慣をそのまま継続しやすいよう年金の支払い期日を隔月から毎月へ変更されるよう併せて要望する」と年金の毎月支給を要求したところである。年金の毎月支給について年金受給者に反対する者はおらず、政党や財界から反対の声もない状況で、既に岩手県議会や宮城県議会では関連する決議も行われていることからこの問題は国民的要求として定着しつつある。

年金の毎月支給は国際基準でもあり、年金の毎月支給は高齢受給者にとって切実かつ緊急な問題となっている。以上のことから、年金支給の隔月支給を毎月支給に改めることを強く要望する。

以上、朗読を持ちまして提案説明とさせていただきます。

○議長（浅沼克行君） 本案は、当委員会審査の結果により提出され、委員会報告も了承されておりますので、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。発委第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改めることを求める意見書の提出については、原案のとおり関係機関へ提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。



◎委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

○議長（浅沼克行君） 日程第17、委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第74条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会より、配付のとおり申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり扱うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、申し出のとおり決しました。

ここで暫時休憩といたします。

2時50分より再開いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時50分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。

---

◎一般質問

○議長（浅沼克行君） 日程第18、一般質問を行います。

今回通告のありました一般質問者は5名であります。通告順に質問を許可します。

---

◇ 篠原 茂 君

○議長（浅沼克行君） 1番、篠原茂君。

〔1番 篠原 茂君 登壇〕

○1番（篠原 茂君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、町長に対しまして質問させていただきます。

小中学校の統合につきまして、この問題につきましては昨年今ごろでございますが、質問させていただいたところでございます。その後1年が経過しておりますので、その進捗状況並びに今後の対応等につきまして、町長のお気持ち、お話をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

小中学校の統合についてのお尋ねでございますが、これまでの経過につきましてご説明いたします。

昨年の3月定例議会におきまして、学校統合問題に関する検討の場を29年度中に立ち上げ、具体的な協議を進めてまいりたい旨を申し上げ、教育委員会では今年度、教育委員、PTA、保護者会の役員や、学校長等教育関係者を対象に、小中学校のあり方検討会を実施いたしました。

会議に出席した方からは、小学校の統合には否定的な意見や、学校は地域とのかかわりが深く、また、現状はすばらしい教育環境であるという意見が出されました。また反対に、中学校はある程度の規模が必要で、特に部活動に関しては生徒数の減少から部の存続の心配や、選択肢をふやしたほうがよい、子供たちに不利益があるようでは統合も考えなければならないといった意見もございました。

その後、各学校において、PTAの会議等で小中学校のあり方についての話し合い等をお願いいたしましたが、現時点では特に意見集約はできていないのが現状でございます。

町では、教育委員との総合教育会議において意見交換を行いまして、統合する、しない、双方の声を出し合う場を設けて検討していく必要があるということを再度確認したところでございます。

学校は地域とのかかわりが深く、今後も保護者や地域の方、教育関係者等との話し合いを行い、よりよい方法を探していけるよう取り組んでまいりますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 1番、篠原茂君。

○1番（篠原 茂君） この問題につきましては、さきの何と申しますか、町長さんのときに、

もう既に統合するという決定を得ているというふうに伺っておるんですが、それが延期になっているというのが現在なのかなというふうに認識しておるんですけども、特に東部の4カ町村におりますと、非常に学校の問題につきまして、早く統合してくれないと困ると。中には、やっぱり私の知っている方でも、わざわざ転居なさるといような方もいるような状況でございます。

やはり学校といいますか、行政の我々としまして、やっぱり子供目線、それから子供にとって何が一番いいかというところからご判断をしていただき、私が思うにはできるだけ集団の規律なり、集団での行動ができるようにするのがまず先ではないかなと思っています。

やはり、ざっくばらんに言いますと、第一小当たりの二十数名、あるいは1クラス2人、3人というのは非常にやっぱり異常だと思いますし、できるだけ早く統合していただきたい部分が地元の意見でございますので、先般お願いしましたのは方向づけだけでも出していただきたい、私に言わせれば統合というのは決まっている段階での話でございますので、これにつきましてのやはり行政の力を結集していただきたいと思っておるんですが、もう一度お願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 私の記憶では第一小と中央小の統合は延期ということではなくて、凍結ということ平成17年に出されたというふうに記憶しております。

この統廃合の問題は、私は統合するとも、統合しないともこれまで申し上げておりませんが、私の中では統合をしてくれという意見が大多数だというふうに想像しておりました。がしかし、このたび行いました小中学校のあり方検討会の中で、統合には否定的な意見も出てきたことも確かです。地域とのかかわり合いが深いので、現状のまま残してくれという意見も出てきたことも確かでございます。

正直、これは私にも責任があるんですけども、議員の皆さんがどうされたいのか、それすらも感じ取れていない現状でございました。もちろん篠原議員がこの小学校4校、そして中学校2校についてどう考えているのかも、まだ正確に聞いていない状況でございました。

この問題に関しては、政治的な判断で、かなりスピード感を持って判断をすることによって動く問題だというふうに思っております。がしかし、私はそのほかの事業に関しては、かなりスピード感を持って動くように職員にも指導していますし、私も自分自身にも言い聞かせて動いておるところでございますけれども、この政治的判断で簡単に右左が決まってしまうこの事業に関しては、私はこれからも慎重に考えていきたいと思っておりますし、議員の

皆さんの意見も改めて、この場ではきょうは無理かと思えますけれども、議員懇談会等の席でお声を聞かせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 1番、篠原茂君。

○1番（篠原茂君） 確かにこの問題につきましては、地域差があると思うんですね。

そこで、聞きたいんですけれども、あり方の検討会を各学校で、あるいはPTAでおやりになったというのは何回ぐらい、あるいはどんな方向でアンケートをとる、あるいは話し合いをされたのでしょうか。その辺をちょっと発表していただきたいと思います。

それから、今、町長さんが最後に議員の意見も聞いていないというお話でございましたが、ぜひこの問題につきましては、そうすれば、議員の間におきましても話を上げたいと思います。

ただ、もう一つ私が聞きたいのは、町長さんのお気持ちもちょっと聞きたいところがあったんですけれども、全くニュートラルで、どちらでもないということが町長さんのお気持ちでございますでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） まず、小中学校のあり方検討会についてでございますが、いろいろな、私は意見を聞く場を、私が町長になってからつくってきております。若い人間たちだったり、酪農部だったり、野菜部だったり、建設関係であったり、いろいろな意見を聞く場をつくっておるんですけれども、私が出たほうが断然いいという場もありますけれども、私がないほうが話が進むというケースもありまして、今回の小中学校のあり方検討会に関しましては私は出席をしておりますので、報告のみを受けておるだけでございます。もしお許しいただければ、その細かい説明のお話は、教育長にちょっとかわってお答えさせていただければと思います。

続いて、2点目は、議員の皆さんとちょっと意見を聞いてみたいという、その会に関しては、また何か同じようなパターンになってしまいますけれども、議長にお願いして、それだけの問題ではなくて、議員の皆さんお忙しいでしょうから、時間がとれるときにお願いをしたい、こちら私のほうからもお願い申し上げたいと思います。

それと、先ほどの最後の質問ですけれども、私の中では先ほども申し上げたように、統合するとも、統合しないとも申しておりますし、正直私の中でもどちらにかじを切ったら長野原町の子供たちの幸せにつながるかということは、ここで公言することはできません。な

ぜかという、私の発言というのは、やはり非常に重要な発言があらうかと思えますけれども、これに関してはかなり責任がある言葉にならうかと思えますので、今の段階では統合するとも、統合しないとも申し上げません。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 教育長。

○教育長（市村隆宏君） 先ほどの篠原議員の発言の内容の一部にあり方検討会の様子も含めて何回ぐらい行ったのか、また、その後のPTAの話し合い等が何回ぐらいあったかということなんですが、昨年の11月22日、それまでの間に教育委員会の中では話題にしたことがあります。その中でどんなふうにより方検討会を開いていこうかということで、昨年の11月22日に山開センターで教育委員、それから小学校、中学校、幼稚園の長、それとそれぞれのPTA会長を総勢24名、当日残念ながら欠席が2名おりましたが、合計22名で話し合いを行いました。

その中では、現在、残念ながら小さい学校代表で第一小学校のPTA会長がその日たまたま欠席だったので、その方の意見が聞けなかったんですが、第一小学校では校長なり、それから、それにかかわっている、そこに行く幼稚園の園長等も来ておりました。

そんな中で、今現在第一小学校が一番小さいんですが、そこにいる子供たちの様子で、たった2人の学年に行くのはとっても不安で行ったんだけど、行ってみたらとてもよかったというような意見がやっぱり校長だとか、それから、そこにいた園長とかからの話で出ておりました。

小さいからまずいという話がこの会議の中では余り出てきませんで、小さいがためによく見てもらえているとか、第一小学校はそれを工夫して、1年から6年を縦割りに毎朝一緒に活動をしているとか、工夫をした活動をしている中で、ことしの6年生、たった1名なんです、修学旅行は中央小と一緒にしています。それから、マラソン大会も中央小と一緒にしています。縄跳び大会、かるた大会、中央小と戦ったり一緒にやったりということで、1人しかいない、2人しかいないということを理由に孤立しないように、全体で校園長会でも話し合いながら進めているという現状もあるので、今は教育委員さん、それから校園長さんの考えの多くは、PTA会長さんも含めて、今の学区の中の地域性を余り失いたくない。これを一緒にしちゃうと、その地区のよさがなくなってしまうんじゃないかというような意見が大分多かったのを記憶しております。

ただ、それは大人目線というか、外部の目線に近いので、PTAで聞いてみようとい

うことで、2月、3月に行われるPTA総会のときに話題にしてくださいというふうをお願いをしてあったんですが、大分時間がたちまして忘れてしまった学校と、それから、話題に出したんだけど、余り意見が出なかったという学校もありました。そんなんで、その部分については、余り大きな意見を聞けなかったのも、また4月にPTA総会がある学校がありますので、そこでもまた話題に出して、統合についてどういうふうに思っているかというようなことを意見集約をしていきたいなというふうには思っております。

今現在はそんなような形で、中学校のほうについては、これから将来減っていく数が一応計算できていますので、部活が成り立たなくなるということを見越した上で、統合も考えていかなくちゃいけないんじゃないかということもありますが、今のところ東中も西中も今の規模でだいぶ県大会に行っています。

そういう意味では、成り立たなくて全く困るというようなことではない部分もあるので、今後学校の先生方とも相談しながら、あるいは子供の様子を見ながら、小さい学校が大きい学校に勝つ魅力というか、そういったモチベーションを子供たちが持っている、そういう部分も東中、私が校長をしていたときにもありました。

ちっちゃい学校がでっかい学校に勝つための努力をしたんだというようなことも、子供たちが言っていたこともありますので、今一概に、ほかの地区の統合を見て、東吾妻町が5校一遍に統合したときに、100人のテニス部がたった3面のテニスコートにあふれ返っている様子を見てきました。あれはちょっと統合したらまずいなという、そんな感じを受けた覚えがあります。いきなり野球部も五十数人になって、今までちっちゃい学校のレギュラーだった子たちが全部ベンチに入れなくなって、そういう経験を余り子供に急激にさせたくないなという思いもありました。

それから、嬭恋とか東吾妻、今バスが9台、10台で登下校していますが、朝6時過ぎに出て朝練に来る子、それからバスに乗っていたために、嬭恋方面、駅伝が物すごく強かったんですが、最近は全く上位に入っていないという、そういったような情報も入ってきたりしていて、できるだけ子供たちが自力登校できるような状況、それから、子供たちの人数が極端に減り過ぎて、何もできなくなる前には統合も考えなくちゃいけないとは思いますが、今のところ、それを統合ありきで考えなくてもいいのかなというように感じを私自身は受けております。

また、教育委員会でも話題に出していきますので、議員さん方のお考えや地域の人の意見等がもしありましたら、保護者の意見とも含めて、教育委員会に何なりと意見として申し入

れてもらっていいと思います。そうすればもう少し盛り上がり、全体集会じゃないですけども、みんなで意見を交換し合う会も持てるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） この問題につきましては、ただいま町長からもお話がありましたように、議員の皆さんのお話をまだ聞いていないというところもあるかと思います。本当に学校統合、根の深い問題でございますので、今年度中というわけにはいきませんが、新年度になってからでも、また、議員懇談会等を開くこともあると思いますので、そのときにも皆さんの意見をお聞きしながら、議会としての統一見解を進めていきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

---

◇ 黒 岩 巧 君

○議長（浅沼克行君） では、次に6番、黒岩巧君。

〔6番 黒岩 巧君 登壇〕

○6番（黒岩 巧君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、萩原町長の施政方針について一般質問をさせていただきます。

萩原町長は今定例会初日に、平成30年度は子育て経済的支援、高齢者生きがい支援、障害の有無や年齢差によらない元気な町づくり、八ッ場ダムとともに生きる持続可能な町の構築、「オールながのはら」連携による町づくりの4点を重点テーマに掲げた施政方針を述べました。

テーマごとの施策の中で、具体的な施策をお聞きしたいところが6つほどありますので伺います。

まず、子育て経済的支援について、給食費無償化のほかに、より子育てしやすい環境をつくるための適切な応援を拡充するとは具体的にどのような施策か伺います。

次に、防災について、町民の意識を向上させるための施策を展開していくと述べておられますが、町民の意識を向上させる具体策について伺います。

3つ目は、社会福祉協議会の改革が必要不可欠で、町民に寄り添い、ともに歩んでいける組織とはどのような組織か、お考えを伺います。

次も組織に関してですが、町全体の地域振興を担う組織とは具体的にどのような組織か伺

います。

5つ目は、町の基幹産業である農業を強くするために、有害鳥獣による被害対策や農地等の多面的機能保全の事業等、施政方針で述べている施策以外にはどんな施策をお考えか伺います。

最後に、町長の施政方針のキーワードは連携だと思いますが、町長の思い描く連携について具体的にお聞かせください。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 黒岩議員のご質問にお答えいたします。

子育て経済的支援につきまして、来年度は中央こども園の開園、町内3カ所あるこども館の運営拡充、また、児童発達支援事業所の開設により拡充してまいります。

また、昨年12月に開始した中学生を対象とするひとり親世帯向けの家庭訪問型による学習支援のさらなる充実を図り、今後も適切な応援ができるように取り組んでまいりたいと思います。

次に、防災につきましては、町民の意識を向上させるための施策として防災フェスタを開催し、多くの方々にご来場いただいたところでございます。来年度は防災講演会を予定するほか、浅間山の火山防災を目的に、避難経路等を含めた防災マップの作成に向けた作業を進める予定であります。

次に、これからの社会福祉協議会に求められている役割は、地域包括ケアシステム構築の中心的な組織になることだと私は考えております。

次に、長野原町全体の地域振興を担う具体的な組織は、公益社団法人、あるいは一般社団法人、NPO、振興公社などの形態が考えられますが、それぞれに長所や短所がありますので、今後どの組織が長野原町にとって適切か検討してまいりたいと考えております。

次に、町の基幹産業である農業を強くするための施政方針で述べていること以外の施策につきましては、当初予算で説明したとおりではございますが、あえて申し上げるなら、環境保全型農業に配慮した生分解性マルチへの利用促進や、長野原町畜産先進技術導入推進協議会による農家への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、私が思い描く連携とは、「オールながのはら」を形にすることでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。



○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） 私、きょうの一般質問でどうして具体的な策をお伺いしたいと言ったかといいますと、昨年の町長の施政方針は、今回の施政方針に比べると大分細かくいろんな策が書いてありました。その中でちょっと、これは言っていていかどうかというところがあるんですが、4月に町長選を控えているということもあり、なかなか具体的な策は言いづらい部分もあるのかなとは思うんですけども、どうも今の答弁をお聞きしても、ちょっと抽象的な表現が多かったりとか、具体的なものをもう少しお聞きしたいというのが本心であります。

子育て支援に関しては、中央こども園であったりとか、発達支援の施設であるとか、これは予算書にあったものということで、それをぜひ進めていただきたいのはもちろんなんですけれども、子育て支援、経済的支援という部分で、もう少し何かほかにも策がないのかなと思う部分、他町村と長野原町、どちらに住もうかといったときに、やはり子育ての部分で現実問題として、例えば軽井沢に、例えば草津に行ってしまう人がいるのは、私も見ております。

そんな中で、住むのは長野原だ、子育てするのは長野原だというような策、お仕事は、例えば長野原町内になれば草津だったりとか、軽井沢だったりとか、あくまでも生活の基盤は長野原に置きながら、仕事にはよその町村に行って、長野原町で生活する、子育てをするというような策を何かできないものかというのを常々思っているんですけども、その辺は町長としていかがでしょうか。

また、防災については、僕、過去の自分の一般質問を調べたところ、24年の9月と27年の6月に2回、防災関係の質問はさせていただいております。その中で、ぜひやっていただきたいというお話をしたのが、町と警察と地域住民と消防と全てをひっくるめた、町民全部というのは当然無理ですけども、大勢の人がかかわった形の避難訓練をぜひやっていただきたいというお話を昔もしたことがあります。

このところ続いているよその大震災だったり、大きな被害が出ているのを見ますと、やはり実際に訓練をしたりしていた人たちは助かっている。そういうことをやっていなかった方たちは、残念ながら亡くなっているという現実があると思います。そういう中で、やはり浅間山をしょっている長野原町、特に北軽、応桑の人間にとっては、浅間山は恵みも与えてくれる山であるとともに、いざ怒り出したときには、場合によっては始末に負えない場合もある。

そんな中で、被害を最小限に抑えるためにいろんなことを、施策をやっていくという部分で、防災マップをつくるのはもちろん結構です。それをいかに徹底させて、いざそうなったときに、どういう行動をとるか、それが一番大事だと思いますので、ぜひそのところにも手をつけていただきたいと思います。

また、社会福祉協議会の改革については、地域の中心組織ということなんですが、これも私監査委員のときなんかいろいろな面を、経理だったりとか、運営だったりとか拝見すると、大変少ない人数で数多くの事業をこなしていらっしゃいます。ぜひ、中心組織ということであるならば、人的にも資金的にもしっかりと町が支援して、そういうことができるような形を整えていただきたい。実際、現実問題今も見てみると、相当仕事のことは大変だと思います。その中で一生懸命頑張ってくれている職員の皆さんが今いらっしゃいますので、ぜひともその辺もお願いをしたいと思います。

それと、町全体の地域振興を担う施設はどのようなものかということで、12月の議会のときに質問させていただいたときに、町長はダムとともに生きていくために必要な組織、これはダムとともに生きていくのは、何も水没地区ばかりでなくて、長野原全町がダムとともにこれからは生きていかななくてはならないと思いますので、ぜひこの組織をどんなものかというのをなるべく早い時期にしっかりとお示しいただきたいと思います。

また、町の基幹産業である農業、必ず、町の基幹産業は農業と観光だというのは、歴代町長がずっと言っていると思います。その割には、僕が議員になってからの感想としては、基幹産業、基幹産業と言っている割には、まだまだ町の支援が足りないんじゃないかなというのが本音です。

そんな中で、ぜひ本当に例年と同じものではなく、思い切った施策、農業をやっている方、酪農をやっている方が、ああ、町がこんなに基幹産業と言って力を入れてくれているんだというのが実質を肌として感じられるような施策をぜひとも打ち出していきたいと思います。

町長の思い描く連携については、「オールながのはら」、これはもう町長が就任以来ずっと言っていることなので、「オールながのはら」というのは当然のことだと思うんですけども、それを具体的にというのがなかなかお聞きできなかったんですが、ぜひもしお聞かせいただけるならお願いします。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 黒岩議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは、子育て支援に関しましてでございますが、ばらまきがいいのかどうなのか、ちょっとその部分は私にはわからないんですけども、どういう施策を打ったら長野原町のほうがいいのか、それも私には見えてきていない部分があるんですが、昨年までに行ってきましたこども館の整備や、あるいは保育所機能を持たせた応桑こども園の開設というのは、ある意味、居場所、あるいは時間の確保ということの観点からしますと、大分長野原町変わってきたんじゃないかというふうに考えております。

来年度、これは施政方針ということの質問だというふうに考えておりますので、私の選挙公約ということであれば4年間のことを申し上げられると思うんですけども、施政方針ということでございますので、余りのことは言えないと思いますが、来年度着目していただきたいのは、やはり児童発達支援事業の開所、そこには非常に私も期待をしているところでありまして、潜在的な児童の発達障害、私はかなりあると思っておりますので、そこが未来に向けていい方向に進んでいけばいいなというふうに考えております。

また、先ほど申し上げたように、中学生を対象とするひとり親世帯向けの家庭訪問型による学習支援、これは県の事業ではあるんですけども、長野原町の強い要望により群馬県では唯一1カ所、家庭にまで家庭教師のトライの家庭教師が何うという方向性を結びつけることができました。ほかの町村は会場を設けて、そこに集まってくるという方法でありますけれども、長野原町だけ家庭訪問という形での実施を昨年12月から開始をすることができましたので、そういった部分からの援助というのものもあるんじゃないかなというふうに思っております。

続いて、防災に関してですけれども、議員のおっしゃるとおりであるというふうに私は思っております。ただ、防災訓練を押しつけるよりも、まずは意識を向上させることだというふうに私は思っています。去年は防災フェスタを開催したんですけども、ことしはぜひとも、ちょっとまだ確約はとれていませんけれども、私が尊敬している教授であります片田教授、こちらの方の話、議員も聞いたことがあろうかと思っておりますけれども、そういった方に区長を初め地域住民、これはかなり、半ば強制的であっても来ていただくべく話を聞いていただく、そういう場を設けていきたいと思っております。

そして、今、羽根尾で毎年行っている自主避難訓練でございますけれども、あれは私はすごくいいものだと思います、ほかの地域にも広げていく努力をしておるんですが、なかなか地域の皆さんが首を縦に振ってくれない。それをよく考えましたら、ほとんどの地域の方が区長は1年で交代するんですね。それを考えると、1年で交代してしまう区長にお願

いをするのはちょっと酷なのかな、なぜならば、区長というのは非常にいろいろな仕事があって大変です。

そこで私が考えたのは、地域の代表である議員の皆さんに力をかけてもらいたい。それを私は考えています。区長は1年で交代してしまいますけれども、議員の皆さんが先頭に立って、その地域の自主避難訓練、それを行うことができたならそんなすばらしいことはない、そういうふうに考えていますので、そういった広がり方、来年度からちょっとお声をかけさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、社会福祉協議会。議員のおっしゃるとおり、人なのか、物なのか、金なのか、恐らく全てだと思います。それ以前に先ほどの防災のこともつながるんですけども、社会福祉協議会の内部の意識改革をまずすることが私は先決だと思いますので、これは社会福祉協議会長である大羽賀議員と話し合いはできております。来年度、一步を踏み出したいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

あと、組織ですね。長野原町が持続可能な発展をしていく町にならないといけないということは、誰もが思っていることだと思いますけれども、その組織を具体的にどういうものかというの、今の段階では私の口から申し上げることはできません。今、一生懸命ダム課を中心に私もいろいろ調べておるところでございます。

そこで、ダム完成というのは、それが全てではないですけども、非常に大きなポイントになってくると思いますので、ダム完成を目途に、これ以前でもいいと思いますし、ダム完成を過ぎてしまってもいいかと思っておりますが、そのダム完成を目途に、どういう形態の組織になろうかわかりませんが、確実にこれはつくっていかねばだめなものというふうに認識しておりますので、それは汗をかかせていただきたい、そう思っています。

続いて、農業の支援ということでございますけれども、予算書のほうで読み取れたかと思っておりますけれども、生分解性マルチというのはなぜ年々上げてきたかという、野菜農家の方たちとの意見を交換する中で、やはりその部分が一番声に出てきたという感覚がありますので、それは年々予算をふやさせていただいてきておりました。

そのほかに、先ほど申し上げた畜産先進技術導入推進協議会というのを去年立ち上げさせていただきました。これは主に今、バイオガスの発電を自分たちでやっていけないだろうかということを検討することが主なものとなっておりますけれども、それと多面的機能保全の事業、これは一番スタートは大津水利組合の方たちが始めたものなんですけれども、これが広がって、林や応桑、大屋原、ハイロン、あとアテロの方たちもそれぞれが立ち上げまし

て、それを広域で回していこうという今雰囲気になっております。

県の補助が75%出まして、平成30年の予算が1,900万を超えております。県の、そのうち補助金が1,430万ぐらいだというふうに伺っています。この多面的機能の部分でも、農地周辺の草刈りと整備のお金にも使えますし、鳥獣害の侵入の防止柵をつくることにも使えるものでございます。

これと、先ほど申し上げた先進技術の会議のほうなんですけれども、私は非常にいいものだというふうに考えている。なぜならば、自分たちの地域を自分たちで守っていくんだという意識がその会、あるいは多面的の中では生まれ始めています。なぜならば、ただ単にお金を補助してもらって、それを使うということではなくて、そこには必ずマンパワーが必要になってきます。お金が補助されて、行政と地域が連携して、それを地域の人たちで何とかしていこうという事業がこの2つでございます。そういったことこそに力を入れていくべきだと私は考えておりますので、これは力を入れて進めていきたいなと思っています。

あとは、連携ですかね。連携に関しては、全てが連携なくしてやっていけないという思いがありまして、例えば議員が所属しているチームやんばという組織が立ち上がりました。アサワークスタイルという組織も立ち上がりました。前からありますけれども、じねんびとという組織もあります。それぞれが、自分たちが何とか地域、何とかしていこうと、そういう思いの若者がほとんどでございます。それをつなげていくのが私の役目だというふうに思っていますし、それも連携であります。

あるいは長野原高校のコミュニティー・ハイスクール、長野原高校の生徒と連携をしてやっていく。それも連携だと思っています。議員も雪合戦や炎の祭りにお声をかけたということも聞いております。それもすばらしい連携だと思いますし、跡見学園女子大学との連携、これも炎が消えないように温めていきたいなというふうに思っておりますし、全てが連携です。

そして、ことしの長野原町役場の目標にも「連携」という言葉を掲げさせていただきました。縦のつながりじゃなくて横のつながり、そういうものをしっかりと職員にも意識、浸透させていきたいなと思っています。

ちょっと連携というのを挙げると数限りなく挙げられるんですけども、とにかく連携は意識して、来年度進めていきたいというふうに考えていますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） 大変ありがとうございました。

子育て支援の関係は、こども館、認定こども園、これ変わってきたというのは、町長ご存じのとおり、僕がそれは一番ひしひしと感じている人間の一人であることは間違いないと思いますので、そこに関しては本当に変わってきていると思いますので、さらに進めていっていただきたいと思います。

防災については、羽根尾で地域の防災訓練をやっているというのは伺ったことがあります。なかなか参加してくれないという部分では、やはり、何というんですか、北軽、応桑の人間は、先ほども言いましたけれども、浅間山というのがあるという部分で、何かあったときにどうしたらいいのということを知り、よそから来た人、別荘の人、よそから来ている若い奥さんたちに聞かれます。もし、噴火したらどうしたらいいの、教えてと。そういうのはやっぱり、例えば学校にいたら、仕事していたら、いろんなパターンがあると思うので、その辺はしっかりとやっぱりシミュレーションをした上で、こういうときはこうすればいいんだよ。やっぱり僕の仲間である考える会というのをやっていた仲間たちがよく言っていたのが、浅間山、怖い、怖いじゃなくて、何かあったときはこうだよ、防災計画はこうになっているよ、だから、安心して来てもらって大丈夫なんだよという状況をつくるべきだという意見がよく出ておりました。

まさにそのとおりで、危ないからだめじゃなくて、何かあったときにはちゃんとした万全の態勢ができていんだということをつくっておくことが、観光客にしても、別荘客とかにしても、移住する人に対してもアピールになると思いますので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

社会福祉協議会に関しましては、町長と会長、大羽賀会長の間でやりとりをされているということで、どのような組織になるのか、しっかりと見守らせていただきたいと思います。

また、町全体の組織についても、ダム完成を目途にいろいろ模索中ということで、いろいろ研究を重ねた上で、ぜひいい組織をつくっていただきたいと思います。

そして、町の基幹産業であるところの農業に関しては、今いろいろと細かい施策をお聞きしました。ぜひとも、これもやっぱり最後の質問の連携にもかかわってくると思うんですが、いろんな部分が大津の水利組合から発信して、それが町全域に広がっていつている、まさに連携だと思います。やはり町長がいつも言っているように上下じゃなくて、まさに「オールながのはら」で連携するために、いろんな部分で、いろんな人たちが、いろんな形で連携するというのはとても大切で、これからの長野原町が生き残っていくためには必要なことだと

思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

その連携、本当にチームやんば、アサマワークスタイル、じねんびと等、私もかつてボンバーズを始めてもう20年以上、25年近くたちますけれども、そのころからじたばたじたばたいろいろやってきたのが、こうやってだんだんいろんな形ができてきているというのは、非常にうれしいというか、ありがたいという状況であります。ぜひともいろんな組織が連携して、別々に動くのではなくて、ふだんは別々に動いていても、まとまるときはまとまる。一声かければみんなが集まって、どんと動くんだという組織になるように、ぜひとも町長のそこら辺は指導力を発揮していただいて、もちろん議員としての私たちも協力するし、北軽のいろんな団体も協力しますので、ぜひともリーダーシップを発揮していただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 6項目についてはあれですか。全体でいいんですか。

○6番（黒岩 巧君） 全体でいいです。

○町長（萩原睦男君） 一生懸命頑張ります。

1点だけちょっと、子育て支援の件で、来年度から中央こども園がスタートします。これは身内のことを申し上げるのは恥ずかしいんですけども、教育課を中心に、幼稚園、保育所スタッフがかなりタイトなスケジュールのもとやらせていただいて、何とか間に合うと思います。工事会社の人もすごく頑張ってくださいました。今、外構をちょっと間に合うように進めているんですけども、その部分、議員の皆様にも私のほうから一度報告させていただきたかったので、それだけはつけ加えさせていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

---

◇ 大羽賀 進 君

○議長（浅沼克行君） 次に、9番、大羽賀進君。

〔9番 大羽賀 進君 登壇〕

○9番（大羽賀 進君） 議長より許可をいただきましたので、通告いたしました2問質問させていただきます。

初めに、人口減少対策についてであります。

少子高齢化、人口減少は避けられない喫緊の課題であります。政府も有識者会議の議論から若者の地方移住をどう促すか、東京圏、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一極集中の是正へ、若者の地方移住をどう促進するか、現在活発な議論を展開中であるとのこと。地方圏では若者の減少に歯どめがかからない反面、東京圏では毎年右肩上がりに転入超過が22年も続いているとのこと。地方の若者が都会に憧れることは必然なことと思いますが、このまま手を打たずに放っておけば地方は疲弊するばかりです。

ところが、最近では地方を志向する東京圏在住の若者は少なくないそうです。内閣官房の調査によると、東京に住む人の約4割が今後地方への移住を予定、検討したいと考えておるそうです。特に10代、20代でその割合が大きいそうです。地方の移住促進は自治体の魅力発信が大事であると言われております。若い町長さんの考えをお伺いをいたします。

もう1点、農業と観光の振興についてであります。

六十有余年続いた八ッ場ダム建設もあと2年で完成です。今後の本町の政策の視野は、農業と観光で生計を立てている人が多い応桑、北軽に目を向けていただきたい。特に生活道である町道の整備、幹線道路、国道に短時間で継ぐ町道の整備、建設が必要だと私は思っております。特にハイロン、大屋原、アテロの地域は幹線道路に出ることは余りにも遠過ぎます。橋をかけ新しい道路をつくることは大変な作業ですが、道路の整備で人の出入りが多くなれば、その地域は発展していきます。町長のお考えをお伺いいたします。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 大羽賀議員の1点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、少子高齢化と人口減少は長野原町の将来にとって重大な問題であります。しかし、これは長野原町だけではなく、日本全体を見ても人口減少は避けることができないのが現実でもあります。こうした現状の中で、長野原町としては空き家バンクや移住コンシェルジュ、移住相談会への出展などの移住定住施策、企業支援やSOHO事業の推進による働く場の確保、認定こども園の設置による子育て環境の整備などを進め、人口減少に歯どめをかけるための施策を講じてまいりました。

今後は、インターネットを活用して長野原町の魅力を発信し、移住を考えている人に長野原町をより知ってもらい、住んでみたいと思ってもらえるような施策も実施してまいります。



また、将来の長野原町を考えると、第5次総合計画の基本理念である明るく活力ある町を実現するために、地域、世代、立場を超えた連携のもとで、町民一人一人が生き生きと暮らせる町づくりを目指していきたいと考えております。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。

農業と観光の進行についての対応でございますが、明るく活力のある町づくりを進めるに当たって、私たちの日常生活を支える社会環境を整えることが必要であります。道路整備については、安全、快適で円滑な交通網の整備や、道路と自然環境の調和を考慮し、地域住民のご意見及びご要望や課題となっている事項を十分に把握した上で、実施可能な箇所より整備を進めていきたいと考えております。

また、町の基幹産業である農業振興については、有害鳥獣による被害対策や農地等の多面的機能保全事業の拡充、環境保全型農業に配慮した生分解性マルチへの利用促進などを推進していく考えでおります。

議員におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） 答弁、大変ありがとうございました。

いろんな、町においては、人口減少対策は、どの自治体も真剣にこれは考えておられると思います。いわゆる自治体だけじゃなく、日本としての大きな問題で、地方こそ日本の活力を生み出す場であることは、これは間違いはありません。日本の優秀な機械も下町の中小企業から生まれることは皆さんもご存じだと思います。そのように、やはり地方のそういうきめ細かなところが発展しなければ、私は日本という国はいつか沈没してしまうんだろうなという思いでおります。

そんな意味で、本当に若い人たちが都会に憧れることは、本当に仕方がないことなんですけれども、私も若い時代がありました。20代、30代、今、町長さんのように40代、もうばりばりでした。疲れません、何やっても。今は何をやっても疲れます。本当にもう、こんなことをいつまで続けたらいいんだろうなという、そういう60、70、もう間近に見ると、だからそういう、まことに今の議員さん申しわけないですけども、町長さんから比べると、まことに町長さんから見れば、もっと頑張ってくれよと、多分心の中で言っていると思いますけれども、そんなに頑張れません、これは。正直言って。よく言われました。30歳抜いて頑張れと。30歳抜いて頑張れと言ったって、それは無理。やっぱり60後半です。

そんな意味で、本当にこの活力ある人たちというものは、町長さんのような40代、50代、そういう人たちがこの町を盛り上げていかなければならないのかなという、そういう思いでいつもいるんですけども、この現状を見てみると、私の地域には13軒、組があります。ほとんどお年寄り2人、その後あと10年、あるいは20年後はどうなってしまうんだろうな。空き家になるんだろうなというところが多いです。多分、皆さん方が住んでいる地域も同じことが言えると思います。

このことを放っておけば、長野原町は本当にいろんな地域で大変なことになるんだろうなということで、魅力ある長野原に住めば、こんなに魅力あるよ、こんなにチャンスがあるよ、土地も持てるよ、うちを持てるよというような、そういうような発信をしていきたいなと思っておりますので、その辺もよろしく願いいたします。

2点目の農業、観光の振興ですけれども、私もあの当時は親に逆らえなくて、長男がいるのに長男は先にさっさと逃げて行って、一番最後の三男が跡をとったという、誰か跡取りいなきゃだめだというふうな時代で、今はそういう時代じゃないと思います。自由に生きろという。当時はそうでなかった。おまえが残るんだ、兄弟全員でおまえが残れ、おまえが残れと言う、そういう厳しい中で、この農業というものをやってきました。

一番感じたことはやはり道路です。今、北軽、応桑の野菜農家の皆さん方はあそこの予冷库、応桑にあるんですけども、そこ一極集中です。それを、俺は近くていいんですけども、アテロとか大屋原の人たちは谷を下って上って、それでやっとなそこまで出荷をするわけですけども、我々と同じ大きい馬力のトラクターのタイヤがあつという間にすり減ってしまう。そのタイヤを交換するのに70万も80万もかかる。だから、それは仕方ないことなんですけれども、大変なお金がかかって、これを受け入れてするということは至難の業だと思うんですけども、これはやはり長野原の一つの大きな展望で、そういうふうに見ていただきたい。

本当に北軽、応桑は観光と農業です。それ以外の道はありません。この農業と観光をしっかりやっていけば、若者も定住するし、経済も豊かになるし、長野原も発展するということをございます。どうかこの道路整備については、本当に八ッ場ダムが終わって、ダムは心配ないなということになりましたら、応桑、北軽も真剣に考えていただきたいと、そう願っております。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 大羽賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように魅力発信、非常に重要なことだと思います。実際、長野原町は魅力がある町です。そこで、ちょっと先ほど頑張りたくないとおっしゃいましたが、頑張りなくてもできることをちょっと議員の皆さんに提案したいなと思っています。

今、テレビとかそういうCMなんかよりも、やはりSNSが主流になってきております。そこで、頑張りなくても本当に簡単にできるインスタグラムを議員の皆さん全員にこれやっていただく、来年度から。もっと言うと、90のじいさんもばあさんもインスタグラムをやっている町、それだけですごい発信力にもなると思いますので、本当に簡単なことなんで、月に1回でもいいから、長野原町民が全員が長野原町のことを月に1回発信しただけでも、それが世界に拡散する、日本全国に拡散する。それで長野原町の魅力が発信される。篠原議員にもスマホを買っていただいて、スマホですね、みんなも。スマホを持っていない人はスマホを買っていただいて。それを僕はちょっとやっていきたいな、こういうふうに思っています。議員ばかりでなく、こちらに座っている人間にも強く訴えていきたいなと。

私は町の営業マンだと思っていますけれども、トップセールスマンだと思っていますけれども、議員の皆さんも営業マンです。その部分、頑張りなくてもできることなので、ぜひそれはお願いしたいなと思っています。

それと、インフラ整備、道路の整備、これは非常に重要なことだと思います、生活する上で。ただ、今、長野原町の環境において、ダム地域でいろいろな橋ができて、そういう状況の中で、北軽井沢、応桑の人たちは、あんなにいっぱい橋ができるんだから、1本ぐらいつくってくれよ、そういう声を私も聞きます。何とというか、ただ、橋を1本つくるといふことは非常に、すごい大変なことで、長野原町の住民の意識はちょっと麻痺をしている部分もあろうかというふうに考えています。

ただ、そんなことを言っても、橋は寿命もあるし、老朽化していくことは事実なので、予算書にも書かせていただきましたけれども、来年度御大橋の、大屋原につながる御大橋の周辺の道路の調査費はつけさせていただきました。そういった部分、また地域住民のお声とかをお聞きしながら、できるところにはお金を突っ込み、スピード感を持ってやっていきたいな、そういうふうに思っています。

また、先ほど黒岩議員の質問に重複してしまうんですけれども、それよりも何よりも、やはり農業を支援するのは、先ほど申し上げように多面的機能保全事業、これは本当に国が覚悟を決めていただいた事業だというふうに思っていますので、75%補助金をもらって、私が今までずっと言い続けてきた地域を救うことができるのは、ボランティアとマンパワーな

んだと、それがまさに反映される事業だと私は思っています。しかも、そのボランティアなんですけれども、出てきてくれた人に日当が支払われるというすばらしい、微々たるものですけれども、だから、完全なボランティアじゃなくて、弁当代ぐらいのお金を払えるということであるんで、これは本当にすばらしい事業だと思っていますので、議員の皆様にもほかの地域にも周知をしていただいたり、私ももちろん広げていきたいと思っていますけれども、やっていきたいなと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） 9番、大羽賀進君。

○9番（大羽賀 進君） 町長さん、ありがとうございました。

今、町長さんからいろいろご答弁いただいて、安心しております。本当に長野原町のために、もっとほかにいろいろやりたいことがあったのかもしれませんが、町長さんが長野原町の町長になっていただいて、大きな使命を持っていると思います。本当にいろいろこれから、いろんなことがあると思いますけれども、どうか我々議員も、先ほど議員さんも営業マンだと言われましたけれども、確かにそのとおりです。我々も営業マンです。長野原町を売り込んでいかなきゃならないことは事実であります。

そんなことで、先ほど、こんなこと、簡単なことなんだなんていうITの話をしましたけれども、ここで何人できるかわかりますか。ITの……、私も持っていますよ、これを。これもガラケーじゃないです、だけれども、多分4割ぐらいしか使えません。これは勉強して、我々もそういうSNSとか、そういうものでどんどん発信することは本当に重要だと思うんで、我々もいろいろ勉強して、そういうふうにやっていきたいと思っています。町長さんもぜひ頑張ってくださいね。県会議員になりたきゃなったっていいけれども。あと1期頑張ってください。すみません、余分なことを言って。

ありがとうございました。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 一生懸命頑張ります。

---

◇ 浅 井 進 君

○議長（浅沼克行君） 次に、4番、浅井進君。

〔4番 浅井 進君 登壇〕

○4番（浅井 進君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問させていただきます。

私はジオサイトに指定されました浅間大滝の整備についての質問をいたします。

萩原町長におかれましては、就任されてはや4年が過ぎようとしています。この間、新庁舎の建設、ハッ場ダム本体工事の開始、水没地域の生活再建など難題を抱える中、昨年4月には応桑こども園を開園していただき、ことし4月には中央こども園も開園の運びとなり、昨年お願いしていた給食費の無償化を決めていただきましたことは本当に感謝申し上げます。

町長は4年前、浅間園、浅間牧場、浅間大滝の「浅間」がつく3大観光スポットの活性化を図りたいと話しておられました。浅間山北麓ジオパークの認定により、浅間園はジオパークビジターセンターとしてリニューアルされ、活気を取り戻しつつあります。浅間牧場はことしから場内に一般車両の入場が認められ、遊歩道の整備も進んで、乳牛の放牧されている雄大な浅間牧場にリピーターの観光客がふえてくると期待しております。

そして、最後に残ったのが浅間大滝です。ジオサイトに指定され、浅間高原のオアシスとして、最近観光客も多くなってきましたが、滝つぼ付近の壁面と、魚止めの滝に向かう遊歩道が大変危険な状態になっています。早急な整備が必要だと思っています。進入路や駐車場スペースは地権者が多く、複雑になっているとは聞いておりますが、町当局の力をかりて解決してほしいと思います。

以上、町長のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 浅井議員のご質問にお答えいたします。

年間28万人の観光客を数える浅間高原の重要な観光拠点で、ジオサイトの一つでもある熊川上流部の浅間大滝や魚止めの滝周辺整備については、議員もご承知のとおり土地所有者が大勢いることから、所有者の同意は難しいと考えております。

そのような中、土地を管理されております南木山土地管理組合の規約を確認させていただいたところ、地元で管理していただくことが可能であれば、管理組合との契約行為で進めることができると思われまます。そのためには、借用面積等を確認することが必要となることから、測量等を実施していきたいと考えております。

また、魚止めの滝アプローチ階段改修工事につきましては、来年度、事業を実施させていただき予定でございます。

なお、河川区域の浅間大滝滝つぼ周辺については、河川管理者等の関係機関と協議、調整が必要となります。

今後、よりよい管理及び整備の方向性を検討していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 4番、浅井進君。

○4番（浅井 進君） ご答弁ありがとうございました。

浅間高原の観光協会、長野原町がパンフレットを発行しているところには、ほとんど浅間園、浅間牧場、浅間大滝は掲載されておりまして、夏のシーズンには大型バスも毎日入っており、時には2台ほど重なりますと、約七、八十人が滝周辺に集まることになりまして、トイレもないんですが、実はトイレに関しては草軽交通の駅舎、草軽電鉄の駅舎のところに公衆トイレがあるんですが、そのトイレをほとんどトイレ休憩として利用しているんですけども、そこには身障者が使えるような多目的トイレがありません。

この周辺で多目的トイレといいますと、ふれあい広場にはあるんですが、あれは冬の間は閉鎖しちゃっていますので、そういう観点に、観光地にやっぱりあれだけの人数が夏来るところには、多目的トイレがぜひ必要ではないかと思っておりますので、その点もできましたらちょっと考慮していただければと思いますので、町長の意見を聞きたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅井議員のご質問にお答えいたします。

今、浅間大滝周辺の整備に関しましては、弁護士も入れて綿密に話を詰めておるところでございます。ご存じのとおり、浅間牧場も今回のこの浅間大滝も、今までは完全にアンタッチャブルだったわけでございます。ずっと何年もそういう状態できている中、これはタイミングというのもあるかと思っておりますけれども、私じゃなければ動かすことができないと、そういう信念のもと、浅間牧場もやってきたつもりでございますので、この浅間大滝もそういう思いでやらせていただきたい、そう思っています。

ただ、浅間牧場を動かすことによって、私が感じたことは、今まで何の一步も踏み出せなかったのに、一步踏み出した途端に、これもやってくれ、あれもやってくれということが出てくることありまして、それは人間は欲がありますので仕方ないことだと思うんですけれ

ども、一步踏み出す前は一生懸命やって僕はいいと思うんです。一步踏み出してからは、少し慎重になることも必要だと思ひまして、来年度、魚止めの滝整備は予算づけさせていただきました。

議員の皆さんとも議論を進めさせていただいて、お金もかかることでございますので、年次計画、しっかりとしたスキームを立ててあそこを整備、いい環境にできるように進めていきたいと考えております。その中にはトイレ、これ非常に重要なポイントだと思いますので、そのトイレ、どういうふうにやっていくのかということも含めて、議員の皆さんとは考えていきたいと思ひます。

あと、一番重要なのは管理の部分だと思うんですが、いつか浅井議員と2人でお話したときに、地元の人たちに野菜なんかを売る場所を確保して、その人たちにトイレの掃除をしてもらったら、こんなことすばらしいんじゃないかという話を聞いて、私もそんなことが実現したら、本当にすばらしい地域振興だと、まさに小さな地域の地域振興だと思ひていますので、そういうことが実現できるように、行政は行政の立場で最善を尽くさせていただきますので、議員の皆さんも、議員の立場として地域を盛り上げていただければ幸いに存じます。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（浅沼克行君） 4番、浅井進君。

○4番（浅井 進君） ありがとうございます。

先ほど町長が言われましたように、私もあの南木山開発の土地は、利用は町で、当局である程度話を進めていただかないと何の商売もできないというふうに思ひましたので、今この話を聞きまして、また、ぜひ一緒に南木山開発、私、今の管理者の方とは同級生で、友達でもありますので、話を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 答弁いいですか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

---

◇ 牧 山 明 君

○議長（浅沼克行君） 次に、8番、牧山明君。

〔8番 牧山 明君 登壇〕

○8番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、町社会福祉協議会の改革の詳細についてお伺いしたいと思います。

3月定例議会初日の町長の施政方針演説の中で、元気な長野原町をつくっていくためには、社会福祉協議会の改革が不可欠であるとしていますが、いつごろから検討し、どういう方向性を持たせて改革に着手していくのか、具体的な考えをお聞きします。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

深刻な高齢化社会を迎える中で、これからの社会福祉協議会に求められている役割は、地域包括ケアシステム構築の中心的な組織になることだと私は考えております。そして、医療、介護、予防、生活支援の一体的な提供による住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる自助、互助、共助、公助を組み合わせた地域ケア体制の実現を早急に進める必要があります。

その第一歩として、社協会長とも相談しながら、意識改革や組織充実に向け、また、福祉・保健サービスの充実に向けた町と社協が共通認識を持てるような組織づくりのために、仮称ではありますが、社会福祉協議会イノベーション専門委員会を立ち上げて取り組んでいきたい、そう考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 社会福祉協議会、きょう質問をするに当たって、どのくらいの事業を現在長野原の社会福祉協議会がやっているのかということで、きのうちょっと行って、資料をもらってきました。これは事業計画の案なんですけど、約19項目、いろんなことがあるんですけど、まず、大きなところで老人福祉センターの経営というのがあります。それから、生きがいデイサービス、高齢者配食サービス、シルバー人材センターの実施、紙おむつ事業等の実施、主に町からの委託でやっていることだと思います。

よその地域の社協がどうなっているのかというのをちょっとインターネットで調べてみました。長野原町の社協の場合はホームページがないんだということで、情報が全くそこからはなかったんですけども、郡内でも中之条町、それから東吾妻町、嬭恋村、草津町を見たんですけど、かなりいろいろなことをやっています。県内で前からちょっと聞いていたんで



すが、玉村町の社会福祉協議会というのがありまして、そこは障害者の福祉事業所のほかに地活もやっていて、これもかなりやっぱりそのほかの部門でも多くのことをやっています。

近場のところで東吾妻町では、訪問介護事業所が2カ所あります。この辺がやはり今後社協を考えていく上に、新たに取り組んでいかなくちゃならないところになるのかなという感じで見えています。中之条の場合は、ホームヘルパーが障害者の人でも使えるような仕組みになっています。高齢者だけでなく、障害者の場合もホームヘルパーを頼んで、いろいろな身の回りの世話とか、そういうサービスが受けられるようになって、しかも料金もきちんと、ほぼ同じぐらいの料金で、1割負担でできるようになっています。

こういうのを見て、やはりうちの町も急いでそういうところを、いろいろなやり方で取り入れていかなくはならないのかなというふうに思います。これは社協だけではなくて、福祉病院、それからにしあがつま福祉会があるわけですし、そこにさらに社協も入って、連携できる、どういうふうに連携していったらうまくいくのか。それから、どういうふうにやったら早く他地域に追いついていけるのか。何が不足なくて、何が必要なのかということやはり明らかにしていかなくはならないと思います。

そういう意味で、先ほど言われた社協改革イノベーション推進委員会というのは、大変期待しているところなんです、この具体的な構成員はどのように考えているのか、もし差し支えなければちょっと話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の質問にお答えします。

議員のおっしゃるように、西吾妻福祉病院、あるいはにしあがつま福祉会との連携は非常に重要なことだというふうに考えております。議員の皆さんご存じのとおり、おとし西吾妻福祉病院のあり方検討委員会というのを、私が委員長になりまして、協議させていただきました。その中で、議員の皆さん、そして町の担当、病院、地域の振興協会、それぞれがあった中で、それぞれがいろいろな方向を向いていたところを、ベクトルを同じ方向にできたというふうに私は確信をしております。非常にいい会議ができたというふうに私は思って、これは自己満足ではなくて、正直そういうふうに思っております。

次の年、去年、にしあがつま福祉会、結構、私から見ても目に余る部分がありましたので、そのにしあがつま福祉会においても活性化委員会というのを立ち上げまして、私が委員長になって進めさせていただきました。

どちらもまだまだ、本当にまだスタートしたばかりというか、問題点、課題点はいっぱい

あるんですけれども、まさに携わっている人間が、未来を向いてやっていこうという気持ちになったということは確かだというふうに私は感じております。

そういった意味で、社協会長ともう話はしているんですが、まずは、その第一歩はやはり携わっている人の意識改革、意識向上をさせていくことが一番のことだと思います。そこで、ちょっと何か格好をつけた言葉になってしまいましたけれども、イノベーション専門委員会という言葉を使わせていただきましたけれども、名前は何でもいいんですけれども、ただ、構成員は今どうするかということを、今この場で、誰と誰と誰という考えは実はありません。議員の皆さんのご意見を聞いたり、もちろん担当の意見も聞いたり、もっと言うと本来であれば社会福祉法人ですので、行政が本来であれば首を突っ込めるところではないけれども、私はそこを切り込んでいきたいと思っていますので、よりよい会になる、そして、その会をやってただ単に自己満足で終わったんでは意味がないので、それをあしたにつなげる会にしていきたいというふうに考えていますので、ぜひともアイデアを頂戴できればと、逆にそういうふうに思っています。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） やはり改革というのは、日々よくなるということが見えてこない、正直意味がないと思うんです。

どういうふうにしたらよくなるのかということは、まず、ほかの地域の社協が何をどうやっているのかという多くの情報を集めるということが必要になると思います。それは、今は一々行ってみなくても、ネットでかなりの情報が得られるわけですから、まず担当職員が可能な限りいろんなところの情報を集め、それを分析をすると。うちの町に合いそうなものは、まずとりあえず先進地域でいいところはまねをするというところから始めないと、スピードは上がらないと思います。

それを担当職員がきちんとまずやってもらおうと。これは町の職員だと思います。社協の職員はほかにこれだけの事業を抱えてやっていますので、なかなかそこができないかなというふうに私は思っています。

大事なことというのは、きょうの予算書の中でも、町民生活課、衛生費とか民生費とかの中で、委託料という形で町の会計からほとんど活動のための資金は、そこから委託で出している場所ですので、少なくともそれがどういうふうに使われていくのか、どういうふうに生かされていくのかということを、町も議会もきちんと見守って検証する義務があると私は考

えています。それをやっつけていかない限り、うまく改革は進まないのかなというふうに思っています。

1つ、先進地の紹介というか、あれなんですけれども、たまたまこれは地域包括ケアシステム構築のところで、厚生労働省のホームページからとった資料なんですけど、地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組み事例というのを、一番最初に世田谷区の取り組みが載っているんです。時間がないので、ちょっと詳細の説明はわかりづらいんですけど、この中にも医療、介護、予防、住まい、生活支援という大きな取り組みをやっているんですけど、その生活支援のところに社会福祉協議会が入って、ふれあいサービス事業というようなことをやっています。

もっと驚いたのは、これは多分、いつごろですかね、平成25年とか26年ぐらいの厚生労働省の資料なんですけれども、ここに世田谷便利帳というのが2007年のがあるんですけど、これを見ると、今から10年以上も前に、もうそういう活動を社協がやっているんですよ。やっぱり先進的な地域が一朝一夕にいい仕組みで、いい事業になったわけじゃないということだと思います。取り組みはやはりできるところから早くやるということが大事だと思うんですけど、ぜひ近隣のところ、あるいはちょっと離れていてもいいけれども、長野原町でこれならやれるだろうというところを早急に検討して、一つずつ取り入れてやっていくということが大事かなというふうに思います。ぜひそれをお願いしたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員のおっしゃるとおりだというふうに私は思っています。

まずは情報を集めること、これはすぐにでもやれることですし、やらなければいけないことだというふうに思っています。

ちょっと違う、社会福祉協議会ではないんですけど、昨年行った浦河町、私はあそこに行って本当に感動すら覚えました。実際行って見て、肌で感じることも大切だと思いますので、そういったことも含めて、この会でやっていきたいというふうに思っています。

人なのか、物なのか、金なのか。恐らく、先ほども申し上げましたように、全てだというふうに思っています。将来、そしてまだ理想なんです、今、社会福祉協議会、私が感じる中でちょっとマンパワーが少な過ぎる。その部分は何とかしていかなくてはならないということ、喫緊の課題だと思っていますし、先ほど予算の質問の中で生活支援コーディネーター、まさにあれは社会福祉協議会で活躍するような人間だと思っていますし、ちょっと何とも言えませんけれども、あるいは、これは私の思いとして聞いていただきたいんですけども、

将来、社会福祉協議会に町の職員が出向する、そういう方法もあろうかと思えます。もっと言えば、にしあがつま福祉会、隣にあるわけですから、その連携、あるいは人事交流というのはやっていかなければ、私はうそだと思っています。

さらに言わせていただくと、来月、私、選挙を迎えるわけでございますけれども、今、公約を一つ一つつくって出す準備をしておりますけれども、この社会福祉協議会の改革の一つに入れていきます。それぞれに順位をつけることはできないんですけれども、次の4年間、非常にこの社会福祉協議会の改革というのは、私にとりましても、長野原町にとりましても非常に重要な位置づけになってくるというふうに考えて、そういう信念のもとやっていきたいなと思っていますので、どうぞお力添えを賜るようお願い申し上げます、終わりにします。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 以上で一般質問を終結します。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（浅沼克行君） 以上をもちまして、平成30年3月第1回長野原町議会定例会における日程の全てを終了いたしました。

定例会を閉会とします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 4時20分